

王寺町地域防災計画

水害・土砂災害等編

令和3年3月

王寺町防災会議

目 次

第1章 総 則	1
第1節 本防災計画の概要	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の基本方針	1
第3 計画の構成及び概要	1
第4 計画の修正	2
第5 計画の推進・周知徹底	2
第6 用語の定義	2
第7 奈良県緊急防災大綱との関係	3
第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱	4
第1 町	4
第2 奈良県	4
第3 消防機関（奈良県広域消防組合 西和消防署）	6
第4 指定地方行政機関	6
第5 自衛隊	9
第6 指定公共機関	9
第7 指定地方公共機関	10
第8 公共的団体その他防災上重要な機関	12
第3節 町の自然的・社会的条件	14
第1 町の位置	14
第2 地勢	15
第3 気象	15
第4 河川	15
第5 人口動向	15
第4節 想定する被害	17
第1 既往災害	17
第2 町の過去の風水害	17
第3 町の危険箇所	20
第4 被害の想定	20
第5節 防災ビジョン	22
第1 災害に強いまちづくり	22
第2 災害に強い人づくり	22
第3 災害に強い体制づくり	23
第2章 災害予防計画	25
町民避難	25
第1節 避難行動計画	25
第1 指定緊急避難場所の指定	25
第2 避難施設への経路及び誘導方法	26
第3 指定緊急避難場所及び避難路の整備に関する事項	27
第4 避難情報の発令基準及び伝達方法	27
第5 町民への周知及び啓発	28
第6 防災上重要な施設における計画	29
第7 避難計画の策定	29

第 8 町民自らが取組むべきこと	29
第 2 節 避難生活計画	30
第 1 指定避難所の指定	30
第 2 福祉避難所の指定	30
第 3 多様な施設の利用	31
第 4 指定避難所の整備	31
第 5 指定避難所の情報の公表	32
第 6 指定避難所の運営	32
第 7 在宅被災者等への支援体制の整備	34
第 8 指定避難所運営において具体的に定める事項	34
第 9 町民自らが取組むべきこと	36
第 3 節 要配慮者の安全確保計画	37
第 1 避難行動要支援者名簿	37
第 2 避難行動要支援者支援体制の確保	39
第 3 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮	41
第 4 要配慮者の避難後の留意点	42
第 5 防災訓練、教育の実施	42
第 4 節 帰宅困難者対策計画	43
第 1 普及啓発	43
第 2 王寺駅周辺等における滞留者対策	43
第 5 節 住宅応急対策準備計画	45
第 1 町営住宅の活用体制の整備	45
第 2 民間賃貸住宅の活用体制の整備	45
第 3 応急仮設住宅の供給体制の整備	45
第 4 応急仮設住宅の設置	45
第 5 広域的な住宅供給体制の整備	45
町民等の防災活動の促進	46
第 6 節 防災教育計画	46
第 1 町民に対する防災知識の普及	46
第 2 事業所等に対する防災知識の普及	47
第 3 防災上重要な施設の管理者等の教育	47
第 4 職員に対する防災知識の徹底	47
第 5 学校等における防災教育	48
第 7 節 防災訓練計画	51
第 1 訓練の考え方	51
第 2 町が実施する訓練	51
第 3 防災関係機関等が実施する訓練	52
第 4 その他	52
第 8 節 自主防災組織の育成に関する計画	53
第 1 自主防災組織に対する考え方	53
第 2 自主防災組織の活動	53
第 3 自主防災組織の規約・平常時及び発生時の活動計画等	54
第 4 自主防災組織の育成	54
第 5 地区防災計画	54
第 6 王寺町防災士の活動	56
第 9 節 企業防災の促進に関する計画	58
第 1 災害時に企業が果たす役割	58

第2	事業所等における平常時の対策	58
第3	町の役割	59
第4	商工会等の役割	59
第5	事業所の自衛防災組織	59
第10節	消防団員による地域防災体制の充実強化計画	61
第1	消防団の役割	61
第2	他の組織との関係	61
第3	消防団員数の確保	61
第4	消防団の充実強化	62
第11節	ボランティア活動支援環境整備計画	63
第1	災害救援専門ボランティア制度の運営	63
第2	その他の災害ボランティア活動の支援	63
	災害に強いまちづくり	65
第12節	まちの防災構造の強化計画	65
第1	安全・安心な都市づくりの推進	65
第2	地区別の防災の考え方	65
第3	防災施設の整備方針	65
第4	都市の再開発の推進	66
第5	洪水氾濫による被害軽減対策	66
第13節	災害に強い道づくり	67
第1	道路施設等の整備	67
第2	連絡体制の整備	68
第3	危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保	68
第4	道路利用者等に対する防災知識の普及	68
第14節	緊急輸送道路の整備計画	69
第1	緊急輸送路ネットワークの設定	69
第2	緊急通行車両の事前届出	69
第15節	ライフライン施設の災害予防計画	70
第1	上水道	70
第2	下水道	70
第3	電力(関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社)	70
第4	電信電話施設	74
第5	ガス	78
第16節	危険物施設等災害予防計画	80
第1	危険物・毒物・劇物保管施設の災害予防	80
第2	火薬類施設	81
	災害応急対策及び復旧への備え	82
第17節	防災体制の整備計画	82
第1	町の活動体制	82
第2	防災拠点の機能強化	82
第3	防災関係情報の共有化	82
第4	業務継続計画の策定	82
第5	大規模地震発生時における庁舎の機能継続	82
第18節	航空防災体制の整備計画	84
第1	県消防防災ヘリコプター等の受入体制	84
第2	緊急ヘリポートの整備	84

第 19 節	通信体制の整備計画	85
第 1	県防災行政通信ネットワーク設備	85
第 2	災害時非常通信体制の充実強化	85
第 3	町防災行政無線の整備促進	85
第 4	災害時優先携帯電話	86
第 5	地域住民に対する通信連絡手段の整備	86
第 6	緊急速報メール	86
第 7	Lアラート	86
第 8	要配慮者への通信連絡手段の整備	86
第 9	孤立地区への通信	86
第 10	登録制メール・SNS	86
第 20 節	孤立集落対策	87
第 1	孤立対策	87
第 2	孤立の未然防止対策	87
第 21 節	支援体制の整備	89
第 22 節	受援体制の整備	90
第 23 節	保健医療計画	91
第 1	医療救護体制の整備	91
第 2	精神障害者対策及びメンタルヘルス対策	92
第 3	医療機関のネットワーク化	92
第 4	傷病者等、医療救護スタッフ、医薬品等の搬送体制の確保	92
第 5	後方医療体制の整備	92
第 6	医療ボランティアの活用	92
第 7	医薬品等の確保	93
第 8	優先給水	93
第 9	病院防災マニュアルの作成	93
第 10	災害医療に関する普及啓発、教育研修、訓練の実施	93
第 11	保健師等による健康管理・健康相談の実施	93
第 12	在宅難病患者対策	94
第 24 節	防疫予防計画	94
第 1	防疫実施組織の設置	94
第 2	防疫・保健衛生用資機材等の整備	94
第 3	職員の訓練	94
第 25 節	火葬場等の確保計画	95
第 1	火葬データベースの整理	95
第 2	応援協力体制の確立	95
第 26 節	廃棄物処理計画	96
第 1	災害廃棄物処理計画による整備体制	96
第 2	災害時の相互協力体制の構築	96
第 3	廃棄物処理施設等の整備等	96
第 27 節	食料、生活必需品の確保計画	97
第 1	町民の備蓄	97
第 2	自治会、自主防災組織等の備蓄	97
第 3	町の備蓄	98
第 4	報告	98
第 5	食料等の備蓄率の向上	98
第 28 節	文化財災害予防計画	99

第1 基本計画	99
第2 文化財種別対策	99
第29節 応援協定計画	100
風害予防計画	101
第30節 風害予防計画	101
第1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	101
第2 竜巻発生に関する情報を含む竜巻災害情報の伝達	102
第3 建造物の被害軽減策	102
地盤災害予防計画	103
第31節 総合的な土砂災害防止対策	103
第1 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備及び周知	103
第2 大規模土砂災害防止対策	104
第3 砂防計画	104
第4 地すべり予防計画	105
第5 急傾斜地崩壊災害予防計画	105
第32節 山地災害予防計画	106
第1 山地防災ヘルパー	106
第2 山地災害の把握と二次災害防止措置	106
第3 山地災害危険地区の周知	106
第33節 ため池災害予防計画	107
第1 予防対策	107
第2 周知及び広報	107
第34節 宅地等災害予防計画	108
第1 宅地の安全性の向上	108
第2 二次災害の軽減・防止対策	108
第3 災害危険住宅の移転計画	108
火災関係予防計画	109
第35節 火災予防計画	109
第1 出火防止・初期消火	109
第2 消防力の強化	109
第3 火災に強い環境づくり	109
第36節 林野火災予防計画	110
第1 林野火災に強い地域づくり	110
第2 活動体制の整備	111
原子力災害予防計画	112
第37節 原子力災害予防計画	112
第1 情報収集及び連絡等体制の整備	112
第2 県外からの避難者の受入	112
鉄道災害予防計画	113
第38節 鉄道災害予防計画	113
第1 西日本旅客鉄道株式会社	113
第2 近畿日本鉄道株式会社	113

第3章 災害応急対策計画	115
町民避難	115
第1節 避難行動計画	115
第1 警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）、警戒レベル4（避難指示（緊急））の発令の実施	115
第2 町民等の避難行動	121
第3 避難の誘導	122
第4 警戒区域の設定	123
第5 応急公用負担等	125
第6 当該応急措置の業務への従事	127
第2節 避難生活計画	128
第1 避難所の設置	128
第2 在宅被災者等への支援	132
第3 車中泊者への対応	132
第3節 要配慮者の支援計画	133
第1 避難行動要支援者の避難行動支援	133
第2 要配慮者への支援	133
第3 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策	134
第4 外国人に対する安全確保対策	135
第5 情報の伝達・広報	135
第6 災害情報等の周知	136
第7 避難誘導	136
第8 安否確認	136
第9 被災状況のとりまとめ	136
第10 被災者に対する応急的処遇	136
第4節 帰宅困難者対策計画	138
第1 発災直後の対応	138
第2 王寺駅周辺等における滞留者対策	138
第3 帰宅困難者への情報提供	139
第4 駅・バスターミナルの帰宅困難者対策	139
第5節 住宅応急対策計画	140
第1 応急住宅の確保	140
第2 住宅の応急修理	141
第3 災害公営住宅	141
発災時の対応	142
第6節 活動体制計画	142
第1 災害対策本部等の設置	142
第2 町の各防災組織	143
第3 町の各防災体制	143
第4 災害対策本部会議の組織構成と運営方針	144
第7節 災害情報の収集・伝達計画	150
第1 気象情報の伝達計画	150
第2 気象等予警報、地震情報等の受領経路	156
第3 水防情報の収集	156
第4 災害情報の伝達	156
第5 早期災害情報収集の計画	158
第6 災害状況の調査・報告計画	159

第7	危機管理室から県防災統括室への報告	162
第8	町各事業担当班から県各事業担当課への報告	162
第9	被災者の安否情報	162
第8節	ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画	164
第1	県消防防災ヘリコプター派遣要請	164
第2	自衛隊へのヘリコプター派遣要請	164
第3	警察へのヘリコプター派遣要請	164
第4	町の受入体制	165
第5	離着陸不能の条件	165
第6	輸送ルートの確保	165
第9節	通信運用計画	166
第1	通信手段	166
第2	応急復旧	166
第10節	広報計画	167
第1	広報活動	167
第2	広聴活動	168
第3	ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、電気通信業者）	168
第4	公共交通機関	168
第5	記録写真の撮影、収集並びに記録動画等の作成	169
第11節	支援体制の整備	170
第1	被災地への人的支援	170
第2	町内への避難者受入	170
第3	物的支援	170
第4	災害支援対策本部の設置	170
第12節	受援体制の整備	171
第1	各機関への派遣要請計画	171
第2	市町村の相互協力	177
第3	災害時における事務の委託の手続の特例	178
第4	I S U Tの受け入れ体制の準備	178
第13節	人員確保計画	179
第1	実施責任者	179
第2	人員の確保	179
第3	人員の配分	179
第4	応援受入体制の整備	179
第14節	公共土木施設の初動応急対策	180
第1	被災直後の県・国等との連携	180
第2	県による情報提供	180
第15節	道路等の災害応急対策計画	181
第1	被害状況の把握と情報発信	181
第2	知事への自衛隊の災害派遣要請	182
第3	災害復旧工事の実施	182
第16節	ライフライン施設の災害応急対策計画	184
第1	上水道	184
第2	下水道	184
第3	電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）	185
第4	電信電話施設	188
第5	ガス	193

第 17 節 危険物施設等災害応急対策計画	195
第 1 危険物施設対策	195
第 2 火薬類施設災害応急対策	195
第 3 毒物・劇物保管施設災害応急対策	196
第 4 放射性物質保管施設災害応急対策	196
救助・医療活動計画	197
第 18 節 救急、救助活動計画	197
第 19 節 保健医療活動計画	199
第 1 対象者	199
第 2 保健医療活動	199
第 3 救護・助産体制	199
第 4 臨時の医療施設に関する特例	200
第 5 傷病者等、医療救護スタッフ、医薬品等の搬送	200
第 6 後方医療体制	201
第 7 医薬品等の供給	201
第 8 精神障害者対策及びメンタルヘルス対策	201
第 9 保健所等による健康管理	201
第 10 在宅難病患者に関する活動	202
緊急輸送計画	203
第 20 節 緊急輸送計画	203
第 1 緊急輸送の範囲	203
第 2 輸送力の確保	203
第 3 緊急輸送体制の確立	204
第 4 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両及び立ち往生車両対策	204
第 21 節 災害警備、交通規制計画	205
第 1 災害警備	205
第 2 輸送対象	205
第 3 輸送順位	205
第 4 車両の確保	205
第 5 道路の確保	206
第 6 交通規制	206
物資供給計画	208
第 22 節 食料、生活必需品の供給計画	208
第 1 食料供給計画	208
第 2 生活必需品供給計画	209
第 3 救援物資対応計画	210
第 23 節 給水計画	211
第 1 給水対策	211
第 2 給水の実施	211
保健・衛生計画	213
第 24 節 防疫、保健衛生計画	213
第 1 被災地の防疫・保健衛生	213
第 2 県からの防疫措置の指示命令	214
第 3 ペット等の災害対策	214
第 25 節 遺体の火葬等計画	215

第 1	遺体の収容・確認	215
第 2	遺体の火葬等の実施	215
第 26 節	廃棄物の処理及び清掃計画	217
第 1	がれき等の処理	217
第 2	ごみ・し尿処理	217
第 3	障害物の除去計画	218
第 4	生活ごみの処理	219
第 5	廃棄物処理施設の復旧	219
受援計画		221
第 27 節	ボランティア活動支援計画	221
第 1	災害ボランティアセンターの設置	221
第 2	ボランティア・NPOの受入対応	221
第 3	支援環境の整備	222
第 4	専門職ボランティアの確保	222
第 5	情報収集・情報提供	222
第 28 節	海外からの支援受入計画	223
第 1	基本方針	223
第 2	救援物資の受入	223
第 3	救援隊の受入	223
第 29 節	救助法等による救助計画	224
第 1	被害認定	224
第 2	適用基準	224
第 3	災害報告	225
教育施設等計画		226
第 30 節	文教対策計画	226
第 1	教育施設等の災害応急対応	226
第 2	災害時の教育	227
第 31 節	文化財災害応急対策	229
第 1	被害状況の把握	229
第 2	被害状況の調査と応急措置	229
第 3	復旧対策	229
第 4	大規模災害における応急対策	229
風害応急対策計画		230
第 32 節	風害応急活動計画	230
第 1	町民等の身体の安全確保に向けた行動	230
第 2	情報収集方法	230
第 3	異常現象発見の際の手続（災対法第 54 条）	230
第 4	本部長が発表する警報の伝達及び警告（災対法第 56 条）	231
第 5	被害調査	231
第 6	情報のとりまとめ、報告	231
第 7	被災者支援の在り方	232
地盤災害応急対策計画		233
第 33 節	土砂災害応急対策	233
第 1	応急措置	233
第 2	応急復旧	234

第3	二次災害の防止活動	234
第4	亀の瀬地すべり地区について	234
第34節	大規模土砂災害応急対策	235
第1	土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の通知・周知	235
第2	緊急工事	235
第35節	被災宅地の危険度判定	236
第36節	山地災害応急対策	237
第37節	ため池災害応急対策	238
第1	計画方針	238
第2	町が実施する対策	238
第3	関係機関が実施する対策	238
	火災関係応急対策計画	239
第38節	火災応急対策	239
第1	出火防止・初期消火	239
第2	消防活動	239
第3	相互応援協定	239
第39節	林野火災応急対策	240
第1	応急対策フロー	240
第2	出火の発見・通報	240
第3	林野火災の防ぎよ	240
第4	消火・救出活動	241
第5	避難・誘導	242
第6	広域応援等の要請	242
第7	鎮火後の措置	242
	原子力災害応急対策計画	243
第40節	原子力災害応急対策	243
第1	情報の収集及び連絡	243
第2	広報・相談活動の実施	243
第3	緊急時の環境放射線モニタリングの実施	243
第4	その他の対策	243
第5	原子力発電所立地地域からの避難者の受入	243
	鉄道災害応急対策計画	244
第41節	鉄道災害応急対策	244
第1	連絡先	244
第2	西日本旅客鉄道株式会社	244
第3	近畿日本鉄道株式会社	245
第4章	水防計画	247
第1節	総則	247
第2節	水防の責務	247
第1	町（水防管理団体）の責任（水防法第3条）	247
第2	主な事務	247
第3節	安全への配慮	248

第4節	水防体制	249
第1	町の水防体制	249
第2	重要水防区域（重要水防箇所）	250
第5節	気象状況とその措置	251
第1	措置	251
第2	気象情報伝達系統	251
第6節	雨量、水位の通報	251
第7節	水防警報、氾濫警戒情報及び洪水予報	252
第1	水防警報	252
第2	氾濫警戒情報	256
第3	洪水予報	256
第8節	井堰、調整池、ため池等の操作	258
第9節	水防用設備、資材、器具	259
第1	水防資機材	259
第10節	輸送	259
第11節	水防配備と出動	260
第1	巡視及び警戒	260
第2	水防本部員の配備	260
第3	消防団の出動準備・出動	260
第12節	水防信号	261
第13節	決壊の通報並びに決壊後の処置	261
第14節	避難のための立退	261
第15節	費用負担と公用負担	262
第1	費用負担	262
第2	公用負担	262
第16節	優先通行の標識と水防職員証明書	263
第17節	水防解除	264
第18節	水防記録と水防報告	265
第1	水防記録	265
第2	水防報告	265
第19節	応援の要請等	266
第20節	非常通報	267
第1	災害時優先電話	267
第2	無線電話による非常通信取扱い	267
第3	警察電話の使用取扱い	267
第21節	水防訓練	268
第5章	災害復旧・復興計画	269
第1節	公共施設の災害復旧	269
第2節	被災者の生活の確保	271

第 1	被災者台帳の作成及び被災証明等の発行.....	271
第 2	被災者生活再建支援金	272
第 3	援助資金の貸付け等	274
第 4	災害公営住宅の建設	276
第 5	職業の斡旋	276
第 6	郵便事業における措置	276
第 7	その他	276
第 3 節	被災中小企業の振興	277
第 4 節	農林業者への融資	278
第 1	農業災害に対する融資制度	278
第 2	林業災害に対する融資制度	278
第 5 節	義援金の受入・配分等に関する計画	279
第 1	県、日本赤十字社奈良県支部等.....	279
第 2	町に対する義援金の受入及び配分.....	279
第 3	町外被災地に対する義援金の受入及び配分.....	279
第 6 節	激甚災害の指定に関する計画	280
第 7 節	災害復旧・復興計画	281
第 1	復興計画の策定	281
第 2	復興対策体制の整備	281
第 3	特定大規模災害からの復興	282

第1章 総 則

第1節 本防災計画の概要

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）第42条の規定に基づく「王寺町地域防災計画」の水害・土砂災害等編として、町における大規模な災害（地震を除く。地震については「地震編」参照）に対処するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、町及び県、町を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・機関、その他防災上重要な施設の管理者等（以下、「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱を定め、これにより防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、町民の生命、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2 計画の基本方針

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、町民一人ひとりが自発的に行う防災活動である自助や、隣近所で住んでいる者同士で助け合う互近助、自主防災組織、自治会をはじめとした身近な地域コミュニティや、地区内の居住者等が連携して行う共助が必要である。

この計画は、災対法第2条の2の基本理念及び奈良県緊急防災大綱並びに奈良県地域防災計画水害・土砂災害等編第1章第1節第2の「災害に日本一強い奈良県を目指す」方針にのっとり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、「減災」の考え方に基づいて「自分の命は自分で守る」という意識のもと、「自助」・「互近助」・「共助」の取組を推進するとともに、町とその他の防災関係機関による「公助」を適切に組み合わせ、総合的かつ計画的に災害対策の整備及び推進を図り、災害に強い安全なまちづくりを図るものとする。

1 計画の推進にあたっては、下記の諸点を基本とする。

- (1) 災害による死者をなくす・人命を守ることを最大の目標に、できる限り被害を最小化すること
- (2) 自助・互近助・共助を基本とした、町民による主体的な活動の促進による自主防災体制を確立すること
- (3) 町、その他の防災関係機関及び町民、企業それぞれの役割と連携を確立すること
- (4) 防災関係機関相互の協力体制を推進すること
- (5) ハード対策及びソフト対策を組み合わせた災害対策事業を推進すること
- (6) 過去の災害の教訓を踏まえた対策を推進すること
- (7) 関係法令を遵守すること
- (8) 要配慮者等の多様な視点を取入れた対策を推進すること
- (9) 男女共同参画の視点を取入れた防災体制を確立すること

第3 計画の構成及び概要

王寺町地域防災計画は、水害・土砂災害等編、地震編、資料編で構成する。「水害・土砂災害等編」の構成は次の5章による。

第1章	総 則	この計画の目的・構成、基本方針、防災関係機関の業務、町の概要、過去の災害、被害想定など、計画の基本となる事項を示す。
-----	-----	--

第2章	災 害 予 防 計 画	災害に備えて、防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、平常時からの教育や訓練等の計画を示す。
第3章	災 害 応 急 対 策 計 画	災害発生時における注意報・警報の発令と伝達、情報の収集と伝達、避難、消火、水防、救助、衛生等の応急対策の計画を示す。
第4章	水 防 計 画	水防法第33条の規定に基づく水防計画。水防事務の調整及びその円滑な実施のための計画を示す。
第5章	災 害 復 旧 ・ 復 興 計 画	民生安定のための緊急対策のほか、災害からの早期復旧・復興のための計画を示す。

第4 計画の修正

本計画は、毎年検討を加え、修正が必要と認められる場合には、町防災会議を開催し、修正を行うものとする。

第5 計画の推進・周知徹底

各防災関係機関は、本計画に定める事項のほか、必要に応じて具体的な活動計画を作成するなど、本計画に掲げられた事項の推進に努める。

また、各防災関係機関は、分野ごとに緊急性の高いものから順に災害対応に係るマニュアルの策定を進めるものとし、マニュアル策定後は、訓練を計画的に実施し、マニュアルの検証を行い、必要に応じこれに修正を加え、より実効性の高いマニュアルづくりを目指す。

町は、本計画の的確かつ円滑な実施を推進するため、関係行政機関、公共的団体、その他防災に関する重要な施設の管理者等に周知徹底するとともに、必要な事項について、町民に広く周知する。

第6 用語の定義

本計画で使用する用語等は次表による。

標 記	正式名称又は定義
災 対 法	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
救 助 法	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
指定地方行政機関	災対法第2第3号の規定により指定された指定行政機関の地方支部部局その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するもの（災対法第2条第4号）
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するもの（災対法第2条第5号）
指定地方公共機関	地方独立行政法人、港務局、土地改良区その他の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するもの（災対法第2条第6号）
町	王寺町
県	奈良県
町 長	王寺町長
知 事	奈良県知事

標 記	正式名称又は定義
町災対本部	王寺町災害対策本部
県災対本部	奈良県災害対策本部
本 部 長	王寺町災害対策本部長
町防災計画	王寺町地域防災計画
要 配 慮 者	高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの

第 7 奈良県緊急防災大綱との関係

この大綱は、奈良県内で同時多発かつ広域的な浸水害や土砂災害を引き起こす危険性がある豪雨が発生しても犠牲者が出ないよう、命を守るための取組・備えを町・県が一体となって着実に実施することを目的として、防災対策を取りまとめたもの。平成 31 年 4 月に公表している。

第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱

町及び関係機関が処理する業務の大綱は、次のとおりとする。

第1 町

災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
(1) 町防災会議に関する事務 (2) 災害対策本部体制の整備 (3) 気象予警報の伝達 (4) 防災知識の普及 (5) 地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備 (6) 防災訓練・避難訓練の実施 (7) 通信体制の整備 (8) 防災活動体制の整備 (9) 消防力・消防水利等の整備 (10) 救急・救助体制の整備 (11) 危険物施設等の災害予防 (12) 公共建築物・公共施設の強化 (13) 都市の防災構造の強化 (14) 水道の確保体制の整備 (15) 避難計画の作成及び避難所等の整備 (16) 受援体制の整備 (17) ボランティア活動支援の環境の整備 (18) 要配慮者の安全確保体制の整備 (19) 食料、飲料水、生活必需品の備蓄 (20) 防疫予防体制の整備 (21) 廃棄物処理体制の整備 (22) 火葬場等の確保体制の整備	(1) 町災害対策本部に関する事務 (2) 災害対策要員の動員 (3) 人的支援の受入準備 (4) 早期災害情報・被害状況等の報告 (5) ヘリコプターの受入準備 (6) 災害広報 (7) 消防、救急救助、水防等の応急措置 (8) 被害者の救出・救難・救助等 (9) ボランティアの活動支援 (10) 要配慮者の福祉的処遇 (11) 警戒レベル3～5（避難情報）の発令 (12) 避難所の設置・運営 (13) 災害時における交通・輸送の確保 (14) 食料、飲料水、生活必需品の供給 (15) 危険物施設等の応急対策 (16) 防疫等応急保健衛生対策 (17) 遺体の捜査、火葬等 (18) 廃棄物の処理及び清掃 (19) 災害時における文教対策 (20) 復旧資材の確保 (21) 被災施設の応急対策 (22) 義援金の募集活動の支援	(1) 被災施設の復旧 (2) 義援金の配分の支援 (3) その他法令及び町地域防災計画に基づく復旧・復興対策の実施

第2 奈良県

1 県

災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
(1) 防災に関する組織の整備・改善 (2) 防災に関する知識の普及・教育及び訓練の実施 (3) 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 (4) 災害危険箇所の災害防止対策 (5) 防災に関する施設・設備の整備、点検 (6) 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検	(1) 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 (2) 活動体制の確立、他機関との連携による市町村応援体制の確立 (3) 救助法の運用 (4) 消火・水防等の応急措置活動 (5) 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 (6) 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 (7) 緊急輸送体制の確保	(1) 被災地域の復旧・復興の基本方針の決定と事業の計画的推進 (2) 民生の安定化策の実施 (3) 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 (4) その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害復旧・復興対策の実施 (5) 義援金の受入・配分等に関する計画

災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
(7) 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 (8) 県消防防災ヘリコプターの運用、点検 (9) 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 (10) 自主防災組織等の育成支援 (11) ボランティア活動の環境整備 (12) 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 (13) その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害予防の実施	(8) 緊急物資の調達・供給 (9) 児童生徒等の応急教育 (10) 施設、設備の応急復旧 (11) 県民への広報活動 (12) ボランティア、救援物資の適切な受入 (13) その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施	

2 奈良県警察（西和警察署）

災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
(1) 危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備 (2) 災害警備に必要な装備・資機材の整備充実 (3) 道路実態の把握と交通規制の策定 (4) 防災訓練の実施 (5) 災害に関する町民等に対する啓発及び広報活動	(1) 被害の実態把握 (2) 被災者の救出救護及び被害の拡大防止 (3) 行方不明者の搜索 (4) 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する警戒レベル4（避難指示（緊急））及び誘導 (5) 死体の調査等及び検視 (6) 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制 (7) 被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙 (8) 広報活動 (9) 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動	(1) 交通情報の収集・伝達及び交通規制 (2) 交通信号施設等の復旧 (3) 防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

3 高田土木事務所

災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
(1) 所管公共土木施設の耐震化と整備 (2) 水防力の整備強化 (3) 災害危険区域の指定 (4) 火災拡大要因の除去 (5) 緊急輸送網の整備	(1) 県管理の被災公共土木施設の応急対策 (2) 水防警報の発表伝達並びに水防応急対策	(1) 県管理の被災公共土木施設の復旧

4 中和保健所

災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
(1) 初期医療救護体制の整備 (2) 後方医療体制の整備 (3) 医薬品等の確保体制の整備 (4) 精神障害者、在宅難病患者	(1) 医療、助産救護 (2) 医療ボランティア (3) 防疫等応急保健衛生対策 (4) 給水対策	(1) 被災医療、保健衛生施設の復旧

災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
対策等の体制整備 (5) 防疫予防体制の整備 (6) 上水道の確保体制の整備 (7) 火葬場等の確保体制の整備		

第3 消防機関（奈良県広域消防組合 西和消防署）

災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
(1) 危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備 (2) 災害予防に必要な装備資機材の整備充実 (3) 防災訓練の実施 (4) 災害に関する町民等に対する啓発及び広報活動	(1) 災害時における消防活動 (2) 災害に関する情報収集及び伝達 (3) 災害時における救出、救助活動	(1) 防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

第4 指定地方行政機関

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿管区警察局	(1) 近畿管区内広域緊急援助隊の合同警備訓練の実施 (2) 管区内各府県警察に対する災害対策の指導・調整	(1) 警察災害派遣隊の派遣に関する調整 (2) 他管区警察局との連携 (3) 関係機関との協力 (4) 情報の収集及び連絡 (5) 警察通信の運用	
近畿総合通信局	(1) 災害時に備えての電気通信施設の高度化、整備の促進及び電波の監理 (2) 非常通信協議会の指導育成	(1) 災害時における通信手段の確保 (2) 災害対策移動通信機器等の貸出し	
近畿財務局奈良財務事務所			(1) 災害復旧事業費査定の立会 (2) 金融機関に対する緊急措置の指導要請 (3) 地方公共団体に対する単独災害復旧事業費（起債分）の審査及び災害融資 (4) 地方公共団体に対する災害短期資金（財政融資資金）の融資 (5) 国有財産の無償貸付等に関すること
近畿厚生局		(1) 救援等に係る情報の収集及び提供	
奈良労働局	(1) 工場、事業場における産業災害防止の指導監督	(1) 災害応急対策に要する労務の確保に関すること	(1) 職場の斡旋 (2) 雇用保険料の納期の延期に関すること (3) 雇用給付金の支給等

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
			に関すること
近畿農政局	(1) 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導並びに助成 (2) 農作物等の防災管理指導	(1) 土地改良機械の緊急貸付 (2) 農業関係被害情報の収集報告 (3) 農作物等の病虫害の防除指導 (4) 食料品、飼料、種もみ等の安定的供給対策	(1) 各種現地調査団の派遣 (2) 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の指導並びに助成 (3) 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する対策
近畿中国森林管理局	(1) 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備 (2) 治山施設による災害予防	(1) 災害対策用復旧用材の供給	(1) 国有林における崩壊地、地すべり防止施設等の災害復旧
近畿経済産業局		(1) 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 (2) 電力・ガスの供給の確保 (3) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達	(1) 生活必需品、復旧資材等の供給に関する情報の収集及び伝達 (2) 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 (3) 電力・ガスの復旧支援
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	(1) 電気、ガス等ライフラインの保安に関する事業者等の指導監督 (2) 高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安に係る業務の指導監督 (3) 鉱山の保安に関する業務の指導監督	(1) 災害時における事故状況の収集・把握及び関係機関への連絡 (2) 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安の確保 (3) 鉱山における危害の防止、施設の保全及び公害の防止についての保安の確保	(1) 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設に係る被災事業者への復旧対策支援 (2) 被災鉱山への復旧対策支援
近畿地方整備局 ・緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）・リエゾン	(1) 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること (3) 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること (4) 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること	(1) 国管理道路の災害時における道路通行規制及び道路交通の確保に関すること (2) 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること	(1) 国管理の公共土木施設の復旧に関すること
近畿地方整備局 大和川河川事務所	(1) 大和川の防災管理 (2) 大和川の水位等防災情報の提供	(1) 大和川の水位、被害状況等の調査、応急対策	(1) 大和川の災害復旧
近畿地方整備局	(1) 直轄国道の防災管理	(1) 直轄国道の被害状況	(1) 直轄国道の災害復旧

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良国道事務所		等の調査、災害復旧	
近畿運輸局	(1) 所管する交通施設及び設備の整備についての指導	(1) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 (2) 災害時における交通機関利用者への情報の提供 (3) 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 (4) 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物輸送事業者に対する協力要請 (5) 特に必要があると認める場合の輸送命令	
大阪航空局 八尾空港事務所	(1) 航空機を利用した防災訓練の調整及び指導	(1) 災害時における航空機による捜索救難の調整及び関係者への情報伝達 (2) 災害時における緊急空輸のための八尾空港使用調整 (3) 県内場外離着陸場（臨時ヘリポート）の航空法第79条但書の規定に基づく許可	
大阪管区气象台 (奈良地方气象台)	(1) 気象予警報等の発表 (2) 気象・地象の観測及びその成果等の収集と発表 (3) 防災気象知識の普及啓発 (4) 職員の派遣（知事からの要請により職員を派遣し防災情報の解説を行う）	(1) 災害発生後における注意報・警報・土砂災害警戒情報の暫定基準の運用 (2) 災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供	
大阪海上保安監部		(1) 被害情報の収集 (2) 被災者の捜索救助活動 (3) 被災者等の搬送 (4) 救援物資の輸送	
近畿地方環境事務所			(1) 廃棄物処理施設等の被害状況、瓦礫等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定業務に関すること (2) 特に必要な場合の、有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
			機関との連絡・調整
近畿中部防衛局		(1) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること (2) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する奈良県その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること	

第5 自衛隊

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊 第4施設団	1. 災害派遣の計画及び準備 (1) 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 災害派遣計画に基づく訓練の実施 2. 防災訓練等への参加	(1) 被害状況の把握 (2) 避難の援助 (3) 遭難者の捜索救助 (4) 水防活動 (5) 消防活動 (6) 道路又は水路の啓開 (7) 応急医療・救護・防疫 (8) 人員及び物資の緊急輸送 (9) 炊飯及び給水 (10) 救援物資の無償貸与又は譲与 (11) 危険物の保安及び除去等	(1) 災害復旧対策の支援

第6 指定公共機関

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
日本郵便株式会社 (奈良中央郵便局)		(1) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災者あて救助用郵便物等の料金免除 (4) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除	
日本銀行（大阪支店）		(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 (2) 資金決済の円滑な確保を通じ、信用秩序の維持に資するための措置 (3) 金融機関の業務運営	(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 (2) 資金決済の円滑な確保を通じ、信用秩序の維持に資するための措置 (3) 金融機関の業務運営

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
		の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報	の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報
西日本旅客鉄道株式会社	(1) 鉄道施設の保全と整備	(1) 災害時における緊急鉄道輸送の確保 (2) 鉄道施設の災害応急対策	(1) 被災鉄道施設の災害復旧
西日本電信電話株式会社（奈良支店）	(1) 電気通信設備の保全と整備 (2) 気象情報の伝達	(1) 電気通信設備の応急対策 (2) 災害時における非常緊急通信の調整	(1) 被災電気通信設備の災害復旧
日本赤十字社奈良県支部	(1) 医療救護班の派遣準備 (2) 被災者に対する救援物資の備蓄 (3) 血液製剤の確保及び供給体制の整備	(1) 災害時における医療救護 (2) 防災ボランティアの派遣 (3) 血液製剤の確保及び供給 (4) 救援物資の配分	(1) 義援金の受入・配分の連絡調整
日本放送協会（奈良放送局）	(1) 放送施設の保全と整備 (2) 気象予警報等の放送	(1) 気象情報等及び災害情報の放送 (2) 災害時における広報活動 (3) 放送施設の応急対策	(1) 被災放送施設の復旧
大阪ガス株式会社（導管事業部北東部導管部）	(1) ガスの供給施設の保全と防災管理	(1) ガス供給施設の応急対策 (2) 災害時における供給対策	(1) 被災ガス供給施設の復旧
日本通運株式会社（奈良支店）		(1) 災害時における緊急陸上輸送の協力	(1) 復旧資材の輸送
関西電力送配電株式会社（奈良支社）	(1) 電力施設の保全	(1) 災害時における電力供給対策 (2) 電力施設の応急対策	(1) 被災電力施設の復旧

第7 指定地方公共機関

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿日本鉄道株式会社 奈良交通株式会社	(1) 輸送施設等の保全と整備	(1) 災害時における交通輸送の確保 (2) 輸送施設等の災害応急対策	(1) 被災輸送施設等の復旧
奈良テレビ放送株式会社 関西テレビ放送株式会社 讀賣テレビ放送株	(1) 放送施設の保全と防災管理 (2) 気象予警報等の放送	(1) 気象情報等及び災害情報の放送 (2) 災害時における広報活動 (3) 放送施設の応急対策	(1) 被災放送施設の復旧

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
株式会社 株式会社毎日放送 朝日放送テレビ株式会社 朝日放送ラジオ株式会社			
株式会社朝日新聞社（奈良総局） 株式会社毎日新聞社（奈良支局） 株式会社讀賣新聞大阪本社（奈良支局） 株式会社産業経済新聞社（奈良支局） 株式会社日本経済新聞社（奈良支局） 株式会社中日新聞社 株式会社奈良新聞社 一般社団法人共同通信社（奈良支局） 株式会社時事通信社（奈良支局）	(1) 町民に対する防災知識の普及 (2) 町民に対する予警報等の周知徹底	(1) 町民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
一般社団法人奈良県医師会	(1) 防災訓練の実施 (2) 防災知識の普及 (3) 医療救護班（JMAT）の編成及び派遣体制の整備	(1) 災害時における医療の確保及び医療救護班（JMAT）の派遣	(1) 医療機関の早期復旧 (2) 避難所の医療救護及び保健衛生の確保
一般社団法人奈良県病院協会	(1) 防災訓練の実施 (2) 防災知識の普及 (3) 医療救護班の編成及び派遣体制の整備	(1) 災害時における医療の確保及び医療救護班の派遣	(1) 医療機関の早期復旧
一般社団法人奈良県薬剤師会	(1) 防災訓練の実施 (2) 防災知識の普及	(1) 医療救護所における服薬指導 (2) 医療品等集積所における医薬品の管理等	
一般社団法人奈良県歯科医師会	(1) 歯形による身元確認等の研修	(1) 災害時における歯科医療の確保及び医療救	(1) 避難所への口腔ケア班の派遣による肺炎予

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
	(2) 歯科医療救護班の編成及び派遣体制の整備	護班の派遣 (2) 身元確認班の派遣 (3) 口腔ケア物資の供給	防活動 (2) 歯科医療機関の早期復旧
公益社団法人奈良県看護協会	(1) 防災訓練の実施 (2) 防災知識の普及	(1) 災害支援ナースの派遣要請 (2) 災害支援ナースの派遣調整	
一般社団法人奈良県LPガス協会	(1) LPガスによる災害の防止	(1) LPガスによる災害の応急対策	(1) LPガスの災害復旧
公益社団法人奈良県トラック協会		(1) 緊急物資の輸送 (2) 緊急輸送車両の確保	
富士運輸株式会社		(1) 特殊車両その他可搬拠点等の設置及び供与	
株式会社ドコモCS関西 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	(1) 携帯電話の通信施設に関する防災対策	(1) 情報通信の確保と気象情報安否情報等の伝達に関すること	(1) 被災通信施設の復旧

第8 公共的団体その他防災上重要な機関

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
報道機関	(1) 町民に対する防災知識の普及 (2) 町民に対する予警報等の周知徹底	(1) 町民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
王寺町建設業協会 王寺町指定給水装置工事事業者 王寺町排水設備等指定工事店		(1) 被災時の応急対策に関する協力	
奈良県農業協同組合	(1) 共同利用施設の整備	(1) 共同利用施設の災害応急対策 (2) 農林業生産資材及び農林家生活資材の確保 斡旋 (3) 県、市町村が行う被災状況調査及びその応急対策についての協力 (4) 農産物・林産物の被害応急対策の指導	(1) 被災共同利用施設の復旧 (2) 被災組合員に対する融資又は斡旋
王寺町商工会		(1) 物価安定についての協力 (2) 救助用物資・復旧資材の確保・協力斡旋	(1) 商工業者への融資斡旋実施 (2) 災害時における中央資金源の導入

機 関 名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会		(1) 災害時等における棺及び葬祭用品の提供	
一般社団法人全国霊柩自動車協会		(1) 災害時等における遺体の搬送	
奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合		(1) 災害時の要配慮者の宿泊受入 (2) 災害時の帰宅等困難者への支援	
公益社団法人奈良県獣医師会		(1) 災害時の被災動物の救護 (2) 災害時の被災動物飼養者への支援	
赤十字奉仕団		(1) 避難所における炊き出し及び保育	
学校法人	(1) 避難施設の整備 (2) 避難訓練	(1) 災害時における応急教育対策	(1) 被災施設の復旧
病院、医院等	(1) 災害時における診療機能維持のための施設・設備の整備 (2) 防災訓練	(1) 災害時における医療の確保及び負傷者の医療・助産救護	(1) 病院機能の早期復旧
社会福祉法人奈良県社会福祉協議会	(1) 関係機関との連携 (2) 県災害ボランティア本部の設置・運営訓練	(1) 市町村災害ボランティアセンターの運営支援	
王寺町社会福祉協議会	(1) 災害ボランティアセンターの体制整備	(1) 災害ボランティアセンターの運営	(1) 低所得被災者に対する生活福祉資金の融資
危険物等施設の管理者	(1) 危険物の保安措置		
金融機関			(1) 被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 (2) 預貯金の中途解約、払出事務の簡便化など特例措置
災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア等）		(1) 災害時における事業活動の継続的实施及び町が実施する防災に関する施策への協力に關すること	
町民	(1) 食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に關すること		

第3節 町の自然的・社会的条件

第1 町の位置

町は、奈良県の北西部、奈良盆地の西部に位置する北葛城郡にあり、奈良市より南西へ約 14 km、大阪市中心部より南東へ約 20 km の距離に位置している。町の北は三郷町と斑鳩町に、東は河合町と上牧町に、南は香芝市に、西は大阪府柏原市にそれぞれ接している。

町域は東西 4.3 km、南北 3.4 km に及び、町の総面積は 7.01km² である。

本町は、古来より大和から河内への出入口にあたる交通の要衝であり、鉄道の開通を契機に現在の JR 王寺駅一帯を中心に、明治の中頃から市街地の形成が始まった。昭和 30 年代には、丘陵部を中心に大規模な宅地開発も始まり、周辺地域の中でもいち早く都市化が進んだ。

また、広域的にも北葛城郡 3 町、生駒郡 4 町からなる王寺周辺広域市町村圏の中心的位置にあり、大阪都市圏への西の玄関口としての恵まれた立地条件から、商業流通の拠点としての市街地形成が進んだ。

さらに、丘陵地の住宅開発の進展とともに、都市的性格の強い圏域内の交通結節点としての地域特性を有している。

■ 町の位置図



第2 地勢

町は東部低地、中部低位丘陵、西部高地の3つの地形に分けられ、東部は早くから形成された既成市街地で、中部は昭和30年代から新市街地として開発された住宅地となっている。また、西部の明神山周辺及び、片岡山周辺には豊かな森林が広がり、東部には一部農地が集積している。

総土地面積701haのうち、可住地面積は526ha、林野面積175haとなっている（内、その他耕地面積55ha）。

第3 気象

奈良盆地の気候は、おおむね温和な内陸性気候区に属し、過去の平均気温は14.9℃、年間降水量は1316.0mmとなっている。

過去の平均降水量は、台風や集中豪雨の被害が発生する6月から9月にかけての降水量が多い。中でも6月の平均降水量が188.8mmと最も多く、次いで7月の平均降水量が165.1mmとなっているが、8月の平均降水量は111.8mmにとどまっている。

また、過去の平均気温は8月が26.9℃で最も高く、1月の平均気温は3.9℃、2月の平均気温は4.4℃となっている。盆地であるため、夏は暑く、冬は底冷えする気候である。

その他、降雪はあまりみられないものの、異常低温や霜、霧の発生等による気象災害への対処、河川の合流地となる立地条件から、水害の未然防止に努めている。

※過去の平均は昭和56年から平成22年の30年間の平均値

第4 河川

町には奈良盆地の降水の大部分を集める大和川が、町の北側の町界を流れている。

大和川は、桜井市大字小夫地先に源を発して初瀬、三輪を流れ、やがて春日奥山鷺滝付近から発する佐保川を合流して、奈良盆地の大小156の支流（富雄川、寺川、曾我川、葛城川、高田川、竜田川など）を合わせながら西流し、本町で葛下川と合流する。その後、亀の瀬溪谷を通過して大阪平野へ入り、和泉山地から北流する石川を合わせた後、大阪湾に注いでいる。

奈良盆地に集中豪雨が降った場合には、古くから本町の中心市街地をはじめ、沿川市町村では、河川の氾濫や堤防決壊等による水害にしばしば見舞われている。

こうした状況から、奈良県内の流域25市町村（当時）と奈良県及び国土交通省近畿地方整備局は、昭和58年に「大和川流域総合治水対策協議会」を組織し、流域開発基準や流域の保水機能の回復、河川改修の早急な進め方等について協議し、昭和60年に総合治水対策を進めるための「大和川流域整備計画」を策定し、対策を進めてきた。

また、平成28年には流域24市町村と奈良県、奈良地方気象台及び国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所は「大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」を組織し、大和川上流域（奈良県内の流域）において、河川管理者と奈良県、市町村が連携・協力し、減災のための目標をハード対策、ソフト対策を一体的、計画的に推進することで、「水防災意識社会」を再構築することを目的に対策を進めているところである。

第5 人口動向

1 人口の推移

町の人口、世帯数は、昭和30年代（1960年代）後半からの住宅地開発によって著しく増加し始め、増加傾向を維持していたが、平成7年以降は住宅地開発も落ち着いたことから、増加傾向に歯止めがかかり、平成12年は、世帯数は増加したものの人口は初めて減少傾向に転じた。平成22年時点では世帯数は8,718世帯と逡増傾向にあったが、逆に人口は22,182人と平成7年のピーク時に対し2,392人減少した。平成27年には新しく宅地開発された南元町地区の入居が開始したことから、世帯数は9,347世帯、人口は23,025人と減少傾向から一転増加した。令和3年2月末現在では世帯数は10,555世帯、人口は24,139人となっている。

2 人口の構成と要配慮者分布状況

町の昭和 55 年次の 3 世代区分人口比率は、年少人口比率 23.7%、生産年齢人口 67.8%、高齢人口 8.5%であったが、平成 30 年現在では、要配慮者となり得る年少人口は 3,386 人（14.1%）、高齢人口は 6,684 人（27.8%）となっており、少子高齢化社会への動向がうかがえる。

第4節 想定する被害

第1 既往災害

1 水害

町は、古くから大和川がもたらす水害に悩まされ続けてきた地である。過去 100 年の災害の履歴をみると、その大部分は 7～9 月の台風や集中豪雨による床上・床下浸水や田畑冠水で、数年おきに起こっている。

特に 1982 年（昭和 57 年）の「57 水害」は、8 月 1 日から 3 日にかけて、台風 10 号と引き続く低気圧により豪雨となって、大和川に合流する葛下川があふれ出し、救助法・激特法の適用を受ける甚大な被害を被った。

その被害状況は、町内の久度、王寺、舟戸地区を中心に、全壊 66 戸、半壊 174 戸、床上浸水 1,445 戸、床下浸水 272 戸というもので、現在もこの水害は町民の記憶に残っている。

また、2017 年（平成 29 年）の 10 月 22 日から 23 日には、前線による長雨と台風 21 号により豪雨となって、大和川と葛下川が氾濫し、本町、藤井、元町地区などで床上浸水 30 戸、床下浸水 66 戸に加え、土砂災害の発生と「57 水害」以来となる大規模な被害が発生し、町が水害の危険性が高い土地であることを、改めて町民に思い知らしめた。

2 火災

火災では 1979（昭和 54）年 2 月 1 日に、久度 3 丁目の商店街で 17 戸が焼失した大災害があった。死者、負傷者は出なかったものの、被害額 3 億円に上る惨事であった。

町での平成 27 年から令和元年まで 5 年間の出火件数は建物火災 15 件を中心に車両 3 件、その他 4 件、総数は 22 件（年平均 4.4 件）である。（奈良県消防年報及び奈良県広域消防組合消防統計より）

3 土砂災害(地すべり災害)

地すべり被害では、1931（昭和 6）年から 1932（昭和 7）年にかけて町西部の大和川流域の亀の瀬地区で地すべりが発生し、大和川北岸の留所山からすべってきた面積 32ha に及ぶ山塊が大和川を堰止め、藤井地区では 2 月から 7 月の長期にわたって浸水した。

国鉄関西本線の亀の瀬トンネルも崩壊し、同線は大和川北岸から南岸に付け替えられる等、甚大な被害をもたらした。

こうした亀の瀬地区における地すべりの原因は、粘土層の地質によるものであり、国では、地すべり発生時における以下のような災害を、防ぐため、昭和 37 年より建設省直轄施行で、地すべりの原因となる自然条件を取り除く抑制工と、構造物の抵抗力で地すべりの動きをとどめる抑止工等の対策事業を行い、平成 23 年 3 月に対策工事が完成した。

- (1) 大和川の閉塞及びその決壊による浸水等の水害の発生
- (2) 奈良と大阪を結ぶ交通動脈への影響

第2 町の過去の風水害

年月日	種別・名称	被害状況
1899(明治 32)年 10 月 6 日	水 害	台風により王寺で降水量 160.5mm
1903(明治 36)年 7 月 9 日	洪水 (地すべり)	梅雨により王寺で降水量 189.5mm 亀の瀬の地すべりで河道隆起 久度、藤井地区浸水
1907(明治 40)年 2 月 11 日	大 雪	王寺で積雪量 14.7mm
1911(明治 44)年 6 月 16 日	洪水	王寺で降水量 99.0mm

年月日	種別・名称	被害状況
1912(大正元)年9月23日	暴風雨	王寺で降水量125.6mm、大和川は水害を免れる
1917(大正6)年9月30日	暴風雨	王寺で降水量210.3mm、大洪水
1918(大正7)年9月24日	洪水	北葛城郡で道路決壊4箇所、橋梁流出2箇所、堤防決壊17箇所、床下浸水20戸、田畑浸水70町歩
1921(大正10)年9月25日	暴風雨	北葛城郡の家屋、小屋破損甚大
1927(昭和2)年6～8月	かんばつ	水不足、ウンカ等病虫害
1930(昭和5)年7月31日	豪雨	王寺で降水量249mm 北葛城郡で家屋浸水10棟、堤防及び道路決壊3箇所、田畑浸水160町、橋梁流出1箇所
1931(昭和6)年2月10日	大雪	王寺で積雪量17.2cm
1932(昭和7)年235日間	浸水 (地すべり)	堅上村峠の地すべりにより藤井地区浸水 関西本線トンネル埋没、汽車不通
1934(昭和9)年9月21日	室戸台風	王寺人畜家屋の被害なし、果樹園に被害大
1936(昭和11)年2月21日	河内大和 地震	震源二上山付近。八木で震度5 近年、大和川断層の活動であると指摘されている。 死者大阪府8人、奈良県1人、家屋全半壊148戸 竜田署管内で学校損傷3箇所、家屋倒壊1棟、家屋損傷261棟、亀裂12箇所、灯籠及び石碑倒壊333箇所
1946(昭和21)年3月10日	大雪	王寺の積雪20.0cm、立木、電線の被害のみ
1947(昭和22)年6～8月	かんばつ	8月の王寺降水量61.1mm、旱害
1950(昭和25)年9月3日	ジェン台風	戦争による森林山河・家屋補修放棄のため、被害大
1951(昭和26)年2月14日	大雪	橿原で積雪29cm、交通・通信・電力に大災害
1952(昭和27)年6・7月	連続豪雨	6月23日王寺の降水量172.0mm 大和川最高水位4.60m(警戒水位は4.08m) 次いで7月10～11日に王寺の降水量140.0mm
1953(昭和28)年9月25日	台風13号	県内では東吉野地方と奈良市法蓮で被害大
1959(昭和34)年9月26日	台風	町全域で被害、半壊家屋2戸
1960(昭和35)年6月22日	豪雨	久度で浸水家屋20戸、田畑冠水5ha、道路損壊
1961(昭和36)年9月16日	第2室戸 台風	町全域で被害、全壊8戸、半壊24戸、非住家損壊36戸、救助法適用
1965(昭和40)年9月17日	台風	半壊2戸、一部損壊41戸
1966(昭和41)年7月 1日～2日	豪雨	王寺、久度、床上浸水4戸、床下浸水7戸
1967(昭和42)年7月9日	豪雨 (地すべり)	本町、久度、王寺、床下浸水102戸 亀の瀬で地すべり、当町避難連絡体制、国道不通
1968(昭和43)年7月6日	豪雨	町全域で被害、床上浸水20戸、床下浸水400戸 堤防決壊2、崖崩れ6箇所
1968(昭和43)年7月16日	豪雨	本町、元町、畠田、浸水家屋100戸 田畑冠水200ha、堤防決壊2箇所
1969(昭和44)年7月5日	豪雨	町全域で被害、床下浸水30戸、田畑冠水5ha
1971(昭和46)年6月7日	豪雨	元町、全壊1戸、一部損壊1戸、山崩れ

年月日	種別・名称	被害状況
1971(昭和46)年9月26日	台風	本町、元町、床下浸水10戸、田畑冠水3ha
1972(昭和47)年9月17日	台風	元町、床下浸水5戸、田畑冠水10ha
1979(昭和54)年6月27日 ～29日	豪雨	町全域で被害 床上浸水20戸、床下浸水70戸、田畑冠水40ha
1982(昭和57)年 8月1日～3日	台風10号 とその後の 豪雨	葛下川が鎌窪橋(王寺2丁目)付近右岸で2度溢水 全壊66戸、半壊174戸、床上浸水1445戸、床下浸水 272戸、救助法適用
1988(昭和63)年8月18日	集中豪雨	本町4丁目、畠田4丁目で床下浸水
1991(平成3)年8月24日	大雨	久度1～3丁目、舟戸1丁目で床上浸水4戸、 床下浸水91戸
1992(平成4)年7月5日	大雨	土砂崩れ13件、床下浸水2戸
1995(平成7)年5月12日	大雨	本町3丁目で1.5m ² の土砂崩れ等被害3件
1995(平成7)年7月4日	大雨	王寺2丁目「王寺ファミリー」地下食料品売場浸水の ほか、大和川ふれあい広場冠水、駐車場浸水2件の計 4件
1997(平成9)年8月7日	大雨	久度1～3丁目、本町2丁目で床下浸水23戸、 マンション地下浸水1件
1998(平成10)年8月27日	豪雨	元町2丁目で床下浸水3戸
1998(平成10)年9月22日	台風7号 (風害)	住宅の一部破壊が66戸 幼稚園園舎2箇所破損、小学校校舎1箇所破損 道路6箇所破損、し尿中継基地1箇所破損 鉄道不通5箇所、電話通話不能200回線 電気供給停止100戸、ブロック塀崩れ1箇所
1999(平成11)年6月27日	大雨	本町2丁目、畠田4～5丁目、畠田7丁目で 床下浸水14戸、道路陥没2箇所、法面崩れ4箇所
1999(平成11)年8月11日	大雨	本町2丁目、畠田4～5丁目、 元町2丁目で床下浸水14戸、土砂崩れ30箇所
2013(平成25)年6月26日	大雨	国道25号路肩一部崩落
2014(平成26)年8月9日	台風11号	避難準備情報発表
2017(平成29)年 10月22日～23日	台風21号	大和川、葛下川が複数点で溢水。 本町1・2丁目、元町2丁目、藤井1・2丁目、王寺 1丁目、葛下2丁目で床上浸水30戸、床下浸水66 戸、藤井3丁目で土石流1箇所 グラnderge王寺にて河道洗掘 大和川王寺観測所過去最高水位(8.14m)記録 大和川藤井観測所計測不能水位(10.16m以上)到達 葛下川薬井観測所過去最高水位(5.41m)記録 総雨量217mm、避難者約1,600名
2018(平成30)年 7月5日～6日	大雨(梅雨 前線)	藤井、水路閉鎖による溢水、墓地周辺山林の崩落、藤 井墓地の陥没、耕作地崩落1件 本町、耕作地崩落1件 元町、土砂災害警戒区域の倒木 畠田、耕作地崩落2件
2018(平成30)年 9月4日～5日	台風21号	避難準備・高齢者等避難開始発令 突風被害、倒木2件、店舗看板、トタン屋根等損壊

※県では、災害の歴史から学び、今後の教訓として活かすため、古くは江戸時代から、県内で被害が発生した様々な災害をわかりやすくまとめた「歴史から学ぶ 奈良の災害史」を平成26年度に作成した。

第3 町の危険箇所

1 土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域）

(1) 急傾斜地の崩壊

傾斜度が30度以上かつ高さ5m以上の区域で、町には19箇所あり、舟戸、本町、元町、藤井、畠田地区にみられる。

そのうち、特別警戒区域の指定があるのは本町、元町、藤井、畠田地区内の17箇所である。

(2) 土石流

土石流の発生危険性がある溪流において扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域で、町には11箇所あり、藤井、畠田、元町地区にみられる。

そのうち、特別警戒区域の指定があるのは、藤井、畠田地区の6箇所である。

(3) 地すべり

地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域で、町には3箇所あり、元町、藤井地区にみられる。

2 砂防三法関係指定区域

砂防三法に基づき指定される区域は、土砂災害を起こす要因がある区域であり、切土、盛土等の行為が法律に基づき制限されている。これらの指定区域で開発等を行う場合は、知事の許可が必要となる。（砂防法に基づく砂防指定地は町内に指定なし）

(1) 地すべり防止区域（地すべり等防止法）

地すべり防止区域は、藤井の清水谷区域の1箇所が指定されている。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）

急傾斜地崩壊危険区域は、舟戸と元町の2箇所が指定されている。

3 浸水想定区域（法指定外）

町の水害は、河川の堤防決壊等によるものより、増水に伴う溢水による被害が多く、特に大和川と葛下川の合流する王寺3丁目、久度5丁目から王寺1、2丁目、久度1～4丁目、舟戸1、2丁目、葛下1～3丁目、本町1～2丁目にかけては建築基準法第39条による災害危険区域外であるが、水害危険区域である。また、元町2丁目、藤井1～2丁目も浸水が想定される地域となっている。

舟戸1丁目及び久度1丁目から5丁目にかけて河岸侵食・氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域に想定されているため、水害危険区域である。

さらに、浸水想定区域の想定の変更、新規で想定された河川へ対応に努める。

4 防災重点ため池

町のため池は、58箇所把握しており、15箇所が町所有のため池である。また、決壊により多大な被害が発生すると想定される40箇所のため池を町で防災重点ため池として危険箇所に指定する。

第4 被害の想定

各災害における被害想定は以下のとおりとするが、全国各地で頻発している地震、浸水、土砂等の最新の大災害を踏まえ、常に被害想定を再検討する。

1 風水害

町は、過去の災害の教訓を活かしつつも、既往の災害に囚われず、想定できる最大規模の災害による被害が発生するものと想定し、風水害・土砂災害・ため池の決壊等

の災害が複合的に発生することも想定する。

2 事故災害

町は、本計画において想定する事故災害の概要及び規模等を以下のとおり位置づける。

(1) 流出油事故

本計画に定める流出油事故は、海、河川、湖沼において、防災関係機関等の関係者が連携して防除措置を講じなければならない程度の重油流出事故により、河川管理施設、水道・農業用水等への被害が発生し、又は発生するおそれがある場合を想定する。

(2) 航空災害

本計画に定める航空災害は、航空運送事業者の運行する航空機が、町域内に墜落したこと等により、多数の死傷者等が発生した場合を想定する。

(3) 道路災害

本計画に定める道路災害は、水害、土砂災害その他の災害により、以下の規模の事故災害が発生した場合を想定する。

ア 道路構造物等が被災した場合

イ 気象の急変により走行中の車両、沿道の構造物に被害が生じた場合

ウ 大規模な車両事故による非常事態が発生した場合

(4) 鉄道災害

本計画に定める鉄道災害は、以下に掲げる程度の災害を想定する。

ア 列車同士の衝突事故、列車の脱線・転覆事故などが発生した場合

イ 乗客、沿線住民、施設等に多大な被害が生じた災害が発生した場合

ウ 応援要請が必要となり、複数の病院が受入体制をとる必要が生じた場合

(5) 危険物等災害

本計画に定める危険物等災害は、以下に掲げる程度の災害を想定する。

ア 危険物の漏えい・流出、火災、爆発による多数の死傷者等が発生した場合

イ 高圧ガスの漏えい・流出、火災、爆発による多数の死傷者等が発生した場合

ウ 毒物・劇物の飛散、漏えい、流出等による多数の死傷者等が発生した場合

エ 火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等が発生した場合

(6) 大規模な火事災害

本計画に定める大規模な火事災害は、林野火災も含め、最も被害結果が大きくなる冬の夕方（午後6時）の出火で、強風乾燥下のもとでの大規模火事災害を想定する。

第5節 防災ビジョン

近年、全国各地で頻発している地震、浸水、土砂等の大災害にみる、これまで経験のない異常な自然現象の発生状況を考慮すると、より強固なハード対策とより柔軟に対応できるソフト対策が求められ、双方から対策を講じなければならない。

本町は、「災害による死者をなくす」ことを最大の目標とする減災対策に、いつでも起こり得る自然災害を想定し、「自助」、「互近助」、「共助」、「公助」の連携を基本とする。

「公助」による応急活動だけでは、大規模災害発生時に町民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、町民、事業所、自主防災組織、団体などの様々な主体による「自助」、「互近助」、「共助」の取組を推進していく。

加えてコミュニティ間及び行政間の相互支援体制の強化をもって取組み、地域防災力の向上を図ることとする。

自助	町民一人ひとりが自分の命は自分で守る
互近助	顔の見える近くにいる人が近くの人を助ける
共助	町民が連携してまちの安全はみんなで守る
公助	行政が災害に強い地域の基盤整備を進める

本町では、町民一人ひとりが災害に備え、地域の自主防災組織など防災活動への積極的な参加を促進し、減災のまちづくりを推進していくために、次の基本方針に沿って防災対策に取り組む。

第1 災害に強いまちづくり

1 災害に強いまちの基盤づくり

公共施設等の耐震化等のハード面での防災対策を推進するとともに、災害時の緊急輸送路、避難路、備蓄資材を保管する防災倉庫などの防災拠点施設のネットワーク化を進め、災害に強いまちづくりを進める。

2 水害・土砂災害対策の強化

大和川や葛下川の河川氾濫災害を防止するため、国や県など関係機関と歩調を合わせ、河川改修などの総合的な治水対策の実施に努める。

こうした対策により、異常気象などに伴う過去に例のない災害への対策を講ずるとともに、地震や土砂災害を起因とする二次災害の防備に努める。

大和川においては、想定最大規模降雨に基づく大和川洪水浸水想定区域図が平成28年5月に指定されており、また、葛下川においても、溢水破堤した場合の浸水想定区域図が平成31年3月に指定されている。引き続き町民に対しては、洪水ハザードマップ等による最新の浸水想定区域の周知を図り、安全かつ迅速な避難施設等の整備を進める。

施設・設備等ハード面での水害、土砂災害対策の推進を図るとともに、指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報等の伝達や、令和元年6月から運用が開始された5段階の警戒レベルによる避難情報・防災気象情報を含め、警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）、警戒レベル4（避難指示（緊急））等の判断基準の的確な運用を図っていく。さらに、地域住民の主体的な避難行動を一層促進していくため、避難体制の整備等ソフト面での対策を推進する。

第2 災害に強い人づくり

1 町民の防災行動の推進

自然災害がもたらす被害は、町民の日常的な生活や経済消費活動等において、平常時とは全く異なる状況となるといった認識のもと、町民、自治会、企業、団体などが

それぞれの立場において可能な災害対策を講ずる、町ぐるみの防災行動を推進する。

町民自身の判断による「自主避難」や「食料・応急物資の個人備蓄」、「家族間の災害時の連絡手段の確認」など、「減災」の考え方（大規模災害は必ず起きるとの想定のもと、誰もが日頃から危機管理意識を持ち、災害等による被害をできる限り少なくしようという考え方・取組）に立った防災対策を推進する。

2 災害教訓の伝承

「災害は忘れた頃にやってくる」といわれるように、予期せぬときに災害に襲われることにより被害が拡大する。

町民が様々な災害の教訓を活かし、日頃から予断なく備えを確保していくために、積極的に過去の災害に関する伝承活動を実施する。

また、災害時においては、その教訓を後世に伝えるために記録を残し、必要に応じて公開するなど、町民の防災意識啓発にも役立てるような配慮を行い災害に強い人づくりに努める。

3 防災力の向上

災害発生初期には、公的な支援が届くのに時間がかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが互いに協力し合いながら、防災活動を組織的に取組むことが重要になっている。そのために、町民の地域連帯感に支えられた自主防災組織を育成し、自分たちの地域は自分たちで守るという防災意識を高め、有事の際の体制を確立するとともに、防災体制を強化していく。

また、町民一人ひとりが災害に対応する能力を高めていくため、町民参加型の防災訓練、地区防災訓練、防災知識の啓発により、職員及び町民の防災行動力の向上を図る。

また、町に事業所を置く企業や町で活動する団体に対して、防災対策の拡充を呼びかけるとともに、災害時においても事業の継続や各種団体活動を続行していくための備えを促し、地域防災力の向上を図る。

第3 災害に強い体制づくり

1 要配慮者支援体制の充実

災害時において、高齢者、障害者などの要配慮者に対する安全確保や緊急避難などの支援が円滑に行われるよう体制の充実に努める。

特に、避難体制の確保に力を入れるほか、避難後の生活を考慮した避難所等での生活支援体制についても、自助・共助・公助の視点から、要配慮者対策を講ずる。

また、社会福祉施設等における要配慮者対策として、要配慮者利用施設が作成する避難確保計画について、町は県と連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう必要な支援や働きかけを行う。

2 災害支援受入体制の整備

東日本大震災や熊本地震等の大規模地震のほか、平成 27 年関東・東北豪雨災害においても、市町村庁舎が被災し、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により災害時の応急対応に支障をきたしており、このような非常事態であっても優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、町業務継続計画（BCP）や、町受援計画の作成により、業務継続体制の確保、支援受入の体制整備を図っていく。

災害時の緊急支援受入のための、自衛隊、応援職員、専門ボランティア等の活動が円滑に行われるよう、支援の受入体制の整備に力点を置き、有事にボランティアが迅速かつ適切に活動しやすい環境を整備する。

特に、法的に規制整備が少ない、ボランティア活動に従事する人材に対しては、協力支援者の安全対策はもとより、滞在期間における食・住の対処などを含めた対策を講ずることにより、防災力の相乗効果を促す環境を整備する。

3 自主防災組織の相互協力体制の推進

各地域の自主防災組織による地域防災活動を、より実効性のあるものにするために、自主防災組織連絡協議会等を設立し、相互協力体制の確立を図るとともに、地域防災リーダーの育成を進める。

第2章 災害予防計画

町民避難

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義付け、次の2つに分類して計画を定める。

第1節「避難行動計画」…災害から生命、身体を守る危険回避行動等について

第2節「避難生活計画」…自宅を離れて一定期間仮の生活を送る行動等について

第1節 避難行動計画

担当部課局	危機管理室、総務課、政策推進課、生涯学習課、学校教育課、義務教育学校設置準備課、文化交流課、地域交流課、国保健康推進課、子育て支援課、保健センター、福祉介護課、上下水道課、まちづくり推進課、都市計画課、消防団
主な関係機関	県、自衛隊、西和警察署、奈良県広域消防組合（西和消防署）、自治会、自主防災組織、王寺町防災士ネットワーク

第1 指定緊急避難場所の指定

1 指定基準

町長は、切迫した災害の危機から逃れるための場所又は施設（以下、「指定緊急避難場所」という。）として、以下の基準に適合する施設又は場所を、災害の種類ごとに指定する。

(1) 災害の種類

- ア 洪水
- イ 崖崩れ、土石流、地すべり
- ウ 大規模な火事
- エ 内水氾濫・外水氾濫・ため池の決壊による浸水
- オ 地震

(2) 指定基準

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他の者（以下、「居住者等」という。）に開放されること。
- イ 居住者等の受入の用に供すべき屋上その他の部分（人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（以下、「安全区域」という。）外にある指定緊急避難場所の場合は、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくはその他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- ウ 災害が発生した場合において安全区域内にあるものであること。ただし、次の(ア)、(イ)に掲げる基準に適合する施設については、この限りでないが、(ア)、(イ)に適合した施設であっても、町は、洪水浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等内にある建物は、原則として指定しないこととする。町は、県と連携し、特に土砂災害特別警戒区域内にある指定緊急避難場所については、安全な区域への移転等を前提とし、出来ない場合は、ハード対策による安全確保を検討する。
 - (ア) 災害により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
 - (イ) 洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入の用に供すべき屋上その

他の部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。

エ 地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設又は場所にあつては、次の(ア)、(イ)に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

(ア) 当該施設が地震に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。

(イ) 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他のものがないこと。

オ 町内の公園を防災公園として指定するとともに、指定緊急避難場所の指定を検討する。また、自治会館を補助避難所として活用する。

2 指定等にあたって必要となる手続

町長が指定緊急避難場所の指定、取消しにあたり必要となる手続は次のとおりである。

- (1) 指定緊急避難場所の管理者の同意を得る。
- (2) 指定緊急避難場所を指定したときは知事へ通知する。
- (3) 指定緊急避難場所を指定したときは公示する。
- (4) 指定緊急避難場所の指定を取り消したときは、知事に通知し、公示する。

また、指定緊急避難場所の管理者は、指定緊急避難場所を廃止し、又は指定緊急避難場所の現状に「指定緊急避難場所の被災者等の滞在の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更」等を加えようとするとき、町長に届け出なければならない。

第2 避難施設への経路及び誘導方法

1 避難路の選定基準

危機管理室は、次の事項に留意して避難路を選定し、日頃から町民及び関係機関への周知徹底に努める。

- (1) 避難路は、原則として指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる通路とする。
- (2) 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。
- (3) 避難路は、可能な限り水害・土砂災害の危険のない道路とする。
- (4) 避難路となる道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。
- (5) 避難路は、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することをできるだけ避ける。
- (6) 夜間避難をする場合等を想定した避難路を整備する。

2 誘導方法

危機管理室は、警戒レベル4（避難指示（緊急））を発令したとき、迅速かつ適切な避難誘導が実施できるよう、次の点に留意して平常時から避難誘導に関する内容について関係部署、関係機関、町民に対して周知徹底する。

- (1) 各地区の誘導は、当該地区の消防団員が行い、その責任者は当該地区の消防団分団長とする。
- (2) 避難誘導は、事前に指定された避難路への誘導を検討し、その安全を確認するとともに障害物を除去して避難誘導を行う。
- (3) 必要に応じて避難路への誘導標識、誘導灯、誘導柵等を設置するとともに、危険箇所等には消防団員を配置し、適切な避難誘導を行う。
- (4) 避難行動に時間を有する者に対しては、早めの避難行動開始を促す。また、福祉介護課及び関係機関と連携して、あらかじめ避難行動要支援者等の状況を把握し、関係機関との連携体制構築に努める。

第3 指定緊急避難場所及び避難路の整備に関する事項

危機管理室は、指定緊急避難場所及び避難路の管理者（設置者）と十分調整を図り、以下の事項に留意して整備する。

- 1 指定緊急避難場所に指定されている施設等の耐震性の確保
- 2 高齢者や障害者、女性及び子ども等に配慮した指定緊急避難場所への避難誘導標識等を整備
- 3 幅員や明るさ等避難路における通行の安全性の確保に向けて必要な場合は、避難路の再検討
- 4 災害時の的確な情報収集と適切な伝達のための設備・手段の確保
- 5 迅速・確実な指定緊急避難場所の開設を目的とした鍵の複数名での分散管理
- 6 物資及び資機材の確保、設備整備による指定緊急避難場所の防災機能強化
- 7 避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなどの避難活動の促進
- 8 誘導標識の設置の際は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し避難場所の災害種別を明示

第4 避難情報の発令基準及び伝達方法

1 具体的な発令基準の策定及び体制の構築

危機管理室は、発災時に迅速かつ的確な避難情報の発令が行えるよう河川の水位や気象情報、土砂災害は土砂災害・防災情報システムの土砂災害警戒判定メッシュ情報や気象情報を収集・活用した具体的な基準を策定する。また、避難情報を有効なものとするため、発令する対象地域を適切に設定するよう留意する。策定にあたっては、「避難勧告等に関するガイドライン①（避難行動・情報伝達編）、②（発令基準・防災体制編）（平成31年3月 内閣府（防災担当））」「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成27年4月 国土交通省砂防部）」を参考とし、避難情報に係る具体的な発令基準を策定し、周知する。また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割分担を明確にするタイムラインを作成するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

■ 避難情報の種類

警戒レベル	とるべき行動	行動を促す情報
警戒レベル5 (王寺町発令)	既に災害が発生している状況 命を守るため最善の行動（垂直避難など）を実施	災害発生情報
警戒レベル4 (王寺町発令)	立退き避難を基本とする避難行動 外出が危険な場合はより安全な部屋へ避難	避難指示（緊急） 避難勧告※
警戒レベル3 (王寺町発令)	避難に時間のかかる要配慮者は立退き避難 その他の人は立退き避難の準備	避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル2 (気象庁発表)	ハザードマップなどで災害リスクや避難経路の再確認など、避難に備え自らの避難行動を確認	注意報
警戒レベル1 (気象庁発表)	気象情報に注意するなど、災害への心の準備	早期注意情報

※ 警戒レベル4の発令は避難勧告及び避難指示（緊急）であるが、王寺町では避難行動の曖昧さをなくすため、避難勧告の発令基準を満たした段階で、避難指示（緊急）を発令することとしている。

2 町民への情報伝達手段の確保

危機管理室は、避難情報の町民への伝達方法について、以下の点に留意して情報伝達手段の多様化に努め、あらかじめ町民に町が使用する情報伝達手段について周知し

徹底を図る。

- (1) 伝達手段は、発災時に通信施設の被災等により想定していた情報提供手段が利用できないおそれがあることも考慮し、防災行政無線、広報車等による広報、インターネット、緊急速報メール、登録制メール、SNS、消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ（早期避難・個別巡回等）等、可能な限り多様な情報伝達手段を適切に組み合わせた周知に努める。
- (2) 伝達の際は、要配慮者の特性等に応じた適切な配慮を行うとともに、行政、防災関係機関、福祉関係機関等でも連携を行うことが必要である。
- (3) 町長は、避難情報の伝達にあたって、あらかじめ例文を作成し、わかりやすくその意味を伝える等、町民等の立場に立った情報提供に努める。

3 避難措置の他機関への連絡

避難情報の発令及びそれらの解除を行った場合は、関係機関に連絡する義務を負う。

第5 町民への周知及び啓発

1 災害に関するリスク等の開示

危機管理室は、円滑な避難が行われるよう町民に対し、広報紙、掲示板、パンフレット等により、地域の指定緊急避難場所や避難路、避難勧告等の発令基準などを周知する。

あわせて、町は、町民が自らの地域の災害リスクに向き合い、被害軽減の取組を行う契機となるよう分かりやすい災害リスクの開示に努める。

また、建物の特性や位置、災害の種別等によって有効な避難行動の方法は異なることへの理解が深まるよう、周知に努めるものとする。

2 ハザードマップの内容の理解促進

危機管理室は、ハザードマップにより、洪水浸水想定区域、早期の立退き避難が必要な区域の明示など、地域の危険性について周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうとともに、ハザードマップの内容が正しく町民に伝わり、避難に対する意識の向上や訓練の実施等につながるようにする。また、県作成の大規模盛土造成地マップも活用し周知する。

3 迅速かつ適切な避難行動等の促進

危機管理室は、災害時の迅速な住民避難につながるよう、災害に関する情報を自らが積極的に収集して早めに避難することの重要性や、雨の際は山や川、田畑や用水路等に近づかないことを町民に対し啓発するようにする。

また、ひとりで2階に上がれない・玄関を出られない避難行動要支援者については、親族や近隣住民等の助けが必要であるため、一人ひとりに合った避難行動のあり方を定めるよう、町や自治会等が連携して取組むものとする。（参考：第2章第3節 要配慮者の安全確保計画）

さらに、「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことを指すものではなく、場合によっては指定避難所等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意する。町は、これを適切に町民へ周知するとともに、近隣のより安全な建物等への緊急的避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置も有効であることを平常時から周知するよう努める。

また、町は、避難指示（緊急）等を発令したが、被害が生じなかった場合にも、その理由、状況等を町民に周知する。

4 生活再建に向けた事前の備え

町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、町民に対し「早期の立退き避難が必要な区域」からの早期な立退き避難を求めるとともに、水・食料の備蓄、ライフライン途

絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えについて普及啓発を図る。

第6 防災上重要な施設における計画

以下の施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難訓練等を行い、避難の万全を期する。特に、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内における避難確保計画の策定が義務づけられており（平成29年6月法改正）、該当施設の管理者や町は、適切に避難確保計画の策定がなされるよう留意する。

1 学校、幼稚園

施設管理者は、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、園児、児童生徒等の身体及び生命の安全を確保するために、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 児童生徒等の集団避難場所の選定、収容施設の確保及び避難後の教育・保健・衛生・給食等の実施方法

2 病院

病院は、あらかじめ患者等を他の医療機関又は、安全な場所へ集団で避難させるための収容施設を確保し、移送方法、治療・保健・衛生・給食等の実施方法に関する避難計画を作成する。

3 社会福祉施設等

高齢者、障害者、幼児、児童が入居する社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、避難経路、誘導、収容施設の確保、保健・衛生・給食等の実施方法に関する避難計画を作成する。また、町は避難行動要支援者利用施設における避難計画策定の促進について努めるものとする。

第7 避難計画の策定

町は、災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を行うことができるよう、あらかじめ次の事項を内容とした避難計画を策定する。

- 1 警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）、警戒レベル4（避難指示（緊急））、警戒レベル5（災害発生情報）を発令する基準及び伝達方法
- 2 避難情報の発令区域・タイミング
- 3 水害、土砂災害、複数河川の氾濫など、複合的な災害の発生
- 4 指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 5 指定緊急避難場所への経路及び誘導方法
- 6 指定緊急避難場所の整備に関する事項
- 7 避難準備及び携帯品の制限等
- 8 避難時のペット対策
- 9 その他必要な事項

第8 町民自らが取り組むべきこと

町民は、自主防災組織を結成し、町民主体の避難訓練の実施や避難経路作成等により、地域全体の防災意識を向上させ、災害発生時の安全・確実な避難行動や町民間のお互いの避難の声かけを実現し、地域の避難体制の強化を図る。町は、町民の防災活動を全面的に推進、支援、協力を行う。

第2節 避難生活計画

町は、日頃から地域住民等と協力し、避難所運営訓練等を実施するとともに、事前に避難所を指定し、災害発生時に円滑な避難所運営ができるように必要な措置を講ずる。

また、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者（在宅被災者）等に対しても、避難生活環境の整備に必要な措置を講ずる。

担当部課局	危機管理室、総務課、政策推進課、地域交流課、学校教育課、義務教育学校設置準備課、生涯学習課、文化交流課、住民課、国保健康推進課、子育て支援課、保健センター、福祉介護課、上下水道課、出納室、社会福祉協議会
主な関係機関	県、自治会、自主防災組織、王寺町防災士ネットワーク

第1 指定避難所の指定

1 指定避難所の指定基準

町長は、一定期間滞在して避難生活を送る場所（以下、「指定避難所」という。）として、以下の基準に適合する施設を指定する。

- (1) 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下、「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに、被災者等を受入、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 洪水浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等内にある建物は、原則として指定しないこととする。町は、県と連携し、特に土砂災害特別警戒区域内にある指定避難所については、安全な区域への移転等を前提とし、出来ない場合は、ハード対策による安全確保を検討する。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

2 指定等にあたって必要となる手続

町長が指定避難所の指定、取消しにあたり必要となる手続は次のとおりである。

- (1) 指定避難所の管理者の同意を得る。
- (2) 指定避難所を指定したときは知事へ通知する。
- (3) 指定避難所を指定したときは公示する。
- (4) 指定避難所の指定を取消したときは、知事に通知し、公表する。

また、指定避難所の管理者は、指定避難所を廃止し、又は指定避難所の現状に「指定避難所の被災者等の滞在の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更」等を加えようとするとき、町長に届け出なければならない。

第2 福祉避難所の指定

1 福祉避難所の指定基準

町長は、指定避難所のうちから、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項（以下、「内閣府で定める基準」という。）に適合する王寺町文化福祉センターを福祉避難所として指定する。また、いずみスクエアを福祉避難所として指定することについて検討する。

内閣府令で定める基準

- (1) 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、この条において「要配慮者」という。）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

- (2) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - (3) 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- 危機管理室及び福祉介護課、子育て支援課は、福祉避難所について、要配慮者が使うことが想定される物資の備蓄を行うなど要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講じ、災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制を整備する。

2 救助法による福祉避難所の適用

救助法が適用された場合、その委任を受けた福祉避難所は、以下の基準を満たす場合、消耗機材の費用について国庫負担を受けることができる。

- (1) 設置した場合、おおむね 10 人の要配慮者に 1 人の生活相談職員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行ううえで専門的な知識を有する者）等の配置
- (2) 要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物
- (3) 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の確保

第3 多様な施設の利用

町は、多様な施設の利用に向けて、下記の施設の利用を検討する。なお、ライフラインが途絶し、孤立が続くと見込まれる避難所は開設しない方向で検討する。

1 県有施設の利用

町は、県と協力し指定避難所の不足に備えて県有施設の指定を検討する。

2 民間施設の利用

町は、指定した避難所では避難者に対して収容人数が不足する場合に備えて、寺院やホテル、旅館、老人ホーム等の民間施設の利用についても検討する。

3 隣接市町等における受入体制の検討

町は、避難所の不足や災害の想定等により必要に応じて、隣接市町等との間で災害発生時における避難者の受入や指定緊急避難場所の設置等に関する検討を事前に行っておく。

4 その他の施設の利用

町は、国の施設や個人の住宅も指定避難所の対象として検討する。指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努める。また、補助避難所として自治会館の指定を検討する。

第4 指定避難所の整備

危機管理室は、指定避難所について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。

1 指定避難所に指定されている施設等の整備

- (1) 要配慮者（高齢者、障害者等）をはじめ誰もが健康を維持できる環境で避難生活を送れるよう、当該指定避難所におけるトイレのバリアフリー化等の整備を図る。
- なお、避難所等におけるトイレについては、兵庫県作成の「避難所等におけるトイレ対策の手引（平成 26 年 4 月）」を参考に検討する。

※「避難所等におけるトイレ対策の手引（平成 26 年 4 月）」は、本節末尾の「■参考事例の URL」を参照

- (2) 指定避難所施設は、耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐震対策を図るとともに、耐震性がない、または耐震性が明らかでない施設については、代替施設を検討する。

2 設備の充実による避難施設としての機能強化

- (1) 非常用電源、自家発電機
- (2) 衛星携帯電話等複数の通信手段
- (3) 換気や照明の設備
- (4) シャワールームやスロープ、多目的トイレ等、要配慮者をはじめ誰にでも対応できるバリアフリー化された衛生設備
- (5) 食料、飲料水、生活用品
- (6) マスクや手指消毒液
- (7) マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料
- (8) 簡易トイレ
- (9) パーティション
- (10) 紙おむつ、口腔ケア用品等、要配慮者をはじめ誰にでも対応できるその他物資の備蓄 等

3 要配慮者や女性等を考慮した避難施設・設備の整備

- (1) 紙おむつ等の介護用品
- (2) 口腔ケア用品（歯ブラシ、歯磨剤等）
- (3) 高齢者や食物アレルギーを持つ人に対応した食事
- (4) 特に外国人等で、宗教上あるいは嗜好上の理由で食べられないもの、食べることを好まないものがある人に対応した食事
- (5) 生理用品
- (6) 粉ミルク、紙おむつ等の乳幼児用品
- (7) 子ども、在宅難病患者、認知症患者の対策・整備を検討
- (8) ペット等の対策・整備を検討 等

4 避難所での感染症対策としての施設・設備対策

- (1) 避難所運営用衛生用品（施設消毒用品他）の確保
- (2) 避難者向け衛生用品の手配
- (3) 避難所運営者向け衛生用品の準備
- (4) ゾーニングの設定とゾーニング用備品の確保
- (5) 住民への避難所収容人数の変更と周知
- (6) 人員確保（医療関係者等）

5 指定避難所の鍵の分散管理

危機管理室、学校教育課、義務教育学校設置準備課、生涯学習課、文化交流課及び地域交流課は、施設管理者と協議し、鍵の分散によるリスク回避のため、指定避難所の鍵を複数名で分散管理し、迅速・確実な避難所開放に努める。

第5 指定避難所の情報の公表

危機管理室は、指定避難所の安全性や整備状況を把握し、毎年町民に公表する。また町は、指定避難所状況を的確に把握するため、確認項目を列挙したリストを作成し点検する。

第6 指定避難所の運営

学校教育課、義務教育学校設置準備課、生涯学習課、文化交流課及び地域交流課は、自主防災組織等と協力して、指定避難所運営に関する以下の対策を講ずる。

1 避難所管理・運営マニュアルの作成

危機管理室は、学校教育課、義務教育学校設置準備課、生涯学習課、文化交流課及び地域交流課とともに、「奈良県避難所運営マニュアル（平成29年3月改定）」等に基づき、自主防災組織・王寺町防災士ネットワークをはじめとする町民、学校等の施設管理者、その他の関係機関等と協力し、地域の実情に応じた適切なマニュアルを作成する。

【マニュアルの主な記載内容】

- (1) 避難所運営の基本方針
- (2) マニュアルの目的・構成及び使い方
- (3) 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき業務の全体像
- (4) 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき個々の業務
- (5) 要配慮者への対応
- (6) 女性への配慮
- (7) 避難所のペット対策
- (8) 大規模災害時の避難所の状況想定
- (9) 関係機関の役割
- (10) 様式

2 指定避難所としての学校施設利用計画の策定

危機管理室は指定避難所である学校施設について、地域住民の円滑な誘導や指定避難所となる学校施設の効果的な活用のため、学校と連携し「学校施設利用計画」の策定に努める。また、作成した計画は避難所運営マニュアル内へ位置づけるよう努める。

3 町民等による避難所の運営体制

危機管理室は、地域住民による避難所の自主運営の考え方について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。また、避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配付、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織、避難所運営について王寺町防災士ネットワーク等の協力が得られるよう努める。

危機管理室、学校教育課、義務教育学校設置準備課、生涯学習課、文化交流課及び地域交流課は、自主防災組織や王寺町防災士ネットワーク、町民等と協力し、避難所運営マニュアルに沿った指定避難所開設・運営訓練を実施し、実際の災害に備える。

4 避難所での感染症対策と運営

危機管理室は関係課と連携し、災害が発生し避難所を開設する場合には感染症対策に万全を期するとともに、避難所全体のレイアウト・動線、避難所での衛生用品の調達及び安全管理等を見直し、避難所での感染拡大防止対策に努める。

※ 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」（令和2年5月21日付、内閣府政策統括官通知）、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第2版）」（令和2年9月7日付、内閣府政策統括官通知）

- (1) 避難所スペースの見直し（受付時）
- (2) 健康な者の避難所滞在スペースの決定と確保
- (3) 発熱・咳等のある者や濃厚接触者専用室の確保
- (4) 3密空間の排除と避難者への周知
- (5) 事前ルールと避難所運営ルールの確立
- (6) 担当職員と施設管理者及び避難所運営者との連携及び役割分担
- (7) 避難者の体調管理
- (8) 避難所運営スタッフの人材確保
- (9) 受入可否の事前協議と決定

5 女性等の多様な視点の取入れ、プライバシーの確保

危機管理室、学校教育課、義務教育学校設置準備課、生涯学習課、文化交流課及び地域交流課は、町民主体の避難所運営組織と連携し、避難所の設営や運営において、

女性をはじめとする多様な視点を幅広く取入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や町民への意識啓発等の対応を進めるものとする。

また、全ての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーを確保する。間仕切りカーテン等を設置するなど、さらに、警察と連携し、盗難等の犯罪抑止対策に努める。

第7 在宅被災者等への支援体制の整備

危機管理室及び福祉介護課、子育て支援課は、在宅被災者が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることのできるような支援体制を整備する。

第8 指定避難所運営において具体的に定める事項

1 指定避難所の運営担当者割当て等

危機管理室、総務課、学校教育課、義務教育学校設置準備課、生涯学習課、文化交流課、地域交流課、子育て支援課及び福祉介護課は、次のような活動を前提に運営担当者の割当て等を行う。

関係課及び社会福祉協議会は、自治会や自主防災組織・王寺町防災士ネットワークとの連絡調整や介護施設・医療施設との連絡調整、支援物資の調達配給、ボランティアの受入、情報収集と発信、避難所運営等広域的な活動を行う。

(例)担当役員一覧

本部長	自治会の会長等
副本部長	自治会の会長、副会長等
総合調整役	自主防災組織リーダー等
総務班長	各自治会より選任された者
連絡班長	自主防災組織や各自治会より選任された者
配給班長	自主防災組織や各自治会より選任された者
施設班長	自主防災組織や各自治会より選任された者
衛生班長	自主防災組織や各自治会より選任された者
救護班長	自主防災組織や各自治会より選任された者
ボランティア班長	自主防災組織や各自治会より選任された者
各居住組代表	自主防災組織や各自治会より選任された者
女性代表	自主防災組織や各自治会より選任された者
障害者代表	自主防災組織や各自治会より選任された者

※ 同じ地域に避難所が複数ある場合は、それぞれに役員を配置し、副本部長を各避難地の統括担当にする等弾力的に運用する。

※ 役員は毎年、年度当初の定例会等で選任し、防災訓練等では組織や役割について確認しておくようにする。

2 避難所管理運営方法

(1) 各活動班の業務について（概要）

- ア 総務班・・・・・・・・運営委員会の庶務、避難者名簿の管理、郵便の管理
- イ 連絡班・・・・・・・・避難所内外の情報集約、伝達
- ウ 配給班・・・・・・・・物資の管理・配給、食料管理・配給、炊き出し
- エ 施設班・・・・・・・・危険箇所対応、防火、治安、生活空間の管理
- オ 衛生班・・・・・・・・感染症予防、衛生管理、トイレ、ペット
- カ 救護班・・・・・・・・要支援者への対応、健康管理
- キ ボランティア班・・・ボランティアの受入管理

※ これ以外にも必要な役割を付け加えたり、規模に応じて統合する。

(2) 居住組の編成

運営本部は、各自主防災組織（各自治会）ごとに、各世帯を一つの単位とし居住組を編成する。その場合 40 名ほどを一つの居住組の目安とし、各自治会にある班や組等を最大限活用する。

※ 観光客等、地域内に居住していない避難者は、まとめて居住組を編成する。

これらの避難者は、あまり長く避難所にはとどまらなれないと考えられるので、地域の避難者とは分けて考える。

(3) 避難者名簿の作成

ア 運営本部は、自治会ごとに避難者名簿を作成する。

イ 避難者名簿は、町及び運営本部が管理する。

ウ 避難者名簿作成時には、緊急を要する要望も同時に調査する。（病院・養護施設等への収容希望や薬品希望等）

エ 避難者名簿は避難者把握、物資や食料の配給の基礎データとする。

オ 町避難所関係課は、あらかじめ避難者に記入してもらう記入用紙を作成する。

カ 避難者名簿記入項目は以下の事項を基本として作成する。

(ア) 氏名（フリガナ）

(イ) 性別

(ウ) 年齢

(エ) 続柄（例：妻、子、父、母・・・）

(オ) 被災以前の住所

(カ) 緊急時の連絡先（住所・電話番号など連絡先は必ず連絡がとれるものを記入）

(キ) このほか、必要と思われる項目を必要に応じて付加

キ 町担当課は、避難者名簿作成時に、避難所生活に関する心得やルールを書いた用紙を配布し、円滑な避難所運営の支援に努める。

3 避難者等への給水、給食、日用必需品等の支給方法

上下水道課、生涯学習課、義務教育学校設置準備課及び文化交流課は、避難住民等に必要な救援を的確に把握し、受給必要量、配分等に係る連絡調整を行う。

特に、食品、給水、医療等、当初から必要な物資、役務は迅速に状況等を連絡し、先行的な確保に努める。このため、避難所ごとの避難住民等の人数、状況等の最新情報を常に把握できる体制を確保する。

4 避難所での臨時教育、保育施設の開設

(1) 応急教育

学校教育課、義務教育学校設置準備課は、避難先都道府県又は県、避難先市町村等と、避難児童生徒等の応急教育に関する連絡調整、要請を行う。また、避難教員等により、避難先市町村の実施する応急教育に協力する。

(2) 応急保育

子育て支援課は、「(1) 応急教育」に準じて、保育所・幼稚園等の開設及び応急保育に係る連絡調整等を実施する。

5 その他必要事項

(1) 衛生環境

国保健康推進課、保健センターは、避難住民等の健康管理に努める。また、住民課は、避難所の衛生維持に注意し、避難先都道府県、県、避難先市町村又は関係機関・団体等が実施する衛生業務について、避難住民等に係る情報提供、受援に係る連絡調整及び要請等を行う。

(2) 施設の設置、維持管理

国保健康推進課、保健センターは、避難所、臨時医療施設等の設置、維持管理等について、避難先都道府県、県、避難先市町村又は関係機関・団体等に対し、情報の提供、連絡調整及び必要な要請等を行う。

また、総務課は、必要に応じ、避難先市町村の協力を得て、町役場仮庁舎等を設置するとともに、その他の町有施設は、必要に応じ代替施設の確保等必要な対応を実施する。

(3) 広報、広聴活動

出納室は、避難所等に対する職員派遣、広報資料の作成、掲示、配布等により、避難住民等に対して、生活関連情報、安否情報等の各種情報を提供する。

また、広報、広聴活動について避難先都道府県、県又は避難先市町村等と連絡調整及び要請等を行う。

第9 町民自らが取組むべきこと

町民は、いつ災害が起きても対応できるよう、施設管理者、周辺事業所なども含めて、避難所運営組織を編成して避難所運営に係わる事項を協議するなど、事前対策に努める。町は、町民の活動を全面的に推進、支援、協力する。

■参考事例

・「避難所等におけるトイレ対策の手引（平成26年4月）」

https://web.pref.hyogo.lg.jp/governor/documents/g_kaiken20140407_0402.pdf



第3節 要配慮者の安全確保計画

要配慮者とは特に配慮を必要とするものであり、一般的には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、難病患者、外国人等があげられる。中でも、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑な避難の確保を図るため特に支援を要する者は「避難行動要支援者」とされ、その名簿作成が義務づけられている。

この節では、要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るための体制整備について定める。なお、この節において、「条例」は「王寺町避難行動要支援者名簿に関する条例」を、「規則」は「王寺町避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則」を指すものとする。

担当部課局	危機管理室、福祉介護課、地域交流課、学校教育課、義務教育学校設置準備課、生涯学習課、文化交流課、子育て支援課
主な関係機関	西和警察署、奈良県広域消防組合（西和消防署）、自治会、自主防災組織、民生児童委員協議会、王寺町防災士ネットワーク

第1 避難行動要支援者名簿

1 避難行動要支援者名簿の作成

町長は、町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下、「避難行動要支援者」という。）の把握に努める。

また、避難行動要支援者の避難の支援、安否確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下、「避難支援等」という。）を実施するため、条例に基づき、名簿（以下、「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。なお、危機管理室と福祉介護課は密に連携し、避難行動要支援者名簿及び福祉避難所等の内容を精査、検討するものとする。

(1) 避難支援等関係者となる者

条例第2条に定める災害時避難行動要支援者を支援する関係者は、次に掲げる者である。

- ア 奈良県警察
- イ 奈良県広域消防組合
- ウ 王寺町自治連合会に加盟する町内自治会
- エ 王寺町民生児童委員協議会
- オ 王寺町消防団
- カ 町に設立を届け出ている自主防災組織
- キ その他避難支援等の実施に携わる関係者として規則で定めるもの

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

条例第3条に定める避難行動要支援者の範囲は、次に掲げる者である。

- ア 単身の世帯に属する75歳以上の者
- イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護認定を受けていて、当該要介護認定に係る要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に規定する要介護3、要介護4又は要介護5のいずれかである者
- ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表の1級又は2級のいずれかであるもの

- エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級が1級であるもの
- オ 療育手帳(児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障害の程度の記載があるものをいう。)の交付を受けている者であって、その障害の程度がA1又はA2であるもの
- カ 前各号に掲げる者のほか、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとして規則で定めるもの
- (3) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
 - ア 福祉介護課は、保有する高齢者等の福祉情報から、条例第3条第1号から第5号までに該当する者を抽出し、避難行動要支援者名簿を作成する。
 - イ 条例第3条第1号から第5号までに該当する者に類する特別の事情を有する者であって、規則第3条で定める手続により認定を申し出て、災害時において避難支援等を要すると町長が認定したものを避難行動要支援者名簿に掲載する。
 - ウ 平常時の要配慮状態にかかわらず、災害情報の収集や避難に不安を感じている者が前号の申出を行えるよう、町民に避難行動要支援者名簿の周知に努める。
 - エ 町長は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。(災対法第49条の10)
- (4) 避難行動要支援者名簿への記載事項
 - 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
 - ア 氏名
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所又は居所
 - オ 電話番号その他連絡先
 - カ 避難支援等を必要とする事由
 - キ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項
- (5) 避難行動要支援者名簿の更新
 - 避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、町長は、避難行動要支援者名簿の記載事項について、正確かつ最新の内容に保つよう努め、避難行動要支援者名簿を定期的に更新する。

2 避難行動要支援者名簿情報の提供

町長は、条例第5条第1項の規定に基づき災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下、「名簿情報」という。)を提供する。

- (1) 名簿情報提供の拒否等
 - 避難行動要支援者が、規則で定める方法により、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報の提供をすることができない。
 - ただし、災害が発生し、又は災対法その他の法令等に基づく警戒レベル3(避難準備・高齢者等避難開始)の発表、警戒レベル4(避難指示(緊急))の発令がある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるとき、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報の提供を拒否した者の名簿情報を提供することができる。
- (2) 名簿情報を提供する場合における配慮
 - ア 避難行動要支援者名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置

- (ア) 町長は、条例第5条第1項に基づき名簿情報を提供するとき、当該名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者との間で名簿情報の取扱いに関する協定を締結し、避難行動要支援者名簿情報の提供を受ける者に対して、避難行動要支援者名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求める。
- (イ) 危機管理室は、避難行動要支援者名簿の保管にあたって、厳重に管理し、名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずる。
- (ウ) 名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (エ) 町長は、前号の規定に違反して秘密を漏らした者があるときは、違反した者が属する、又は属していた団体の名称及び当該違反行為の経緯を公表することができる。なお、公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となるものにその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- イ 第三者の権利利益を保護するために必要な措置
町長は、名簿情報の漏えいの防止のほか、当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために、必要な措置を講ずるよう努める。

3 避難行動要支援者名簿情報の活用

- (1) 避難行動要支援者の避難支援
 - ア 平常時から名簿情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。
 - イ 平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めること。
 - ウ 避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、平常時より避難情報の地域ぐるみの伝達体制及び避難誘導体制の確立に努める。
- (2) 避難支援等関係者の安全確保
避難支援を行うにあたっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。
町は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮して、支援にあたることを徹底する。
- (3) 避難行動支援に係る地域づくり
町民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するために、平常時から地域づくりを進めておくことが重要である。このため、自治会等は、避難行動要支援者も含め、普段から町民同士が顔の見える関係を構築することを促し、避難支援等関係者を拡大するための取組を行っていくことが大切である。
その際、防災に直接関係する取組だけでなく、日常の様々な事業の中で避難行動要支援者が地域社会で孤立することを防ぎ、避難行動要支援者自身が地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに努めること、また、地域おこしのための様々な事業やボランティアとの連携を検討することが考えられる。
＜地域づくり例＞
 - ・ 地域行事への避難行動要支援者等の参加の呼びかけ
 - ・ 避難行動要支援者等への日頃からの声かけや見守り活動 等
- (4) 避難行動要支援者名簿情報の内部での利用
町長は、避難支援等の実施に必要な範囲で、名簿情報を、その保有にあたって特定された、利用目的以外の目的のために、内部で利用することができる。

第2 避難行動要支援者支援体制の確保

1 全体計画の策定

危機管理室及び福祉介護課は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月内閣府）」、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する事例集（平成 29 年 3 月内閣府）」に基づき、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、全体計画を定める。

全体計画において定める事項

- (1) 名簿作成に関する関係部署の役割分担
- (2) 避難支援等関係者への依頼事項（情報伝達、避難行動支援等の役割分担）
- (3) 支援体制の確保
 - ・避難行動要支援者 1 人に対しての支援者の人数
 - ・避難行動要支援者と避難支援等関係者の組合せ
- (4) 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うにあたって、調整等を行う者
- (5) あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制
- (6) 発災時又は発災のおそれがあるときに避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- (7) 避難行動要支援者の避難場所
- (8) 避難場所までの避難路の整備
- (9) 避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制
- (10) 避難場所からの避難先及び当該避難先への運送方法 他

2 個別計画の策定

避難支援等関係者は、避難行動要支援者一人ひとりに対する避難方策等を記載する。作成にあたっては避難行動要支援者本人も参加して避難支援者、避難所、避難方法について確認し、自主防災組織等の実際に避難支援に携わる関係者とともに、作成する。

個別計画は、避難行動要支援者本人及びその支援者等、避難行動要支援者本人が同意した者に配布する。

また、その際には、守秘義務を確保するほか、情報管理上の責任を明確にし、情報の管理方法を確立するよう求める。

なお、個別計画内容に変更が生じた場合は速やかな更新を行う。

さらに、難病患者について、「災害時難病患者個別支援計画を策定するための指針（改訂版）」に沿って、個別支援計画の作成に努めるものとする。

※「災害時難病患者個別支援計画を策定するための指針（改訂版）」は、本節末尾の「■参考事例の URL」を参照

3 地域における支援体制のネットワークづくり

危機管理室及び福祉介護課は、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認及び避難誘導並びに避難所での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生児童委員、社会福祉施設等の福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備及び避難行動要支援者の状態把握に努める。

4 指定避難所における外国人対策

外国人が安心して避難所で過ごすことができるよう、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板をあらかじめ作成し、避難所運営マニュアル等に記載する。

災害時に外国人が迅速に避難できるよう、町は、日頃から防災パンフレットやホームページ、SNSを活用し、多言語や「やさしい日本語」により、指定避難所の周知に努める。

5 奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）の整備

令和元年 11 月 1 日より、奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）を整備。災害時に避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図る。被災された都道府県や県内市町村からの派遣要請があれば、避難所等に派遣する。

第3 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、人命や身体を保護し、災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき、避難のための立退きを指示することができる。

この場合に、町は要配慮者が避難のための立退きを行うことができるよう、要配慮者に迅速・正確に情報の伝達が行えるよう措置を講ずる。

1 警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）情報の提供

危機管理室は、避難行動要支援者が避難に際して時間を要すると考えられるため、警戒レベル4（避難指示（緊急））が出される前段階で警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）情報を提供する。また、平常時から警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）情報の意味や提供された際にとるべき行動について町民に周知する。

なお、正確な情報をわかりやすく伝えていくこととし、登録制メールの一斉送信等文字情報を優先的に活用する。

2 障害者への情報伝達方法の確立

危機管理室は、福祉介護課等と連携し、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者に対し、その情報伝達に必要な手段や専門的技術を有する手話通訳者等ボランティアの派遣・協力システムの整備に努める。

(1) 視覚機能に障害のあるとき

- ア 音声情報による周知
- イ 拡大文字による周知
- ウ その他、効果的な方法の併用による周知

(2) 聴覚機能に障害のあるとき

- ア 文字情報による周知
- イ 映像による周知（テレビ、ビデオ、パソコンなど）
- ウ 手話による周知
- エ その他、効果的な方法の併用による周知

3 高齢者へ配慮した通信連絡手段及び緊急通報システムの整備

福祉介護課は、少子高齢化が進む現状から災害時において孤立しがちな「ひとりぐらし高齢者」との通信体制確保のために、緊急通報システムを整備し、その周知に努める。

4 外国人に対する日常の情報提供等

危機管理室及び地域交流課は、外国語による防火防災対策の啓発に努めるほか、以下の方法で情報を提供する。

- (1) 外国語（英語、フランス語、中国語、韓国語など）による周知
- (2) 地図付き情報（多言語ハザードマップWEB版）による周知
- (3) 「ピクトグラム(図記号)」、「やさしい日本語」、その他効果的な方法の併用による周知
- (4) NPOや民間機関等との協力、連携

5 緊急連絡体制の整備

危機管理室及び福祉介護課は、避難支援等関係者を經由した情報伝達手段（いわゆる「地域住民の声掛け」）の体制を整備し、地域ぐるみの協力のもとに、避難行動要支援者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

また、平常時においても、地域におけるネットワークを介し、町や自主防災組織が実施する防災に関する行事への参加の呼びかけや情報提供など、避難行動要支援者を含む要配慮者への防災知識の普及促進を図る。さらに、災害用伝言ダイヤル「171」、携帯電話・スマートフォンによる災害用伝言板サービスの活用について周知に努める。

第4 要配慮者の避難後の留意点

- 1 学校教育課、義務教育学校設置準備課、生涯学習課、文化交流課及び地域交流課は、避難支援を受けて指定緊急避難場所まで避難した避難行動要支援者の引継ぎの方法等を検討する。
- 2 危機管理室及び福祉介護課は、要配慮者個々の特徴等に応じて、福祉避難所に入所する、その他の指定避難所において他の避難者と別の部屋にて避難生活を送るなど、避難所を指定する。
なお、個別計画の策定時において、要配慮者が平常時に利用している社会福祉施設や養護学校等における避難生活について当該施設管理者と十分に協議し、それらの施設で避難生活を送ることが妥当である者に対して、施設への入所処置等の取扱いが円滑に行われるよう移送方法等をあらかじめ調整する。
- 3 学校教育課、義務教育学校設置準備課、生涯学習課、文化交流課及び地域交流課は、避難行動要支援者を災害の危険が去った後速やかに、福祉避難所等の適切な避難施設への円滑な移送等を実施する。
- 4 危機管理室及び福祉介護課は、あらかじめ避難行動要支援者の移送先及び当該移送先までの移送方法等を避難行動要支援者や移送先となる関係行政機関、運送事業者等と調整する。また、事前に運送事業者との避難行動支援者の移送に関する協定の締結について検討する。

第5 防災訓練、教育の実施

地域住民に対し、要配慮者の支援に関する知識や情報を周知するためには、地域住民、自主防災組織、王寺町防災士ネットワーク、地元の警察・消防・医療機関・障害者団体（又は関係団体）等と要配慮者が合同で、実際に救出訓練や避難訓練など防災訓練を体験する場を提供することが求められる。また、防災訓練には要配慮者の参加を呼びかけるとともに、専門家・支援団体・当事者本人を講師にして、障害等の特性に応じた支援方法を町民が習得するように取組むことも大切である。

さらに、可能であれば、地域の社会福祉施設等が行う防災訓練に地域住民や自主防災組織等が参加したり、災害時の相互応援協定を締結するなど、地域での協力体制づくりを進めることも望まれる。

■参考事例

・「災害時難病患者個別支援計画を策定するための指針（改訂版）」
www.nanbyou.or.jp/upload_files/saigai.kaitei.pdf



第4節 帰宅困難者対策計画

町は、災害発生時の通勤や通学、出張、買物、旅行等の理由などで、外出時に自力で帰宅が困難となる人々に対し、関係防災機関と連携し、各種の対策を講ずる。

担当部課局	危機管理室、福祉介護課、地域交流課
主な関係機関	西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、奈良交通株式会社、タクシー協会

第1 普及啓発

大規模地震等発生時に、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合には、救急・救命活動、救助活動、消火活動、緊急輸送等緊急車両の通行の妨げになる可能性があり、応急活動に支障をきたすことが懸念されるとともに、帰宅困難者自身にも危険が及ぶ恐れがある。

このため、町は、関西広域連合や隣接府県・市町村等と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、各主体に対し、以下の内容の啓発を行うこととする。

1 町民への普及啓発

町は、町民に対し、災害発生時には帰宅困難になる場合があること、日頃から通勤や通学先等の周辺地域防災情報や避難施設の位置確認を行っておくこと、家族との安否確認方法や災害時帰宅支援ステーションについて啓発を行う。

災害時帰宅支援ステーションとは、地震などの大規模災害が発生した場合に、帰宅困難者が徒歩で自宅に帰るのを支援する拠点のことで、現在、本拠点として登録している先には、コンビニエンスストア、ファストフード店、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド、ホテルなどがあり、また実際に協力してもらえるお店等には、入口などに災害時帰宅支援ステーションのステッカーが貼られている。

2 事業所、学校等への普及啓発

町は、企業等に対して、従業員等の施設内待機や施設内待機のための食料、飲料水、毛布などの備蓄、施設の安全確認、防災訓練等にかかる計画を策定することを働きかける。

その際、従業員の安否確認手段の確保や、出勤時間帯や帰宅時間帯に発災した場合など、発災時間帯別の従業員の対応についても定めることを働きかける。

3 集客施設や公共交通機関への普及啓発

町は、集客施設や公共交通機関に対して、地震発生時における利用者の安全確保計画の策定や、施設の安全確保対策の啓発を行う。

第2 王寺駅周辺等における滞留者対策

大規模地震等が発生した場合、特に王寺駅やその周辺は多くの人が滞留し、混乱が発生することが予想されるため、町は王寺駅周辺の事業者等と連携し、混乱防止対策の充実に努める。

1 王寺駅周辺等における混乱防止

町は、駅の交通事業者、周辺の集客施設や企業、自治会、商店街等地域関係者等が参加する駅前滞留者対策協議会を設立し、地域の行動ルールづくりや訓練の実施等により平常時から連携体制を構築するよう努める。

2 一時退避場所や一時滞在施設の確保

王寺駅周辺等で発生した多くの行き場のない滞留者を一時的に避難させるため、町

は、駅前滞留者対策協議会等と連携し、王寺駅周辺のオープンスペースや公園等の「一時退避場所」の確保に努める。

また、交通機関の運行停止等により帰宅できない状況が長引く場合に帰宅困難者を受け入れるため、町は、所有・管理する施設を一時滞在施設として確保に努めるとともに、民間事業者にも協力を求めるよう努める。なお、町は東横 I N N と災害協定を結ぶ等により、一時滞在施設の確保に努める。

3 情報提供の体制づくり

町は、一時退避場所や一時滞在施設に関する情報、鉄道等の運行や復旧情報に関する情報等を迅速に提供できるよう、ホームページや S N S、緊急速報メール等の活用、駅や交番における張り紙、関西広域連合、隣接府県・市町村、民間企業・団体、N P O 等の関係機関と連携した情報提供体制を整備することにより、迅速に情報提供できる体制の整備を図る。その際、発災時は情報伝達手段が限られることから、多様な情報伝達手段の確保に努める。

なお、災害時における外国人への支援については、「奈良県 災害時外国人支援マニュアル（平成 30 年 8 月 県外国人支援センター）」を参考に検討する。

※「奈良県 災害時外国人支援マニュアル（平成 30 年 8 月 県外国人支援センター）」は、本節末尾の「■参考事例の URL」を参照

■参考事例

・「奈良県 災害時外国人支援マニュアル（平成 30 年 8 月 県外国人支援センター）」
<http://www.pref.nara.jp/secure/198176/h3008manual-meinpart.pdf>



第5節 住宅応急対策準備計画

町は、町営住宅及び民間賃貸住宅の活用、応急仮設住宅の設置等により、迅速に応急住宅を提供できる体制の整備に努める。

また、大規模災害時には広域的な観点に立った実質的な供給体制が構築できるよう、あらかじめ関係機関との検討・調整に努める。

担当部課局	建設課、危機管理室、都市計画課、まちづくり推進課
主な関係機関	県、賃貸住宅管理会社、一般社団法人プレハブ建築協会

第1 町営住宅の活用体制の整備

建設課は、災害時における被災者用の住居として、耐震性が確保された利用可能な町営住宅の空家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

また、避難が長期間に及ぶ可能性もある中、被災者の本格的な生活再建を支援する観点から、本来の町営住宅入居者として入居できるような仕組みの構築に努め、合わせて金銭的な負担が生活再建の妨げとならないよう家賃負担の軽減等の配慮を行う。

第2 民間賃貸住宅の活用体制の整備

危機管理室は、民間賃貸住宅等を応急借上住宅として、円滑・迅速に活用できるよう、賃貸住宅管理会社等と応援協定を締結するなど、連絡体制及び運用について整備する。

第3 応急仮設住宅の供給体制の整備

危機管理室、都市計画課及びまちづくり推進課は、災害に対する安全性に配慮しつつ応急仮設住宅を設置できる用地を逐次見直しのうえ把握し、県及び一般社団法人プレハブ建築協会と連携しつつ災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

第4 応急仮設住宅の設置

危機管理室は、応急仮設住宅の設置について、住宅被害想定に基づき必要戸数の想定を検討する。

第5 広域的な住宅供給体制の整備

被害状況等に応じて、市町村をまたいだ避難者にも柔軟に対応できるよう、応急仮設住宅の設置可能戸数等については市町村間の連携を県が主導して進める。

さらに、大規模災害時には近隣他府県等においても被害が発生し、県内の応急住宅の供給が不足する可能性があることを踏まえ、県は広域的な観点に立った実質的な供給体制が構築できるよう、関係機関との検討・調整に努める。

町民等の防災活動の促進

第6節 防災教育計画

町及び防災関係機関は、町民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る」ということを基本に、日頃から災害に対する正しい知識を身につけるため、防災知識の普及と防災意識の高揚に努めるようにする。

担当部課局	危機管理室、学校教育課
主な関係機関	県、奈良県広域消防組合（西和消防署）、県教育委員会

第1 町民に対する防災知識の普及

危機管理室は、防災関係機関の協力を得て、防災に関する知識の普及啓発活動を積極的に行うことで町民の防災意識の高揚を図り、町民の災害に対する備えを進める。

また、
防災知識の普及内容について、再検討に努める。

1 普及啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行う。

- (1) 避難訓練（特に水害・土砂災害等のリスクがある学校）等各種防災訓練の参加普及
- (2) 町広報紙、町公式サイト等広報媒体の活用
- (3) テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- (4) 映画、スライド、ビデオ、パネル等の活用
- (5) 広報車両の利用
- (6) ハザードマップによる周知
- (7) 防災学習コーナーの活用
- (8) 洪水想定水位標識等災害リスクの現地表示
- (9) 研修、出前講座、講演会等の開催 等

2 周知内容

- (1) 町の防災対策について
- (2) 過去の災害事例
- (3) 各地域で予想される災害の把握（早期の立退き避難が必要な区域など）
- (4) 気象知識（特に近年の局地的大雨、竜巻等への対応）
- (5) 消火器具、非常持ち出し品、備蓄食料の整備（アレルギー対応食や常備薬、口腔ケア用品などを含む。）
- (6) 家屋等の点検及び耐震化、家具の固定、ブロック塀等の倒壊防止措置、防火対策
- (7) 気象・防災情報を収集する方法及び気象予警報、避難情報等の種類と対策
- (8) 避難方法（避難場所、避難路、非常持ち出し品、避難時に必要な行動）の事前確認
- (9) 災害発生時の行動（安全確保行動、家族の安否確認、情報収集等）
- (10) 初期消火の方法
- (11) 救助・応急救護方法の習得
- (12) 自主防災組織の結成及び活動内容
- (13) 要配慮者への対応
- (14) ボランティア活動への参加
- (15) ライフライン途絶時の対策
- (16) 生活再建に向けた事前の備え（水害保険・共済等への加入 等）
- (17) ペット用の避難用品（ゲージ、リード、ペット用食料、ふん尿の処理用品、所有者の明示等）

第2 事業所等に対する防災知識の普及

危機管理室は、事業所等の管理者に対し防災知識の普及を図り、災害時の指導力、行動力を養い、緊急時に対処し得る自主防災体制の強化を図る。

さらに、防災知識の普及内容について、再検討に努める。

1 普及・指導の方法

危機管理室は、県及び関係機関の協力を得て、防災手引書、パンフレット等を配布する。また、事業所独自あるいは地域単位での防災訓練や講習会等を通じて普及する。

このほか、防災管理者等の自主的研究会、連絡会等をとおして防災知識の普及を図り、これらの実施にあたっては、町は、これに協力する。

2 普及・指導の内容

- (1) 町地域防災計画の概要
- (2) 過去の災害事例
- (3) 各地域で予想される災害の把握
- (4) 事業所等の自主防災体制
- (5) 危険物施設の保安、応急対策の体制
- (6) 事業所の防火対策と家具等の倒壊防止措置
- (7) 帰宅困難となった従業員等に対する物資の備蓄
- (8) 初期消火の方法
- (9) 警察・消防・町への連絡体制

第3 防災上重要な施設の管理者等の教育

1 防災上重要な施設における防災教育

危機管理室は、防災上重要な施設の管理者等に対し防災教育を実施して、防災知識の普及啓発を図る。さらに、防災知識の普及内容について、再検討に努める。

また、防災上重要な施設の管理者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

(注)「防災上重要な施設」とは、災害が発生するおそれがある施設及びその施設に災害が及んだときは被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいい、その管理者（災害予防責任者）に対しては、災害対策第48条により、防災訓練の実施が義務づけられている。

第4 職員に対する防災知識の徹底

危機管理室は、全職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、次により防災教育を行い、防災知識の徹底を図る。

さらに、防災知識の普及内容について、再検討に努める。

1 教育の方法

危機管理室は、防災活動の手引や地域防災計画を改正ごとに配布のうえ、講習会や研修会等を定期的の実施する。また、県等が開催する研修会等へ積極的に参加するよう促す。

2 教育の内容

- (1) 地域防災計画の概要
- (2) 過去の災害についての体験談等
- (3) 気象知識
- (4) 町関係機関の防災体制

- (5) 町職員動員の方法・分担任務
- (6) 町内の災害重要監視箇所
- (7) 救助・救護方法（心肺蘇生法等）
- (8) 水防の方法（水防工法）
- (9) 被害の調査・報告要領、連絡方法 等

第5 学校等における防災教育

学校における防災教育は、災害安全に関する教育と同義であり、減災についての教育も含まれ、安全教育の一環として行われる。

防災教育は、「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ために、児童生徒等の発達段階を考慮して、各年齢における教育内容について検討し、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた展開を目指す。

1 防災教育のねらい

防災教育のねらいは、次に掲げる3つにまとめられる。

- (1) 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにする。
- (2) 地震、台風等の発生時に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。
- (3) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

2 校種ごとの目標

発達段階に応じた系統的な指導が必要となることから、次に掲げる校種ごとの目標により児童生徒等を指導する。

- (1) 就学前児童の防災教育目標
安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できるように指導する。
- (2) 小学校児童の防災教育目標
日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りができるよう指導する。
- (3) 中学校生徒の防災教育目標
日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や、災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動できるよう指導する。
- (4) 義務教育学校の防災教育目標
前期課程の児童は小学校児童と同様の教育目標とし、後期課程の生徒は中学校生徒と同様の教育目標として指導する。

3 防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、次に掲げる内容について展開する。

- (1) 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (2) 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (3) 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方
- (4) 風水（雪）害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (5) 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- (6) 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- (7) ハザードマップ等の災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- (8) 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力

(9) 災害時における心のケア

4 防災教育に関する指導計画の策定

防災教育に関する指導計画は、以下の項目の概要を明確にしたうえで、項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成する。

- (1) 防災教育の基本的な目標
- (2) 各学年の指導の重点
- (3) 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動（学級〈ホームルーム〉活動及び学校行事）などの指導内容
- (4) 指導の時期、配当時間数、安全管理との関連
- (5) 地域の関係機関との連携

5 指導計画作成にあたっての配慮事項

防災教育に関する指導計画を作成する際には、次に掲げる内容について配慮する。

- (1) 防災教育は、地震など共通に指導すべき内容と学校が所在する地域の自然や社会の特性、実情等に応じて必要な指導内容等について検討し、家庭、地域社会との密接な連携を図りながら進める。
- (2) 学習指導要領等における防災教育に関連する指導内容を整理し、課外指導等も含め各教科等の学習と関連づけるなどして、教育活動全体を通じて適切に行えるように指導する。
- (3) 防災教育に関する指導計画は、系統的・計画的な指導を行うための計画であるが、年度途中で新しく生起したり、緊急を要したりする問題の出現も考えられ、必要に応じて弾力性を持たせる。

- (4) 避難訓練の計画を立てるにあたっては、学校等の立地条件や校舎の構造等に十分考慮し、火災、地震、土砂災害など多様な災害を想定する。

実施の時期や回数は、年間をとおして季節や社会的行事等との関連及び地域の実態を考慮して決定する。その際、休憩時間、清掃時間など災害の発生時間に変化を持たせ、児童生徒等が様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処できるよう配慮する。

また、学級（ホームルーム）活動との連携を図り、事前・事後の指導を行い、自然災害の種類やその発生メカニズム、種類や災害の規模によって起こる危険や避難の方法について理解させるとともに、訓練の反省事項についてもよく指導し、訓練の効果が高められるように配慮する。なお、避難訓練の実施に際しては、奈良県広域消防組合（西和消防署）や西和警察署、危機管理室と連携して、計画実施に努める。

- (5) 防災教育の授業を実施するにあたっては、児童生徒等が興味関心を持って積極的に学習に取り組めるよう、国、県、自治体、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用する。その際、コンピューターや情報ネットワークを活用するなど指導方法の多様化にも努める。

- (6) 児童生徒等が、体験をとおして勤労の尊さや社会に奉仕する精神を培うため、日頃から地域社会と連携したボランティア活動に関する学習の場を設定する。

- (7) 障害のある児童生徒等について

ア 障害のある児童生徒等は、個々の障害の状況等に応じた指導内容や指導方法を工夫する必要がある。

イ 特別支援学級を設置している学校、通常の学級に障害のある児童生徒等が在籍している学校は、特別支援学校等の助言等を活用する。

- (8) 防災教育の推進にあたっては、家庭、地域と連携した実践的な防災教育の実施について検討する。その際、地域の関係機関、自主防災組織などとの情報交換及び協議を行うなど、計画の策定及び実践が円滑に行われるように努める。

- (9) 学校は、保護者参観等の機会を捉え、防災に関する講演会を開催したり、児童生徒等を地域行事（地域で行われる防災訓練など）に参加するように促したり、日頃から「開かれた学校づくり」に努める。
- (10) 教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るため、防災教育・防災管理に関する教職員の研修を計画し実施する。
- (11) 学校は、防災教育の評価を多面的に行うため、教職員による評価に加え、「災害に適切に対応する能力は身についたか」等に関して児童生徒等による自己評価を実施する。
また、外部評価の導入も積極的に検討すべきであり、その方法としては保護者や町民等による評価をはじめ、学校や関係機関で構成する地域学校安全委員会等を活用する。

6 教職員に対する防災研修

町教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるため、研修を定期的実施する。また、学校内においては防災委員会や職員会議をとおして、教職員の防災に対する意識の高揚を図るとともに、以下の内容の研修を行う。

- (1) 災害発生時における児童生徒等に対する的確な指示・誘導
- (2) 初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識・技能の習得向上

第7節 防災訓練計画

町は、災害に備えて、防災関係機関、自主防災組織、関係団体と連携し、総合訓練や各個別訓練を実施する。また、県、消防機関等が開催する訓練に参加するとともに、自主防災組織等町民が実施する防災訓練が積極的に行われるよう必要な支援を行う。

担当部課局	全部課局
主な関係機関	県、西和警察署、奈良県広域消防組合（西和消防署）、自衛隊、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、自治会、自主防災組織、商工会（事業者）、交通事業者、王寺町防災士ネットワーク

第1 訓練の考え方

危機管理室は、県や各防災関係機関が開催する防災訓練に積極的に参加するほか、独自の各種防災訓練を企画及び実施し、実践的な対応力を養い、訓練結果の事後評価をとおして課題を拾い出し、その改善に努めるなど、防災対策の充実強化を図る。

また、「町民避難」は、災害時による死者をなくすために特に重要なことから、町民参加型の災害時初動訓練、避難訓練、避難所開設・運営訓練等を実施するとともに、各自主防災組織等が主体となる訓練実施を促し、その訓練を支援する。

第2 町が実施する訓練

1 防災総合訓練

各防災関係機関が連携し、非常時に迅速かつ的確に活動できる体制づくりのため、町民（自主防災組織等）、町、国、県、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。地域住民や事業者がコミュニケーションを図り、災害に備えた避難方法の検討や訓練、災害発生時の速やかな避難行動、避難後の避難所運営の手助けなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進するなど、町民の防災意識向上の取組に努める。

2 各地域での地区防災訓練

自主防災組織が中心となる「町民参加型」訓練では、先行事例を活用し特に「町民避難」に重点を置き、要配慮者の参加を含めた多くの町民の参加が得られるよう配慮した訓練を実施する。訓練の実践を通じて地区防災計画の必要性を認識させるとともに、計画策定を奨励するよう努める。

(1) 安全な避難路の確認等のための避難訓練

避難行動要支援者の避難支援訓練を含む訓練を行う。

(2) 避難所開設・運営訓練

要配慮者の避難所でのニーズや、被災時の男女のニーズの違いなどに配慮した訓練を行う。なお、訓練開催の促進に努めるものとする。

(3) 安否確認訓練

平常時から各地区において、災害時の集合場所を決め、全員の安否を確認したうえで避難所に集団避難し報告するなどの実践的な訓練を想定する。

(4) 緊急地震速報が発表された場合にとるべき行動など、大きな啓発効果の訓練を企画実施する。

(5) 救急救命講習

奈良県広域消防組合（西和消防署）若しくは消防団女性分団の協力を仰ぎ、平常時からAEDの使用等、誰もが救命措置を講じられるよう訓練を行う。

(6) 初期消火訓練

奈良県広域消防組合（西和消防署）若しくは消防団の協力を仰ぎ、初期消火における実践的な訓練を行う。

3 各種個別訓練

町は、災害対応の初動体制、情報収集体制、連絡体制の確立のため、情報伝達訓練、非常参集訓練、災害対策本部等を設置して行う災害対応図上訓練等を適宜実施し、職員等の災害対応能力の向上を図る。

また、地震、水害、土砂災害、火災等、災害の種別ごとにテーマを明確にした実践的な訓練を実施する。

さらに、要配慮者施設の避難計画作成、訓練実施の義務化に努めるものとする。

第3 防災関係機関等が実施する訓練

1 防災関係機関等の訓練

ライフライン機関、事業所、各種団体、学校等は、自ら従業員や児童生徒等が参加する震災を想定した防災訓練を積極的に行うよう勧奨する。

その際には、緊急地震速報を防災訓練のシナリオに取入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るような訓練を促す。

また、町及び県が実施する防災総合訓練や、地域が実施する防災訓練に、積極的に参加、協力を行うよう要請する。

2 その他機関等の訓練

町内の学校、病院、駅、工場、事務所、スーパー、旅館・ホテル等の諸施設における消防法で定められた防火管理者等はその定める消防計画に基づき、避難訓練等を定期的に実施し、実効性のある消防計画及び自衛消防体制の確保等を進めるよう勧奨する。

また、地域が実施する防災訓練に積極的に参加、協力を行う。

第4 その他

1 職員防災初動マニュアルの作成

危機管理室は、職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、職員のとるべき行動をとりまとめた職員防災初動マニュアルを作成し、職場研修等とおして、その周知徹底を図る。

2 防災担当職員の資質向上

総務課は、防災担当職員の防災関連業務の習熟のため、人事ローテーションを計画的に行うように努める。

第8節 自主防災組織の育成に関する計画

災害による被害を防止・軽減するには、町民一人ひとりがわがこと意識をもって防災対策を実践することはいうまでもなく、地域住民が平常時からコミュニケーションをはかり、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識をもって訓練などの防災活動に自発的に取り組むことが重要である。

町は、これらの取組に対して適切な支援、助言及び指導を行い、町民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成を図る。

また、自主防災組織が行う防災活動を促進するため、自主防災組織を構成する町民に対し、教育訓練等による知識習得の機会を企画し、「共助」の基盤形成に努める。

担当部課局	危機管理室、消防団
主な関係機関	自主防災組織、王寺町防災士ネットワーク

第1 自主防災組織に対する考え方

- 1 自主防災組織は、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという原則に基づき自主的に結成する組織であり、消防組織法により消防機関として位置づけられている消防団とは異なる。
- 2 自主防災組織は、災害発生時にその被害を防止し、軽減するため実際に防災活動を行う組織、即ち実働部隊として結成されることが望ましい。
- 3 自主防災組織の整備にあたっては、町等の防災関係機関と十分協議のうえ、組織として実施すべき活動を具体化した防災計画を作成する。また、その計画に基づき迅速かつ効果的に防災活動が行えるよう組織内での役割分担を明確にしておくことが望ましい。

第2 自主防災組織の活動

自主防災組織は、消防団、近隣の自主防災組織、町内防災士、事業所等により組織されている防災組織等の防災関係機関をはじめ、王寺町防災士ネットワーク、青年団、婦人会、自主防犯団体、民生児童委員、社会福祉協議会、住民活動団体（NPO）、PTA等地域で活動する公共的団体、学校、医療機関、福祉施設、及び企業（事業所）等地域の様々な団体と連携し、次の事項を実施する。また、女性の参加促進に努めることとする。

なお、発災時の活動内容や役割について、引き続き検討するものとする。

1 平常時の活動内容

- (1) 地震、風水害ほか各種災害に対する防災の知識の普及や啓発
- (2) 地域における危険箇所の把握
- (3) 地域における消防水利の確認
- (4) 家庭における防火・防災等予防上の措置及びその啓発
- (5) 地域における情報収集・伝達体制の確認
- (6) 要配慮者の把握
- (7) 避難場所・避難所・医療救護施設及び避難経路の確認
- (8) 防災資機材の整備、配置、管理
- (9) 地区防災訓練の実施及び行政が実施する訓練への参加・促進
- (10) 地区防災マップの作成
- (11) 県及び町が開催する防災ワークショップへの参加促進
- (12) 王寺町防災士ネットワークとの連携
- (13) 自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成
- (14) 地域全体の防災意識向上の促進 等

※地区防災マップづくり、地区防災訓練等の他団体の参考事例は、本節末尾の「■参考事例のURL」を参照

2 災害発生時の活動内容

- (1) 出火防止と初期消火による延焼の阻止
- (2) 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送
- (3) 地域住民の安否確認
- (4) 正しい情報の収集・伝達
- (5) 避難誘導と、早期に自主避難が可能な場合はその勧誘
- (6) 避難所の運営、避難生活の指導
- (7) 給食・給水、備蓄・救援物資の運搬・配分
- (8) 災害ボランティア受入の調整、被害がより大きい近隣地域への応援 等

第3 自主防災組織の規約・平常時及び発生時の活動計画等

自主防災組織は、その活動がより効率的に行われるよう、危機管理室と協議のうえ、規約、防災計画、中長期の活動目標を定めておくものとする。また、自主防災組織内の編成にあたっては、任務分担（情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班等）をあらかじめ設定するよう努めることとする。

第4 自主防災組織の育成

1 育成・強化対策

危機管理室は、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の組織率向上及びその育成、指導を推進する。

- (1) 自主防災組織率向上対策計画の策定
- (2) 防災及び救命救急に関する講演会、講習会、研修会、訓練、ワークショップ及び出前講座等の実施
- (3) 自主防災組織が主体となり実施する講演会、講習会、研修会、訓練等への積極的な指導、支援等
- (4) 活動拠点施設の整備、防災資機材の整備に関する支援
- (5) 各コミュニティへの個別指導・助言
- (6) 自主防災組織同士のネットワーク構築の支援（相互に情報交換できるしくみづくり）
- (7) 自主防災組織に関する啓発資料の作成及び情報の提供
- (8) 王寺町防災士ネットワークから、各自主防災組織等への定期的な派遣を検討し、地区並びに各家庭で日常的に取り組んでいく必要がある防災対策について情報共有と意識の向上を図る。
- (9) 町職員の防災対応力の向上を図るとともに、王寺町防災士ネットワークとの連携により、町と自主防災組織、防災士間での情報交換・アドバイス等を積み重ねて自主防災活動の活性化を推進する。

2 王寺町自主防災組織運営補助金

町は、自主防災組織の活動を支援するために運営補助金を交付する。なお、交付にあたっては、各自主防災組織の実情を整理し、「王寺町自主防災組織運営補助金交付要綱」を定める。

第5 地区防災計画

1 目的

地区防災計画は、コミュニティレベルでの防災活動を推進し、町による防災活動と地区居住者等による防災活動を連携させ、地域防災力の向上を図るものである。

町の防災活動と地区居住者等による防災活動が、効果的に連携したものとするために、本計画において、その考え方を定める。

2 地区防災計画に基づく防災活動の主体及び防災活動の対象範囲

地区防災計画に基づいて防災活動を行う防災活動の主体やその対象範囲は、各地区の特性に応じて、従来の自主防災組織を構成する自治会単位での作成を前提とする。

また、必要に応じ町内の事業者、小中学校等多数の人が利用する施設管理組織等を想定する。

なお、地区防災計画に基づく防災活動が地区居住者等によって主体的かつ継続的に実施されることが重要なことから、以下の事項に留意して地区防災計画を策定する。

- (1) 地区居住者等が計画作成当初の段階からの参加
- (2) 地区居住者等の参加意識の醸成
- (3) 地区居住者等と十分な連携のもと、町防災計画と地区防災計画の整合
- (4) 地区居住者等の意見を広く取入れ、主体的かつ継続的な地域防災力の向上に向けた取組

3 地区防災計画の見直し

地区防災計画の見直しは、当該地区防災計画に係る地区居住者等が主体的に継続的な見直しを行う。町防災会議においては、当該見直しの内容が実体を伴った実効性のあるものになっているか等の観点から、提出された地区計画内容を十分考慮のうえ、町防災計画に反映する。

また、町は、町防災計画見直し等による検討を加える際に、地区の特性、地区防災計画の運用状況等を踏まえ、地区防災計画の見直しを行うことについて、地区居住者等に働きかけを行う。

4 地区防災計画に基づく防災活動に対する支援

危機管理室及び関係各課は、地区防災計画に基づく当該地区居住者等による防災活動が、地区居住者等の主体性を損なうことなく、実効性のあるものとなるよう適切な支援に努める。

5 地区防災計画に関する計画提案

(1) 計画提案の手続

(災対法第42条の2第1項・第2項、災対法施行規則第1条関係)

ア 計画提案

地区居住者は、共同して、町防災会議に対し、町防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。

計画提案の手続は以下のような場合が考えられる。

なお、当該自主防災組織等のメンバーは、計画に基づき、実際に防災活動を実施できる体制にあることが必要である。

- (ア) 実際に防災活動を行う地区居住者等が共同して計画提案を行う場合
- (イ) 自主防災組織の役員等が、共同して、当該地区の計画提案を行う場合

イ 計画提案を行うことができる者であることを証する書類の提出

共同して計画提案を行おうとする者は、その全員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に、地区防災計画の素案及び計画提案を行うことができる者であることを証する書類を添えて、町防災会議に提出しなければならない。（災対法施行規則第1条）

なお、「計画提案を行うことができる者であることを証する書類」とは、地区居住者等であることを証する書類であり、具体的には、居住者であれば住民票等、事業者であれば法人の登記事項証明書等とする。

(2) 計画提案がなされた場合の町防災会議の判断基準（災対法第42条の2第3項）

計画提案がなされた場合、町防災会議においては、当該計画提案を踏まえて、町防災計画に地区防災計画を定める必要があるか否かを判断する。

町防災会議は、この目的を踏まえて、当該計画提案で示された地区居住者等の自発的な防災活動の内容を最大限尊重し、当該地区に係る地区防災計画を定める。

ただし、原則として、極めて対象範囲が限定された防災計画や、防災活動の内容が地区防災計画の内容にそぐわない計画等については、町防災計画に定める必要がないと判断する。

また町は、地区居住者等による計画提案に係る地区防災計画素案作成等の支援に努める。

6 地域防災力の充実強化

- (1) 危機管理室は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定める。(消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第7条第2項)
- (2) 地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、町に対し、当該地区の実情を踏まえて前項に規定する具体的な事業に関する計画の内容の決定又は変更を提案することができる。(消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第7条第3項)

第6 王寺町防災士の活動

町内在住防災士の役割は、町と連携・協力し、下記の取組を行う。

- (1) 平常時
 - ア 自主防災組織への積極的な参画
地域での防災意識、防災力の向上を図る。
 - イ 防災士が中心となって、災害時の自治会内での「決め事」を定める。
地区防災計画の作成
要支援者への対応
 - ウ 自治会での防災訓練の実施
「決め事」に基づいた訓練の実施とその検証を行う。
- (2) 災害発生時
 - ア 基本的には組織（王寺町防災士ネットワーク）で活動
 - イ 町内被災状況の調査
町災対本部と連携し、町内の被災状況を調査・報告
 - ウ 災害ボランティアセンターの運営
ボランティアの受入、派遣調整などセンター運営を主導する。
 - エ 避難所の運営
避難所開設や運営委員会の設置など運営を主導する。

町は、防災士が自主防災組織の活動で中核を担い、以下の活動に取り組むため、王寺町防災士ネットワークとして組織化。（令和2年2月24日設立）

- ・防災士等のスキルアップ（研修等）
- ・自主防災会活動で中核を担う
- ・地区防災訓練の企画・実施
- ・被災時の町内支援 等

■参考事例

- ・[内閣府] 地区防災計画モデル事業報告

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/pdf/houkokusho.pdf>



- ・[静岡県] 自主防災組織活動実践事例集

https://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/manabu/jisyubou_jirei/index.html



第9節 企業防災の促進に関する計画

町は、企業等が地域の防災活動で果たすべき役割と内容を示すとともに、自然災害による不測の事態から、事業の継続を図るため、町内の事業所に対し、災害時における企業の事業継続を目的とした「事業継続計画（BCP）」又は事業継続力強化計画の作成を啓発促進する。

また、企業は防災力を高めるため、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化等を実施する等の企業の防災活動の推進に努める。

担当部課局	危機管理室、地域交流課
主な関係機関	町内事業所、商工会

第1 災害時に企業が果たす役割

危機管理室及び地域交流課は、災害が発生した場合に事業者が以下の対応を実施するよう、啓発活動を推進する。

企業・事業所は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の提供を業とする者（例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（運送）事業者、建設業者等）は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は県、町が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

1 従業員、顧客の安全確保

災害時、企業が最優先すべき事項は、顧客と従業員の安全確保であり、従業員への指導にあたっては、特に理解を求めるように努める。

2 事業所業務の継続

危機管理室は、事業継続ガイドラインに基づき、企業が「事業継続計画（BCP）」の策定を行うよう、その周知に努める。

3 ボランティア活動への支援等、地域への貢献

企業は、地域コミュニティの構成員であり、地域住民とともに自助・共助の精神を基本として、主体的に地域活動に参加することが求められる。

危機管理室は、企業がボランティアや地域の各種団体等とのネットワークを構築し、その連携の中で自主的な防災活動が行えるよう、指導・助言等の支援に努める。

4 二次災害の防止

災害発生後の危険物等を取扱う事業所等は、危険物の漏えいや可燃性ガスの漏えいなどを防止し、従業員全員には具体的な点検方法、点検箇所を明示し、徹底した点検を行い、二次災害の防止に努める。

第2 事業所等における平常時の対策

事業者等は、災害への備えとして、以下の事項を踏まえ平常時からの防災体制を構築し、防止対策等を講ずる。

- 1 勤務時間外の連絡体制の整備
- 2 非常時体制の整備
- 3 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保

- 4 建物の耐震化、機械設備等の転倒・落下防止対策
- 5 二次災害（爆発、火災、毒劇物の漏えい、エレベーターの閉じ込め等）の防止対策
- 6 事業所からの避難経路の確保及び周知
- 7 防災研修、訓練の実施
- 8 帰宅困難となった従業員等に対する物資の備蓄

これに加え、事業者等は、従業員の防災意識の高揚、取組の評価などによる企業防災力の向上に努めるものとし、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

事業継続計画（BCP）等を策定した事業所等は、定期的に内容の点検を行い、見直しを行う。なお、対策の実施にあたっては、事業継続計画（BCP）等の策定だけでなく、被災従業員への支援も含む防災計画を作成することが望ましい。

【事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）】

災害時等ににあっても特定された重要業務が中断しないこと、また、万一事業活動が中断した場合ににあっても目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下等から企業を守るための経営戦略として、この方法、手段等をあらかじめ取り決めておく計画のこと。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替等の対策を実施する。

【事業継続力強化計画】

中小企業・小規模事業者が、自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続に向けた取組を計画するもの。経済産業大臣による事業継続力強化計画認定制度が設けられ、認定を受けた中小企業・小規模事業者に対する税制優遇などの支援策を実施。

第3 町の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）等の策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。

また、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

さらに、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会等と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

第4 商工会等の役割

商工会は、事業継続計画（BCP）等の策定促進のための情報提供や相談体制の整備等により、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性を啓発する。

また、会員・組合員等に対し、行政等と連携をとり、支援策等情報の周知に努める。

さらに、商工会等は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、町と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

第5 事業所の自衛防災組織

危機管理室は、事業所において自衛防災組織の設置、育成を図るため以下の事項を踏まえて、その推進に努める。

1 対象施設

- (1) 多数の者が利用する施設（中高層建築物、地下街、劇場、百貨店、旅館、学校、病院等）
- (2) 危険物等を取扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物、放射性物資等を貯蔵又は取扱う施設）
- (3) 多数の従業員のいる事業所等で、自衛防災組織を設置することが効果的な施設
- (4) 複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）等

2 自衛防災計画の策定

危機管理室は、各事業者が災害に備えて自衛防災計画を作成し、十分な予防対策及び円滑な応急対策を実施できるよう指導する。

- (1) 予防計画
 - ア 予防管理組織の編成
 - イ 火気使用施設、危険物、準危険物、特殊可燃物等の点検整理
 - ウ 消防用設備等の点検整備
- (2) 学習訓練計画
 - ア 防災学習
 - イ 防災訓練
- (3) 応急対策計画
 - ア 応急活動組織の編成
 - イ 情報の収集伝達
 - ウ 出火防止及び初期消火
 - エ 避難誘導
 - オ 救出救護

3 自衛防災組織の活動

- (1) 平常時
 - ア 防災訓練
 - イ 施設及び設備等の訓練整備
 - ウ 従業員等の防災に関する教育の実施
- (2) 災害時
 - ア 情報の収集伝達
 - イ 出火防止及び初期消火
 - ウ 避難誘導
 - エ 救出救護

第10節 消防団員による地域防災体制の充実強化計画

消防団は、地域住民を中心とした組織として、他の組織と連携しながら地域の安全確保に努める。また、消防団員数を確保することにより防災力、消防力の強化を図る。

担当部課局	消防団、危機管理室
主な関係機関	奈良県広域消防組合（西和消防署）、自主防災組織、町内各事業所、王寺町防災士ネットワーク

第1 消防団の役割

消防団は、地域住民を中心とした組織として、幅広い防災力と地域コミュニティ力との連携による地域防災力を強化し、地域の被害軽減と町民の安全確保に努める。

第2 他の組織との関係

1 常備消防との関係

消防団は、地域の防災力の柱となる常備消防との連携をさらに強化する。

- (1) 消防防災に関する普及啓発、特別警戒等の予防活動
- (2) 大規模災害時を想定した実践的な実働・図上訓練

2 自主防災組織との関係

消防団は、自主防災組織や王寺町防災士ネットワークとの連携を強化する。

- (1) 定期的な合同訓練等による連携強化
- (2) 自主防災組織の活性化等を図る際の積極的な協力

3 事業所との連携

消防団は、消防団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取組及び事業所の防災活動との連携を強化する。

- (1) 特別の有給休暇（ボランティア休暇）や社内表彰等を活用する事業所に対して表彰制度を創設・充実
- (2) 事業所の自衛消防組織との連携の促進

4 地域コミュニティとの関係

危機管理室は、人口構造や雇用環境を踏まえ、将来を見据えた町民ニーズや地域の実情に沿った消防団の果たすべき役割を検討し、地域のコミュニティに根付いた活動体制を構築する。

第3 消防団員数の確保

1 団員数の確保

消防団は、要員動員力等の特性を発揮するため、町の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。また、大規模災害団員の導入を検討する。

2 被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

消防団は、就業構造の変化等に対応し、サラリーマン団員が活動しやすい環境の整備を図る。

3 女性団員の確保

消防団は、日常的な活動を含め、女性の感性や生活の視点をういた消防団活動を推進し、幅広い町民ニーズに沿った活動体制整備に努める。

特に、地域社会の高齢化等を考慮し、女性団員の入団を促し、見回り等においても、声かけ巡回や女性広報等、高齢者にも受入れられやすい消防団体制について検討

する。

4 若年層の入団促進と高齢化への対応

消防団は、消防団員の高齢化を抑制するために、若年層からの入団を促進する。このため、入団者の職業等を考慮したうえで、入団して活動しやすい消防団活動のあり方等を検討する。

第4 消防団の充実強化

危機管理室は、団員確保に向けた啓発、施設・設備・資機材の整備等に努め、消防団の充実強化を図る。

第11節 ボランティア活動支援環境整備計画

町は社会福祉協議会と連携し、大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平常時からの災害ボランティア活動の支援体制の整備について定める。

また、県内外のボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体と連携を図り、その活動を支援するための環境を整備する。

担当部課局	町社会福祉協議会
主な関係機関	県社会福祉協議会、日本赤十字社奈良県支部

第1 災害救援専門ボランティア制度の運営

町は社会福祉協議会と連携し、町区域で大規模な災害が発生した場合を想定し、専門職ボランティアの中でも災害救援ボランティアの協力を得られるよう、体制の整備に努める。

また、ボランティアと被災地の調整役となる災害ボランティア・コーディネーターの養成や、ボランティア団体等が相互に連携し活動できるようネットワーク化を図る。

さらに、専門職ボランティア団体の受入マニュアルを別途作成する。

1 災害救援専門ボランティアの活動分野

町は社会福祉協議会と連携し、県や関係機関の協力を得て、災害が発生した場合に備え、被災地において救援活動を行う災害救援専門ボランティアによる災害支援体制を整備する。

【災害救援専門ボランティアの例】

- (1) 救急・救助
- (2) 医療（医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師）
- (3) 介護（ホームヘルパー、その他）
- (4) 心理カウンセラー
- (5) 建物判定（被災建築物応急危険度判定士）
- (6) 地盤判定（地盤品質判定士、被災宅地危険度判定士）
- (7) 砂防ボランティア
- (8) 手話通訳、外国語通訳、要約筆記ボランティア
- (9) ボランティアのコーディネート
- (10) 移送、輸送 等

第2 その他の災害ボランティア活動の支援

1 「災害時ボランティア活動の支援マニュアル」の作成

町は社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアの受入体制を充実させるため、「災害時ボランティア活動の支援マニュアル」の作成に努める。

■ 災害ボランティア活動支援マニュアルの内容

項 目	内 容
① 災害ボランティア活動支援の基本的考え方	○ 過去の大規模災害を踏まえた支援 ○ ボランティアの自主性・自発性を尊重した支援 ○ 災害ボランティア活動支援に係る行政の役割
② 災害時の対応・支援	○ 災害ボランティア窓口の明確化 ○ 災害ボランティア本部の立ち上げ・運営・解散 ○ 災害ボランティア本部への支援

項 目	内 容
③ 平常時の対応・支援	○ ボランティア団体等とのネットワークの構築 ○ ボランティア・コーディネーターの養成支援 ○ 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上

2 受入体制の整備

町は社会福祉協議会と連携し、町区域で大規模災害等が発生した場合、災害救援専門ボランティア以外に、主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとし、受入体制の整備に努める。さらに、一般ボランティアの受入マニュアルを別途作成する。

- (1) 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- (2) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- (3) 救援物資、資機材の配分、輸送
- (4) 軽易な応急・復旧作業
- (5) 災害ボランティアの受入事務

3 ボランティア活動の支援拠点、活動環境の整備

町は社会福祉協議会と連携し、県社会福祉協議会その他のボランティア団体と連携を図り、ボランティア活動の支援拠点の整備に努める。

- (1) 災害ボランティア養成研修の実施
- (2) 災害に係るボランティア・コーディネーターの養成
- (3) ボランティアのネットワーク化
- (4) ボランティアの活動拠点の整備
- (5) ボランティアの活動資機材の整備
- (6) ボランティア団体・企業・行政のネットワーク化
- (7) ボランティアのための活動マニュアルの作成
- (8) その他の環境整備

4 研修会等への参加

町は社会福祉協議会と連携し、ボランティアが災害時に迅速かつ的確な活動を展開するため、研修会等への参加促進に努める。

5 ボランティア活動保険の周知

町は社会福祉協議会と連携し、ボランティアによる災害救援活動の円滑な実施に向け、事故や傷害を受けた場合に備えた「ボランティア活動保険」（社会福祉法人全国社会福祉協議会）制度加入の周知に努める。

災害に強いまちづくり

第12節 まちの防災構造の強化計画

町は、災害に強い都市づくり・地域づくりを進めるため、町の状況及び将来の状況を総合的に勘案し、被害を最小限に食い止められるような「災害に強いまちづくり」を進める。

また、町は、体系的な防災拠点の配置と、これらを結ぶ防災交通ネットワークの強化に努める。

担当部課局	まちづくり推進課、都市計画課、建設課、危機管理室
主な関係機関	県、国土交通省近畿地方整備局、国土交通省大和川河川事務所

第1 安全・安心な都市づくりの推進

まちづくり推進課、都市計画課は、県の協力・指導のもと、次の点に配慮し、安全・安心な都市づくり・地域づくりに取り組む。

- 1 都市機能を分散配置し、バランスのとれた交通体系を構築して、町区域全体として災害に強い地域構造を構築する。
- 2 体系的な防災拠点の整備により広域的な都市の防災機能を強化する。

第2 地区別の防災の考え方

まちづくり推進課、都市計画課は、町内各地域の特性を踏まえ、地域固有の資源を活用していくことを基本として、市街地をはじめとする町内各地域の防災を推進する。

1 建物の不燃化・耐震化

まちづくり推進課、都市計画課は、建物が集中している区域、木造家屋が多く存在する区域、いずれも耐火・耐震の対策を行い、前述の避難路を確保のうえでも、建物の延焼や倒壊により、道路が遮断されないよう、対策を検討する。また、王寺町耐震改修促進計画の改訂によりさらなる住宅の耐震化を促進する。

2 市街地の緑化・不燃化

まちづくり推進課、都市計画課は、緑地協定の締結や宅地内植樹を推進するほか、防火地域・準防火地域の指定などにより建築物の不燃化の誘導を促進する。

また、公共性の高い施設や建築物の安全性の向上と合わせ、市街地の面的な防災機能を高める。

3 防災空間、防災拠点の体系的整備

まちづくり推進課、都市計画課は危機管理室と連携し、自治会や自主防災組織と協力・連携し、町民が主体的に防災活動の拠点及び避難地を検討したうえで、個々の要望を踏まえ、防災空間、避難場所・避難所を体系的に整備する。また、泉の広場を防災公園として整備し、防災拠点として、いずみスクエアを活用する。

4 地区ネットワークの強化

まちづくり推進課、都市計画課は危機管理室と連携し、道路による多方向アクセスの確保、沿道土地利用の保全・整備などにより道路空間の防災性・安全性の向上などに努め、地区ネットワークの強化を進める。

第3 防災施設の整備方針

建設課は危機管理室と連携し、人口、産業の集積する既成市街地並びにこれらに近接する地域に対し、避難所、避難路、防災公園等に関する計画を作成し、計画的な実施を図る。

1 公園・緑地の整備

都市計画課は、災害時に自治会の一時避難場所（防災公園）となる公園・緑地の防災機能整備を促進する。

2 河川の整備

建設課は、河川管理者に対し、河川氾濫の防止に向けた安全対策としての整備点検を要請する。また、延焼防止の緩衝帯としての役割を担う河川空間の整備促進に努める。

3 広域防災帯

建設課は、同時多発する火災や強風による大火に対し延焼被害を極小化する遮断空間として、道路、河川などの骨格となる施設とこれに隣接して設ける公園・緑地や耐火建築物からなる帯状施設群として、広域防災帯の整備に努める。

第4 都市の再開発の推進

まちづくり推進課、都市計画課は、密集する町中心街等の防災上危険な市街地の整備を行い、公共空地等の設置、建物の不燃化等を図るため、市街地開発事業等の計画・実施に努める。

1 災害時拠点強靱化緊急促進事業

南海トラフ地震等の大規模災害時に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。

第5 洪水氾濫による被害軽減対策

局地的大雨や集中豪雨等に伴う大規模な浸水被害や土砂災害に備え、町、国、県が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とした「大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」を活用し下記の取組を推進する。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- (2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- (3) 毎年、出水期前に協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。
- (4) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

第13節 災害に強い道づくり

道路管理者※は、事故発生を事前に回避するため、定期的にパトロールを実施するとともに、老朽施設の補強・更新、道路改良による安全性の向上、道路周辺環境の改善による危険の除去等を、計画的に進める。

また、防災関係機関との連携を緊密にし、救急・救助の迅速な実施に向けた体制を整備する。

さらに、交通ルートの複線化を考慮のうえ、災害に強い道路施設の整備等について定める。

※道路管理者：道路法第3章第1節に規定された道路を管理する主体を指す。

道路法で定める道路		定 義	道路管理者	費用負担
国 道	直轄国道（指定区間）	高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、一定の法定要件に該当する道路（道路法第5条）	国土交通大臣	国及び県
	補助道路（指定区間外）		知 事	国及び県
県 道		地方的な道路網を構成し、一定の法的要件に該当する道路（道路法第7条）	知 事	県
町 道		市町村の区域内に存する道路（道路法第8条）	町 長	町

担当部課局	建設課、都市計画課
主な関係機関	国土交通省近畿地方整備局、国土交通省奈良国道事務所、高田土木事務所、医療機関、奈良県広域消防組合（西和消防署）

第1 道路施設等の整備

道路管理者は、緊急輸送道路のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐久性の強化を図る整備を計画的に推進する。そのため、橋梁、トンネル、舗装、法面・盛土・擁壁等、道路附属物の5分野を対象に、道路ストックの総点検を実施し、その結果に基づいて防災対策の強化を進める。強化にあたっては、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（2018～2020年度）」及び、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（2021～2025年）」における財政措置を積極的に活用する。

1 道路の整備

道路の被害は、切土部や山すそ部においては土砂崩落・落石等が、高盛土部では法面崩壊や地すべり等が予想される。このため、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路含む。）に指定された路線については、特に重点的に防災対策の強化を進める。

(1) 道路管理者は、事業中及び今後事業実施予定の箇所の整備を進める。

(2) その他の箇所

道路管理者は、事業中及び今後事業実施予定以外の箇所について、道路防災総点検を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、緊急度の高い箇所から防災対策を進める。

ア 道路防災総点検

落石等の自然災害により道路交通への被害の発生のおそれのある箇所を把握する。

イ 道路の災害補修工事

道路防災総点検の結果に基づき、道路の防災工事が必要な箇所を指定し、その対策工事を実施する。

2 橋梁の整備

橋梁は、道路機能を確保するために特に重要な道路施設であるため、重点的に耐久性の強化を進める。

3 道路付帯施設の整備

都市計画課は、災害時におけるライフライン確保の観点から、共同溝及び電線共同溝の整備事業を各業者と調整を図りつつ実施に向けた検討を行う。

第2 連絡体制の整備

1 職員の配備体制

道路管理者は、災害の状況に応じ、応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

2 防災関係機関との応援体制

- (1) 災害発生時は、警察、消防、自衛隊等防災関係機関との連携が重要である。そのため、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、有機的かつ迅速に対応できる体制を整える。
- (2) 道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について平常時より機関相互間の連携強化を図る。

第3 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

1 道路管理者

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について関係機関との協力体制の充実を図る。

2 建設業協会等関係機関

建設業協会等関係機関は、危険物及び障害物除去業務に必要な資機材の備蓄状況の把握に努める。

第4 道路利用者等に対する防災知識の普及

道路管理者は、防災週間・道路防災週間等の防災関連行事を利用して、チラシ・パンフレット等による防災・事故に関する知識の普及に努める。

第14節 緊急輸送道路の整備計画

災害時における災害応急活動に必要な物資等のための緊急輸送路の整備や緊急自動車等の通行を確保するための緊急交通路の設定等緊急輸送体制の整備について定める。

また、大規模災害時には、輸送路となる道路が重要であることを考慮し、多重性、代替性を有し避難拠点・救助活動等を行う防災拠点とを連絡するような緊急輸送道路のネットワーク化を図る。

担当部課局	建設課、危機管理室、都市計画課、まちづくり推進課
主な関係機関	県、県公安委員会

第1 緊急輸送路ネットワークの設定

災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、県により緊急輸送路が定められている。さらに、町独自の緊急輸送路についても検討する。

1 路線の種類

(1) 第1次緊急輸送路

町内において、被災地へ物資輸送を行うために、県が設定した第1次緊急輸送路は、次のとおりである。

ア 国道25号（王寺町藤井（大阪府界）～王寺町久度1丁目（昭和橋））

イ 国道168号（王寺町本町1丁目交差点～王寺町畠田3丁目（香芝市界））

(2) 第2次緊急輸送路

第2次緊急輸送路は、次のとおりである。

ア 県道王寺三郷斑鳩線（王寺町藤井2丁目交差点～大正橋（三郷町界））

イ 県道天理王寺線（王寺町本町1丁目交差点～西和警察署前（河合町界））

2 緊急交通路予定路線の事前指定

危機管理室は、大規模災害が発生した場合において、県において指定した緊急輸送道路から避難所等防災拠点に連絡する緊急交通路線の確保について検討を行う。

緊急交通路予定路線

ア 県道王寺停車場線

イ 町道王寺香芝線

ウ 町道小黒送迎線

第2 緊急通行車両の事前届出

危機管理室は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出を行う。

第15節 ライフライン施設の災害予防計画

ライフライン施設管理者は、災害時における被害の拡大防止、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

また、町は、県及び関係機関と協力し、ライフライン施設管理者との防災体制の整備を促進する。

担当部課局	上下水道課、まちづくり推進課、都市計画課
主な関係機関	県、関西電力送配電株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、奈良県高圧ガス地域防災協議会、一般社団法人奈良県LPガス協会、大阪ガス株式会社

第1 上水道

1 防災用資機材等の整備

上下水道課は、まちづくり推進課と連携し、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所を定める。また、緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。さらに、応急給水栓の設置も行う。

2 給水データベースの整備

上下水道課は、給水車・給水タンク等給水機材の保有状況、支援可能人員等給水に必要なデータを整備する。

3 上水道応急対策初動マニュアルの整備及び教育訓練の実施

上下水道課は、情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、上水道応急対策初動マニュアルを整備するとともに計画的に教育訓練を実施する。

第2 下水道

上下水道課は、異常気象に備え自家発電設備や機器の整備点検を定期的の実施し、施設の漏水、腐食箇所の有無、補修点検を行う。

また、定期的にマンホール等の地表付近の異常の有無を調査するとともに、計画的に管路内の異常の有無を調査する。

第3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

風水害をはじめとする各種災害による設備被害を軽減し、安定した電力供給確保を図るための電力設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。

1 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

2 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。

また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

3 電力設備の災害予防措置に関する事項

各種災害対策として必要に応じ以下の設備対策を実施する。

(1) 水害対策

ア 送電設備

鉄塔位置設定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

イ 変電設備

浸水または冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落とし、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて対処する。

(2) 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

(3) 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

ア 送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用する。電力線・架空地線は、線下状況に応じて難着雪対策（リング等）を実施する。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

イ 変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

ウ 配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

(4) 雷害対策

ア 送電設備

架空地線、防絡装置及びアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

イ 変電設備

耐雷遮蔽及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

ウ 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

(5) 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

(6) 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、高圧ガス保安法等に基づき、設備ごとに所要の対策を講ずる。

(7) 土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平常時から関係業者へのPRを徹底する。

4 防災業務施設及び設備の整備

(1) 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。

ア 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設及び設備

イ 地震動観測設備

(2) 通信連絡施設及び設備の整備

災害時の情報収集連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じ、次の諸施設及び設備の強化、整備を図る。

ア 無線伝送設備

(ア) マイクロ波無線等の固定無線回線

(イ) 移動無線設備

(ウ) 衛星通信設備

イ 有線伝送設備

(ア) 通信ケーブル

(イ) 電力線搬送設備

(ウ) 通信線搬送設備、光搬送回線

ウ 交換設備

エ IPネットワーク設備

オ 通信用電源設備

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、一斉連絡・安否確認システムを活用し確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設及び設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

(3) 非常用電源設備

長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

(4) コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震及び火災対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

(5) 水防・消防に関する施設及び設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防及び消防に関する施設及び設備の整備を図る。

ア 水防関係

(ア) 防水壁、防水扉等の浸水対策施設

(イ) 排水用のポンプ設備

(ウ) 各種舟艇及び車両等のエンジン設備

(エ) 警報用設備

イ 消防関係

(ア) 消火栓、消火用屋外給水設備

(イ) 各種消火器具及び消火剤

(ウ) 火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備

(6) 石油等の流出による災害を防止する施設及び設備等

被害の低減を図るため、法に基づき、次の施設及び設備の整備を図る。

ア 防油堤、流出油等防止堤、ガス検知器、漏油検知器

イ オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

(7) その他災害復旧用施設及び設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ、移動用発電設備等を整備しておく。

5 復旧用資機材等の確保及び整備

(1) 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資機材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 復旧用資機材等の輸送

平常時から復旧用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(3) 復旧用資機材等の必要な整備点検

平常時から復旧用資機材の数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行う。

(4) 復旧用資機材の広域運営

平常時から復旧用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、他電力会社等と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

(5) 食料・衣料・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食料、衣料、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

(6) 復旧用資機材等の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉は、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

6 電気事故の防止

(1) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(2) 広報活動

ア 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

(イ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターへ通報すること。

(ウ) 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

(エ) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付し、必ず電気店等で点検してから使用すること。

(オ) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

(カ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

(キ) 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。

(ク) その他事故防止のため留意すべき事項

イ PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ及びSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

ウ 停電関連

自治体や行政機関を通じて、病院等の重要施設及び人口透析などの医療機器等を使用している人の災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置設置や使用訓練などを要請する。

第4 電信電話施設

1 西日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社は、災害・重大事故が発生した場合に電気通信設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の電気通信設備等の防災に関する災害業務計画を策定し、実施する。

また、災害が発生し又は発生のおそれがある場合に重要通信を疎通させるため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。

(1) 電気通信設備等の防災計画

ア 電気通信設備等の高信頼化

(ア) 水害対策

- ・豪雨・洪水等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
- ・通信用建物は水防板・水防扉等の設置及び建物のかさあげを実施する。

(イ) 風害対策

- ・暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐風構造化を行う。
- ・無線鉄塔をはじめ構造物全体を耐風構造とする。
- ・電柱については、風圧に対応できる耐風構造とする。

(ウ) 火災対策

- ・火災に備え、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行う。
- ・建物の不燃化並びに耐火構造化を実施するとともに延焼防災のため防火扉、防火シャッターを設置する。
- ・火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。

イ 電気通信システムの高信頼化

(ア) 重要通信センターの分散設置並びに中継伝送路の他ルート構成あるいはループレ化構造とする。

(イ) 通信ケーブルの地中化を推進する。

(ウ) 重要な電気通信設備について必要な予備電源を設置する。

(エ) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(2) 災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。

(3) 災害対策用資機材等の確保と整備

ア 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

イ 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定め、輸送力の確保に努める。

ウ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握し、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

エ 食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食料、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

(4) 情報伝達方法の確保

災害時等の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ的確に伝達するため、伝達経路、方法、連絡責任者の氏名、その他必要事項を整備し、維持する。

(5) 防災に対する教育、訓練

ア 防災業務を安全かつ迅速に遂行するため、社員等の防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。

イ 町や県防災会議等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。

(6) 災害時優先電話

町、県及び防災関係各機関の申出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置する。

なお、町は、加入電話が災害時優先措置されるよう西日本電信電話株式会社に申し出て、協議し決定する。

2 株式会社ドコモCS関西（携帯電話）

株式会社ドコモCS関西はNTTグループで「防災業務計画」を定めており、以下のとおり実施する。

(1) 防災教育、防災訓練、総合防災訓練への参加

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうよう防災に関する教育を実施する。

イ 防災を円滑、かつ迅速に実施するため、防災訓練を年1回以上実施する。

ウ 中央防災会議、あるいは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

(2) 電気通信設備等に対する防災計画

ア 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

イ 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、通信網の整備を行う。

ウ 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について災害時における滅失、若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

エ 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

(3) 重要通信の確保

ア 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。

イ 常時疎通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

ウ 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラフィックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

(4) 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。

(5) 災害対策用資機材等の確保と整備

ア 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

イ 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

ウ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

エ 災害対策用資機材等の広域運営

移動通信に関わる全国に展開する主要な災害対策用資機材の効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。

オ 食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食料、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

カ 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

3 KDDI株式会社（携帯電話）

KDDI株式会社は、KDDI防災業務計画の定めるとおり以下を実施するものとする。

(1) 防災に関する関係機関との連絡調整

災害に際して、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう平常時から次のとおり関係機関と密接な連絡調整を行うものとする。

ア 本社においては、総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

イ 総支社においては、当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

ウ 各事業所においては、必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

(2) 通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行うものとする。また、主要な通信設備等については予備電源を設置する。

(3) 通信網等の整備

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うものとする。

ア 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。

イ 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

(4) 災害対策用機器、車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備するものとする。

(5) 災害時における通信の疎通計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条に規定する通信。以下同じ。）の確保を図るため、通信の疎通、施設の応急復旧等に関する緊急疎通措置、緊急復旧措置等に関する計画を作成し、現在に則して適宜実施するものとする。

(6) 社員の動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

(7) 社外関係機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食料等の特別支給、交通規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

(8) 防災に関する教育、訓練

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図るものとする。

イ 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生にかかわる情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置、非常召集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害応急復旧、災害対策用機器の操作、消防・水防、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図るものとする。

ウ 訓練の実施にあたっては、被害想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行うものとする。

4 ソフトバンク株式会社（携帯電話）

ソフトバンク株式会社では、「情報＝ライフライン」ということを自覚し、災害時でもサービスが確保できるよう、通信設備に対する防災設計を行い、災害に強い通信設備の構築を図るとともに、災害対策用機器、車両等の配備、社内体制などを整備し、従業員が迅速かつ適切に防災業務を遂行できるよう、従業員に対する教育・訓練を毎年実施している。

災害発生時において、最大限の通信サービスが確保できるよう、ネットワークの安全、信頼性の向上に努めており、災害発生によるネットワークトラブルに備え、早期復旧に向けた体制を構築し、安心して携帯電話サービスを利用できるよう取り組んでいる。

(1) 顧客への発災時の支援

大規模災害が発生した際に、通信サービスの確保ができるように、社内の防災関係業務を整備し、災害に備えた対策と指針づくりを行い、関係機関との緊密な連携を図りながら、いざというときに備えている。

ア 停電対策

イ 伝送路対策

ウ 移動基地局車・可搬型衛星基地局の配備

(ア) 移動電源車

(イ) 移動無線基地局車

(ウ) 可搬型無線機

エ 緊急時・災害時の通信網整備

(2) 社内体制の整備

大規模災害が発生した際に、通信サービスの確保が迅速に行えるよう、社内の防災関係業務を整備し、体制や連絡網の整備、防災備蓄品の配備を行っている。

- ア 対応マニュアルの徹底
- イ 非常時体制の確立と連絡網の整備
- ウ 防災備蓄品の配備

【災害対策用設備及び防災備蓄品の配備】

災害時に、通信網の早期復旧を図るため、災害対策用設備（非常用発電機、車載型無線基地局、移動電源車など）を全国各地に配置し、復旧資材及び予備備品なども確保している。

併せて、飲料水及び食料など、生活必需品も全国の拠点に備蓄している。

(3) 防災訓練の実施

毎年大規模災害に備え瓦全社規模の総合防災訓練を実施しており、地方拠点においても、地域特性に合わせた防災訓練を行い、災害の発生に備えている。

- ア ネットワーク障害対応訓練
- イ 安否確認訓練
- ウ 火災・地震の対応訓練

(4) 応急復旧設備の配備

代替基地局設備

- ア 基地局の代替サービスエリアの確保
- イ 代替基地局の研究開発

第5 ガス

1 高圧ガス・LPGガス

高圧ガス・LPGガス事業者等は、ガス爆発等の一次災害を防止し、さらに公共の安全を確保するため、「高圧ガス保安法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「ガス事業法」に基づき、次の保安対策の計画及び実施に努める。

- (1) 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強するとともに、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等保安設備の日常点検を強化し、機能を正常に維持する。
- (2) LPGガス漏えいによる事故・災害を未然に防止するため、一般消費者等に対してガス漏れ警報器、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等安全機器の設置を推進するとともに、災害時の対処方法等について周知徹底をする。
- (3) LPGガス販売事業者は、その貯蔵施設内のLPGガス容器の収納あるいは移動の際、転倒転落防止に常に留意し、同施設等におけるLPGガス漏出事象発生防止を徹底する。
- (4) 一般社団法人奈良県LPGガス協会の支部を単位とする地域防災活動組織の充実を図り、災害時の応援体制を強化するとともに、防災資機材の確実な備付け等整備の充実強化に努める。また、管轄消防機関、警察署及び防災関係機関への応援協力体制を充実強化する。
- (5) 従事者の保安教育を徹底し、資質の向上と緊急時対応能力の増進に努める。

2 大阪ガス株式会社（都市ガス）

都市ガス事業者は、ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろんのこと、災害が発生した場合にもその被害を最小限にとどめるために、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等の総合的な災害予防対策を推進する。なお、町は大阪ガス株式会社と災害時の活動拠点となる場所の提供に関する協定を締結している。

(1) 防災体制の整備

保安規程に基づき「防災業務計画」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」等により、当社及び関係工事会社等に対し保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

(2) ガス施設対策の実施

風水害の発生が予報される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧器等の点検を実施する。

(3) その他防災設備

ア 検知・警報設備の設置

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

(ア) ガス漏れ警報設備

(イ) 圧力計・流量計

イ 連絡・通信設備の整備

災害発生時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

ウ 資機材の点検整備

(4) 教育訓練

社員等関係者に対する防災教育を実施する。

(5) 広報活動

ア 顧客に対する周知

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項等を周知する。

イ 土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、ガス事故防止にあたっての注意事項を周知する。

第16節 危険物施設等災害予防計画

町は、消防法に定める危険物による災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱いする施設（以下、「危険物製造所等」という。）及び防災関係機関の予防対策について定める。

担当部課局	危機管理室、住民課
主な関係機関	県、奈良県広域消防組合（西和消防署）

第1 危険物・毒物・劇物保管施設の災害予防

危機管理室、住民課は、災害の発生及び拡大を防止するため、保安体制の強化、法令に従った適正な施設の維持管理と取扱基準の遵守、保安教育と訓練の徹底、自衛防災組織の育成、防火思想の普及徹底を図る。

1 危険物施設

(1) 災害予防措置

施設の管理者は、法令の規定に基づき危険物保安監督者の選任等を行い、取扱作業等の保安監督を行わせるとともに次の体制を確立し、実施する。

- ア 防災組織の確立
- イ 保安検査、定期点検要領
- ウ 防災設備の維持管理、整備点検要領
- エ 防災教育の徹底
- オ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動要領

(2) 関係事業所に対する指導強化

- ア 町長は、危険物保安取締りを実施する必要があると認めたときは、奈良県広域消防組合（西和消防署）又は県に連絡し、必要な措置を要請する。
- イ 町長は、奈良県広域消防組合（西和消防署）、県と協力し、危険物設置等について、位置、設備構造及び管理状況の関係法令への適合状況並びに火災の危険性の有無について検査を実施する。
- ウ 町長は、検査後、改善等について指導を行う等予防措置を実施するとともに自主保安体制を確立させる。
- エ 奈良県広域消防組合（西和消防署）は、火災予防条例を徹底させ、施設の管理責任者の義務を履行させる。

(3) 予防教育の徹底

危機管理室、住民課は、県及び奈良県広域消防組合（西和消防署）の協力を得て、危険物取扱いに関する講習会や研修会を開催し、危険物取扱者等の関係者に対し、保守管理について指導啓発に努める。

2 毒物・劇物保管施設

危機管理室、住民課は、県及び奈良県広域消防組合（西和消防署）とともに、災害により発生する毒物・劇物の流出等の二次災害を防止し、公共の安全を確保するため、毒物及び劇物取締法に基づき、次の取締り及び指導に努める。

(1) 被害防止の指導

危機管理室、住民課は、県及び奈良県広域消防組合（西和消防署）と協力し、毒物・劇物営業者に対して当該保管施設について防災対策と、危険物流出による被害防止について指導する。

(2) 保安教育の向上

危機管理室、住民課は、県及び奈良県広域消防組合（西和消防署）と協力し、毒物・劇物販売業者等の取扱責任者の研修を実施し、保安教育の向上を図る。

(3) 指導体制の確立

危機管理室、住民課は、県及び奈良県広域消防組合（西和消防署）と協力し、その他毒物及び劇物を業務上多量に取扱う業者の把握に努め、指導体制の確立を図る。

第2 火薬類施設

火薬類施設は、県が、公安委員会の協力のもと、「火薬類取締法」に基づき実施する関係者及び事業場等に対する取締りと保安指導に委ねている。

町は、今後とも県の協力を得て、火薬類施設の災害予防に努める。

災害応急対策及び復旧への備え

第17節 防災体制の整備計画

町は、平常時から防災に係る組織体制等の整備、充実を図る。

町は、大規模災害時には全職員が災害対応にあたることを踏まえ、平常時から職員の意識高揚、災害対応能力の向上を図る。

担当部課局	全部課局
主な関係機関	県、西和警察署、高田土木事務所、中和保健所、奈良県広域消防組合（西和消防署）、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な機関

第1 町の活動体制

危機管理室は、災害時に災害対策本部を速やかに設置できるよう、災害対策本部室の場所、設置手順等を定め、すべての職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定める。（第3章災害応急対策計画 第6節 活動体制計画参照）

また、平常時から研修、訓練等を通じ、職員の防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図る。

災害時に業務が継続できるよう、業務継続計画（BCP）には、次に掲げる特に重要な6要素についてあらかじめ定め、重要な準備項目を明確にしておく。

- (1) 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

第2 防災拠点の機能強化

町は、災害応急対策施設を備えた防災拠点（災害管理対策拠点、指定緊急避難場所、指定避難所、輸送拠点、救助活動拠点、備蓄倉庫等）の整備に努めるとともに、町民が災害時に自ら防災活動を行いやすい環境整備に努める。

第3 防災関係情報の共有化

危機管理室は、県、その他防災関係機関とそれぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速かつ的確に収集する体制の整備を図るとともに、相互で情報の共有化を図る。

第4 業務継続計画の策定

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や住民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画（BCP）を策定し、業務継続性の確保に努める。

第5 大規模地震発生時における庁舎の機能継続

防災拠点等となる建築物（庁舎、指定避難所、病院等）については、大地震時の倒壊等の防止にとどまらず、大地震後も機能継続できるための高い性能を確保することを目標とする。

- (1) 新規に建物を設計及び建築する際は、大地震及び大地震により引き起こされる災害を想定し、可能な限り災害リスクの低い場所を選定するよう促す。

- (2) 非構造部材の耐震設計については、大地震時における人命の安全を確保するために、耐震性に余裕を持った設計及び確実な施工を行う。
- (3) 大地震の影響によるライフラインの寸断等の設備被害対策として、自家発電や非常用電源等の機能を確保するものとする。

第18節 航空防災体制の整備計画

町は、災害時における情報収集、交通の途絶時の救急・救助・消火活動を迅速かつ的確に行う。このため、町は、県消防防災ヘリコプター等の受入体制を整えるため、次の事項を定める。

担当部課局	危機管理室
主な関係機関	県、県消防防災航空隊、奈良県広域消防組合、県警察本部、自衛隊

第1 県消防防災ヘリコプター等の受入体制

町は、県消防防災ヘリコプター等の受入体制を整えるため、次の事項をあらかじめ定める。

1 要請・派遣手続

- (1) 要請担当窓口
危機管理室
- (2) 派遣要請手続
第3章 第8節「ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」に定める。
- (3) ヘリコプター臨時離着陸場の指定
町内の県消防防災ヘリコプター臨時離着陸場は以下のとおりである。

■ 防災ヘリコプター等臨時ヘリポート

名 称	所在地	面 積
大和川ふれあい広場（河川敷）	久度1丁目	
王 寺 健 民 運 動 場	元町2丁目	11,000m ²
王 寺 小 学 校 グ ラ ウ ン ド	本町2丁目	7,432m ²
王 寺 北 小 学 校 グ ラ ウ ン ド	舟戸3丁目	8,300m ²
王 寺 南 小 学 校 グ ラ ウ ン ド	太子2丁目	9,402m ²
王 寺 南 中 学 校 グ ラ ウ ン ド	畠田9丁目	13,600m ²
王 寺 工 業 高 校 グ ラ ウ ン ド	本町3丁目	

※ 王寺義務教育学校(北)グラウンド、(仮称)泉の広場防災公園等、今後整備される施設については、随時、臨時ヘリポートに指定する。

第2 緊急ヘリポートの整備

危機管理室は、あらかじめヘリコプターの緊急ヘリポートを確保する。

1 緊急ヘリポートの確保

- (1) ヘリポート施設の管理者は、現地において緊急ヘリポートである旨の表示に努める。
- (2) 町は、新規の緊急ヘリポートについて着陸適地であるか調査を行い、その拡充を図る。

第19節 通信体制の整備計画

町は、災害時に被害情報を迅速に収集し、避難情報等を町民に確実に伝達できるよう、防災行政無線をはじめ多様な伝達手段を確保する。また、町は、県や国との情報交換のための通信網を確実に運用する。

担当部課局	危機管理室、政策推進課、福祉介護課
主な関係機関	県

第1 県防災行政通信ネットワーク設備

1 現況

県は、県と市町村及び防災関係機関相互の災害時における迅速かつ的確な情報の伝達を確保するため、県防災行政通信ネットワークシステムの整備を行い、平成29年4月から運用している。県防災行政通信ネットワークは光高速大容量通信が可能となる光ケーブルによる大和路情報ハイウェイ等を利用した有線回線を主回線とし、衛星系回線を副回線とし、更にそのバックアップ回線として衛星携帯電話回線の3ルートを組み合わせている。衛星系回線は、一般財団法人自治体衛星通信機構（L A S C O M）の地域衛星通信ネットワークにより、国や他の都道府県やその管内市町村等と通信が可能となっている。

2 災害予防計画

県は、町及び防災関係機関と協力し、県防災行政通信ネットワーク設備の円滑な運営及び管理を図るため、奈良県防災行政通信ネットワーク運営協議会を設置し、設備の保守を行い機能維持に努めるとともに、機器操作及び通信要領の習熟を目的に情報伝達訓練等を定期的の実施する。

第2 災害時非常通信体制の充実強化

危機管理室及び各防災関係機関は、災害時等に加電話、携帯電話・スマートフォンが使用できないときで、他の有線通信が利用することができないか、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第74条の1規定に基づく非常通信の活用を図る。

【非常通信訓練の実施】

危機管理室及び防災関係機関は、災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

第3 町防災行政無線の整備促進

危機管理室は、町防災行政無線の更新に伴う、情報伝達の変更に取組む。

また、町防災行政無線を補完する全国瞬時警報システム（J-アラート）や緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）を有効に活用する。

1 災害予防対策

- (1) 危機管理室は、各無線局の設備及び各機器について、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに、耐災性の向上に努める。
- (2) 危機管理室は、自家用発動発電機の空冷化をはじめとした非常用電源設備の高度化に努める。
- (3) 危機管理室は、機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的の実施する。

2 防災行政無線の整備

- (1) 危機管理室は、同報系、移動系各無線それぞれの利点を有効に活かした無線網等の整備に努める。
- (2) 危機管理室は、無線網の拡充・強化及び更新又は防災行政無線の代替となる通信網の整備に努める。
- (3) 危機管理室は、町民への災害情報伝達手段として、できるだけ多くの伝達手段を確保するように努める。
- (4) 危機管理室は、整備にあたり、設備の耐災性の向上に努める。

第4 災害時優先携帯電話

地震・事故等の突発的な災害連絡網として、災害時に優先的に回線が利用できる携帯電話登録を行う。（第2章災害予防計画 第15節 「ライフライン施設の災害予防計画」参照）

第5 地域住民に対する通信連絡手段の整備

危機管理室は、災害時の情報伝達手段として、地域のコミュニティFM放送局との連携、町公式サイトへの掲載等、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

第6 緊急速報メール

危機管理室は、町民への防災情報伝達手段として、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールにより、自然災害の情報や避難情報などを一斉配信する仕組みの整備に努める。

第7 Lアラート

危機管理室は、町民への防災情報伝達手段として、県防災情報システムや独自の回線を介して、各報道機関等が閲覧できるLアラートにより、自然災害の情報や避難情報などを伝達できる仕組みの整備に努める。

第8 要配慮者への通信連絡手段の整備

危機管理室は、災害時において、要配慮者に対する情報伝達手段に関し、体制づくり並びに情報通信機器等の整備に努める。

詳細は、第2章 第3節「要配慮者の安全確保計画」に定める。

第9 孤立地区への通信

危機管理室は、孤立地区が発生し、災害時には固定電話や携帯電話・スマートフォンが停電や通信回線の断線により通信利用できない場合に備えて、双方向通信可能な情報通信手段の整備に努める。

第10 登録制メール・SNS

危機管理室及び政策推進課は、町民への情報伝達手段として、登録制メールの配信サービスやSNSを用いて、自然災害の情報や避難情報などを一斉配信する仕組みの整備に努める。

第20節 孤立集落対策

町は、県及び防災関係機関等が一体となった取組により、孤立した地区住民の安全確保を図る。

町は、道路寸断等による物理的な孤立だけでなく、外部と連絡がとれなくなる通信孤立があることをあらかじめ認識し、その事前対策を図る。

担当部課局	危機管理室、建設課
主な関係機関	国土交通省近畿地方整備局、国土交通省奈良国道事務所、西和警察署、奈良県広域消防組合（西和消防署）、西日本電信電話株式会社

第1 孤立対策

1 孤立のおそれのある地域の把握

危機管理室及び建設課は、道路状況や通信手段の確保の状況から孤立が予想される区域について、事前の把握に努める。

把握にあたっては、次の孤立のおそれのある区域の例を参考にするとともに、警察、消防、道路管理者（町においては町長）、電気通信事業者等防災関係機関から意見を聴取する。

(1) 道路状況

- ア 区域につながる道路等において迂回路がない。
- イ 区域につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
- ウ 区域につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- エ 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

(2) 通信手段

- ア 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- イ 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

第2 孤立の未然防止対策

町及び防災関係機関等は、孤立を未然に防止するため、次のような対策を検討する。

また、町は、孤立対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

1 町

- (1) 孤立のおそれのある区域においては、地域の代表者（自治会長、消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、自主防災組織を育成・強化し、区域内の防災力の向上に努める。
- (2) 区域内に、学校や駐在所等の公共的機関やライフライン事業者等の防災関係機関の施設がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- (3) 危機管理室は、アマチュア無線等を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。
- (4) 危機管理室は、関係課及び関係機関と連携し、孤立のおそれのある区域において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。
- (5) 危機管理室は、集落が孤立した際の町民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行い、また町民に対して食料等の備蓄を呼びかける。

2 電気通信事業者

西日本電信電話株式会社は、災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生するおそれのある場合、災害対策用無線機器による措置を行う。

3 道路管理者

道路管理者は、孤立のおそれのある区域について、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事を計画的に実施する。そのため、建設課は道路管理者と定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

第21節 支援体制の整備

町又は関係機関が、町外被災地への人的支援、町外からの避難者の受入を実施する際の対応、他市町村や関係団体との連携した支援体制の整備については、次のとおりである。

担当部課局	危機管理室
主な関係機関	県、協定締結自治体

1 相互応援体制の整備

- (1) 町長をはじめとする災害予防責任者は、平常時から災害時における相互応援に関する協定等を締結するなど連携強化に努める。
- (2) 危機管理室は、大規模災害が発生した際に、迅速かつ的確に相互応援を実施できるよう、防災訓練等において体制を検証し、連携の強化を図る。
- (3) 危機管理室は、県や他の町への応援要求を迅速に実施できるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行うなど、県や他市町村と連絡先の共有を図る。
- (4) 危機管理室は、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の自治体に加えて、大規模災害による同時被災を避ける観点から、遠方の自治体との間の協定締結も考慮する。また、友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。
- (5) 危機管理室は、広域防災体制の確立を図るために、県が行う広域防災拠点のあり方（場所、備蓄庫、ヘリポート等の機能）の検討について、必要な協議を行う。
- (6) 町は、被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等の、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務について、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結する。

2 人的支援体制の整備

危機管理室は、保健師、土木、水道関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握するなど、災害時に被災地へ迅速に職員を派遣できる体制を整備する。被災市町村への支援にあたっては、国（総務省）の被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員・災害マネジメント支援員等による支援を含む。）を活用するなど、国や関西広域連合等との連携に基づき実施する。

3 被災者受入体制の整備

危機管理室は、県と連携して、大規模災害の発生や原子力発電所事故による大量の被災者を受入れる体制・整備を進める。

第22節 受援体制の整備

町は、災害が発生し、町単独では応援措置等の実施が困難な場合に、県、他市町村、県外都道府県及び防災関係機関からの支援を、迅速かつ円滑に受けることができるよう受援体制を整備する。

担当部課局	危機管理室、福祉介護課、都市計画課、まちづくり推進課
主な関係機関	県、協定締結自治体

1 相互応援体制の整備

第2章 第21節「支援体制の整備」に基づく。

2 受援体制の整備

- (1) 危機管理室は、災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理する。
- (2) 人的支援（県応援職員・リエゾン等）を受ける体制を整備する。
- (3) 危機管理室、福祉介護課、都市計画課及びまちづくり推進課は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

○自衛隊、消防救急応援、TEC-FORCE等の受入場所
 …健民グラウンド、王寺アリーナ
 ○物資の受入場所…いずみスクエア

- (4) 県の支援を受け、協定先を明記した受援計画（マニュアル）の策定に努める。

3 ボランティア等の活動体制

第2章 第11節「ボランティア活動支援環境整備計画」に基づく。

4 町受援計画の策定

町は、災害の被災規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、町受援計画を策定するものとする。町業務継続計画（BCP）で明らかにする業務継続体制における人的・物的資源の課題等を踏まえ、応急対応を実施するうえで不足することが想定される人的・物的支援の受援体制を整備する。

また、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、町災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、受援先機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を明らかにするとともに、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

第23節 保健医療計画

町は、県及び関係医療機関等の協力を得て、被災者に対する、医療救護はもとより、健康相談、心のケアなど、避難所・仮設住宅等における様々な医療対策を想定し、災害発生からの時間の経過に伴う医療ニーズの変化に的確に対応できる医療救護体制の整備を図る。

担当部課局	国保健康推進課、保健センター、社会福祉協議会、危機管理室、税務課、上下水道課、消防団
主な関係機関	県、県及び町医師会・歯科医師会・薬剤師会、県病院協会、県看護協会、県精神科病院協会、日本赤十字社奈良県支部、中和保健所、基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院

第1 医療救護体制の整備

1 医療救護班の整備

国保健康推進課、保健センターは、医師会等の医療関係団体と協議し、医療救護体制を整備する。

2 医療救護所の設置と周知

国保健康推進課、保健センターは、必要に応じ医療救護の活動場所となる医療救護所を設置する。

医療救護所は、指定避難所の中から医療救護所として使用可能な施設をあらかじめ指定するとともに、町民に周知する。

3 連絡体制の整備

国保健康推進課、保健センターは、医療救護活動を円滑に行うため、県、県保健所、医師会、県病院協会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、県精神科病院協会、日本赤十字社奈良県支部等の関係機関との連絡体制を整備する。

4 地域災害医療対策会議

県保健所は、管内の地区医師会、歯科医師会、医療関係機関及び市町村との連携体制（地域災害医療対策会議）の構築を図る。

5 DMA T*（災害緊急医療チーム）

危機管理室は、必要に応じて県に対しDMA Tの派遣を要請するなど、災害発生直後の急性期（おおむね48時間以内）の医療救急体制の確保に努める。

DMA T：災害緊急医療チーム。災害発生直後の急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持ち専門的訓練を受けた医療チームで、県と災害拠点病院が中心となってチームを編成するもので、県内では25チームが編成されている。

6 災害拠点病院

県は、以下の条件を満たす医療機関を「災害拠点病院」に指定している。

町を所管する地域災害拠点病院は、「近畿大学奈良病院」である。

- (1) 災害による重篤患者の救命医療等、高度の診療機能を持つ医療機関
- (2) 被災地からの患者受入医療機関
- (3) 広域医療搬送に係る対応可能な医療機関
- (4) 自己完結型災害派遣医療チーム（DMA T）の派遣等の機能を有する医療機関

■ 奈良県指定災害拠点病院 (令和元年 11 月 1 日現在)

区 分	災害拠点病院名		DMA T整備数
基幹災害拠点病院	県立医科大学附属病院		4
地域災害拠点病院	奈良保健医療圏	奈良県総合医療センター	5
		市立奈良病院	3
	東和保健医療圏	済生会中和病院	2
	西和保健医療圏	近畿大学奈良病院	2
	中和保健医療圏	大和高田市立病院	2
	南和保健医療圏	南奈良総合医療センター	3
DMA T指定病院	西和保健医療圏	奈良県西和医療センター	2
	東和保健医療圏	宇陀市立病院	2

第2 精神障害者対策及びメンタルヘルス対策

国保健康推進課、保健センターは、精神障害者に対する災害時の医療を確保するため、県が編成する精神医療チームの協力を要請するなど災害においても精神障害者に対する医療活動を継続する体制の確保に努める。

また、災害時において様々なストレスが被災者の不安を増大させるため、町は、医師会、看護師会等の協力を要請したうえで、相談体制を確立し、その充実に努める。

第3 医療機関のネットワーク化

1 情報ネットワーク化の整備

国保健康推進課、保健センターは、医療関係機関、保健所及び消防機関等との情報ネットワーク化の構築とともに、県内外の広域情報ネットワーク化に努め、災害時における傷病者等の治療体制を確保する。

また、国保健康推進課、保健センターは、関係機関の協力を得て、情報ネットワークを用いた応急医療活動に関する訓練の実施を検討する。

2 防災行政無線の活用

危機管理室は、県をとおして、県保健所、医大・県立病院等に設置される防災行政無線を活用し、電話やFAXにより医療情報等の収集、伝達に努める。

第4 傷病者等、医療救護スタッフ、医薬品等の搬送体制の確保

国保健康推進課、保健センターは、税務課、消防機関と連携して傷病者及び医療救護スタッフ等の搬送体制を整備する。

また、県、県保健所及び医療品卸協同組合等の協力を得て、医薬品等の搬送体制の確保に努める。

第5 後方医療体制の整備

国保健康推進課、保健センターは、地域災害拠点病院(近畿大学奈良病院)や基幹災害拠点病院(県立医科大学附属病院)の後方医療体制を確保し、必要に応じて支援が受けられるよう、連携体制を整備する。

第6 医療ボランティアの活用

国保健康推進課、保健センターは社会福祉協議会と連携し、災害時において、医療ボランティアの確保と受入の調整を行い、ボランティアを含めた医療救護スタッフの適正配備に努める。

第7 医薬品等の確保

国保健康推進課、保健センターは、各医療機関に医療品等の備蓄を奨励する。

特に、発災後3日間程度診療機能を維持するために必要となる、医薬品（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の確保に努める。

1 町民に対する啓発

危機管理室及び国保健康推進課、保健センターは、研修会や防災訓練等をとおして、町民に対する災害医療の普及啓発を行う。また、持病薬等の確保に努めるよう周知する。

2 町における災害医療体制等の整備

- (1) 国保健康推進課、保健センターは、県の災害救急医療システムとの整合を図りつつ、町区域内での災害対応病院の指定、救護所の設置、医療救護班の編成、医薬品の備蓄等について、地域の医師会、歯科医師会、医療機関、搬送機関等と調整し、整備を図る。
- (2) 国保健康推進課、保健センターは、奈良県広域消防組合と連携を図り、患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進し、二次医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図る。

第8 優先給水

上下水道課は県と協力し、上水道の途絶が発生した場合、避難所及び医療機関に優先給水を行う。

第9 病院防災マニュアルの作成

病院等医療機関は、災害時に備え防災体制、入院患者への対応策等を記した病院防災マニュアルを作成する。

第10 災害医療に関する普及啓発、教育研修、訓練の実施

1 町民に対する普及啓発

消防団及び国保健康推進課、保健センターは、以下の災害時の医療的措置等についての普及啓発に努める。

- (1) 町民に対する救急蘇生法
- (2) 止血法
- (3) 骨折の手当法
- (4) トリアージの意義
- (5) メンタルヘルス等

2 医療関係者に対する教育・研修

消防団及び国保健康推進課、保健センターは、医療関係者に対するトリアージ、災害時における外科的処置、特殊患者への対応、遺体検案等についての教育・研修に努める。

3 防災訓練

国保健康推進課、保健センターは、病院等医療機関とともに、防災訓練を実施し、病院防災マニュアルの職員への徹底を図るよう努める。

第11 保健師等による健康管理・健康相談の実施

国保健康推進課、保健センターは、県と協力し、災害の状況に応じ適切な健康管理体制を構築する。

このため、国保健康推進課、保健センターは、県、関係機関・関係団体間において、速やかな情報提供ができるルートを確保し、関係者間での周知徹底を図る。

第12 在宅難病患者対策

危機管理室及び国保健康推進課、保健センターは、患者・家族の同意に基づいて、県や関係機関から在宅難病患者の情報提供を受け、災害時の医療や保健サービスの確保に努める。

第24節 防疫予防計画

町は、被災地において、感染症のまん延を防止するため、県保健所の協力を得て、災害時の防疫を円滑に実施する。

担当部課局	国保健康推進課、保健センター、危機管理室
主な関係機関	中和保健所

第1 防疫実施組織の設置

国保健康推進課、保健センターは、災害防疫実施のための各種防疫作業実施の直接組織として、次の班等を編成する。

1 防疫班

国保健康推進課、保健センターは、防疫実施のため、保健班のうち数名（4～5名）からなる防疫班を編成する。

2 県保健所に疫学調査

県保健所は、実施する被災地の感染症患者の発生状況調査や病原体保有者の入院勧告などを行うため、疫学調査のための疫学調査班の調査を行う。

第2 防疫・保健衛生用資機材等の整備

国保健康推進課、保健センターは、災害防疫に備えるべき資機材等の物件について、あらかじめ周知な計画を策定し、整備を図る。

第3 職員の訓練

危機管理室及び国保健康推進課、保健センターは、平常時より防疫作業の習熟を図るとともに、災害時を想定した防疫訓練を実施する。

第25節 火葬場等の確保計画

町は、災害時に、死者の遺体の火葬等が円滑に実施できない場合が想定されるため、あらかじめデータベースの整理や、葬祭業者や近隣府県等との連携体制を整備する。

担当部課局	住民課
主な関係機関	県、隣接市町、静香苑環境施設組合

第1 火葬データベースの整理

住民課は、静香苑環境施設組合と連携し、火葬の受入体制等を把握し、火葬データとして整理する。

第2 応援協力体制の確立

県及び町は、静香苑環境施設組合と連携し、近隣市町村間及び近隣府県間の火葬の受入等の応援体制を整備する。

第26節 廃棄物処理計画

町は、災害時に排出される廃棄物（浸水・倒壊家屋等から排出される木材・家具等の廃棄物や生活ごみ、し尿等）を迅速に処理し、早期復旧に資するための対策を講ずる。

担当部課局	住民課（くらしと人権係）
主な関係機関	県、協定締結自治体、香芝・王寺環境施設組合、葛城地区清掃事務組合

第1 災害廃棄物処理計画による整備体制

住民課（くらしと人権係）は、県、市町村と連携し、災害時に排出される廃棄物の処理に備え、広域的な相互支援を視野に入れて、「奈良県災害廃棄物処理計画（平成28年3月）」に基づき、災害廃棄物処理計画の策定・見直しを行い、災害廃棄物の処理体制構築に努める。

第2 災害時の相互協力体制の構築

町は、「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成24年8月1日締結）」（以下、「相互支援協定」という。）に基づき、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力する。

また、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう、平常時から必要な整備の維持管理に努める。

第3 廃棄物処理施設等の整備等

1 施設の整備

町は、香芝・王寺環境施設組合、葛城地区清掃事務組合と連携し、焼却処理施設、リサイクル施設等の計画的な整備を行う。

また、災害時に円滑な稼働が損なわれることなく、処理能力を最大限に発揮できるよう、平常時から施設設備の整備点検等に努める。

さらに、停電時の非常用自家発電設備及び冠水等の被害により、施設の稼働が不能となった場合の代替設備の確保に努める。

2 廃棄物の仮置場、仮設トイレ等の確保

町は、災害時に排出される廃棄物を一時保管するため、仮置場の計画及び確保に努める。

また、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の調達体制の整備に努める。

3 収集運搬車両や必要な資機材等の確保

町は、災害時に排出される廃棄物収集運搬車両の確保、及び体制の整備に努める。

第27節 食料、生活必需品の確保計画

町は、各災害の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品並びに資機材（以下、「物資」という。）の調達及び供給について、町・県・町民などそれぞれの役割分担を明確にして、平常時からの調達及び供給体制の構築を図る。

また、町は物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

さらに、町は、町民や自治会、自主防災組織等に対し物資の確保について啓発するとともに、災害対策用食料や資機材の備蓄に努める。加えて、町内外の食品業者等との災害時の物資提供等に関する協定の締結を推進する。

担当部課局	危機管理室
主な関係機関	県、自治会、自主防災組織、民間事業者、王寺町防災士ネットワーク

第1 町民の備蓄

町民は、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、1週間分の食料、飲料水（1人1日3リットルが目安）及び生活必需物資を備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な町民や、授乳や介護等で必要な食料、生活必需品がある町民は、自ら確保するように努める。

この分量を確保するために、ローリングストック法※等により、食料及び生活必需品を日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。

また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備し、家庭で保管場所を確認しておくなど迅速かつ的確な避難行動ができるよう努める。

※ ローリングストック法：備蓄用の特別な食料を確保しておくのではなく、普段食べている食料を多めに保管しておき、古いものから順に使い食料を循環させる方法

1 生活用品

- (1) 医薬品（包帯、三角布、消毒液、胃腸薬、風邪薬、頭痛薬、生理用品、体温計、とげ抜き、ばんそうこう、目薬）
- (2) 毛布、防寒具、ビニールシート、雨具、厚底の靴、タオル
- (3) 懐中電灯、携帯ラジオ
- (4) 飲料水（ペットボトル等）、非常食、携帯用食器類

第2 自治会、自主防災組織等の備蓄

各自治会、自主防災組織は、町民相互で助け合い、初期消火活動や救助活動を行えるよう、町補助金を活用するなどして、以下の救助資機材の備蓄に努める。

種 類	内 容	
防災資機材等の設備等	情報収集 伝達用具	携帯用ラジオ、トランシーバー
	初期消火用具	屋外設置用消火器、屋外設置用消火器格納箱、 屋外設置用消火器薬剤交換、屋外設置用消火栓ホース、 屋外設置用消火栓接続金具、屋外設置用消火栓開栓バルブ キー、屋外設置用消火栓ノズル、屋外設置用消火栓ホース 格納箱、屋外設置用バケツ
	水防用具	防水シート、くい、板、つるはし、スコップ、かけや、 土のう袋

種 類	内 容	
防災資機材等の設備等	救出用具	テコ棒（鉄製）、一輪車、ロープ、バール（鉄製）、折りたたみはしご（金属製）、ジャッキ、のこぎり、かけや、おの、スコップ、つるはし、大ハンマー
	救護用具	担架、救急セット、毛布
	避難誘導用具	電池メガホン、強力ライト、リヤカー、携帯用投光機、標識板、標旗、ヘルメット
	給食給水用具	ポリタンク、燃料、炊飯装置一式

第3 町の備蓄

1 食料・生活必需品等

町は被災した町民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した町民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。

危機管理室は、町民や一時的滞在者に対して供給に必要な食料品等の物資の調達を行うために流通業者と協定を締結する等の方法を検討し、常に災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また、調達物資については、要配慮者用の品目にも配慮する。
- (2) 調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄、市町村間における応援協定の締結、共同備蓄又は備蓄の相互融通を行うなど、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。
- (3) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- (4) その他、物資の調達に必要な事項を定める。

また、災害発生直後の物資供給が円滑に行えるよう、被害想定に配慮した備蓄計画に基づく十分な品目・数量の食料、生活必需品等を備蓄倉庫及び指定緊急避難場所等に分散備蓄するとともに、現有量、使用期限等品質状況を定期的に点検し、台帳に記録するとともに、不足を随時補充する。

2 防災資機材

危機管理室は、災害応急対策に必要な資機材を整備計画に基づき順次整備するとともに、保管場所、現有量、品質状況等を台帳に記録し、不足を補う。

また、防災訓練等をとおして各資機材を点検し、使用方法、作業手順等を習得する。

第4 報告

危機管理室は、災害発生時に県が適切な物資の供給及び支援を行うため、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を少なくとも年1回、県に報告する。

第5 食料等の備蓄率の向上

危機管理室は、災害時に必要とされる物資を現物備蓄するだけでなく、流通業者との協定等、災害時に有効と考えられる物資確保手段を積極的に用いて確保するとともに、町民等に対して備蓄啓発活動を積極的に行うことにより、備蓄率の向上を図る。

第28節 文化財災害予防計画

文化財は後世に伝えるべき貴重な財産であるため、町は、保存のみでなく活用との調和のとれた維持管理を含めた災害予防対策を講ずる。

また、町は、関係機関の協力を得て、文化財を火災、風水害のほか、盗難・き損、さらには虫害、材質劣化等の平常の管理に係る被害も含めた災害の予防措置を講ずる。

担当部課局	地域交流課、危機管理室
主な関係機関	県、奈良県広域消防組合（西和消防署）、西和警察署

第1 基本計画

1 保存整備事業の推進

地域交流課は、国や県の支援のもと、保存修理による性能維持、及び防災設備・施設（警報設備・避雷設備・消火設備・防災道路・収蔵庫等）の設置、改修等の整備を促進する。

2 管理状況の把握

地域交流課は、以下の事項を踏まえ、管理状況の把握に努めるとともに、緊急時の対応に備える。

- (1) 町職員による適宜巡視及び情報提供
- (2) 文化財所有者・管理者からの情報提供
- (3) 文化財保護指導委員の巡視報告
- (4) 連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータ更新 等

3 所有者・管理者への指導・助言

地域交流課は、県の協力を得て、所有者・管理者に対し日常の災害対策の実施と、防災計画や対応マニュアルの作成について、指導・助言を行う。

4 文化財防災思想の普及活動

地域交流課は、「文化財防火デー」等の行事を通じ、実地訓練や講習会の実施・参加を勧め、所有者のみならず町民に対しても、文化財災害予防に関する認識を高める。

5 関係諸機関との連絡・協力体制の確立

地域交流課は危機管理室と連携し、県、消防、警察等と連携のとれた連絡・協力体制を整備する。

第2 文化財種別対策

1 建造物

- (1) 防災設備未設文化財への設置と、既設設備の点検整備
- (2) 風水害に備えた周辺環境整備
- (3) 保存修理による建築物としての性能を維持

2 美術工芸品・有形民俗文化財

美術工芸品・有形民俗文化財保管施設は、防火・防犯設備を設置し、安全な保管場所となる収蔵庫等の建設に努める。

3 史跡、名勝、天然記念物

指定地域内の建造物の防災については、「1 建造物」を準用することとし、指定対象の動植物、鉱物、構造物等の管理は、各々の特性に応じた措置を行う。

第29節 応援協定計画

町は、大規模災害発生時に生じ得る、町単独での応急復旧活動を満足に遂行できない事態に対処する手段として、物資の供給、医療救護活動、緊急輸送活動等の各種応急復旧活動について、被災自治体をサポートする旨の協定を、自治体又は民間企業を含む関係団体との間で締結する。

担当部課局	危機管理室
主な関係機関	県、他市町村、防災関係機関、民間事業者

1 自治体間相互応援協定の整備

危機管理室は、広域的な災害対策を効率的に展開することを目的とし、平常時から市町村間など自治体間の相互応援協定を締結するなど連携強化に努める。

- (1) 危機管理室は、市町村単位の局地的な災害に即応できるよう、「災害時における奈良県市町村相互応援協定（平成27年2月締結）」などの相互応援協定に基づいて、他市町村間との支援体制及び受援体制を整える。
- (2) 危機管理室は、相互応援協定の締結にあたっては、県内市町村間に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

2 民間企業を含む関係団体との応援協定の整備

危機管理室は、企業やNPO等に委託可能な災害対策に係る業務として、下記のような分野について、あらかじめ企業等との間で協定を締結する等、事前の体制整備に努める。

■ 検討が必要な主な応援協定の内容

分野	応援内容	応援主体
医療救護	負傷者の応急手当 医療救護活動の提供 医薬品の供給	医師会 歯科医師会 薬剤師会 など
物資供給	食料品の供給 飲料水の供給 災害対応型自動販売機の設置 日用品の供給 建設材の供給 ガスの供給	食品業者 清涼飲料水販売業者 小売業者 建設・土木業者 一般社団法人奈良県LPガス協会各支部など
緊急輸送	物資輸送 輸送用車両の提供	全日本トラック協会各支部 全国赤帽軽自動車運送協同組合連合会 など
避難収容	避難住宅の供給 要配慮者の避難収容	賃貸住宅管理会社 社会福祉施設・養護学校など
し尿収集運搬	し尿の収集運搬・処理	し尿処理業者

3 協定締結相手との連携強化

危機管理室は、大規模災害が発生した際に、本町への受援又は他市町村の支援を迅速かつ的確に実施できるよう、平常時から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、連絡先の共有を徹底し、また、防災訓練等において応援体制を検証し、連携の強化を図る。

風害予防計画

第30節 風害予防計画

町は、施設の整備等により風害を予防するとともに、台風等による被害を予想するために気象状況を早期に把握し、必要な措置を講ずる。

担当部課局	危機管理室、学校教育課、義務教育学校設置準備課
主な関係機関	奈良地方気象台

第1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

危機管理室は、町民、公共及び民間施設の管理者に対し、風害の予防及び対応に関する以下の事項について普及啓発を行う。

1 建築物等の風害予防対策

町民、公共及び民間施設の管理者は、以下に対して崩壊の危険防止の措置並びに警戒管理を行うように努める。

- (1) 家屋や施設及びこれを構成する樹木、塀等
- (2) 路上占有物（公告、看板、工事用建築資材等）
- (3) 家屋や施設周辺に存置している物品等で倒壊、落下、飛散するおそれのあるもの

2 気象情報の確認

町民等は、気象庁が発表する警報や注意報、気象情報等の防災気象情報を、平常時からテレビ、ラジオ、インターネット等により確認することを心掛ける。

竜巻等の激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」、従来の竜巻注意情報に比べ確度が高い「竜巻発生に関する情報を含む竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。

3 身を守るための知識

町民等は、台風から身を守るために、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難する。また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動する等、安全確保に努める。

(1) 避難

次のような発達した積乱雲が近づく兆しがあるときは、頑丈な建物の中など安全な場所に避難する。

- ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- ・大粒の雨やひょうが降り出す。

(2) 屋内での行動

屋内では次のような行動をとる。

- ・雨戸やシャッター、窓やカーテンを閉める。
- ・ガラス窓の周辺は大変危険なため、窓から離れる。
- ・1階の窓のない部屋の中央に移動する。
- ・丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。

(3) 屋内に避難できないとき

屋内に避難できないときは、次のような行動をとる。

- ・頑丈な構造物の物陰に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
- ・物置や車庫・プレハブの中や、電柱や太い木、橋や陸橋の下などは、倒壊の可能性が高く危険なので、避難場所としては避ける。

- ・身を隠す場所がないときは、窪地等に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。

第2 竜巻発生に関する情報を含む竜巻災害情報の伝達

危機管理室は、「竜巻発生に関する情報を含む竜巻注意情報」が発表された場合、防災行政無線及び登録制メール、SNSにて町民等への伝達を行う。

(緊急速報メールの活用やJ-アラートを通じた防災行政無線等の自動起動については、消防庁にて検討中)

第3 建造物の被害軽減策

1 学校施設

学校設置者が行うガラス飛散防止対策等（飛散防止フィルムを貼り付ける工事、強化ガラスや合わせガラスに交換する工事等）の安全対策は、補助制度を活用して学校施設の防災機能を強化し、児童生徒等の安全・安心な学習環境を確保する。

町は、文部科学省の検討結果をもとに、竜巻等突風対策に資するガラスの飛散防止対策を講ずる。

また、学校施設の防災力強化プロジェクト（文部科学省）において、地方公共団体等における竜巻等突風対策に対応した実証的研究（安全点検や初期対応等の検証）を支援し、その成果が全国に公表されることから、この結果を活用した対策を検討する。

町立幼稚園、小中学校においては、実施済のガラス飛散防止対策の維持・管理を継続する。

■ ガラス飛散防止対策となる財政支援制度（文部科学省）

事業名 項目	公立学校に対する補助制度 (防災機能強化事業)	私立学校に対する補助制度 (非構造部材の耐震対策)
対象施設	公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校	私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校
算定割合等	算定割合 1/3 下限額：400万円～ 上限額：2億円 (過去急増市町村にあつては3億円) ※地方財政措置により、実質的な地方負担割合は13.3%	算定割合 1/2 (大学等) 下限額：300万円※1～上限額：なし 1/3 (小学校～高校等) 下限額：なし～上限額：2億円 1/3 (幼稚園) 下限額：なし～上限額：1億円 ※1：短大、高専は制限なし
工事内容	○非構造部材の耐震化工事 ・ガラス飛散防止対策工事（飛散防止フィルムを貼り付ける工事、強化ガラス・合わせガラスに交換する工事等）	○非構造部材の耐震対策 ・ガラス飛散防止対策工事（飛散防止フィルムを貼り付ける工事、強化ガラス・合わせガラスに交換する工事等）

資料：「竜巻に対する学校の安全のために」平成26年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室

地盤災害予防計画

第31節 総合的な土砂災害防止対策

本町には、土砂災害のおそれがある土砂災害警戒区域があるため、今後、県の協力のもとで、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定状況等について町民に周知を図るとともに、奈良県土砂災害対策施設整備計画（令和元年度）の取組も踏まえ、該当地域の防災体制の充実を支援する取組を進める。

また、河川、治山、農業水利施設等の防災インフラの整備に際しては、「緊急自然災害防止対策事業計画」（防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策期間対象）を策定して事業を推進する。

担当部課局	危機管理室、建設課
主な関係機関	県、高田土木事務所、国土交通省近畿地方整備局、国土交通省大和川河川事務所、奈良地方気象台

第1 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備及び周知

危機管理室及び建設課は、土砂災害防止法に基づき、町内に指定された土砂災害警戒区域において、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定め、土砂災害ハザードマップ、県作成の大規模盛土造成地マップ等により、土砂災害警戒区域及び円滑な避難を行うために必要な次の事項をあらかじめ町民に周知する。

また、町は、自主防災組織等による防災訓練などの場において、身近な地域における土砂災害警戒区域等の知識を習得するよう促す。

(1) 土砂災害に関する情報の収集、伝達並びに、予報又は警報の発令及び伝達

危機管理室は、町民等が安全で円滑な避難ができるよう、雨量情報、大雨に関する予警報、土砂災害に関する情報及び町民からの前兆現象や近隣の災害情報等についての情報収集体制を整備する。

また、発表する情報を確実に町民に伝達できるよう、防災行政無線の屋外スピーカーのみならず、緊急速報メール、登録制メール、SNSなど、多様な手段を用いることとし、町民等に伝達手段の周知をあらかじめ行う。

加えて、奈良地方気象台が報道等を通じて発表する、土砂災害に関する情報並びに予警報を、町民等自らが情報収集をする方法等の周知・啓発をあらかじめ行う。

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

危機管理室は、各警戒区域ごとに指定緊急避難場所及び避難路を定め、あらかじめ町民等に周知する。なお、必要に応じて避難路を再検討する。

また、土砂災害警戒区域外の安全な場所への速やかな立退き避難を原則とすることから、町民等は、町の指定緊急避難場所に限らず、自治会館など身近で安全な施設を緊急の避難場所として使用することや、避難路の安全が確保できない等緊急を要する場合には、堅牢な建物の上部階への垂直避難、高台等への避難を行うことなどについて、自治会等であらかじめ協議をしておく。

(3) 土砂災害に係る避難訓練の実施

危機管理室は、土砂災害に関する避難訓練を毎年一回以上実施する。

避難訓練の内容については、ハザードマップ、県作成の大規模盛土造成地マップ等を活用するとともに、土石流が流れてくると予想される区域や、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、実践的な避難訓練となるよう工夫し、広く町民等の参加が得られるよう努める。

(4) 避難情報の発令基準

危機管理室は、気象や災害の状況に合わせて迅速かつ適切に避難情報の発令判断ができるよう、「県及び奈良地方気象台から土砂災害警戒情報が発令された場合」に基づき、「避難勧告等に関するガイドライン」（平成31年3月改訂 内閣府）、土砂災害警戒避難ガイドライン（平成27年4月改訂 国土交通省砂防部）を参考に、

土砂災害警戒情報の発表や奈良県土砂災害・防災システムを活用した具体的な発令基準を作成し、周知する。

なお、天候が回復しても、避難情報の解除については土壌雨量指数が十分に低下したことや、土砂災害の前兆現象がないことを確認することとし、避難情報の発令・解除については、必要に応じて県や奈良地方気象台に助言を求めることとする。

(5) 要配慮者利用施設における避難確保計画作成等に関する支援

平成 29 年 6 月水防法等の一部を改正する法律の施行に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務と位置付けられた。それらについて、町及び県の関係部局は連携して支援を行う。

第2 大規模土砂災害防止対策

1 国土交通省又は県が行う緊急調査

大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に町民へ警戒レベル 4（避難指示（緊急））の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が、想定される区域・時期の情報を提供するために、土砂災害防止法第 26・27 条に基づき緊急調査を行う。

2 土砂災害緊急情報の通知及び周知

緊急調査の結果、重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき等は、同法第 29 条に基づき、国土交通大臣にあつては関係ある都道府県知事及び市町村長に、都道府県知事にあつては関係市町村長に、土砂災害緊急情報を通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

危機管理室及び建設課は、国土交通省及び県と連携して、情報伝達体制等の構築に努める。

3 監視・警戒・避難のシステムづくり

大規模な土砂災害では、深層崩壊や河道閉塞による湛水や決壊等による二次災害（被害拡大）が想定されるため、通常の土砂災害より的確な情報収集・判断・伝達が求められ、総合的な防災システムを構築する必要がある。

危機管理室及び建設課は、県と連携し、自助・共助・公助のバランスのとれた防災対策の実現に努める。

併せて、国土交通省が必要に応じて設置する大規模崩壊監視警戒システム等を活用し、大規模崩壊の検知と情報伝達体制を国、県、町との間で整備する。

第3 砂防計画

1 土砂災害警戒区域（土石流）

町内には、土砂災害警戒区域（土石流）が 10 箇所指定されており、うち藤井地区の 8 箇所が土砂災害特別警戒区域（土石流）に指定されている。

（本町地区 1 箇所・藤井地区 8 箇所・元町地区 1 箇所）

平成 29 年の台風 21 号襲来時には藤井地区の土砂災害特別警戒区域及び警戒区域で土石流が発生している。今後も台風や前線通過時には、山地・山腹が崩壊する危険があるため、町民に対する周知と意識の高揚に努める。

2 砂防事業の実施

危機管理室及び建設課は、県が奈良県土砂災害対策基本方針（平成 22 年 6 月策定）に基づき、砂防指定地を最優先とし実施する砂防えん堤工、溪流保全工等のハード対策に協力するとともに、適切な避難を促す情報伝達などのソフト施策を実施する。

また、県が土石流に対する警戒避難体制の整備に資するため実施した調査状況を把握するとともに、土砂災害警戒区域図の閲覧や土砂災害ハザードマップ、県作成の大規模盛土造成地マップの公表により町民等への警戒区域の周知に努める。

第4 地すべり予防計画

1 土砂災害警戒区域（地すべり）

町内には、土砂災害警戒区域（地すべり）が4箇所指定されている。
（藤井地区3箇所・元町地区1箇所）

2 地すべり防止区域

町内には、地すべり防止区域が1箇所指定されている。（藤井（清水谷）地区）

地すべり防止区域は、地すべりしている区域及びこれらに隣接する区域のうち、地すべりを誘発、助長する区域として指定され、地すべりの防止に有害な行為を制限する区域をいう。

3 地すべり対策事業の実施

危機管理室及び建設課は、県が奈良県土砂災害対策基本方針（平成22年6月策定）に基づき、地すべり防止区域を最優先とし実施する排水施設、擁壁、杭工等のハード対策に協力するとともに、適切な避難を促す情報伝達などのソフト施策を実施する。

また、国土交通省による亀の瀬地区の地すべり対策工事は完了しているが、引き続き国土交通省（近畿地方整備局大和川河川事務所）、県、関係市町村との連絡体制の整備を行うものとする。

危機管理室及び建設課は、県が地すべりに対する警戒避難体制の整備に資するため実施した調査状況を把握するとともに、土砂災害警戒区域図の閲覧や土砂災害ハザードマップ、県作成の大規模盛土造成地マップの公表により、町民等への警戒区域の周知に努める。

第5 急傾斜地崩壊災害予防計画

1 土砂災害警戒区域（急傾斜地）

町内には、土砂災害警戒区域（急傾斜地）が22箇所指定されており、本町地区2箇所、舟戸地区1箇所、元町地区1箇所を除いた18箇所が土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）に指定されている。（元町地区7箇所・舟戸地区1箇所・藤井地区1箇所・畠田地区4箇所・本町地区6箇所・南元町地区2箇所・太子地区1箇所）

2 急傾斜地崩壊危険区域

町内には、急傾斜地崩壊危険区域が2箇所指定されている。（元町地区・舟戸地区）

急傾斜地崩壊危険区域は、崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上ある土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及び、これらに隣接する区域のうち、崖崩れを誘発、助長する区域について指定され、急傾斜地崩壊防止に有害な行為を制限する区域をいう。

3 急傾斜地崩壊対策事業の実施

危機管理室及び建設課は、県が奈良県土砂災害対策基本方針（平成22年6月策定）に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を最優先とし実施する擁壁工、法面工等のハード対策に協力するとともに、適切な避難を促す情報伝達などのソフト施策を実施する。

また、県が土石流に対する警戒避難体制の整備に資するため実施した調査状況を把握するとともに、土砂災害警戒区域図の閲覧や土砂災害ハザードマップ、県作成の大規模盛土造成地マップの公表により、町民等への警戒区域の周知に努める。

第32節 山地災害予防計画

台風、集中豪雨及び林野火災等により発生した荒廃地、火災跡地について、現場の被災状況を早急に点検調査し、二次災害防止措置を講ずるよう適正な指導を行う。

担当部課局	建設課、危機管理室
主な関係機関	県

第1 山地防災ヘルパー

建設課は、民有林の山地災害に対する適確かつ早急な対応を推進するため、県が設置する山地防災ヘルパーによる地域に密着した山地災害等の情報をもとに、緑地等の保全に努める。

第2 山地災害の把握と二次災害防止措置

山地防災ヘルパーの活動は、山地災害の原因となる異常兆候を把握し、山地の災害や治山施設の被災状況、及び二次災害の防止のための監視を行っている。

建設課は、これらの山地防災ヘルパーや県と連携して、現場の被災状況を早急に点検調査し、二次災害防止措置を講ずるよう適正な指導を行う。

第3 山地災害危険地区の周知

危機管理室は、山地災害危険地区を掲載した土砂災害ハザードマップ、県作成の大規模盛土造成地マップにより、町民への周知を行うとともに、必要に応じて山地災害の危険性の啓発に努める。

第33節 ため池災害予防計画

豪雨等によるため池施設の被害を防止するための対策について定める。

担当部課局	建設課、危機管理室
主な関係機関	県

第1 予防対策

町は、町にあるため池のうち、危険なものについては老朽ため池等整備事業により、貯水量の多いもの、民家に接近しているものを重点的に逐次計画的に逐次補強補修を行ってきている。今後も補強補修に努める。

1 ため池整備事業の実施

建設課は、老朽化等による堤、余水吐、樋管等の整備を必要とするため池等、防災上整備の必要なため池については、国費を利用して整備を行い、池の管理が町以外の場合は、管理者と協議を行い整備を行う。

2 ため池の防災・減災対策の実施

(1) ため池防災対策等推進事業の実施

建設課、危機管理室は、県の支援のもと、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池を「防災重点ため池」とし、これに位置付けされたため池について、堤体の安全性に対する耐震調査やハザードマップの更新等、ため池防災対策等推進事業を進める。

(2) 防災減災対策の啓蒙・普及活動の実施

危機管理室及び建設課は、県の協力のもと、ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、ハザードマップの更新・公表・周知を行うとともに、管理者等に対して、日常の管理・点検実施の周知徹底や防災情報連絡体制、緊急連絡体制の整備等の指導を行う。

3 ため池の実態把握と管理体制の確立

建設課は、危険性のあるため池について順次、防災対策に関する事業実施に努める。

第2 周知及び広報

建設課及び危機管理室は、ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、点検及び改修の技術指導を行うとともに、防災意識の周知と防災体制整備等の指導に努める。

第34節 宅地等災害予防計画

町は、豪雨等による宅地災害を未然に防止するため、宅地の安全性の向上を図るとともに、大規模な宅地災害が発生した場合を想定し、二次災害の軽減・防止対策の整備を図る。

担当部課局	まちづくり推進課、都市計画課
主な関係機関	県

第1 宅地の安全性の向上

1 宅地の安全性

まちづくり推進課及び都市計画課は、県と協力し、近年の豪雨災害の教訓を踏まえ、豪雨による宅地への災害を防止するため、「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」及び「都市計画法（昭和43年法律第100号）」の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図る。

2 宅地防災パトロール

まちづくり推進課及び都市計画課は、梅雨期及び台風期には、宅地造成工事現場等の宅地防災パトロールを強化し、危険箇所に対し、適切な指導を行う等宅地災害の発生防止に努める。

第2 二次災害の軽減・防止対策

1 被災宅地危険度判定士

まちづくり推進課は、県に協力を求め、大規模な宅地災害が発生した場合に、被災宅地危険度判定士により、被災状況の迅速かつ的確な把握を行い、二次災害を軽減・防止し、町民の安全確保を図る。

2 実施体制の整備

まちづくり推進課は、県の協力を求め、災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会をとおして、危険度判定体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を確保し、関係機関との相互支援体制及び実施体制を整備する。

3 宅地危険度判定制度の普及啓発

町は県と協力し、町民に対して制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第3 災害危険住宅の移転計画

1 集団移転

まちづくり推進課、都市計画課は、災害が発生した地域又は建築基準法の規定により指定された危険区域のうち町民の住居に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進する必要がある場合、集団移転促進事業計画を策定する。

町が策定実施を行う集団移転促進事業計画に対し、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、国は補助金の交付等の援助等を行い、県はこの対策が促進するよう指導を行う。

2 がけ地近接危険住宅移転

まちづくり推進課及び都市計画課は、がけ地の崩壊による危険から町民の生命の安全を確保するため、国土交通省が支援するがけ地近接危険住宅移転事業により、がけに近接する危険住宅の移転促進に努める。

火災関係予防計画

第35節 火災予防計画

町は、火災の発生を未然に防ぎ、初期消火の徹底を図るために、町民に対し火災予防に関する指導を行うとともに、消防力の整備強化に努める。

担当部課局	危機管理室、まちづくり推進課、都市計画課、建設課、消防団
主な関係機関	奈良県広域消防組合（西和消防署）、自主防災組織、王寺町防災士ネットワーク

第1 出火防止・初期消火

- 1 危機管理室及び消防機関は、各種集会、啓発活動、広報媒体等の広報活動を通じ、出火防止に関する知識、初期消火の技術指導の普及を図る。
- 2 危機管理室及び消防機関は、災害時における初期消火の実効性を高めるために、家庭、地域、事業所等への火災警報器、消火器、消火バケツの設置について普及を図る。
- 3 自主防災組織、女性防火クラブや事業所等における自衛消防隊等の自主的な防災組織を編成し、消防機関の指導の下に消火訓練等を通じて、出火防止及び初期消火の知識、技術を習得し、災害に備える。

第2 消防力の強化

危機管理室及び消防団は、「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）並びに「消防水利の規準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）を充足するため、次のとおり消防組織の充実、消防設備等の整備に努め、地域消防力の強化を図る。

- 1 危機管理室は、複雑・多様化した災害、また大地震に対応するため、消防団の施設・設備の充実に努めるとともに、青年層や女性層の消防団への参加促進を図る等の消防団員の定員確保に努め、消防団の充実強化を図る。
- 2 危機管理室は、消防団員の知識及び技術の向上を図るため、消防大学校や県消防学校等での教養訓練への派遣に努める。
- 3 危機管理室は、消防団及び自主防災組織等地域住民が発災直後において、円滑に初期消火を行うための、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ、ホース格納箱等の消防設備の整備に努める。
- 4 危機管理室は、災害時の消火栓の使用不能、防火水槽の破損等に対処するため、防火水槽、耐震性大型防火水槽等の計画的な整備を進めるとともに、農業用水、プール、井戸等の自然水利の確保に努め、水利の多元化を推進する。

第3 火災に強い環境づくり

まちづくり推進課、都市計画課及び建設課は、道路の拡張、建築物の不燃化促進などにより、延焼遮断機能を強化するとともに、文化財をはじめ、町内建築物への火災警報設備等の充実に努める。

また、町は、以下により火災に強い環境づくりに努める。

- 1 都市計画区域において、道路・公園等の都市空間、防火水槽等防火施設の整備に努める。
- 2 石油類等の貯蔵施設・工場等特に危険性の高い施設について、用途地域指定により住宅等との混在を制限する等区域内の火災予防に努める。

第36節 林野火災予防計画

町、及び林野の所有（管理）者等は、平常時から、次に掲げる事項を中心に、林野火災に必要な環境整備に努める。

担当部課局	危機管理室、建設課、上下水道課、学校教育課、義務教育学校設置準備課、消防団
主な関係機関	奈良県広域消防組合（西和消防署）、森林管理事務所、近畿地方整備局、県防災航空隊

第1 林野火災に強い地域づくり

1 森林の整備

森林の整備については、森林区画、尾根等を利用し、防火樹帯を整備するとともに、立地条件、気象条件を考慮し、防火線を布設するよう努める。
また、固定防火線と併用又は単独に防火樹を植栽した林帯の整備に努める。

2 林野所有（管理）者等への指導

(1) 防火線、防火樹帯の整備

建設課は、林野所有（管理）者に対して、防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入の促進に努めるよう指導を行う。

(2) 防火用水の確保

危機管理室は建設課と連携し、林野所有（管理）者に対して、自然水利の活用等による防火用水の確保に努めるよう指導を行う。

(3) 森林等への火入れの制限

森林等への火入れは、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の定めるところにより、町長の許可がなければできない。

町長は、許可条件等について、事前に消防機関及び森林管理事務所等の関係機関と十分に協議する。

また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、事前にその市町に通知する。

(4) 火の使用制限

危機管理室は、気象条件により、入山者等に火を使用しないよう指導する。

火災警報発令時等、特に必要と認めるときは、一定区域内のたき火、喫煙など、火の使用を制限する。

(5) 火気使用施設に対する指導

消防機関は、森林内及び周辺に所在する民家、作業所、山小屋等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

3 防災知識の普及

町は、入山者、地域住民、林業関係者に対し、森林愛護及び防火思想の普及、徹底を図る。

(1) 公衆に対する啓発活動

ア 広報宣伝の充実

危機管理室及び建設課は、消防機関、森林管理事務所、その他林野関係各機関と連携して、広域的な林野火災防止運動を展開し、登山・観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。

イ 学校教育による防火思想の普及

学校教育課、義務教育学校設置準備課、消防機関、森林管理事務所、その他林野関係各機関は、学校における自然愛護、森林愛護等の情操教育を通じた防火思想の普及を図る。

(2) 地域住民、林内作業者に対する啓発活動

ア 地域での指導・啓発

危機管理室及び消防機関は、林野内に立ち入る機会の多い山間地域の町民を対象に、林野火災発生防止に関する講習会等を開催し、防火思想の啓発・普及を図る。

イ 職場での指導・啓発

林野関係機関・事業者は、消防機関の協力を得て職場での講習会等を開催し、職員に対して林野火災防止対策及び発生時の対処について周知徹底を図る。

第2 活動体制の整備

町及び消防機関は、林野火災に対する消防力の整備・充実を図る。

1 消防体制の整備

危機管理室、建設課及び消防団は、奈良県広域消防組合（西和消防署）等と連携し、当該地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災に即応できる組織の確立、出動計画の策定を行う。

2 広域相互応援体制の整備

危機管理室及び消防団は、奈良県広域消防組合（西和消防署）等と連携し、県内外の消防機関との広域的な応援体制及び警察、自衛隊、その他の機関の関係機関との協力体制を整備し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるように努める。

3 消防資機材の整備

危機管理室及び建設課は、林野火災に対する消火活動に適した消火資機材の整備・充実を図る。

4 消防水利の確保

上下水道課及び危機管理室は、防火水槽等を整備するほか、県や近畿地方整備局、大和川河川事務所等と連携し、川、池等の自然水利や砂防ダム等水源として利用できる施設を把握し、林野火災発生時の消防水利の確保に努める。

5 航空消火体制の整備

危機管理室は、大規模林野火災発生時に、速やかに県消防防災ヘリコプターによる空中消火活動を依頼できるよう、県防災航空隊との連絡体制を整備する。

6 林野火災消防訓練の実施

危機管理室、建設課及び消防団は、奈良県広域消防組合（西和消防署）、その他の防災関係機関と連携し、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防ぎょ技術の向上を図るための訓練を実施するよう努める。

原子力災害予防計画

第37節 原子力災害予防計画

町は、国の原子力災害対策指針並びに国等から示される検討結果や被害想定等をもとに、県との連携を図りつつ、原子力災害の予防対策を検討する。

また、福井県等、原子力発電所立地県からの避難者の受入についても考慮し、受援体制を検討する。

担当部課局	危機管理室
主な関係機関	国、県

第1 情報収集及び連絡等体制の整備

町に最も近い原子力発電所は、福井県にある高浜発電所、大飯発電所であり、次いで美浜発電所で、それぞれ町から約100kmに位置にする。

町は、これらの原子力発電所において事故が発生した場合、原子力災害の被害の防止に万全を期すため、奈良県、原子力発電所災害が発生している県、県警察、原子力事業者（電力事業者等）、報道機関等と連携し、原子力発電所事故による原子力災害の正確な情報の収集及び連絡体制の整備を図る。

また、その情報を、町民等に対して確実かつ速やかに伝達できる広報体制の整備を図るとともに、県と協力して、県が環境放射能モニタリングの結果を公表している旨の広報や、町民等からの原子力発電所事故による原子力災害に関する相談、問い合わせに対し迅速かつ円滑に対応できる相談体制を整備する。

第2 県外からの避難者の受入

危機管理室は、原子力発電所立地県等からの原発事故発生時の避難者受入要請があったとき、避難所の提供等について検討を行う。

（第21節「支援体制の整備」 3「被災者受入体制の整備」参照）

鉄道災害予防計画

第38節 鉄道災害予防計画

鉄道会社は、列車運転の安全確保のための路線施設等の状況を把握し、施設の安全な維持管理に努めるとともに、各種災害に対応できるよう整備する。

担当部課局	危機管理室
主な関係機関	西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社

第1 西日本旅客鉄道株式会社

西日本旅客鉄道株式会社は、列車運転の安全確保のため必要な線路及び諸施設の実態を把握する。また、周囲の諸条件を調査し、異常時においても常に健全な状態を維持できるように諸設備の整備を行うとともに、災害の発生するおそれのある場合の警戒体制をあらかじめ策定する。

1 計画の内容

防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

- (1) 橋梁の維持、補修及び改良強化
- (2) 河川改良に伴う橋梁改良
- (3) 法面、土留の維持、補修及び改良強化
- (4) トンネルの維持、補修及び改良強化
- (5) 鉄道林（防備林）の造成及び落石防止設備の強化
- (6) 建物等の維持、修繕
- (7) 通信設備の維持、補修
- (8) 空頭不足による橋げた衝撃防止及び自動車転落事故防止の推進
- (9) 線路周辺の環境条件の変化による災害防止の推進
- (10) その他防災上必要なもの

2 実施計画

- (1) 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、定期的にすべての構造物に対する点検を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所の早期発見に努め、必要に応じて随時精密な検査を行い、必要な措置を講ずる。

- (2) 関係機関との連携

西日本旅客鉄道株式会社は、社内外の機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

第2 近畿日本鉄道株式会社

近畿日本鉄道株式会社は、列車運転の安全確保に必要な路線及び諸施設の実態と周囲の諸条件を把握し、施設の維持管理に努めるとともに、各種災害に対処し得る体制を整備する。

1 防災施設の維持管理計画

- (1) 橋梁の維持補修並びに管理強化
- (2) 河川改修に伴う橋梁管理
- (3) 法面、土留擁壁の維持改修並びに管理強化
- (4) トンネルの維持、補修並びに管理強化
- (5) 建物等の維持補修並びに管理強化
- (6) 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- (7) 電線路支持物の維持補修並びに管理強化

(8) その他防災上必要な設備管理

2 災害警備体制の確立

- (1) 気象観測機器の整備
- (2) 災害時の連絡体制、配備体制の確立
- (3) 各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底

3 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立

4 防災訓練の実施

第3章 災害応急対策計画

町民避難

第1節 避難行動計画

町は、災害発生時における人的被害を軽減するため、防災関係機関との連絡調整を密にし、避難情報の発令や町民に対する情報伝達等、適切な避難誘導を行う。

担当班	危機管理室、総務班、学校教育班、避難所班、避難者対応班、福祉班、保健班、消防団
主な関係機関	国（近畿地方整備局）、県、西和警察署、奈良県広域消防組合（西和消防署）、自衛隊、奈良地方気象台

第1 警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）、警戒レベル4（避難指示（緊急））の発令の実施

1 実施責任者等

町長は、町民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の町民に対し、次の警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）、警戒レベル4（避難指示（緊急））の発令を行う。また、迅速に避難することが困難な要配慮者の避難を促す警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）を発令する。

なお知事等は、町長が警戒レベル4（避難指示（緊急））の発令をすることができない場合、代わりに行うことができる。

警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）、警戒レベル4（避難指示（緊急））の発令の実施責任者等は次の表のとおりである。

区 分	実施責任者	要 件	措 置	根拠規程	災害の種 類
警戒レベル 3 (避難準備・高齢者等避難開始)	町 長	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要するものが避難行動を開始する必要があると認められるとき	・ 町民に対する避難準備 ・ 要配慮者等に対する避難行動の開始	災対法第 56 条	災害全般
警戒レベル 4 (避難勧告) ※	町 長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき	・ 立退きの勧告（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・ 屋内での待避等（垂直避難等）の勧告	災対法第 60 条	
	知 事	災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき			
警戒レベル 4 (避難指示（緊急）)	町 長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき	・ 立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・ 屋内での待避等（垂直避難		
	知 事	災害の発生により市町村が			

区 分	実施責任者	要 件	措 置	根拠規程	災害の種 類
		全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	等) の指示		
	警察官	市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は、市町村長から要求があったとき		災対法第 61 条	
		人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険がある場合で特に急を要するとき	・避難等の措置	警察官職務執行法第 4 条	
	自衛官	災害により特に急を要する場合において、警察官がその場にいない場合		自衛隊法第 94 条	
	知事又はその命を受けた県職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	地すべり等防止法第 25 条	地すべり
	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき		水防法第 29 条	洪水
警戒レベル 5 (災害発生情報)	町 長	災害が発生したとき	・命を守るための最善の行動を促進	災対法第 60 条	災害全般

※ 警戒レベル 4 の発令は避難勧告及び避難指示（緊急）であるが、王寺町では避難行動の曖昧さをなくすため、避難勧告の発令基準を満たした段階で、避難指示（緊急）を発令することとしている。

2 警戒レベル 3（避難準備・高齢者等避難開始）、警戒レベル 4（避難指示（緊急））、警戒レベル 5（災害発生情報）の発令

危機管理室は、積極的に災害情報の収集に努め、気象情報や河川情報、土砂災害警戒情報等を基にあらかじめ作成した発令基準に則って、町長の決断に従い避難情報を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、夜間等避難に危険を伴うような時間の発令を避けるようにする。

また、受け手が情報の意味を直感的に理解できるよう、わかりやすい情報伝達を行うよう努める。

台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、町民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。

なお、各関係機関から発表される情報を活用し避難情報の発令基準を再検討する。

(1) 伝達事項

町民に対する伝達内容は、次のとおりである。

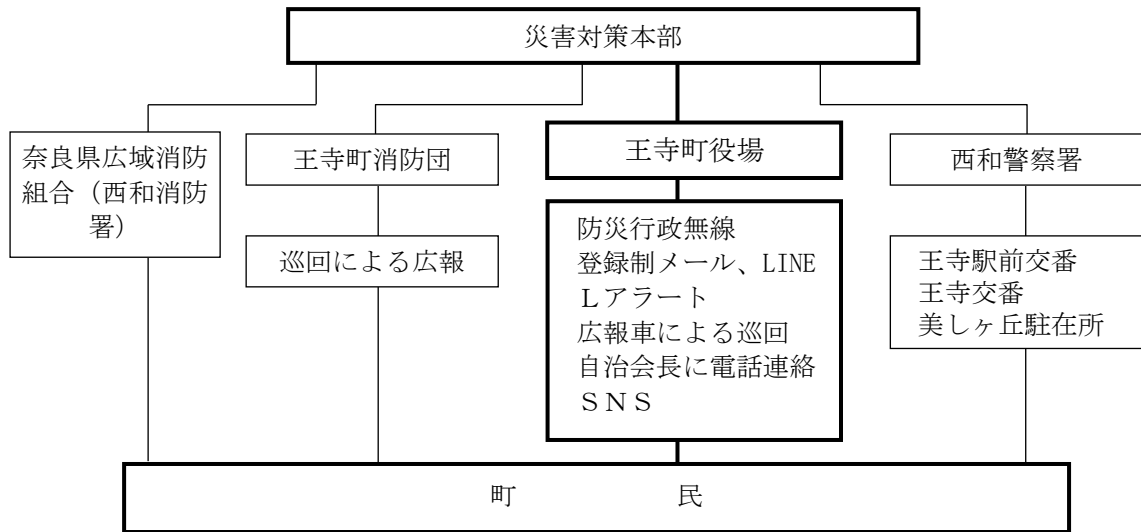
- ア 避難対象地域
- イ 避難場所
- ウ 避難経路
- エ 避難の理由

オ 避難時の注意事項

カ その他の必要事項

(2) 伝達方法

■ 警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）、警戒レベル4（避難指示（緊急））の伝達系統



(3) 防災気象情報と警戒レベル（1～5）相当情報の関係

平成31年3月避難勧告等に関するガイドラインの改定により、町民が主体的に避難行動をとれるよう、次表のように、5段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報の提供について追記された。

警戒 レベル	町民が 取るべき行動	町民に行動を 促す情報	町民が自ら行動をとる際の判断に参考 となる情報（警戒レベル相当情報）		
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に 関する情報
警戒 レベル5	既に災害が発生している 状況であり、命を守るた めの最善の行動をとる。	災害発生情報※1 （※1 可能な範 囲で発令）	氾濫発 生情報	（大雨特別 警報（浸水 害））※3	（大雨特別警報 （土砂災害））※3
警戒 レベル4	・指定緊急避難場所等へ の立退き避難を基本とす る避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれ が極めて高い状況等とな っており、緊急に避難す る。	・避難勧告 ・避難指示（緊 急）※2 （※2 緊急的又 は重ねて避難を 促す場合に発 令）	氾濫危 険情報	・洪水警報 の危険度分 布（非常に 危険）	・土砂災害警戒 情報 ・土砂災害に関 するメッシュ情 報（非常に危 険） ・土砂災害に関 するメッシュ情 報（極めて危 険）※4
警戒 レベル3	高齢者等は立退き避難す る。 その他の者は立退き避難 の準備をし、自発的に避 難する。	避難準備・高齢 者等避難開始	氾濫警 戒情報	・洪水警報 ・洪水警報 の危険度分 布（警戒）	・大雨警報（土 砂災害） ・土砂災害に関 するメッシュ情 報（警戒）
警戒 レベル2	避難に備え自らの避難行 動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注 意情報	・洪水警報 の危険度分 布（注意）	・土砂災害に関 するメッシュ情 報（注意）

警戒 レベル	町民が 取るべき行動	町民に行動を 促す情報	町民が自ら行動をとる際の判断に参考 となる情報（警戒レベル相当情報）		
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に 関する情報
			水位情 報があ る場合	水位情報がない場合	
警戒 レベル1	災害への心構えを高め る。	警報級の可能性			

※3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、町長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※4 「極めて危険」については、現行では避難指示（緊急）の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

注1）町が発令する避難情報は、町が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注2）警戒レベル4の発令は避難勧告及び避難指示（緊急）であるが、王寺町では避難行動の曖昧さをなくすため、避難勧告の発令基準を満たした段階で、避難指示（緊急）を発令することとしている。

(4) 避難情報の判断基準に基づいた避難情報の発令

避難に関する水位等の情報が発表された場合は、以下の避難情報の判断基準に基づき、今後の気象予測や河川巡視等の情報を含めて総合的に判断し、警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）、警戒レベル4（避難指示（緊急））を発令する。

ア 避難情報の判断基準（河川の氾濫の場合）

区分	判断基準
警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）	1：指定河川洪水予報（気象庁）により、大和川の板東観測所の水位が避難判断水位（警戒レベル3水位）である3.50mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 2：指定河川洪水予報（気象庁）により、大和川の板東観測所の水位が氾濫危険水位（警戒レベル4水位）である4.10mに到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3：葛下川の上中観測所の水位が避難判断水位（警戒レベル3水位）である3.30mに到達した場合 4：葛下川の上中観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（2.50m）（警戒レベル2水位））を超えた状態で、または大和川の水位が一定の水位（氾濫注意水位（板東観測所：3.00m、河合観測所：3.00m、王寺観測所：4.50m、藤井観測所：6.00m）（警戒レベル2水位））を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合※ ①上記の観測所より上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②上記の河川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③上記の観測所より上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 5：洪水警報の危険度分布（気象庁）で町内河川に「警戒」が表示された場合 6：大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁）により、町域内に「警戒」が表示された場合 7：軽微な漏水・侵食等が発見された場合

区分	判断基準
	8：警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ※4については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択する。
警戒レベル4（避難勧告）※	1：指定河川洪水予報（気象庁）により、大和川の板東観測所の水位が氾濫危険水位（警戒レベル4水位）である4.10mに到達したと発表された場合 2：指定河川洪水予報（気象庁）の水位予測により、大和川の板東観測所の水位が堤防天端高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3：葛下川の上中観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（2.50m）（警戒レベル2水位）または避難判断水位（3.30m）（警戒レベル3水位））を超えた状態で、または大和川の水位が一定の水位（氾濫注意水位（板東観測所：3.00m、河合観測所：3.00m、王寺観測所：4.50m、藤井観測所：6.00m）（警戒レベル2水位）または避難判断水位（板東観測所：3.50m（警戒レベル3水位）））を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ※ ①上記の観測所より上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②上記の河川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ③上記の観測所より上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 4：洪水警報の危険度分布（気象庁）で町内河川に「非常に危険」が表示された場合 5：大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁）により、町域内に「非常に危険」が表示された場合 6：異常な漏水・侵食等が発見された場合 7：警戒レベル4（避難勧告）の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ※ ※3については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つまたは複数選択する。 ※7については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。
警戒レベル4（避難指示（緊急））	1：大雨特別警報が発表された場合 2：大和川の板東観測所の水位が、氾濫危険水位（警戒レベル4水位）である4.10mを超えた状態で、指定河川洪水予報（気象庁）の水位予測により、堤防天端高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） 3：葛下川の上中観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） 4：洪水警報の危険度分布（気象庁）で町内河川に「極めて危険」が表示された場合 5：大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁）により、町域内に「極めて危険」が表示された場合 6：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 7：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する） 8：決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合）
注意事項	●避難情報の発令にあたっては、町内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。

※ 警戒レベル4の発令は避難勧告及び避難指示（緊急）であるが、王寺町では避難行動の曖昧さをなくすため、避難勧告の発令基準を満たした段階で、避難指示（緊急）を発令することとしている。

イ 避難情報の判断基準（土砂災害の場合）

区分	判断基準
警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）	●大雨警報（土砂災害）〔気象庁〕において、町域内に「警戒」（警戒レベル3相当）が表示された場合 ●数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ●大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）の「警戒」（警戒レベル3相当）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合
警戒レベル4（避難勧告）※	●土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）が発表された場合 ●大雨警報（土砂災害）〔気象庁〕において、町域内に「非常に危険」（警戒レベル4相当）が表示された場合 ●土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
警戒レベル4（避難指示（緊急））	●土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）〔気象庁〕において、町域内に「極めて危険」（警戒レベル4相当）が表示された場合 ●土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ●避難情報による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合 ●土砂災害が発生した場合
注意事項	●避難情報の発令にあたっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、町内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	●テックフォース（国土交通省緊急災害対策派遣隊）や専門家の派遣を依頼したり、国、県に対し解除の助言を求める。

※ 警戒レベル4の発令は避難勧告及び避難指示（緊急）であるが、王寺町では避難行動の曖昧さをなくすため、避難勧告の発令基準を満たした段階で、避難指示（緊急）を発令することとしている。

3 屋内への待避等の安全確保措置

町長は、避難のための立退きを行うことにより、かえって人命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めたとき、屋内での待避その他の屋内における待避のための安全確保に関する措置（以下、「垂直避難等」という。）を指示する。

4 避難措置実施及び解除の報告

(1) 町から県への報告

危機管理室は、災害対策本部長（町長）が警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）、警戒レベル4（避難指示（緊急））、警戒レベル5（災害発生情報）を発令し、又は垂直避難等を実施したとき、その旨を速やかに県に報告する。また、警察官等が、警戒レベル4（避難指示（緊急））や屋内での待避等安全措置の指示を行い、その旨を町長に報告してきたときも同様に県に報告する。

その際、可能な限り次の事項についても報告を行う。

- ア 発令した避難情報の種別及び垂直避難等の種類
- イ 発令時刻
- ウ 対象地域

エ 対象世帯数及び人員

オ その他必要な事項

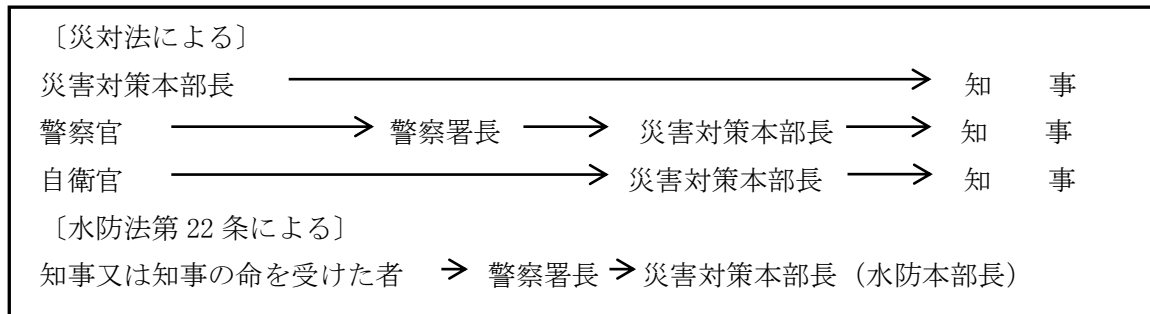
町長は、避難の必要がなくなったとき、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

(2) 関係機関相互の連絡

町長、県、西和警察署又は自衛隊が、警戒レベル4（避難指示（緊急））を発令したとき、その内容を相互に連絡する。

警戒レベル4（避難指示（緊急））及びそれらの解除を行った場合は、次の連絡系統により、関係機関に連絡する義務を負う。

■ 避難措置の他機関への連絡



第2 町民等の避難行動

町民は、以下の事項に留意して災害の種別に応じた避難を行う。

- 1 地域で起こり得る災害をハザードマップ等で事前に把握しておく。ただし、浸水想定区域や土砂災害警戒区域外でも、災害が発生するおそれがあることを忘れず十分に注意する。
- 2 気象情報等の積極的な情報収集に努め、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの意思で行動する。特に、自分だけは大丈夫といった思い込みや正常性バイアスによる避難の遅れが生じることのないよう留意する。
- 3 避難場所への移動時間も考慮し、早めのタイミングでの避難を心がける。
- 4 豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。
- 5 指定緊急避難場所のみが、避難場所ではないことを把握する。また、指定緊急避難場所が使用できない事態に備え、独自に避難場所を検討しておく
- 6 避難の際には、隣近所に声を掛け合いともに避難する。特に新しい地区住民や観光客等には、努めて声を掛けるようにする。
- 7 避難行動を開始する際は、電気のブレーカーを切り、また、火気及び危険物の始末を行う。
- 8 会社、工場では、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい物質、電気、ガス等の保安措置を講ずる。
- 9 服装は軽装とするが、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行し、底の厚い靴を履く。
- 10 避難時の持出品は、災害状況及び避難措置の程度により必要最小限に制限する。
持出品の例：貴重品、常備薬、救急用品、携帯電話、懐中電灯、携帯ラジオ、日用品、若干の食料・飲料等
- 11 災害がまさに迫っていると思われる場合は原則として、車による避難は避ける。

1 水害の場合

ハザードマップ等により想定される浸水深を事前に把握しておき、避難路の安全が確保できない等緊急を要する場合には、浸水が及ばない建物の上部階への垂直避難、

高台等への避難を行う。

2 土砂災害の場合

- (1) 土砂災害警戒区域外の安全な場所への速やかな立退き避難を原則とすることから、町の指定緊急避難場所に限らず、自治会館など身近で安全な施設を緊急の避難場所として使用することなどについて、自治会等であらかじめ協議をしておく。
- (2) 避難路の安全が確保できない等緊急を要する場合には、堅牢な建物の上部階への垂直避難、高台等への避難を行う。
- (3) 土砂災害等の発生の危険性が高い場合は、降雨が収まってもすぐに帰宅をしない。

3 竜巻等暴風の場合

- (1) 竜巻等発達した積乱雲が近づく兆しがあるときは、頑丈な建物の中など安全な場所に避難する。
- (2) 屋内では、雨戸やシャッター、窓やカーテンを閉め、窓から離れる。特に危険が迫っている場合は、1階の窓のない部屋の中央に移動し、丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
- (3) 屋内に避難できないときは、頑丈な構造物の物陰に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。身を隠す場所がないときは、窪地等に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。

4 町民の自主避難

水害、土砂災害等の警戒のため、町が避難情報を発表する前に町の指定緊急避難場所に自主避難を希望する町民は、町役場（危機管理室）に申し出る。申出なしに直接、指定緊急避難場所に避難した者があった場合は、避難場所の施設管理者が危機管理室にその旨を報告する。

それらの場合、危機管理室は自主避難希望者の意向や指定緊急避難場所の空き室状況などを考慮して、適切な指定緊急避難場所の開設を施設管理者に指示する。

避難情報がない場合の避難費用は、町民の負担とする。

第3 避難の誘導

1 避難の誘導

町長及びその他の避難情報の実施者は、町民が安全かつ迅速に避難できるよう誘導する。その際、避難行動要支援者を考慮して、迅速かつ確実に情報伝達できるよう留意する。

誘導員は、職員、消防団員等をもってあたることとし、携帯マイク、メガホン等を十分活用して、町民に周知徹底を図り、対象者を誘導する。

誘導にあたっては、できるだけ自治会単位や自主防災組織ごとに集団避難を行い、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

2 案内標識の設置

町長は、避難情報の実施者と協力し、避難場所及び避難経路等を明示する案内標識を設置する等、迅速に避難できるよう措置する。その際、避難行動要支援者を考慮した場所とする。

3 学校、病院等における避難対策

学校教育班、避難所班、避難者対応班、保健班及び福祉班は、小中学校、幼稚園、保育所、病院等の園児・児童生徒等、入院者等を集団避難させる必要があるときは、下記に基づき安全な避難方法を定める。

■ 学校、病院等が定めておく事項

- | | |
|---|------------------|
| 1 | 避難実施責任者 |
| 2 | 避難時期 |
| 3 | 避難の順位 |
| 4 | 避難誘導責任者、補助者 |
| 5 | 避難誘導の要領、措置 |
| 6 | 避難者の確認方法 |
| 7 | 避難所の設定及び収容の方法 |
| 8 | 児童生徒等の保護者への引渡し方法 |

4 要配慮者に対する避難誘導體制

(1) 避難情報の伝達体制及び避難誘導體制の確立

危機管理室及び福祉班は、要配慮者を速やかに避難誘導するため、町民、自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の確立に努める。

危機管理室及び福祉班は、その際、掌握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも、個人情報の扱いには十分留意する。

(2) 警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）の活用

危機管理室及び福祉班は、避難行動要支援者が安全に避難できるよう、警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）を活用する。

危機管理室及び福祉班は、特に土砂災害が発生するおそれのある地区に住む要配慮者等の避難について、避難が夜間になりそうな場合には日没前に避難が完了できるよう、早期の発令に努める。

(3) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

危機管理室は、町民をはじめ、自主防災組織等、地域ぐるみの避難誘導等の方法について、あらかじめ定める。

また、学校教育班、保健班及び福祉班は、学校、保育所、医療機関、介護事業所等の施設管理者は、適切な集団避難を行う。特に保育所、幼稚園及び介護事業所等では、父母の協力が得られるような対策を講ずる。

(4) 要配慮者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難所班は、避難場所及び避難所等や避難経路の設定にあたって、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮する。

また、避難所班は、男女のニーズの違いや子ども等の年齢差等を含め、男女双方の視点に十分配慮し、プライバシー保護に努める。

なお、避難場所及び避難所等においては、介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮する。避難生活が長期化することが予想される場合には、介護等のための人員を確保する等、避難所における避難生活に配慮する。

第4 警戒区域の設定

1 警戒区域設定権等（災対法第63条、地方自治法第153条、消防法第28条・第36条、水防法第21条）

町長は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の立入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、町長若しくはその委任を受けて同項に規定する町長の職権を行う町の職員が、現場にいないときは、以下のとおりとする。

- (1) 警察官は、町長若しくはその委任を受けて同項に規定する町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき、町長の職権を行

- うことができる。この場合、警察官は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。
- (2) 自衛官は、町長その他同項に規定する町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法の職務の執行について準用する。この場合、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。
- (3) 町長は、避難のための立退きを指示する場合等において、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、知事に対し、助言を求めることができる。(災対法第 61 条の 2)
- (4) 消防吏員又は消防団員は、火災又は水災を除く他の災害の現場において、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。
- (5) 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者(町においては消防団員)は、水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

■ 警戒区域設定要件及び措置

設定権者	要 件	措 置	根拠規程	災害の種 類
市町村長又はその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町民の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去	災対法第 63 条	災害全般
知 事	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき		災対法第 63 条	災害全般
警察官	市町村長若しくは市町村長の委任を受けた市町村の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去	災対法第 63 条	災害全般
	消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき	消防警戒区域からの退去、消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第 28 条、第 36 条	水災を除く災害全般
	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	水防警戒区域からの退去、水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第 21 条	水 災
自衛官	市町村長若しくは市町村長の委任を受けた市町村の職員及び警察官が現場にいないとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去	災対法第 63 条	災害全般

設定権者	要 件	措 置	根拠規程	災害の種 類
消防吏員又は消防団員	円滑な消火活動等の確保のため	消防警戒区域からの退去、消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第 28 条、第 36 条	水災を除く災害全般
水防団長、水防団員若しくは消防機関に属するもの (町では消防団員)	円滑な水防活動等の確保のため	水防警戒区域からの退去、水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第 21 条	水 災

2 警戒区域設定時の留意事項

- (1) 警戒区域は、町民の生活に大きな負担を強い、警戒区域内に道路が通っている場合等は、関係機関や周辺住民にも多大な影響を与えるため、設定する範囲や、一時立入、一時帰宅を許可する基準策定等は慎重に行う。
- (2) 警戒区域の設定は、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示する。
- (3) 町と警察が連携して町民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

3 協議会の設置

町長は、警戒区域を設定するにあたって、国（近畿地方整備局）、県、警察、町民、専門家等意見を聞くための協議会を設置するなどして、意見の聴取に努める。

4 周知

危機管理室は、避難情報と同様、関係機関及び町民にその内容を周知し、警戒区域内に町民が立ち入らないように対処する。

5 警戒区域への一時立入、一時帰宅

- (1) 警戒区域を設定した場合において、行政機関や復旧工事に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には、町長が許可証を発行し、一時立入を認めることができる。
- (2) 町民には、警察、消防、町職員の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。
- (3) 一時立入、一時帰宅を許可するにあたっては、危険が切迫している度合いや天候等を勘案し、国（近畿地方整備局）、県、警察、町民、専門家等意見を聞くための協議会の場で慎重に検討を行う。
- (4) 一時立入、一時帰宅の基準は、町民に対してわかりやすいのものとすることや生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮することが望ましいが、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭において、安全面を第一に考えた基準を策定する。

6 警戒区域の縮小・解除

- (1) 警戒区域を解除する場合は、国（近畿地方整備局）、県、警察、町民、専門家等意見を聞くための協議会の場で慎重に検討したうえで決定する。
- (2) 警戒区域を解除した後の監視体制や、避難情報の継続について、同様に協議会の場で検討を行い慎重に決定する。

第5 応急公用負担等

町長には、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、以下の応急公用負担等の措置をとることができる。（災対法第 64 条）

1 建物の一時使用、土地の収用

町長は、町内に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき、町の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用することができる。

また、土石、竹木その他の物件を使用、若しくは収用することができる。

2 工作物等の保管

町長は、町内に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下、この条において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。

この場合、工作物等を除去したとき、町長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3 工作物等の返還公示

町長は、2の規定により工作物等を保管したとき、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権限を有する者（以下、この条において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、定められた事項を公示しなければならない。

4 売却、売却代金の保管

町長は、2の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数料を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5 費用の徴収

2から4に定める保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法の規定に基づき、以下のとおりとする。

- (1) 代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもってその納付を命じなければならない。
- (2) 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。
- (3) 代執行に要した費用については、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。
- (4) 代執行に要した費用を徴収したときは、その徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。

6 当該工作物等の所有権

3に規定する公示の日から起算して6か月を経過してもなお2の規定により保管した工作物等（4の規定により売却した代金を含む。以下、この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、町に帰属する。

7 自衛官の職務の執行

1及び2の規定は、町長その他町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行を準用する。

この場合、1又は2に規定する措置をとったとき、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

8 警察官の職務の執行

警察官は、7「自衛官の職務の執行」を準用する。

9 警察署長等又は自衛隊の部隊等の長による工作物等の保管

警戒区域設定権等2又は7において準用する2の規定により工作物等を除去したときは、当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等又は内閣府令で定める自衛隊法第8条に規定する部隊等の長（以下、この条において「自衛隊の部隊等の長」という。）に差し出さなければならない。

この場合、警察署長等又は自衛隊の部隊等の長は、当該工作物等を保管しなければならない。

10 返還期日後の帰属

9の規定により警察署長等又は自衛隊の部隊等の長が行う工作物等の保管は、3から6までの規定の例による。

ただし、3の規定の例により公示した日から起算して6月を経過してもなお返還することができない工作物等の所有権は、以下のとおりとする。

- (1) 警察署長が保管する工作物等は県に帰属
- (2) 自衛隊の部隊等の長が保管する工作物等は国に帰属

第6 当該応急措置の業務への従事

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、区域内の町民又はその災害に対し応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。（災対法第65条）

1 応急措置の業務への従事

町長は、町に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき、町民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

2 工作物等の除去及びその保管

工作物等の除去及びその保管は、第5「応急公用負担等」の規定を準用する。

3 自衛官の職務の執行の報告

1の規定は、町長その他同項に規定する町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行規定を準用する。

この措置をとったとき、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

第2節 避難生活計画

町は、平常時からの取組を活かし、避難所における良好な生活環境の確保に配慮した、円滑な運営に努める。また、町は、在宅被災者等についても、早期の人数把握に努め、以下の内容のほか町避難所運営マニュアル【水害編】に基づき、必要な物資や情報が確実に行き渡るよう避難生活を支援する。

担当班	危機管理室、学校教育班、避難所班、避難者対応班、総務班、福祉班、上下水道班、住宅生活班、衛生班、保健班
主な関係機関	県、自治会、自主防災組織、王寺町防災士ネットワーク

第1 避難所の設置

1 避難所の開設

避難所の管理者は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、町民等に対し周知徹底を図るものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。

町は、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ管理者の同意を得て、避難所として開設する。また、避難所等の運営並びに災害対策本部等との連絡調整を行うため、町の職員を避難所に派遣する。

2 避難所の開設及び運営

(1) 開設基準

町長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、指定避難所の開設を指示する。

(2) 避難所の開設責任者

ア 救助法が適用（細則については「第3章第29節 救助法等による救助計画」を参照のこと）される場合は、同法に基づき知事の委任により町長が実施する。

イ 救助法が適用されない場合又は適用される前は、町独自の応急対策として町長が実施する。

(3) 収容対象者

避難所に収容する対象者は、おおむね次の者とする。

ア 住居が被害を受け、居住の場を失った者

イ ライフラインが被害を受け、通常の生活が困難になった者

ウ 警戒レベル4（避難指示（緊急））が発せられた場合等により、緊急避難の必要がある者

エ その他町長が避難の必要があると認めた者

(4) 避難所開設の時期

救助法適用の場合は、災害の発生した日から7日以内とする。非適用の場合は、町長の権限でそれを準用する。

(5) トイレ等の確保

避難所には、既にトイレが設置されているが、災害時には、既存のトイレのみでは不足する場合も考えられるため、仮設トイレ等の設置等を検討する。

(6) 携帯品の制限

避難者の携帯品は、必要最小限度に制限する。

（携帯品の例：貴重品、常備薬、救急用品、携帯電話、懐中電灯、携帯ラジオ、日用品、若干の食料・飲料等）

(7) 臨時教育、保育施設の開設

避難生活が長期となる場合には、教育委員会や関係機関等と臨時教育、保育施設等について検討する。

- (8) 施設管理者に対する連絡
町長は、避難所を開設するときは、速やかにその旨を施設管理責任者に連絡する。
- (9) 避難所開設の報告
町長が避難所を開設したときは、直ちに次の事項を知事に報告する。
 - ア 避難所開設の日時、場所
 - イ 避難所名、避難世帯数及び避難者数
 - ウ 開設期間の見込み

3 避難所の追加指定

危機管理室は、事前に指定した避難所では収容人数が不足する場合等必要であれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、管理者の同意を得たうえで、新たな避難所を開設する。

また、被災者が自発的に避難している施設等が存在した場合には、その施設を追加して避難所として位置づけることを検討する。

なお、追加指定をした場合においても、該当する避難所は、良好な生活環境を確保するよう努める。

4 民間の施設の利用

危機管理室は、県の協力のもとで、避難所が不足する場合に備えて被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努める。また、町は、要配慮者に対し多様な避難所を確保するため、県が締結している「災害時における宿泊施設の提供に関する協定」に基づく奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合による協力可能な施設について、県に情報提供を要請し、要配慮者の受入につなげる。

なお、高齢者福祉施設を福祉避難所とする。

5 避難所が不足した場合の対象

3及び4の対策を講じても、避難所が不足する場合は、テントの使用を検討する。

6 避難所の運営管理

町は、以下の事項に留意して、避難所の運営管理を行う。避難所の運営にあたっては、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努める。

なお、人手不足や長期化等により、町職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行うものとする。

- (1) 福祉班は、避難者の人員・安否、必要とする物資・数量等の把握に努める。
- (2) 避難者対応班、避難所班及び学校教育班は、避難所の運営にあたって、避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申合せ事項等が自主的につくられるよう支援する。
- (3) 福祉班及び上下水道班は、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、各避難所の自治組織の協力を得て、避難者主体による自主的な管理運営がなされるよう努める。また、ボランティア班は、必要に応じてボランティアや他の市町村に対して協力を求める。
- (4) 避難者対応班、避難所班及び学校教育班は、女性の視点における避難所の管理運営が、避難生活を継続させるうえで重要なことから、女性の参画を促進する。なお、役割分担は性別のみに依らないよう配慮する。
- (5) 避難者対応班、避難所班及び学校教育班は、避難所の運営管理について、老若男女のニーズの違い等を踏まえ、各々に配慮する。
- (6) 福祉班は、避難者の心のケアやプライバシーの確保、要配慮者等に配慮した生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう避難所運営に努める。

- (7) 避難者対応班、避難所班及び学校教育班は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。
- (8) 危機管理室は、避難者に対する生活情報や他の避難所等との情報提供に努めるものとする。その際、口頭での説明のほか、情報伝達に障害を持つ避難者に配慮し、掲示板の設置、チラシの配布等の方法も用いる。また、必要に応じて、テレビ、ラジオ等を避難所に設置する。
- (9) 住宅生活班は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等を行い、避難所の早期解消に努める。
- (10) 避難所の運営

ア 避難所の管理責任者

町長は、避難所を開設したとき、建物の維持管理及び収容者の把握のための管理責任者を派遣する。管理責任者の任務は、おおむね次のとおりとする。

■ 避難所の責任者の任務

- 1 収容者名簿の作成
- 2 町災害対策本部との調整連絡
- 3 避難所開設の記録
- 4 食料、飲料水、生活必需品の支給

イ 費用

避難所開設に伴う費用の範囲は、救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。＜資料編＞

ウ 各段階における主な取組事項

各ステージにおける主な取組事項は、以下のとおりである。

(ア) 初動期

初動期とは、災害発生直後の混乱の中で避難所を開設・運営するために特に必要な業務を行う期間である。この期間における主な取組は以下のとおりである。

a 避難所建物の安全確認

避難者対応班、避難所班及び学校教育班は、可能な限り有資格者（建築士、応急危険度判定士等）により、避難所として指定されている建物の安全を確認し、避難所として使用できるかを判断する。

また、安全が確認されるまでは、避難者の建物への入場を留保する。

b 避難所建物設備の点検

避難者対応班、避難所班及び学校教育班は、電気や水道等のライフラインや、トイレ等の避難所生活に必要な設備の使用可否を点検する。

c 広報

危機管理室は、避難所が設置されたことを地域住民に周知、広報する。

d 避難者の受入、名簿作成

避難者対応班、避難所班及び学校教育班は、避難者名簿を作成し、避難者数、必要とする物資・数量等の把握に努める。危機管理室及び福祉班は車中泊や在宅の被災者などにもできるだけ名簿に登録してもらう。

(イ) 避難生活期（前期）

避難生活期（前期）とは、災害発生後2日目から3週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。

この時期における主な取組は以下のとおりである。

a 自主的な管理運営体制の確立

避難者対応班、避難所班及び学校教育班は、自主防災組織等地域の自治組

組織の協力を得て避難所運営委員会等を設置し、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるようにする。また、避難所運営委員会の組織体制については、検討を行うものとする。

なお、避難者主体の自治組織を設置するにあたっては、女性の参画を求め、多様な年齢層の意見を反映できるようにする。

b 食料、物資に関する事項

福祉班は、食料、物資の配給等は、迅速かつ公平な提供を心がける。

c 要配慮者に関する事項

- ・ 福祉班は、避難所内の要配慮者の把握に努め、避難所生活の支援を行う。
- ・ 避難者対応班、避難所班、学校教育班及び福祉班は、必要に応じて、避難所内に要配慮者専用の避難部屋を設置したり、福祉避難所等適切な施設への転所を行う。
- ・ 福祉班は、視覚障害者、聴覚障害者及び外国人への情報伝達方法について配慮する。

d 衛生に関する事項

- ・ 必要に応じ、仮設トイレの速やかな設置に努める。
- ・ 保健班は、食中毒や感染症が流行しないように防疫に注意する。
- ・ 保健班は、保健師による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発病等の予防に努める。
- ・ 衛生班は、ペットに関する避難所でのルールづくりを行う。

e その他

- ・ 保健班は、医療関係機関の協力を得て、必要に応じ避難所に医療救護所を設置するよう努める。
- ・ 施設管理者は、男女別のトイレ・更衣室・洗濯干し場や授乳室の設置等によるプライバシーの確保に努める。
- ・ 保健班は住宅生活班とともに、暑さ寒さ対策を講ずる。
- ・ 被災者に対する心身の影響をかんがみ、安全安心な居場所の確保に努める。特に、子どもは不安定になりやすいため、キッズスペースの設置などを検討する。

(ウ) 避難生活期（後期）

避難生活期（後期）とは、災害発生後3週間目程度以降をいい、避難の長期化に伴って被災者の心身の抵抗力が低下したり、被災者のニーズが多様化し、より高度化したりするときである。時間とともに変化する避難者の要望について、過去の事例も含めて知識を持ち、早めに適切な対応ができるようにする必要がある。この期間における取組は以下のとおりである。

a 食料、物資に関する事項

福祉班は、避難所で不足している物資・食料や、特別なニーズがある物資を確保する。

b 要配慮者に関する事項

危機管理室は、必要に応じてホテルや旅館等民間の施設や、福祉避難所より適切な施設へ転所できるように努める。

c 衛生に関する事項

- ・ 衛生班は、食中毒や風邪等の感染症が流行しないように注意する。
- ・ 保健班は、保健師による、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下の予防や、心の健康に関する相談を実施する。

(エ) 避難所閉鎖期

- ・ 避難者対応班、避難所班及び学校教育班は、避難所の段階的集約を行い避難所の縮小を図る。
- ・ 生活住宅班は、自宅に戻れない避難者に、応急仮設住宅等の斡旋の支援を行い、早期の避難所解消を図る。

7 避難所の安全等の確保

町は、避難所の安全等の確保のため、パトロールの実施、警備業者による避難所の警備等安全確保のための措置を行う。

第2 在宅被災者等への支援

危機管理室及び福祉班は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。そのために福祉班は、在宅被災者等の避難者名簿への登録等、在宅被災者等の早期把握に努める。

第3 車中泊者への対応

危機管理室及び福祉班は、避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。

- (1) 避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策（エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など）
- (2) 車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食料数の把握等（車中泊者等の避難者名簿への登録）
- (3) 車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨

第3節 要配慮者の支援計画

町は、高齢者、障害者、外国人及び乳幼児等の要配慮者に対して、災害応急対策のあらゆる場面で特別な配慮を行うように努める。

町は、自力では避難できない高齢者や負傷者、言葉の障害からの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難である等の障害者に留意し、避難誘導の遅延により、危険又は不安定な状態に置かれることのないように配慮する。

このため、町は、避難誘導、安否確認、救護活動、搬送、情報提供、保健福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行う。

担当班	危機管理室、福祉班、保健班、ボランティア班、輸送班、住宅生活班、避難者対応班、避難所班、学校教育班
主な関係機関	県、社会福祉施設、中和保健所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、県看護師会

第1 避難行動要支援者の避難行動支援

福祉班は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画及び個別計画に基づき、避難支援等関係者と連携し、避難情報伝達、避難誘導を支援する。

第2 要配慮者への支援

1 情報伝達、避難誘導等

町において、避難行動要支援者名簿や個別計画等に基づき避難支援者等の協力を求め、所在確認、情報伝達及び避難誘導の支援を行う。避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

また、特に要配慮者に対しては、その状態や特性に応じた多様な情報伝達手段を利用し、避難誘導を行うとともに、避難確認を行う。

特に、外国人向けには、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、SNS等の様々な情報伝達手段を活用した情報提供を行う。

外国人観光客等については、観光施設や集客施設等の関係機関と連携し、安全確認や救助、避難誘導等を行う。

2 指定緊急避難場所到着後の対応

避難者対応班及び避難所班は、福祉班、避難行動要支援者の避難支援等関係者等と連携し、要配慮者の避難状況、健康状態等を速やかに確認して必要な対応を行うとともに、避難所への滞在が必要な場合は、優先的に避難所を確保し、要配慮者に配慮した避難所運営に努める。指定避難所において、要配慮者用相談窓口の設置や他の避難者に対し要配慮者への理解を促す。また、個々の事情により、町に在住して避難生活を送る他市町村の要配慮者も支援の対象とする。

福祉班は、必要に応じて、要配慮者等一般的な避難所では生活に支障をきたす人を対象に、特別な配慮がなされた福祉避難所を開設する。

ただし、次の者は、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行う。

- (1) 緊急入所等在宅での生活の継続が困難な要配慮者
- (2) 指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者
- (3) 身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者 等

町は、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板等の掲示を行う。

3 医療等の体制

保健班は、県へ要請し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康・福祉相談体制の確保や、メンタルヘルスケア体制の確保を図り、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）により災害時に避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図る。

4 食料等の確保

福祉班は、乳幼児・高齢者等でしゃく・えん下が不自由なため、特別食を必要とする者に、固形食から流動食等への代替食料の確保に努めるほか、乳児のミルクや紙おむつ等の生活必需品の備蓄にも配慮する。

また、高齢者等の誤嚥性肺炎の予防のため、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品を流通備蓄等により供給するように努める。

5 福祉機器等の確保

福祉班は、要配慮者が避難所等で生活するうえで必要な福祉機器の確保に努める。

6 応急仮設住宅

住宅生活班は、災害により住宅を失い、又は破損等のため、居住することができなくなった世帯のうち、高齢者や障害者等の単身世帯及び高齢者や障害者等を含む世帯に対する住宅対策を行う。

なお、住宅生活班は、応急仮設住宅の入居者の決定等の際に、次の事項に留意する。

- (1) 高齢者や障害者等を優先的に入居させる。
- (2) 高齢者や障害者等が過度に集中した応急仮設住宅郡を回避する。
- (3) 入居後の高齢者や障害者等に対し、巡回相談、安否確認等を行う体制を構築する。

第3 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

災害時の社会福祉施設入所者の安全は、各施設において確保する。

1 救助及び避難誘導

- (1) 施設管理者は、当該施設の避難誘導計画に基づき、入所者を速やかに救護及び避難誘導する。
- (2) 福祉班は、避難誘導等の支援の確立を目指し、施設管理者の要請に基づき、救護及び避難誘導を援助するため、福祉班、保健班を中心とした職員を派遣する。

2 搬送及び受入先の確保

- (1) 施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先を確保する。
- (2) 輸送班は、施設管理者から入所者等の搬送要請があった場合、近隣住民（自主防災組織）等の協力を求めるとともに、公用車や社会福祉施設所有の自動車又は救急自動車や救護用自動車の確保により避難所等への搬送を行う。

3 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

- (1) 施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等について必要量を把握し供給する。
また、不足が生じたときは、町に対して応援を要請する。
- (2) 福祉班及び輸送班は、施設管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

4 介護職員等の確保

- (1) 施設管理者は、介護職員を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び町に対して応援を要請する。
- (2) ボランティア班は、施設管理者の要請に基づき、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請し、介護職員を確保する。

5 巡回相談の実施

危機管理室、福祉班及び保健班は、近隣住民（自主防災組織）ボランティア等の協力による巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、巡回による各種サービスの提供を行う。

6 要配慮者の状況調査及び情報の提供

危機管理室及び福祉班は、民生児童委員、ホームヘルパー及びボランティア等の協力を得て、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握、状況調査を行う。

7 保健・福祉巡回サービス

保健班は、医師、民生児童委員、ホームヘルパー、保健師等に地域ケアシステム（在宅ケアチーム）の編成を要請し、巡回により要配慮者に介護サービス、メンタルケア等を行う。

8 保健・福祉相談窓口の開設

保健班は、災害発生直後、直ちに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

第4 外国人に対する安全確保対策

外国人は、コミュニケーションが困難であり、災害時において避難行動等を含めた要配慮者となるので、次の対策により、安全の確保を行う。

1 外国人の避難誘導

福祉班は、ボランティアの協力を得て、広報を実施し、外国人の安全な避難誘導を行う。

2 安否確認・救護活動

福祉班は、警察、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき、外国人の安否の確認や救護活動を行う。

3 情報提供

危機管理室は、外国人の安全生活を支援するため、ボランティア等の協力を得て、避難所及び在宅外国人への生活情報の提供を行う。

4 外国人相談窓口の開設

危機管理室は、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

- (1) 外国人相談窓口の設置（地区活動拠点等）
- (2) ボランティア（語学）への協力要請

第5 情報の伝達・広報

危機管理室は、避難情報、避難誘導、避難所での情報伝達・情報提供に際し、要配慮者に対して、以下のような手段を用いて広報するように努める。

1 視覚障害者に対して

- (1) 音声情報による周知
- (2) 拡大文字による周知
- (3) その他、効果的な方法の併用による周知

2 聴覚障害者に対して

- (1) 文字情報による周知
- (2) 映像による周知（テレビ、ビデオ、パソコン等）
- (3) 手話による周知
- (4) その他、効果的な方法の併用による周知

3 外国人に対して

- (1) 多言語による周知
- (2) その他、効果的な方法の併用による周知

4 地理的理解に障害のあるとき

- (1) 地図付き情報による周知
- (2) その他、効果的な方法の併用による周知

第6 災害情報等の周知

危機管理室は、災害による火災通報の伝達、連絡を受け、又は火災警報を発し、あるいは異常現象を覚知したとき、要配慮者に対し適切な伝達系統や方法により迅速かつ確実に周知を行う。

第7 避難誘導

福祉班は、災害が発生したとき、要配慮者に対し適切な方法により迅速かつ確実に避難誘導を行う。特に避難行動要支援者は、避難支援者が中心となり、個別避難支援計画に基づき、適切な避難誘導を行う。

第8 安否確認

福祉班は、自治会長、民生児童委員、ケアマネジャー、介護サービス事業者、自主防災組織、王寺町防災士ネットワーク等、地区の要配慮者の状況を把握している人の協力を得て、独居老人、行方不明者等の安否確認を実施する。

第9 被災状況のとりまとめ

危機管理室及び福祉班は、要配慮者の被災状況を県に報告した後、県が関係機関への報告及び伝達等を行う。

第10 被災者に対する応急的処遇

町及び県は、被災した要配慮者に対する応急的処遇について、おおむね次により行う。なお、その際には、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

1 要配慮者の把握

避難者対応班、避難所班、学校教育班は、避難所において避難者の協力により、避難者の障害程度・内容、福祉的処遇の要否等を台帳に記載して把握する。

2 社会福祉施設への避難保護

福祉班は、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時的な社会福祉施設への避難保護に努める。

3 移送支援の実施

輸送班は、福祉班の要請に基づき、社会福祉施設で保護する必要がある者の施設への移送を支援する。町内の社会福祉施設のみで十分に受け入れられない場合、県内の受け入れ可能な施設の情報を県に照会する。

4 食料品・日常生活用品の支給

福祉班は、流動食や、紙おむつ、介護用衣類、スプーン、哺乳瓶など、必要とする食料品・日常生活用品の確保と支給に努める。

5 援助者の確保及び援助物品の確保等の支援実施

福祉班は、県に対し、福祉的処遇を担当する援助者の確保、及び援助物品の確保等の支援を要請する。

6 巡回相談・指導・援助の実施

福祉班、ボランティア班、保健班は、避難所等での社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー、手話通訳者、保健師等の援助者の確保に努め、身体的・精神的ケアや生活相談等の巡回相談・指導・援助を行う。

第4節 帰宅困難者対策計画

河川氾濫などの災害発生直後や大規模地震等発生時に、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合には、救急・救命活動、救助活動、消火活動、緊急輸送等緊急車両の通行の妨げになる可能性があり、応急活動に支障をきたすことが懸念されるとともに、帰宅困難者自身にも危険が及ぶ恐れがある。

災害発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や王寺駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒等の二次災害が発生するおそれがある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

担当班	危機管理室、避難所班、避難者対応班
主な関係機関	西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、奈良交通株式会社、タクシー協会

第1 発災直後の対応

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

危機管理室は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、県が発する「むやみに移動を開始しない」などの呼びかけに合わせて、帰宅行動の抑制に努める。

2 企業等における対応

企業等は、従業員等の発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認したうえで、従業員等を施設内又は安全な場所に待機させる。

なお、企業等は、出勤時間帯に発災した場合は自宅待機等を指示し、帰宅時間帯に発災した場合には事業所での待機を指示するなど、発災時間帯に応じて、従業員等が身の安全を確保できるよう指示を行う。

3 集客施設や駅等における対応

集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

施設の安全が確認できない場合は、一時退避場所等の案内等を行う。

第2 王寺駅周辺等における滞留者対策

1 王寺駅周辺等における混乱防止

地域の行動ルールに基づき、王寺駅周辺等において発生した多数の滞留者の混乱を防ぐため、駅前滞留者対策協議会の参加者や町が中心になって、町の災害対策本部と連携し、情報連絡体制を構築し、滞留者を一時退避場所等へ誘導する。

2 一時退避場所や一時滞在施設の開設・運営

駅前滞留者対策協議会や町は、あらかじめ指定した一時退避場所において、一時滞在施設の開設に関する情報の発信や、道路、公共交通機関の被害状況、復旧見込みの情報発信を行う。

危機管理室は、避難者対応班と連携し、あらかじめ指定した一時滞在施設について、施設の安全を確認したうえで、一時滞在施設として開設する。避難者対応班は、一時滞在施設に収容した帰宅困難者を迅速に把握する。

【町が設置を予定する一時滞在施設】

王寺町地域交流センター

王寺町久度 2-2-1-501 号(りーべる王寺東館5階)

第3 帰宅困難者への情報提供

危機管理室は、帰宅困難者に対し、地震に関する情報、地域の被害情報、災害時帰宅支援ステーションの開設状況に関する情報などについて情報提供を行う。

第4 駅・バスターミナルの帰宅困難者対策

王寺駅その他町内の鉄道路線の駅において、帰宅困難者があるときは、駅、災害対策本部、関係機関等の緊密な連絡のもと、あらかじめ指定した一時滞在施設について、施設の安全を確認したうえで、一時滞在施設として開設する。

避難所班及び避難者対応班は、救護、生活必需品の供給等で緊急を要するとき、町民・町外民の分け隔てなく被災者に救護、給付等を行う。

ただし、その場合、町内に収容した町外民の市町村別の人数、給付状況等の台帳を作成して把握したうえで、当該市町村にその旨を連絡する。なお、費用の負担については、当該市町村と協議する。

第5節 住宅応急対策計画

町は、災害によって住宅に被害を受け、住宅を確保できない被災者のために応急仮設住宅を建設し、町民の住生活の安定化に努める。なお、応急住宅の仕様は、高齢者、障害者等の要配慮者の生活環境に配慮する。

担当班	住宅生活班、施設班
主な関係機関	県

第1 応急住宅の確保

1 町営住宅の活用

施設班は、町営住宅の空き室が利用できる場合は、応急住宅として利用する。

避難が長期間に及ぶ場合は、被災者の本格的な生活再建を支援する観点から、本来の町営住宅入居者として入居できるようにし、合わせて金銭的な負担が生活再建の妨げとならないように家賃負担の軽減等の配慮を行う。

2 民間賃貸住宅の活用

住宅生活班は、賃貸住宅管理会社等の協力を得て民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅を応急借上住宅として紹介に努める。

3 応急仮設住宅の設置

救助法が適用されない場合は、町が必要に応じ応急仮設住宅を設置する。

この場合、住宅生活班は、必要に応じて県に協力を要請する。

救助法が適用され、応急仮設住宅の建設が必要であると判断した場合は、県があらかじめ協定を結んでいる一般社団法人プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、県が応急仮設住宅を建設する。

(1) 対象者

応急仮設住宅の入居対象者は、次のすべての条件を満たす者とする。

- ア 災害のため、住家が全壊、全焼、又は流出した者
- イ 居住する住家がない者
- ウ 自己の資力で住宅を確保することができない者

(2) 建設用地の選定

応急仮設住宅の設置は、被災者が、相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上好適な場所を選定する。公有地を第一とするが、適当な場所がない場合は、私有地に所有者と十分に協議したうえで建設する。

(3) 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建設資材は、町内関係業者とあらかじめ協議し調達する。関係業者において資材が不足する場合は、知事に対し斡旋を要請する。

(4) 入居者の選定

入居者等の選定は、町長が行うものとし、次の基準により優先入居させ、あとは公示による抽選とする。

- ア 生活保護法の被保護者及び要保護者
- イ 特定資産がない失業者
- ウ 特定資産がない母子世帯、寡婦世帯、老人世帯、身体障害者世帯及び病弱者等
- エ 特定資産がない勤労者、中小企業者
- オ 前各号に準ずる経済弱者

(5) 救助法の適用

救助法が適用された場合は、一戸あたり 29.7 m²を基準とし、被災後 20 日以内に着工し、国から一戸あたり 2,342,000 円以内の支給がある。供用期間は2年である。

(6) 仮設住宅の管理

県の仮設住宅の管理は、町長が知事から委託を受けて管理する。

第2 住宅の応急修理

救助法が適用された場合、県は住宅の応急修理を実施する。ただし、県から町へ委任があった場合は、住宅生活班が実施する。

応急修理の対象となる住宅は、次のとおりである。

1 対象世帯

災害により、住家が半壊（半焼）し、そのままでは当面日常生活を営むことができず、かつ、自己の資力では応急修理を行うことができない世帯とする。

2 修理家屋の選定

生活能力が低くかつ補修の必要度の高いものから順次選定する。

応急修理箇所は、居室、炊事場、便所等生活に欠くことのできない部分を修正する。

3 資材の調達

応急仮設住宅の設置の場合を準用する。

4 救助法の適用

救助法の適用にある場合は、被災から1か月以内に修理を完成させることを前提に、国から1世帯あたり500,000円以内を支給する。

第3 災害公営住宅

1 建設基準

住宅生活班は、以下のいずれかの建築基準のとき、災害公営住宅を建設し、施設班が管理する。ただし、県が建設、管理することもある。

なお、救助法が適用されない場合は、住宅生活班が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。

(1) 地震、暴風雨その他の異常な自然現象による災害の場合

ア 被災地域全域の滅失戸数が500戸以上のとき

イ 町内の滅失戸数が200戸以上のとき

ウ 滅失戸数が、町内の住宅戸数の1割以上のとき

(2) 火災による場合

ア 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき

イ 滅失戸数が、町内の住宅戸数の1割以上のとき

2 建設戸数

町での建設戸数は、町被災戸数の3割以内とする。

激甚災害の指定を受けた場合は、町被災戸数の5割まで建設できる。

3 規模、構造

規模、構造は、第2種公営住宅の簡易耐震構造とする。

4 国庫補助

激甚災害の指定を受けた場合は、標準建設費の3/4、そうでない場合は2/3である。

5 公営住宅の特例使用

施設班は、県と連携し、被災者への仮住宅として、公営住宅の空き家を提供する。

発災時の対応

第6節 活動体制計画

担当班	全班
主な関係機関	県

第1 災害対策本部等の設置

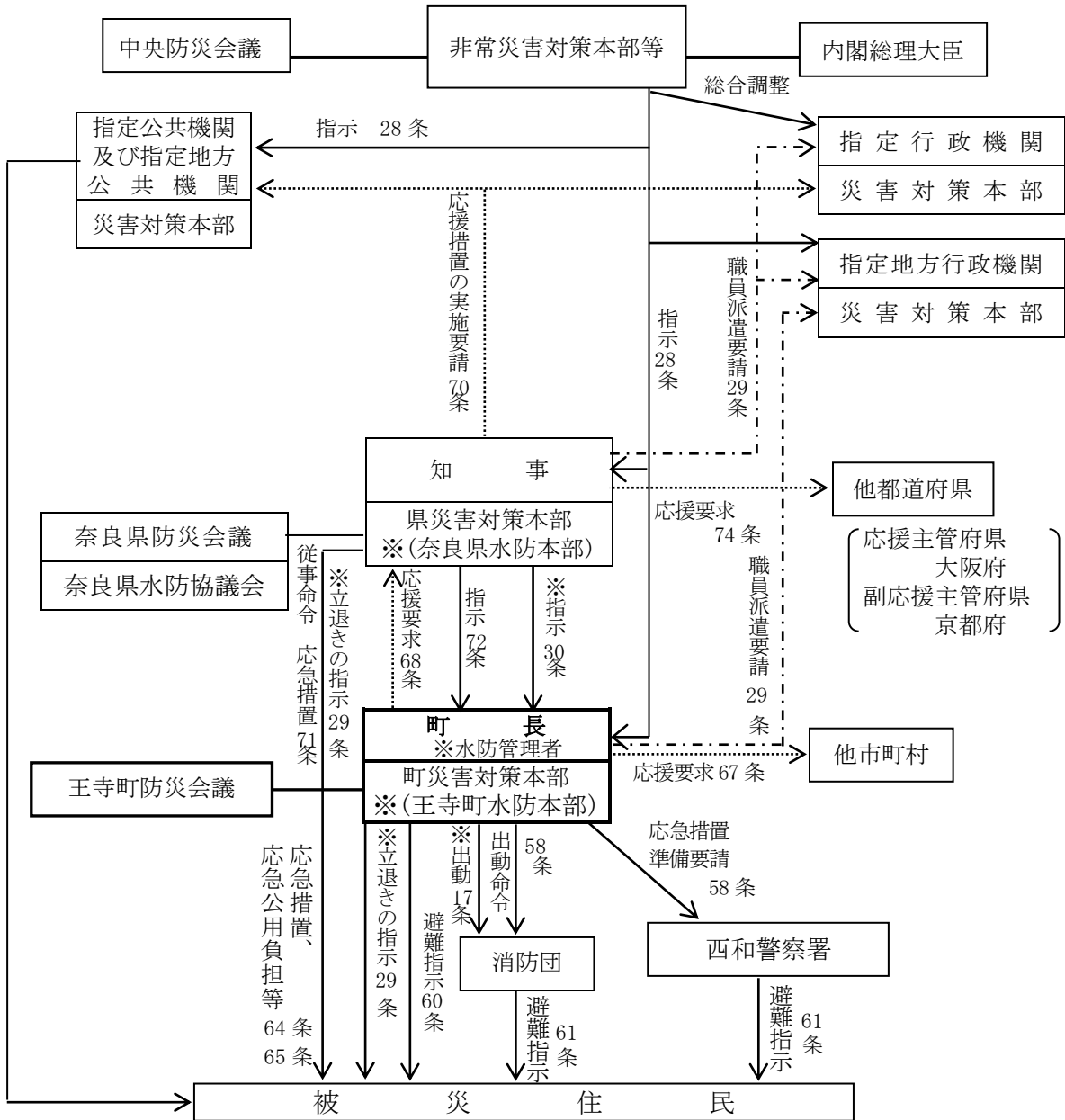
町は、防災の推進を図る必要がある場合、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部を職員の安全に十分に配慮しつつ、できる限り速やかに設置し、活動体制を確立する。なお、代替庁舎の指定の他、災害対策本部室となる部屋・レイアウトは、別途、町業務継続計画（BCP）において明記する。

また、各防災関係機関（災害応急対策責任者）は、それぞれの災害対策本部等を設置し、災害の拡大を防止するための活動体制を確立し、応急対策活動を実施する。

これらの各防災関係機関の系統図は次のとおりである。

なお、災害応急対策責任者は、それぞれの災害対策本部等を設置・解散したときは、県（防災統括室）に通知する。

■ 災害対策系統図



条番号は災対法（昭和36年法律第223号）の条文を表す。
※については水防法による。

第2 町の各防災組織

1 町防災会議

町防災会議は、町長を会長として災対法第16条及び王寺町防災会議条例に基づく組織であり、その所管事務は、町防災計画の策定及びその実施の推進を図るほか、町長の諮問に応じて王寺町の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、その重要事項に関し、町長に意見を述べることである。

2 町水防協議会

町水防協議会は、町長を会長として水防法第33条及び王寺町水防協議会条例に基づく組織であり、その所管事務は、水防計画等の調査及び審議であり、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

第3 町の各防災体制

1 各防災体制

町は、災害の発生が予想される、あるいは発生した場合に、災害規模に応じた災害応急措置を迅速かつ的確に実施するため、各体制の責任者の判断により注意体制、水防本部、災害対策本部の体制をとる。また、災害対策本部は、災害の規模に応じて3段階の動員配備体制をとる。

- ・設置基準に該当する気象情報が発表された場合は自動的に各体制を設置する。
- ・責任者が必要と認めたときは各体制を設置する。なお、責任者が不在で連絡困難なときは次席のものが責任者を代行する。
- ・各体制本部は次の表に定めるところに設置する。なお、当該設置場所が機能しない場合は、第2災害対策本部であるいずみスクエア等の施設の利用を責任者が状況に応じて決定する。
- ・各責任者は、町域において災害発生のおそれが解消したとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、体制を解散するとともに、直ちに動員職員及び必要に応じて関係機関等に連絡する。

■ 各防災体制（地震を除く）

（水防本部の詳細は第4章 第4節参照）

体制名	内 容	設置基準	責任者・動員
注意体制	●活動内容 ・情報収集 ・防災関係機関との連絡調整 ・警戒レベル1～2を用いた避難情報の発令、町民がとるべき行動への働きかけ ・必要に応じ町民、職員、関係機関への注意喚起 ・危険箇所の状況把握、措置 ・被害状況の調査 ●本部設置場所 危機管理室	・暴風、大雨、洪水又は大雪その他の警報が発表されたとき ・台風の接近により大雨注意報、洪水注意報又は強風注意報が発表されたとき ・河川水位が上昇するなど、軽微な災害の発生が予想されるとき ・火災気象通報又は竜巻等の発生に関する情報が発表されたとき ・火災、竜巻、豪雪などにより軽微な災害の危険が予想されるとき	●責任者 総務部理事 ●動員職員 ・担当職員 (危機管理室、建設課職員の該当者)
水防本部	●活動内容 ・警戒レベル1～5を用いた避難情報の発令、町民がとるべき行動への働きかけ ・注意体制の内容に加え、内水対策等水防活動 ●本部設置場所 危機管理室	・台風接近により、暴風、大雨又は洪水その他の警報が発表されたとき ・河川の水位が上昇し水防活動実施の必要が生じたとき	●責任者 本部長：副町長 ●動員職員 注意体制に加え ・水防活動要員 ・消防団

体制名	内 容	設置基準	責任者・動員
災害対策本部	●活動内容 ・警戒レベル1～5を用いた避難情報の発令、町民がとるべき行動への働きかけ ・警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）の発表を検討 ・必要に応じて指定避難所、指定緊急避難場所開設など準備を行う。 ・警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）（屋内での安全確保を含む）の広報（災対法第56条） ・事前措置（災対法第59条） ・警戒レベル4（避難指示（緊急））の発表を行う体制（災対法第60条） ●本部設置場所 ・やわらぎ会館 ・いずみスクエア	・町民の立退き避難が必要となるような規模の災害の発生が予想されるとき ・土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報が発表されたとき ・特別警報が発表されたとき ・大規模火災が発生したとき ・危険物等取扱事業所において火災が発生し、周辺域への被害が及ぶと判断されるとき	●責任者 本部長：町長 ●動員職員 ・副町長 ・教育長 ・各部長 ・担当職員

危機管理室は、あらかじめ各配備体制の担当職員を定めるものとする。

■ 災害対策本部における担当職員の動員配備規模

第1 配備体制	全職員の約 1 / 3
第2 配備体制	全職員の約 1 / 2
第3 配備体制	全職員

危機管理室は、あらかじめ各配備体制の担当職員を定めるものとする。

2 動員指示の伝達及び参集

町は、勤務時間内及び休日又は勤務時間外における職員等への動員指示の伝達及び参集方法を次のように定める。

(1) 勤務時間内

ア 各体制の責任者の動員及び解散の決定に基づき、危機管理室課長が担当職員に電話、庁内放送、あるいは口頭で伝達する。

イ 平常の体制から、担当職員は直ちに各動員体制をとり配置につく。

ウ 庁外勤務の担当職員は、直ちに所属部署に帰庁し、所属長の指示を受ける。

(2) 休日又は勤務時間外

ア 日直・宿直者は、各防災体制を設置する基準に該当する事象が発生したときは、総務部理事、危機管理室課長に電話連絡する。

イ 総務部理事、危機管理室課長は、各体制の責任者に指示をあおぎ、必要に応じて、町幹部及び動員職員に電話、電子メール等で伝達する。

ウ 動員の指示を受けた職員は、自己の安全を確保しながら、あらゆる努力をして参集するよう努める。

エ 動員された職員は、本庁以外の勤務者も原則として全員役場へ出勤する。

第4 災害対策本部会議の組織構成と運営方針

災害対策本部に、防災活動の基本方針を協議・決定する本部会議を設置する。

災害対策本部の組織は災対法第23条、町災害対策本部条例に基づき次のとおりとする。

1 本部長及び副本部長

- (1) 本部長は町長、副本部長は副町長、教育長とする。
- (2) 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について決定する。
- (3) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等があれば本部長の職務を代行する。

2 本部員

- (1) 本部員は各部長、消防団長とし、本部長を補佐するとともに、本部員を構成する。
- (2) 本部長、副本部長とともに本部会議を構成し、災害予防及び災害応急対策実施上の重要な事項について協議する。
- (3) 本部員が事故等の場合、あらかじめ本部員が指名する者が職務を代行する。

3 動員職員

動員された職員は、本部会議で決定した方針に基づき、応急対策活動にあたる。

本部会議で決定すべき事項

- ・ 非常配備体制に関すること
- ・ 避難情報に関すること
- ・ 職員の動員に関すること
- ・ 自衛隊の派遣要請依頼及び派遣部隊の受入に関すること
- ・ 他の地方公共団体等に対する応援要請及び応援職員の受入に関すること
- ・ 民間団体等の受入に関すること
- ・ 緊急輸送道路の指定に関すること
- ・ 救助法の適用申請及び救助業務の運用に関すること
- ・ 激甚災害の指定の要請に関すること
- ・ 応急対策に要する予算及び資金に関すること
- ・ 応急公用負担に関すること
- ・ 義援金品の募集及び配分に関すること
- ・ 国会・政府関係に対する要望及び陳情等に関すること
- ・ 職員の給食・寝具等の厚生に関すること
- ・ その他、必要と認められる事項に関すること

4 招集会議

招集会議は本部長が必要に応じて招集する。

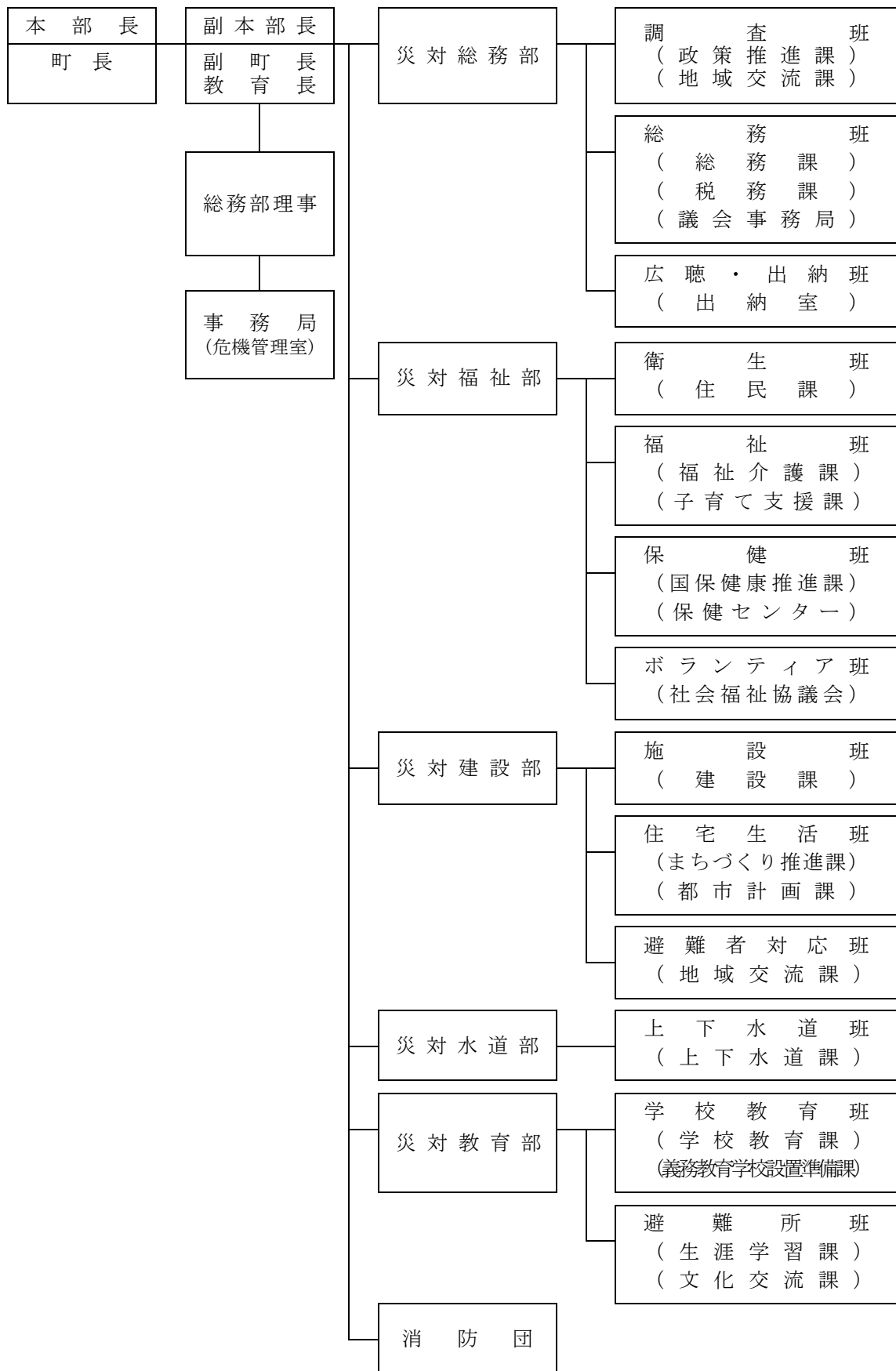
5 招集の通知

招集の通知は、庁内放送、電話、電子メール等により危機管理室が行う。

6 部・班

- (1) 本部に部・班を置き、別表「災害対策本部の組織と分担任務」に掲げる事務を逐行する。
- (2) 部長及び班長には、別表「災害対策本部の組織と分担任務」に掲げる者をもって充てる。
- (3) 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。
- (4) 班長は、上司の命を受けて自班の分担任務を処理する。

■ 町災害対策本部組織図



■ 災害対策本部の組織と分担任務

部 (部長)	班 (班長)	分 担 任 務 ◎は即時対応が必要な任務
各部・班共通事項		◎ 1 各部・班の動員配備に関すること ◎ 2 災害対策本部及び各部・班間、所管する関係機関の連絡調整に関すること ◎ 3 所管施設の利用者の安全確保、避難救助に関すること ◎ 4 所管施設が避難所として開設された場合の協力に関すること ◎ 5 被害状況調査に関すること 6 災証明書発行、被災者台帳作成への協力に関すること 7 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関すること 8 各部・班の応援に関すること 9 災害復旧計画に関すること
総務部理事	事務局 (危機管理室課長)	◎ 1 町防災会議、対策本部、県本部との連絡調整に関すること ◎ 2 本部の指示伝達に関すること ◎ 3 職員の動員及び労務調整に関すること ◎ 4 消防団の出動命令及び配備に関すること ◎ 5 災害予防、警戒及び防ぎょに関すること ◎ 6 被災者の救助及び避難に関すること ◎ 7 自衛隊の出動要請に関すること ◎ 8 気象及び地震情報の収集に関すること ◎ 9 警戒レベルによる避難情報の発令に関すること ◎ 10 防災関連システムによる伝達周知に関すること ◎ 11 被害情報の収集及び伝達に関すること ◎ 12 被災者台帳の作成に関すること 13 防災行政無線及び通信網の確保に関すること 14 緊急通行車両の整備及び確認証明に関すること 15 関係機関への災害報告に関すること 16 市町村相互応援協力に関すること 17 受援体制の確保に関すること 18 救助法関係の総括に関すること 19 その他他の班に属さないこと
災対総務部 (総務部長)	調査班 (政策推進課長) (地域交流課長)	◎ 1 町民に対する周知伝達に関すること 2 災害対策の予算措置に関すること 3 報道対応に関すること 4 被災写真及び映像記録に関すること 5 視察者及び見舞者の応援に関すること 6 被災地の視察に関すること 7 自治会、自主防災組織等への協力要請及びその動員に関すること 8 応急財政措置に関すること 9 文化財の被害調査並びに災害対策に関すること
	総務班 (総務課長) (税務課長) (議会事務局長)	◎ 1 庁舎及び町有財産の被害調査及び応急対策に関すること ◎ 2 事務局の補佐に関すること 3 自動車の配車に関すること ◎ 4 災証明書発行に関すること ◎ 5 物資等の輸送に関すること ◎ 6 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布に関すること 7 災害に伴う税の減免措置に関すること 8 議会との連絡調整に関すること

部 (部長)	班 (班長)	分 担 任 務 ◎は即時対応が必要な任務
	広聴・出納班 (出納室課長)	◎ 1 被災町民への現場広聴に関する事 2 町民相談所の開設に関する事 3 災害関係経費の出納に関する事
災対福祉部 (住民福祉部長) (子ども未来部長)	衛 生 班 (住民課長)	◎ 1 被災者の安否情報照会に関する事 2 水質検査及び清掃に関する事 3 災害による廃棄物の処理及び処理施設の確保に関する事 4 遺体の安置及びその関連業務に関する事 5 災害時の愛玩動物（ペット）対策に関する事
	福 祉 班 (福祉介護課長) (子育て支援課長)	◎ 1 災害救助物資及び義援金に関する事 ◎ 2 要配慮者及び避難行動要支援者の援護に関する事 3 福祉避難所に関する事 4 福祉施設の被害調査及び災害対策に関する事 5 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸与に関する事 6 被災児童及び母子世帯の援護に関する事 7 要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関する事 8 食料及び生活必需品の調達に関する事
	保 健 班 (国保健康推進課長) (保健センター課長)	◎ 1 医療機関との連絡調整に関する事 ◎ 2 救護、応急医療及び助産に関する事 ◎ 3 応急救護所の開設及び運営に関する事 ◎ 4 負傷者の把握に関する事 5 医療救護班に関する事 6 医薬品の調達に関する事 7 保健に関する事 8 避難所等における衛生保持に関する事 9 防疫対策に関する事
	ボランティア班 (社会福祉協議会 事務局長)	1 災害ボランティアに関する事 2 災害ボランティアセンターの設置に関する事
災対建設部 (地域整備部長)	施 設 班 (建設課長)	◎ 1 道路、河川、水路、橋梁、土砂災害危険地域等の被害状況調査及び災害対策に関する事 ◎ 2 農林関係の被害状況調査及び災害対策に関する事 ◎ 3 防災重点ため池の被害状況調査及び災害対策に関する事 ◎ 4 災害時における通行路線の確保に関する事 ◎ 5 交通の確保及び関係機関との連絡調整に関する事
	住宅生活班 (まちづくり推進課長) (都市計画課長)	◎ 1 資機材の確保に関する事 ◎ 2 被災建築物の応急危険度判定に関する事 ◎ 3 被災宅地の危険度判定に関する事 ◎ 4 応急仮設住宅の建設及び入居に関する事 ◎ 5 被災住宅の応急復旧工事等に関する事
	避難者対応班 (地域交流課長)	◎ 1 避難所の運営及び管理に関する事 ◎ 2 商工業関係の被害状況調査及び災害対策に関する事 3 帰宅困難者への対応に関する事

部 (部長)	班 (班長)	分 担 任 務 ◎は即時対応が必要な任務
災対水道部 (水道部長)	上下水道班 (上下水道課長)	◎ 1 迅速な内水処理に関すること ◎ 2 上下水道施設の被害状況調査に関すること ◎ 3 上下水道施設の復旧工事に関すること ◎ 4 応急飲料水の確保に関すること 5 断減水時の広報に関すること
災対教育部 (義務教育学校設置準備室理事) (教育総務部長)	学校教育班 (学校教育課長) (義務教育学校設置準備課長)	◎ 1 被災児童生徒等の救護に関すること 2 災害時における教育対策に関すること 3 学校教育施設の被害調査に関すること 4 学校給食の確保に関すること 5 炊き出しに関すること
	避難所班 (生涯学習課長) (文化交流課長)	◎ 1 避難所の運営及び管理に関すること 2 食料及び生活必需品の配分に関すること 3 社会教育施設の被害調査並びに災害対策に関すること
消 防 団		◎ 1 災害（水火災）の予防に関すること ◎ 2 予報、警報の伝達に関すること ◎ 3 被災者の生命身体及び財産の救護に関すること ◎ 4 水火災現場における人命救助に関すること ◎ 5 被災者の避難誘導に関すること ◎ 6 水火災の防ぎょ及び鎮圧に関すること 7 遺体の捜索及び遺体発見現場の保存に関すること 8 消防関係施設の被害状況調査及び災害対策に関すること

注：各班は、町長の災害対策本部設置の宣言と同時に編成される。水防等により現場にいる課長は現場に代理を立て、本部へ戻る。

各班は災害の状況や時間経過等により、その都度必要とされる人員の応援を適宜他の班に要請し、要請を受けた班は可能な限り人員の応援を送る。

上記以外の部署の職員については、災害対策本部長の指示により、必要のある班への支援として分担任務につく。

第7節 災害情報の収集・伝達計画

町は、災害に対し迅速かつ効果的な応急対策活動を実施するため、通信連絡手段を最大限に活用し、気象、浸水等に関する警報、注意報、被害状況等の情報を収集、伝達するとともに、町民その他関係機関に周知徹底を図る。

担当班	危機管理室、施設班、上下水道班、衛生班、調査班、保健班、避難所班、避難者対応班
主な関係機関	県、奈良地方気象台、奈良県広域消防組合（西和消防署）、消防庁

第1 気象情報の伝達計画

1 情報の種類

(1) 予警報等の種類及び発表基準

ア 気象情報等

(イ) 地方気象情報、県気象情報

気象情報は、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に示す観測成果や予報事項に関する情報で、防災関係機関や町民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進させることを目的とする情報である。

また、気象予報は、警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報である。

(ロ) 台風に関する気象情報

台風に関する気象情報は、近畿地方への台風の影響が予想される場合に、町民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報である。

(ハ) 記録的短時間大雨情報

記録的短時間大雨情報は、県予報区内で数年に、一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する情報である。

(ニ) 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する情報である。

情報の有効期間は、発表から1時間である。

2 注意報及び警報の種類並びに発表基準

(1) 気象警報・注意報発表基準

令和2年8月6日現在

町	一次細分区域		北 部	
	市町村等を まとめた地域		北西部	
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	17
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	122
	洪 水		流域雨量指数基準	葛下川流域=13.4
			複合基準	－
			指定河川洪水予報 による基準	大和川上流 [板東]
	暴 風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大 雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
注 意 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	8
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	97
	洪 水		流域雨量指数基準	葛下川流域=10.7
			複合基準	－
			指定河川洪水予報 による基準	大和川上流 [板東]
	暴 風		平均風速	12m/s
	暴風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大 雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	濃 霧		視 程	100m
	乾 燥		最小湿度 40%で実効湿度 65%	
	なだれ		積雪の深さが 50cm 以上あり最高気温 10℃以上又はかなりの降雨*	
	低 温		最低気温-5℃以下*	
霜		4 月以降の晩霜		
着 雪		24 時間降雪の深さ：平地 20cm 以上 気温：-2℃～2℃		
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	100mm

* 気温は奈良地方気象台の値

※ 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。

(2) 地面現象注意報及び警報

地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。
---------	--

地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。
--------	--

(3) 浸水注意報及び警報

浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。
浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。

(4) 特別警報

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として、降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合に、大雨、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）を発表する。

発表する特別警報の種類及び発表基準例は、次のとおりである。

なお、緊急地震速報についても特別警報に位置づける。

■ 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮 (本町対象外)		高潮になると予想される場合
波浪 (本町対象外)		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をします。この「数年に一度」の現象に相当する指標は気象庁ホームページに掲載されます。

■ 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報 (本町対象外)	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
	高潮特別警報 (本町対象外)	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報 (本町対象外)	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報 (本町対象外)	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報 (本町対象外)	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報 (本町対象外)	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(5) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、土砂災害による被害の防止、軽減のため、大雨によって土砂災害発生のおそれが高まったときに、本部長が、避難情報を発令する際の判断や、町民の自主避難の参考となるよう、奈良県と奈良地方気象台が連携して発表する防災情報である。

ア 発表対象地域

土砂災害警戒情報の発表は、市町村を最小単位として、県内すべての市町村を対象としている。

イ 利用上の留意点

発表対象とする土砂災害は、土石流及び集中発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、地すべり等は対象外である。そのため、防災活動にあたっては、周辺の溪流・斜面の状況なども合わせて、総合的に判断する必要がある。

ウ 土砂災害警戒情報の暫定基準での運用

暫定基準は、次の事象が発生した場合、奈良県県土マネジメント部と奈良地方気象台が協議のうえ、土砂災害警戒情報の暫定基準を決定し、奈良県県土マネジメント部は、奈良県総務部に直ちにその内容を通知する。

- ・県内で震度5強以上の地震を観測した場合
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される林野火災、風倒木等）が発生した場合

詳細については、「奈良県土砂災害警戒情報に関する実施要領」による。

(6) 火災気象通報及び火災警報

ア 火災気象通報

奈良地方気象台は、消防法第22条第1項の定めにより気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を「火災気象通報」として直ちに県に対して通報する。

町に対し、消防法第22条第2項の定めにより、県が「火災気象通報」を受けた場合、直ちに通報が入る。

「火災気象通報」の基準は、実効湿度が65%以下で、最小湿度が40%以下となり最大風速7m/s以上の風が吹く見込みのときである。

ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

イ 火災警報

本部長は、県から「火災気象通報」を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、消防法第22条第3項の定めにより「火災警報」を発することができる。

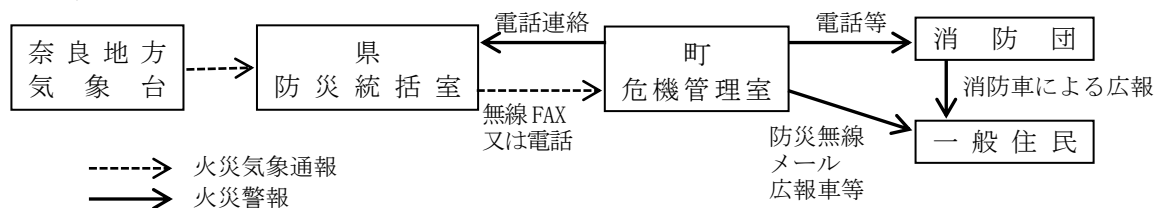
なお、「火災警報」が発せられたときは、町内にある者は条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

また、危機管理室は、「火災警報」を発し、又は解除したときは、広報車・消防車等による呼びかけ等、下記の伝達系統で町民及び区域内の事業所等に通知するとともに、県（防災統括室）に通報する。

火災警報の発令基準は、以下のとおりである。

- (ア) 県より火災気象通報があったとき
- (イ) 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき
- (ウ) 実効湿度65%以下で最低湿度40%以下となり風速7m/s以上になる見込みのとき

■ 火災警報伝達系統



(7) 水防警報及び氾濫警戒情報

第4章 第7節 「水防警報、氾濫警戒情報及び洪水予報」を準用する。

なお、水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、気象庁が発表する気象に関する注意報、警報をもって代える。

3 気象予警報等の対象区域

奈良県地方気象台が発表する気象予警報等の対象区域は、奈良県全域である。

注意報及び警報は、全県に対し発表する他に、平成22年5月27日から、各市町村単位で発表する。大雨、洪水警報・注意報については、市町村ごとの基準を用いて発表され、前記述以外の警報・注意報については、予報区で同じ基準を用いて発表される。

なお、特別警報についても、従来の警報や注意報と同様に、原則として、各市町村

単位で発表される。

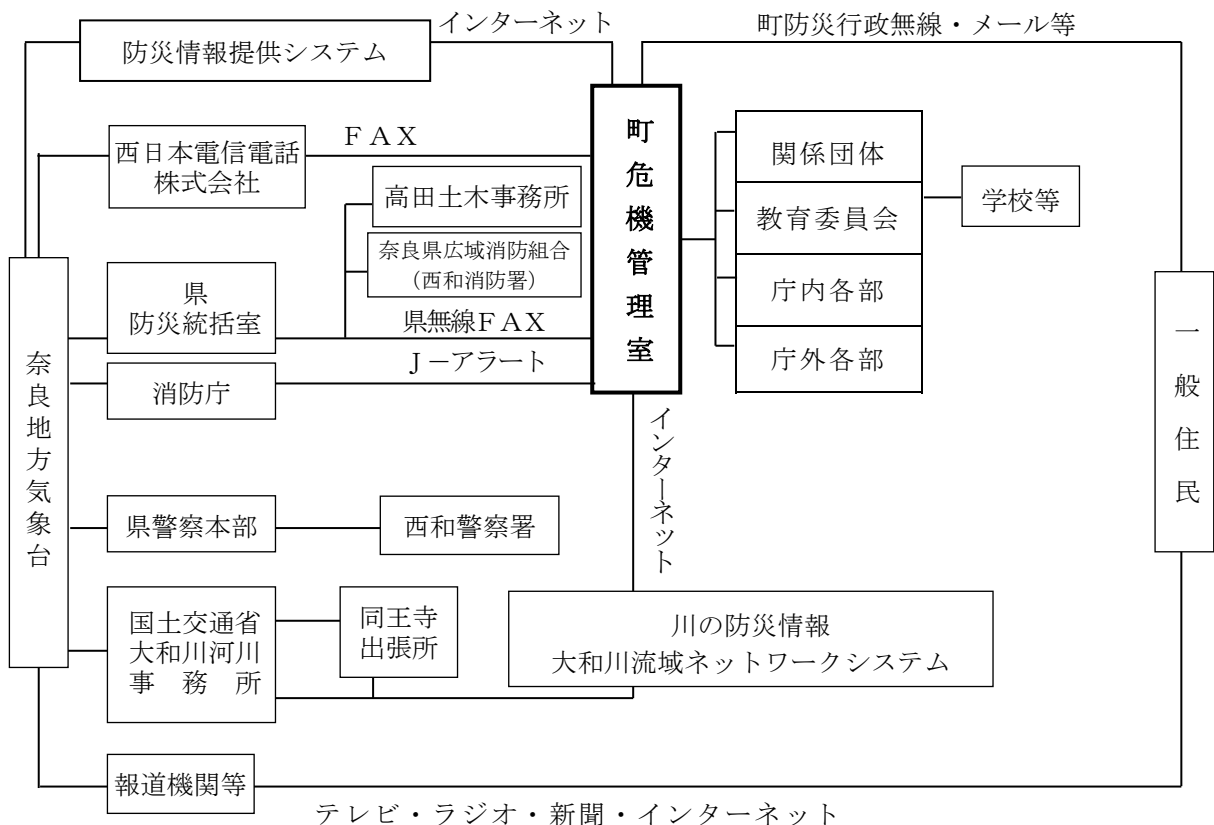
また、水防警報等は、次の機関が発表する。

- (1) 大和川(上流)については国交省近畿地方整備局大和川河川事務所が、奈良地方気象台と共同発表する。
- (2) 葛下川については奈良県高田土木事務所が、奈良地方気象台と共同発表する。

第2 気象等予警報、地震情報等の受領経路

すべての情報を危機管理室が受領し、必要に応じて関係者・関係団体・町民へ伝達する。ただし、休日・夜間は日直・宿直者が受領・危機管理室課員に伝達し、その後は平日・日中と同様に取扱う。

■ 気象等予・警報の伝達経路



第3 水防情報の収集

1 雨量に関する情報の収集

防災情報提供システム、川の防災情報、町設置雨量計等により、町内並びに大和川及びその支川の上流域の雨量情報を収集する。

2 河川水位に関する情報の収集

川の防災情報、大和川流域ネットワークシステム、的場樋門水位テレメータ等により、大和川・葛下川各観測所の水位情報を収集する。

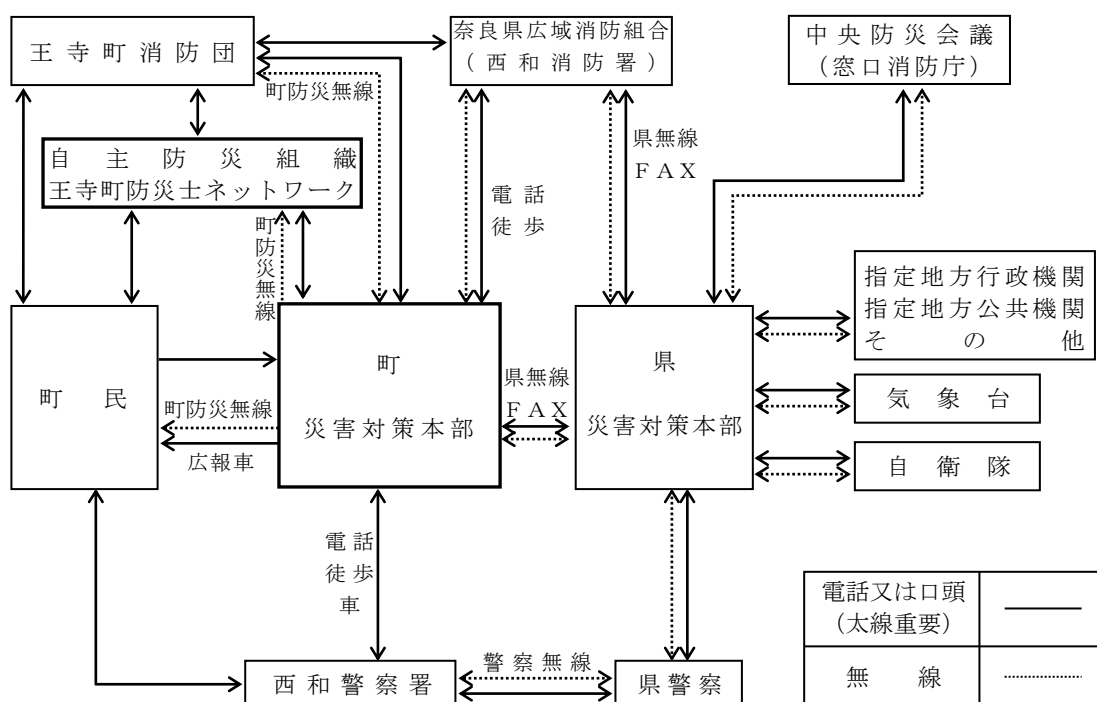
第4 災害情報の伝達

1 災害情報の伝達体制

町の災害情報伝達の組織体制と通信手段は次のとおりである。危機管理室は、電話や無線を駆使し、各機関と連絡を取る。県へ直接、無線、電話等による連絡ができない場合は、以下の関係機関の無線を活用した非常通信経路にて連絡する。すべて活用

できない場合は、急使（自転車・バイク等）を派遣する。

■ 情報伝達の流れ



■ 県への非常通信経路

活用順位	経路（——は無線、.....は徒歩、——は有線）
1 消防無線	奈良県広域消防組合（西和消防署）——奈良県広域消防組合通信指令センター——県防災統括室
2 国土交通省無線	国土交通省大和川河川事務所王寺出張所——県河川課
3 警察無線	西和警察署地域課又は王寺交番——県警通信司令室.....県防災統括室
4 J R 設備	J R 王寺駅——J R 奈良駅.....県防災統括室

2 被害情報の収集と県・国への報告

(1) 段階的収集・報告

災害発生の時間的経過により被害情報の収集と報告の内容は徐々に変容してくるため、次のように収集・報告を行う。

- | | |
|------|------------|
| 第1段階 | 第1報（被害の概要） |
| 第2段階 | 被害即報 |
| 第3段階 | 確定報告 |

ア 第1報

災害発生後おおむね1時間以内に町内の被害状況の概要を全般的に把握し、救助・救急活動、町民の避難誘導、応急復旧工事等に備える。

(ア) 収集事項

- ・死者、負傷者など、人的被害の発生状況、町民の救助活動の動向等
- ・主要道路、橋梁の被害状況
- ・建物の倒壊・浸水状況、火災の発生状況
- ・電気・水道の状況

(イ) 収集方法

- ・各自治会長、消防団分団長から電話・口頭・防災無線等により被害報告を受ける。
 - ・参集職員から参集途中の状況を聴取する。
 - ・町民からの通報を受ける（口頭、電話等）。
- (ウ) 被害状況報告
- 危機管理室課長等は、被害状況報告様式（災害概況報告・被害状況即報）により、第1報は県からの依頼後速やかに、第2報以降は県から求める時刻までに報告するものとする。
- イ 災害即報
- 県への即報は、危機管理室課長等が第4号様式（その1）「災害概況即報」及び第4号様式（その2）「被害状況即報」により行う。県への通信が途絶したときは、直接、国（消防庁）へ報告し、通信が回復した段階で、県へ報告（国へは報告した旨を含む）する。
- (2) 災害記録の保存
- ア 町は、被害状況について、写真、ビデオの撮影を行い、また必要に応じて記録映画を制作する。
- イ 町は、町民、各機関団体が撮影した写真等を、積極的に収集する。
- ウ 町は、記録について、今後の研究資料になるので、保存するように努める。

第5 早期災害情報収集の計画

1 早期被害情報収集

施設班及び上下水道班は、被害状況の迅速かつ的確な把握と、災害対応要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達、救助法適応の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となるこれら災害情報の収集に努める。

2 実施機関

(1) 町、奈良県広域消防組合（西和消防署）

施設班及び奈良県広域消防組合（西和消防署）は、被害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下、「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができない災害である場合は、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。

(2) 指定地方行政機関、指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定地方公共機関は災害情報を収集する。

その際、当該災害が非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する特別の必要がある程度の大規模災害）であると認められるときは、その規模の把握のために必要な情報の収集に努める。特に、国土交通省から派遣される専門家集団で構成されるリエゾン（災害対策現地情報連絡員）とTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）と連携し、災害情報を収集する。

3 異常現象発見者の通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、本部長又は警察官に通報する。

(2) 本部長又は警察官の処置

異常気象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに本部長に通報する。

異常現象の通報を受けた本部長は、県（窓口：防災統括室）、奈良地方気象台、その他の機関に通報する。

第6 災害状況の調査・報告計画

1 被害状況、避難状況等の調査

- (1) 被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。
- (2) 被害状況、避難状況等の調査にあたっては、関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう十分留意し、正確を期するよう努める。
- (3) 被害世帯数については現地調査のほか住民登録と照合する等の確を期する。
- (4) 日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況については特に配慮する。

調査事項	調査機関	主たる 応援協力機関
(1) 人・住家の被害	町	保健所 県農林振興事務所 県家畜保健衛生所 県農林振興事務所 県農林振興事務所 県農林振興事務所 県土木事務所 県土木事務所
(2) 避難に関する状況（警戒レベル4（避難指示（緊急））等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数）	町	
(3) 福祉関係施設被害	町（県）	
(4) 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	町（県）	
(5) 水道施設被害	町	
(6) 農産物、農業施設被害	町	
(7) 畜産被害	町	
(8) 水産被害	町	
(9) 農地、農業用施設被害	町	
(10) 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	町	
(11) 林産物、林産施設被害	町	
(12) 商工関係被害	町	
(13) 公共土木施設被害	町（県）	
(14) 都市施設被害	町（県）	
(15) 町有財産、町有建築物被害 （文化財を除く）	町	
(16) 文教関係施設被害	町（県）教育委員会	町
(17) 文化財被害	県	
(18) 警察関係施設被害	警察本部、警察署	
(19) 生活関連施設等被害	指定公共機関等	

2 報告の基準

危機管理室は、下記に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告する。

(1) 即報基準

ア 一般基準

- (ア) 救助法の適用基準に合致するもの
- (イ) 災害対策本部を設置したもの
- (ウ) 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの
- (エ) 災害が2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの
- (オ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- (カ) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後(ア)から(オ)の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- (キ) 地震が発生し、町の区域内で震度4以上を記録したもの
- (ク) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- (ケ) 洪水、浸水、河川の越水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。

- (コ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- (サ) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- (シ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの。
- (ス) その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

イ 火災等

(ア) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告する。

- a 死者が3人以上生じたもの
- b 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(イ) 個別基準

次の火災及び事故については(ア)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告する。

a 火災

災害種別	内 容
建 物 火 災	① 特定防火対象物で死者の発生した火災 ② 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ③ 国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災 ④ 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 ⑤ 損害額1億円以上と推定される火災
林 野 火 災	① 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの ② 空中消火を要請したもの ③ 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
交 通 機 関 の 火 災	航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの ① 航空機火災 ② トンネル内車両火災 ③ 列車火災
そ の 他	以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの （例示） 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

b 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇薬、火薬等（以下、「危険物等」という。）を貯蔵し又は取扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

- (a) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (b) 負傷者が5人以上発生したもの
- (c) 周辺地域の町民が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- (d) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (e) 河川への危険物等流出事故
- (f) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

c 原子力災害等

- (a) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物

質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(b) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

d その他の特定の事故（第2号様式）

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(ウ) 社会的影響基準

一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告する。

ウ 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告する。

(ア) 死者5人以上の救急事故

(イ) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

(ウ) 要救助者が5人以上の救助事故

(エ) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故

(オ) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

3 直接報告基準

危機管理室は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、県防災統括室に加え、直接消防庁に対しても報告する。

(1) 火災等即報

ア 交通機関の火災

本節第6の2の(1)のイの(イ)のaに掲げる交通機関の火災

イ 危険物等に係る事故

(ア) 本節第6の2の(1)のイの(イ)のbの(a)(b)に同じ

(イ) 危険物等を貯蔵し又は取扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 m³以上の区域に影響を与えたもの

(ウ) 危険物を貯蔵し又は取扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

a 河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

b 500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

(エ) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

(オ) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

ウ 原子力災害等

本節第6の2の(1)のイのcに同じ

(2) 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

ア 列車、航空機の衝突、転覆等による救急・救助事故

イ バスの転落等による救急・救助事故

ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

エ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

オ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

(3) 地震が発生し、町の区域内で震度5以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、県に加え、直接、消防庁に対しても報告する。

第7 危機管理室から県防災統括室への報告

1 報告系統

危機管理室から県防災統括室への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とし、県防災統括室は、被害状況等を内閣総理大臣（窓口：消防庁）に報告するとともに、必要があれば関係機関に連絡する。

2 災害概況即報

危機管理室は、第6-2の(1)即報基準に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を災害概況即報（第4号様式（その1））により、防災情報ネットワークシステム等で報告する。

また、第3直接報告基準に該当する災害が発生したときは、直接消防庁に対しても報告する。

3 被害状況即報

危機管理室は、第6-2の(1)即報基準に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況及び応急措置の実施状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報（第4号様式（その2））により、防災行政無線等で報告する。

4 災害確定報告

応急対策終了後、14日以内に被害状況即報（第4号様式（その2））と同様式で報告する。

5 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報（第3号様式）により報告する。

6 報告系統

町、指定地方公共機関等は、県に報告する。

また、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：消防庁）に変更するものとする。ただし、この場合にも危機管理室は、県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。

第8 町各事業担当班から県各事業担当課への報告

町各事業担当班は、災害が発生したときはそれぞれが担当する調査事項（本節 第6「災害状況の調査・報告計画」 1「被害状況、避難状況等の調査」参照）について被害状況等を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県各事業担当課に報告する。

第9 被災者の安否情報

1 安否情報の収集、整理

衛生班は、危機管理室、調査班、保健班、避難所班、避難者対応班等と連携し、被災した町民及び帰宅困難者を含む一時滞在者の安否情報の収集に努め、その安否情報を管理する。

2 安否情報の提供

衛生班は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったとき、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(1) 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

- (2) 被災者の同居でない親族又は職場等の関係者の場合
被災者の負傷又は疾病の状況
- (3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合
町が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認められるときは、必要と認める限度において、当該被災者に係る安否情報を提供することができる。

なお、照会に対する回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

3 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、町に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

- (1) 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、その他の照会者を特定するために必要な事項
- (2) 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (3) 照会をする理由

4 被災者に関する情報の利用

町は、安否情報の回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

第8節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画

町は、災害時等において、ヘリコプターの必要性が認められる場合で、気象条件が運航可能なとき、積極的にその活用を図るために必要に応じて県へ要請し、受入の調整や準備を行う。

担当班	危機管理室
主な関係機関	県、奈良県警察本部、自衛隊

第1 県消防防災ヘリコプター派遣要請

1 災害時等の運航実施

県消防防災ヘリコプターの災害時等の運航は、「奈良県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「奈良県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、本部長の要請並びに総括管理者（県危機管理監）の指示等により、緊急運航の要件に該当する場合に実施する。

2 緊急運航の要件

県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、次に掲げる活動等で、地域並びに地域住民の生命、身体、財産等を災害から保護することを目的とするなど公共性を有し、緊急で差し迫った必要性が認められ、県消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がない場合に実施する。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防ぎょ活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動

3 緊急運航の要請先

町にて、緊急運航が必要となった場合、危機管理室は、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、下記を通じ県に消防防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

- (1) 勤務時間内の要請窓口
県防災航空隊(奈良市矢田原町 2450)
直通電話 0742 - 81 - 0399 F A X 0742 - 81 - 5119
奈良県防災行政無線(衛星系) 内線 62 発信 504 - 21
奈良県防災行政無線 F A X (衛星系) 内線 62 発信 504 - 40
- (2) 勤務時間外の要請窓口
県宿日直室 電話 0742 - 27 - 8944
- (3) 派遣要請手続
ア 事案の詳細を把握
イ 県防災航空隊へ電話にて事案発生第1報を入れ、事前協議を実施
ウ 県防災航空隊へ電話にて第2報を入れ、緊急運航を要請し確認
エ 県防災航空隊へ「奈良県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書(様式1号)」を F A X 送信し、正式に緊急運航を要請

第2 自衛隊へのヘリコプター派遣要請

自衛隊へのヘリコプター等の派遣要請は、本章第12節「受援体制の整備」に定める自衛隊派遣への災害派遣要請計画に従い行う。

第3 警察へのヘリコプター派遣要請

警察保有のヘリコプターの派遣要請については、次による。

第4 町の受入体制

危機管理室は、ヘリコプター等の派遣等の事実を知り、又はその旨の連絡を受けたときは、緊急に次の措置を講ずる。

- 1 離着陸場所の確保及び安全対策を充実
 - (1) ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる
 - (2) 離着陸周辺の木片・小石は吹き飛ばされるので、できる限り取り除く
- 2 ヘリコプターの離着陸に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。表示方法は、上空からよく判断できるよう白布又は赤布等を縛り付ける。
- 3 離着陸地点には㊦記号を石灰、墨汁、絵具等を用いて表示
- 4 ヘリポート周辺への一般人の立入りを禁止し、事故を防止
- 5 離着陸の際には砂塵が発生するので、その防止対策として消防車等による散水
- 6 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送を手配
- 7 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- 8 災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者と協力し、ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部（総務情報班）に報告
- 9 その他必要な事項

第5 離着陸不能の条件

ヘリコプターの飛行又は離着陸不能の条件は、おおむね次のとおりである。

- 1 雨天又は霧等が発生し、視界が不良の場合
- 2 前線通過等のため突風や乱気流のある場合
- 3 日没後
- 4 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

第6 輸送ルートの確保

総務班及び施設班は、道路通行規制時におけるヘリコプターによる救援物資の迅速な搬送を確保するため、県と連携し、臨時ヘリポートの再確認及び臨時ヘリポートから救援物資受入施設までの輸送道路の確保を行う。

第9節 通信運用計画

町は、防災関係機関相互間の情報収集、伝達を確保するために県防災行政通信ネットワークシステムを利用する等、災害時の通信網を確保する。

担当班	危機管理室
主な関係機関	県、奈良県広域消防組合、防災関係機関、県の出先機関、西日本電信電話株式会社、日本放送協会奈良放送局、奈良テレビ放送株式会社

第1 通信手段

1 県防災行政通信ネットワークシステム

- (1) 町、県、消防本部、防災関係機関及び県の出先機関は、「県防災行政通信ネットワークシステム」で結ばれている。これは、県と市町村等を相互に結ぶ通信網で一斉通信（電子データ）、回線統制等の機能を有している。
- (2) 県から町への気象予警報、地震情報及び災害に関する情報を伝達するときは、一斉通信システム（全ての設置端末に、音声及び自動印刷機能により防災情報を伝達するとともに受信確認機能を有するシステム）により行われる。
- (3) 危機管理室は、個別に電話、FAX、防災情報システムを用いて被害状況等の伝達を行い、情報伝達の迅速化を図る。

2 電話（西日本電信電話株式会社）

町は、災害時で電話がかかりにくい場合、災害時有線電話を発信専用として活用する。

3 防災相互通信用無線

災害の現地等において、人命の救助・救援等、災害対策のため、他の無線局と相互に連絡が必要な場合は、平常時の無線局における通信の相手方の範囲を超えて、防災相互通信用無線を活用する。

4 非常の場合の通信

災害が発生した場合は、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序のために必要な通信を非常通信経路により行う。

5 公共放送

本部長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合あるいは著しく困難な場合において、「災対法に基づく放送要請に関する協定」（昭和54年3月1日締結）に基づき、知事を通じて、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送株式会社に災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送を依頼する。

6 衛星携帯電話等

危機管理室は、災害時に町内で孤立地域対策用の衛星携帯電話が不足する場合、県の協力を得て、国や通信事業者から衛星携帯電話等の貸与を受ける等、適切に配備する。

第2 応急復旧

防災相互通信及び非常の場合の無線通信施設は、通信施設が災害によって損傷し、機能が低下し、又は停止した場合、通信施設の点検整備、応急復旧に必要な要員の確保、非常用電源応急用資機材の確保等に留意し、有効適切な措置を行い早急な機能の回復を図る。

第10節 広報計画

町は、災害時に町民の安全・安心の確保及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施する。

このため、県及び防災関係機関との連携により、テレビ、ラジオ、新聞、SNS、広報車等のあらゆる広報媒体を利用して、被災者等への広報活動を行う。

担当班	危機管理室、広聴・出納班、施設班、調査班
主な関係機関	県、日本放送協会奈良放送局、奈良テレビ放送株式会社、エフエム西大和株式会社、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、奈良交通株式会社

第1 広報活動

災害時は、的確な避難・救助活動等の指示、人心の安定、パニック等の混乱の防止及び社会秩序の維持を目的として、町民と報道機関に対し、災害の予報、被害状況、応急措置の実施状況等を迅速かつ的確に周知する。

1 広報活動及び広報事項等

(1) 広報資料の作成

危機管理室、調査班は、関係各班と緊密な連絡を取り、災害状況及び応急措置の実施状況等の報告資料を収集するほか、必要に応じて関係機関その他各種団体、施設等に対し情報の提供を求め、広報資料を作成し、本部長の承認を得て広報活動を行う。なお、必要な資料についてはあらかじめ原稿案を作成しておく。

(2) 広報事項

- ア 災害の予報、種別・発生状況、被害状況の概要（人身被害、建物損壊等）
- イ 家庭での防災対策と心得、警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）、警戒レベル4（避難指示（緊急））（避難所の位置、避難方法等）
- ウ 町民、被災者に対する協力要請（救助救援活動、資材提供等）
- エ 医療機関の活動状況
- オ 災害応急措置の実施状況、復旧見込み（救助活動、避難所、交通、通信等）
- カ 生活関連情報（電気、ガス、水道、食料、生活必需品等の供給状況、復旧見込み）
- キ その他必要な事項

(3) 町民に対する広報

調査班は、災害発生前には、予想される災害の規模、動向等を検討し、被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ、報道機関に依頼して広報を行うほか、防災行政無線、広報車等を利用して広報活動を行う。

被害発生後には、被害の程度及び推移、避難準備及び避難、救助活動の指示、応急措置状況等を情報伝達するとともに、人心を安定・激励し、沈着な行動をとるよう広報する。

(4) 報道機関に対する発表

危機管理室、調査班は、報道関係者に対し、応急対策活動に支障をきたさないよう庁内の一室を用意し、広報資料に基づき、広報事項を適宜発表する。

2 広報の方法

(1) テレビ、ラジオの利用

緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必要がある場合で、かつ特別の必要があるときは、「緊急警報放送の放送要請に関する覚書」に基づき、知事をとおして、

日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送株式会社に対し、広報事項の放送を依頼する。なお、県と通信途絶の場合は本部長が直接要請する。

(2) 防災行政無線、地域FM放送局、緊急通報装置、FAX、広報車等の利用

町は、防災行政無線や、地域FM放送局、聴覚障害者に対するFAX通信等で広報するとともに、災害の状況に応じて必要地域へ広報車による広報を実施する。

水防警報の場合は、水防信号（サイレン等）での広報も実施する。

(3) ロコミによる広報

危機管理室は、広報車の活動不能な地域や、特に必要と認められる地域に対しては、徒歩、自転車、バイク等により職員を派遣し、ハンドマイク又は肉声で広報を行う。

町民は、近所同士で声を掛け合い、安否を確認する。

(4) その他の方法

その他、町は、以下のような方法により広報を試みる。

ア C A T V等コミュニティメディア

イ インターネットによる広報

ウ 防災情報のメールサービス

第2 広聴活動

広聴・出納班は、被災者の要望を把握し、不安を解消するため、災害の状況が静穏化し始めた段階において、速やかに広聴体制の確立を図り、広聴活動を実施する。

1 被災相談窓口の設置

広聴・出納班は、本部会議において、災害の状況により必要と認めたとき、関係各班に相談員の相談窓口への派遣を要請し、被災者のための相談窓口を庁舎内に設置する。

2 要望等の処理

被災相談窓口で聴取した要望等は、関係各班又は関係機関に連絡し、必要に応じて調整を行い、適切な対応に努める。

第3 ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、電気通信業者）

1 役割

ライフライン関係機関は、主に被災地域の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

2 広報手段

- (1) 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- (2) 利用者相談窓口の開設
- (3) 報道機関への報道依頼
- (4) 有線放送、C A T V等コミュニティメディア

3 広報する事項

- (1) 被災により使用できない区域
- (2) 使用可能な場合の使用上の注意
- (3) 復旧状況及び見込み

第4 公共交通機関

1 役割

公共交通機関は、主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

2 広報手段

- (1) 乗降場での印刷物の配布・掲示

- (2) 場内、車内等での放送
- (3) 報道機関への報道依頼
- (4) 有線放送、CATV等コミュニティメディア
- (5) インターネットによる交通情報

3 広報する事項

- (1) 被災による不通区間の状況
- (2) 臨時ダイヤ
- (3) 復旧状況及び見込み

第5 記録写真の撮影、収集並びに記録動画等の作成

1 災害現地写真

施設班及び調査班は、広報・記録を残すため、現地に赴き災害現地写真を撮影する。
関係機関は、災害写真等を撮影したとき、速やかに撮影写真を町に提供する。

2 災害動画等の災害記録

施設班及び調査班は、必要に応じて壁新聞、災害動画等の災害記録を作成する。

第11節 支援体制の整備

町は、東日本大震災における対応の経験を踏まえて、町外被災地への人的支援、町外被災地からの避難者の受入を実施しようとする場合に、町としての対応及び県や関係団体との連携による支援体制の整備に努める。

担当班	危機管理室、衛生班、福祉班
主な関係機関	県、被災自治体

第1 被災地への人的支援

1 他の市町村長等からの応援の要求（災対法第67条）

本部長は、他の市町村の市町村長から、応急措置を実施するための応援を求められた場合、正当な理由がない限り、応援を拒んではない。

2 職員の派遣

危機管理室は、災害時における応援協定、全国町村会からの要請等に基づいて、被災地に職員を派遣する。

第2 町内への避難者受入

- 1 危機管理室は、避難者受入について、県、NPO、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、被災者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続等生活全般に対応する。
- 2 衛生班は、被災地等からの照会や次号の情報提供に対応できるよう、避難者の町内滞在中及び町外転出後の住所等の把握に努める。
- 3 危機管理室及び福祉班は、県、被災地、NPO、ボランティア等からの避難者への支援情報を知り得た際には、衛生班と協力し避難者に情報提供するように努める。

第3 物的支援

危機管理室は、災害時における応援協定、全国町村会からの要請等に基づいて、被災地に物的支援を行う。

ただし、大規模災害が発生した場合、被災地は救援物資への対応を円滑に実施するため、必要に応じて個人等からの小口支援物資等は辞退する等の措置を行う可能性がある。また、危機管理室は県等と連携を取り、被災住民のニーズのある物資を提供する。

第4 災害支援対策本部の設置

前項支援に対応するため、被災状況に応じて本部長が必要と認めた場合は、災害支援対策本部を設置する。

災害支援対策本部の体制及び事務分掌は、被害の規模等に応じて本部長が決定する。

- 1 災害支援対策本部の名称は「王寺町（災害名称）支援対策本部」とする。
- 2 本部長は、町長とする。
- 3 本部事務局は、危機管理室とする。

義援金の受付については、第5章 第5節「義援金の受入・配分等に関する計画」に定める。

第12節 受援体制の整備

町は、町内において災害が発生し、町では応急対応等の実施が困難な場合に、県、他の市町村、他都道府県及び防災関係機関（消防、警察、自衛隊、その他の関係機関）からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう、連携体制を整備する。

担当班	危機管理室
主な関係機関	県、他の市町村、他の都道府県、防災関係機関（消防、警察、自衛隊、その他の関係機関）

第1 各機関への派遣要請計画

1 指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣の斡旋要請（災対法第30条）

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるとき、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

また本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるとき、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第252条の17の規定による職員、地方独立行政法人法第124条第1項の規定による指定地方公共機関である特定地方独立行政法人の派遣について斡旋を求めることができる。

2 知事等に対する応援の要求等（災対法第68条）

本部長は、町内で災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、知事等に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。

3 災害派遣の要請の要求等（災対法第68条の2）

- (1) 本部長は、町内で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるとき、知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求めることができる。この場合において、本部長は、町内で災害が発生している災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。
- (2) 本部長は、(1)の要求ができない場合、その旨及び町内で災害が発生している災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請を待ついとまがないと認められるとき、人命又は財産の保護のため要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊等を派遣することができる。
- (3) 本部長は、(2)の通知をしたとき、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

4 自衛隊への災害派遣要請計画（自衛隊法第83条）

自衛隊の部隊等の派遣は、天災地変その他の災害に際し、町民の人命又は財産の保護のため自衛隊法第83条の規定により、次の事項に基づき実施する。

(1) 災害派遣の適用範囲

自衛隊は、次の場合、救援のため部隊等を派遣する。

- ア 人命又は財産の保護のため知事等災害派遣要請権者からの要請があった場合
- イ 被害がまさに発生しようとしているとき、知事等からの要請があった場合
- ウ その事態に照らし特に緊急を要し、知事等災害派遣要請権者からの要請を待ついとまがないと認められる場合

エ 自衛隊の庁舎、営舎その他の施設又はその近傍に災害が発生し、自衛隊の自主的判断に基づき出動する場合

(2) 災害派遣に関する部隊等の活動

自衛隊の活動は、災害の状況、他機関等の活動状況、部隊等の人員、装備等により異なるが、人命救助を優先して次の活動を行う。

ア 災害発生前の活動

自衛隊は人員の派遣を行い以下の活動を行う。

(ア) 偵察（班）

第4施設団長は、平常時より災害派遣のための基礎的情報を収集するとともに、特に災害発生が予想される場合、直前の情報収集を重視し、災害発生予想地域に対し偵察班を派遣して現地の状況を偵察させ、又は防災関係機関等との協力を密にし有効な情報の収集活動を実施する。

(イ) 連絡（班）

自衛隊は、知事の要請又は部隊長の判断に基づき県に連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等の連絡調整を行う。状況によりさらに幕僚を増派する場合もある。

イ 出動準備態勢への移行

第4施設団長は、災害発生が予想される場合、部隊本部に指揮所を開設し、情報収集等を強化するとともに、部隊の構成、機材等の準備及び管理支援態勢等、初動態勢を整える。

ウ 災害発生後の活動

(ア) 被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
(イ) 避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
(ロ) 遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
(ハ) 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
(ニ) 消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。
(ホ) 道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が破損し、又は障害がある場合、それらの啓開又は除去にあたる。
(ヘ) 応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
(ヘ) 人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
(ケ) 炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。

(コ) 救援物資の無償貸付	「防衛省所管に属する物品の無償貸付け及び譲与等に関する省令」(昭和 33 年総理府令第 1 号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸与又は譲与する。
(ク) 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
(シ) その他臨機の措置等	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。

その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

(3) 情報の交換

危機管理室は、自衛隊と連携し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各種情報を把握し、相互に情報の交換を行う。

(4) 災害派遣要請手続

ア 自衛隊の災害派遣の要請

自衛隊の災害派遣の要請は、知事が実施する。なお、本部長は、町域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、応急措置を実施する必要があると認められるとき、知事に対して部隊等の派遣を要請するよう求めることができる。

また、町長は、知事に対して部隊等の派遣の要請を要求できない場合、その旨及び災害の状況を直接自衛隊に対し通知することができる。

なお、本部長は、この通知をしたとき、できる限り早急にその旨を知事に通知しなければならない。

イ 要請文書等

危機管理室は、要請文書等の作成を行う。派遣の要請は、原則として文書（災害派遣要請書）によるが、緊急を要し文書をもってしては時機を失する場合等、口頭又は電話によるものとし、事後速やかに文書を作成し、正式に要請する。

ウ 知事の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の自主派遣

(ア) 部隊等の派遣基準

各自衛隊指定部隊の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないとき、次の基準により部隊等を派遣する。

- 防災関係に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき
- 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき
- 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関すると認められるとき
- その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められるとき

(イ) 知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合

指定部隊長は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。

(ウ) 関係機関への連絡

前項により連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊の活動する地域の市町村長その他関係機関に連絡する。

(エ) 部隊等の派遣後に、知事が派遣要請をした場合

知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

エ 災害派遣要請先

危機管理室は、次の手順により災害派遣要請手続を実施する。

陸上自衛隊第4施設団本部 第3科 防衛班	
電話	0774-44-0001 内線233、235、236、239 (夜間は当直室 内線223)
奈良県防災行政無線	TN-571-11 12 (当直室) (夜間は当直室TN-571-12)

(5) 派遣部隊等の受入体制

派遣を依頼したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように以下のことを行う。

ア 派遣部隊の誘導

自衛隊が派遣されることになったときは、西和警察署に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

イ 受入体制

(ア) 町は、危機管理室課長を受入責任者として指定し、派遣部隊の指揮官と調整にあたる。

a 派遣部隊と作業計画等の協議

b 知事への報告

(イ) 受入体制の確立

派遣部隊の集結場所及び宿泊場所等を確保する。

(ウ) 作業計画及び資機材等の整備

自衛隊の派遣部隊が実施する作業の円滑かつ迅速な遂行に向け、作業内容及び計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。

ウ 経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費は、原則として町が負担する。(町において負担するのが適当でないものは県が負担)

(ア) 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料

(イ) (ア)に規定するもののほか、必要経費で協議の整ったもの

(6) 災害派遣部隊の撤収要請

本部長は、撤収要請を行う場合、各防災関係機関の長及び災害派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と緊密に調整を行い、文書をもって撤収の要請を行う。

5 緊急消防援助隊の応援要請計画

知事は、本部長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めたとき、直ちに消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動要請を行う。

(1) 応援要請

ア 知事への応援要請

本部長は、災害の状況が消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したとき、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。

この場合、知事と連絡がとれないときには、直接消防庁長官に対して要請を行う。

イ 消防庁長官への応援要請

知事は、本部長から緊急消防援助隊の出動要請を受け、災害の状況、県内の消防力に照らして緊急消防隊の応援が必要と判断したとき、速やかに消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。

また、知事は、災害の規模等に照らし緊急を要する場合、本部長からの要請を待たずに消防庁長官に対して応援要請を行う。

ウ 代表消防機関及び本部長への連絡

知事は、消防庁長官に対して出動要請を行ったとき及び消防庁長官から応援決定の連絡を受けたとき、その旨を代表消防機関及び本部長に連絡する。

(2) 消防応援活動調整本部の設置

県は、緊急消防援助隊の応援決定がされたとき、緊急消防援助隊が迅速かつ的確に活動できるよう消防応援活動調整本部を設置する。

(3) 緊急消防援助隊の活動内容

緊急消防援助隊の活動内容は、次のとおりである。

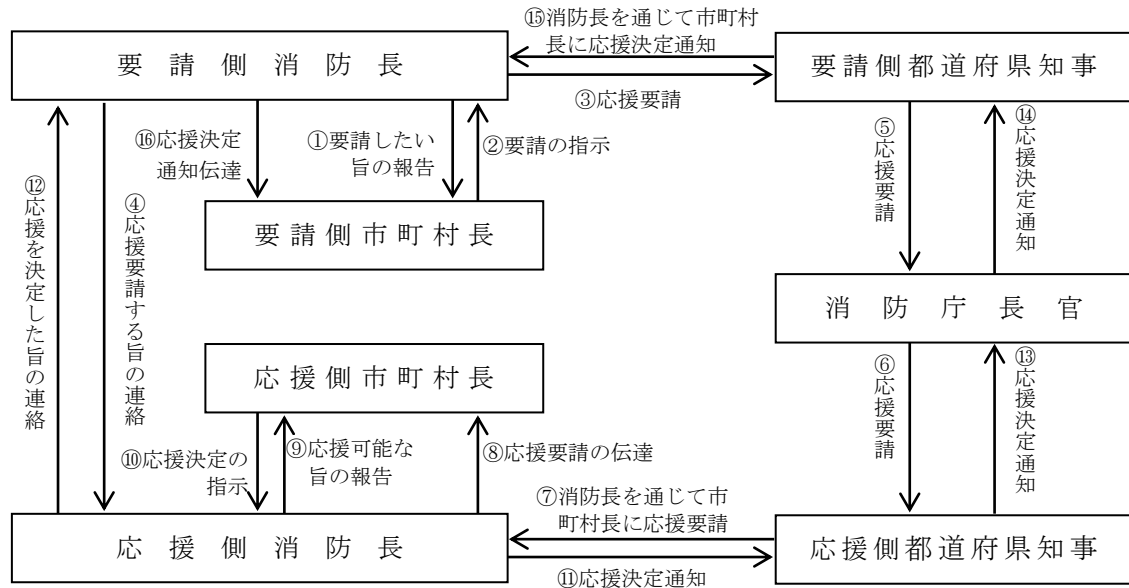
- ア 消火活動
- イ 要救助者の検索、救助活動
- ウ 救急活動
- エ 航空機を用いた消防活動
- オ 消防艇を用いた消防活動
- カ 特殊な災害（毒劇物等）に対する消防活動
- キ 特殊な装備を用いた消防活動

(4) 応援出動都道府県隊

本県への応援出動都道府県隊は、次のとおりである。

- ア 第一次出動体制（第一次出動都道府県隊）
三重・京都・和歌山・大阪
- イ 第二次出動体制（出動準備都道府県隊）
富山・石川・福井・岐阜・静岡・愛知・滋賀・兵庫・鳥取・岡山・徳島・香川
- ウ 航空部隊の第一次出動体制（第一次出動航空部隊）
京都市・滋賀県・和歌山県・愛知県・名古屋市・三重県・大阪市・兵庫県・神戸市・徳島県
- エ 航空部隊の第二次出動体制（出動準備航空部隊）
東京都・石川県・福井県・岐阜県・静岡県・静岡市・浜松市・鳥取県・岡山県・岡山市・香川県・高知県

■ 広域航空消防の応援要請及び決定通知ルート



(3) 応援の受入体制

危機管理室は、あらかじめ、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の事前計画を策定する。

(4) 費用の負担

応援に直接要するヘリコプターの燃料費、隊員の出動手当等は、原則として要請する町が負担する。

第2 市町村の相互協力

町は、町内で災害が発生した直後、町では十分な応急対策を実施することができないと判断される場合、「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定」等の相互応援協定に基づき、災害発生時の相互応援を実施する。

なお、本部長又は本部長の職務を代理する者は、町内で災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するための応援要請の必要があると認めるとき、災対法第67条に基づき、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求める。

1 応援の種類

応援の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣
- (2) 被災者の避難のための施設の提供及び斡旋
- (3) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及び斡旋
- (4) その他上記各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

2 応援要請の手続

- (1) 危機管理室は、他の市町村の応援を必要とするとき、必要とする応援内容をできるだけ明らかにし、県に対して電話等により応援要請の依頼を行う。
- (2) 応援要請の依頼を受けた県は、他の市町村に対し、速やかに応援要請を行う。
- (3) 危機管理室は、県及び応援を実施した市町村に対し、後日速やかに要請に関する文書を提出する。
- (4) (1)及び(2)の手続をとらずに危機管理室から応援要請した市町村は、県に対し応援の具体的な内容等を電話等により連絡する。

3 情報の交換等

危機管理室は、日頃からこの協定が円滑に行われるよう必要な情報等を相互に共有するなど、応援の受入体制の設備に努める。

第3 災害時における事務の委託の手続の特例

町は、町内で災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるとき、地方自治法第252条の14及び第252条の15の規定にかかわらず、政令で定める事務又は本部長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託することができる。

この場合町は、当該地方公共団体の長及びその他の執行機関にこれを管理、執行させることができる。（災対法第69条、地方自治法第252条）

第4 I S U Tの受け入れ体制の準備

災害の規模等に応じて、国（内閣府）等で構成されるI S U T（災害時情報集約支援チーム）が派遣される。I S U Tは、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、町等の防災対応を支援する役割を持つ。

町は、必要に応じて派遣されるI S U Tとも連携し、対応にあたるものとする。

第13節 人員確保計画

町は、災害時において自組織等のみでは災害に対処するために必要な要員を確保できないとき、国や県、他の地方公共団体、民間企業、NPO・ボランティアなどの応援を最大限活用する。

担当班	危機管理室、ボランティア班
主な関係機関	国、県、他の地方公共団体、民間企業、NPO・ボランティア

第1 実施責任者

本部長が実施する災害応急対策に必要な人員確保は、本部長が行う。

第2 人員の確保

- 1 災害応急対策を実施する際に不足する人員は、自治会、婦人会、民間団体等の協力を求め確保を図る。
- 2 町内において作業員が不足する場合は、建設業協会等に要請し、雇入れをする。
- 3 1及び2の対応でも、人員が不足するときは、知事又は近隣市町長に対して、ボランティア等の斡旋等を依頼する。
- 4 全国から自発的に集まるボランティアについても、貴重な人員として確保する。

第3 人員の配分

1 人員配分

人員配分担当は、災害対策本部事務局（危機管理室）とする。

2 人員の配分方法

各応急対策、復旧作業の実施担当責任者は、人員が必要な場合、作業内容、所要人員、期間、その他必要事項を明らかにし、人員供給の要請を行う。

町の災害対策本部事務局は、円滑な人員供給を図るため、所要人員数等を把握し、直ちに確保措置を図る。

第4 応援受入体制の整備

1 ボランティアの受入体制の整備

ボランティア班は、町内公共施設の適当な場所に王寺町災害ボランティアセンターを開設するとともに、ボランティアの活動状況を把握するボランティア台帳を作成し、危機管理室との連携のもと、日々の配分を行う。

2 滞在場所の調整

応援職員等の滞在場所は、県又は応援職員等を派遣する機関側で確保することを原則とするが、被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎の会議室等のスペースの提供を検討する。

第14節 公共土木施設の初動応急対策

町は、大規模災害により道路、橋梁、あるいは河川管理施設等の公共土木施設が被害損傷を受けた場合、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に機能回復のための応急復旧の措置を講ずる。

このため、各施設の管理者は、防災協定を締結している関係団体の協力を得て、障害物の除去及び二次災害防止等の初動応急対策を実施する。

担当班	施設班、危機管理室、調査班、消防団
主な関係機関	県、国土交通省近畿地方整備局、災害協定を締結する各種関係機関・団体

第1 被災直後の県・国等との連携

施設班は、地元からの被害情報を収集し、被害状況の把握に努め、危機管理室をとおりして、国、県等に伝え、情報の共有化を図る。さらに、災害協定を締結する各種関係機関、団体等の協力を得て、以下の状況を把握し、県及び関係機関に連絡する。

- 1 現地の被害情報の収集
- 2 緊急対応に必要な資機材の提供
- 3 河道の閉塞物の除去や道路交通確保のための障害物除去
- 4 被害箇所状況調査

また、近畿地方整備局が実施するTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）及びリエゾン（情報連絡員）による迅速な技術支援等の活動や、土砂災害防止法に基づく緊急調査（河道閉塞）との連携を図る。

第2 県による情報提供

調査班、危機管理室は、県からの情報により、関係班及び町民へ以下のとおり情報を提供する。

- 1 標識看板及び道路情報等により速やかに情報提供を行い、通行者に対して適切に迂回路への誘導を行う。
- 2 報道機関への広報とともに、詳細な道路規制・水防等に関する情報を町の公式サイトへの掲載や、メール配信システム等の活用により周知を行う。

第15節 道路等の災害応急対策計画

道路は、災害発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため速やかに情報収集を行い、路上の障害物の除去や簡易な作業による早期の道路啓開に努める。また、災害の拡大防止や二次災害の防止、交通路の安全確保のための応急対策を実施する。道路機能に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて町民へ広報する。

担当班	危機管理室、施設班、調査班、関係班
主な関係機関	県、高田土木事務所、奈良県広域消防組合（西和消防署）、西和警察署

第1 被害状況の把握と情報発信

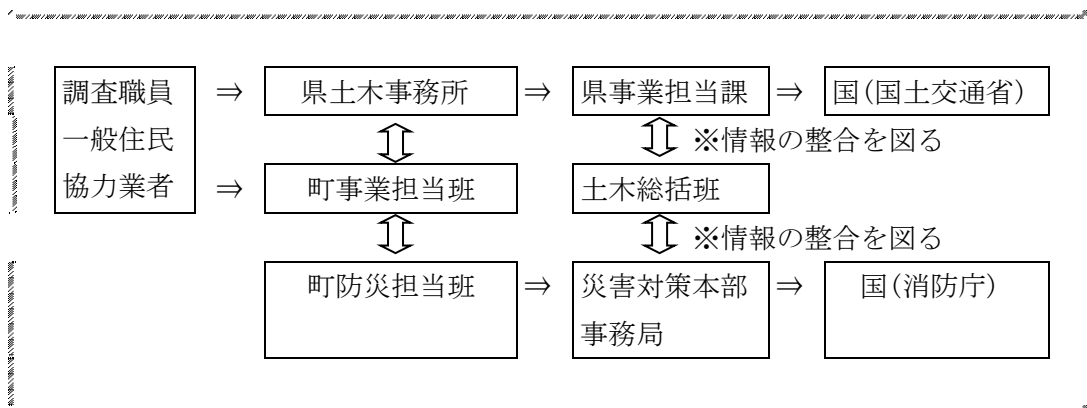
1 被害状況の迅速・的確な把握

道路管理者は、災害が発生した場合にはパトロール等により災害緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合は、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講ずる。また、施設班は、災害が発生したときは担当する調査事項について、被害状況を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに土木事務所に報告するとともに、危機管理室を通じて、県防災統括室に報告する。

被害状況の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適用の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

特に、当該被害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない災害である場合は、速やかにその規模を把握するための情報を収集するように留意する。

■ 情報の流れ



2 情報発信

町及び県は、災害時に町民に対して、適切かつ迅速な被災情報の提供を行い、町民生活の混乱防止を図る。また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報や、復旧工事の進捗による交通機能の回復等の情報は、速やかに報道機関を通じて町民へ広報する。

(1) 町民に対する広報の内容

- ア 道路等の土木施設の被害状況
- イ 交通規制の状況
- ウ 迂回の方法
- エ 仮復旧（交通機能復旧）の見込み
- オ 本復旧の見込み

(2) 広報の手段

- ア 道路情報板、臨時看板等による交通情報の提供、迂回誘導。
- イ 周辺住民へのポスターの掲示、ちらしの配布。
- ウ 町内防災放送による地域住民への周知。
- エ 報道機関への情報提供。
- オ 県ホームページ、県道路規制情報ホームページへの記載。
- カ 町メール配信システムの活用
- キ 道の駅、サービスエリアでの交通情報の提供。
- ク 国、警察との連携による広域情報発信。

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」(昭和54年3月1日締結)に基づき、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送株式会社に放送を依頼する。

また、町民からの多数の問い合わせに対応するため、災害情報センターが開設される場合には、同センターに最新情報を提供する。

第2 知事への自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣の要請は知事が行う。本部長は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは、知事に対して部隊等の派遣を要請するよう求める。

第3 災害復旧工事の実施

1 被害額の算定

町は公共施設等の被害状況、発生原因等を考慮し復旧事業計画を作成するとともに、国が復旧費用の一部を負担するものについては査定実施が速やかに行えるように努める。町は、被害を受けた機関の協力を得て、直接的被害額及び復旧事業に要する額等、必要な事項を調査し、国に報告する。被害調査に基づき、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当する場合は、政令指定を得るための適切な措置を講ずる。

2 復旧計画の策定

災害により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の復旧実施責任者において、早期復旧を目標に、現地調査、対策工法の検討等を実施し、復旧事業を推進する。

その際には、災害発生後の町民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本とする。

3 地元との情報共有

災害復旧計画の策定においては、地元大字や地権者等の意向を踏まえた計画となるように努力する。

特に、仮設工事の借地を含めて、用地の協力が必要となる場合には、円滑な復旧工事の実施に向けて十分な事前説明を行い、合意形成を図る必要がある。

4 進捗管理の徹底

大規模災害における復旧工事においては、当初の調査不足による工法変更や、工事が集中することによる現場の錯綜、資機材や労力の不足等の事態が予想される。

このため、工事について進捗管理を徹底するとともに、問題が生じた場合には速やかに関係機関と協議を行い、対処方法を検討する必要がある。また、他機関が行う復旧工事も含めた広域的な施工手順の調整を行うとともに、大規模発注による一括施工と分割発注による並行作業とを必要に応じて選択し、資機材や労力を全国的に求めるとともに工期の短縮を図る。

5 復旧状況の情報発信

道路等の公共施設の機能不全は、現在の地域経済に大きな影響を与えるだけでなく、将来に渡って影響が及ぶとの懸念から、長期に渡り経済活動を停滞させる要因となる。また、遠方の地域においては復旧状況が伝わりにくく、憶測から交流を避ける傾向となる。

このような風評被害を防ぐとともに、地域の活気を助長するために、復旧状況の現状と今後のスケジュールについて、常に最新情報を広域に発信し復旧活動をアピールする。

第16節 ライフライン施設の災害応急対策計画

ライフライン施設管理者は、災害発生時における速やかな情報収集による迅速な初動対応と被害の拡大防止対策を実施し、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧実施に努める。

担当班	上下水道班、危機管理室、施設班
主な関係機関	県、関西電力送配電株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社ドコモCS関西、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、奈良県広域消防組合（西和消防署）、西和警察署、奈良県高圧ガス地域防災協議会、一般社団法人奈良県LPガス協会、大阪ガス株式会社

第1 上水道

1 応急措置

上下水道班は、災害発生時に、取水・導水・浄水・送水の各施設についての被害状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。

また、小規模な配水管が破損した場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

2 応急復旧

- (1) 各水源の取水施設・導水施設及び浄水施設の復旧を最優先に行い、順次浄水場に近い箇所から送水管の復旧を進める。
- (2) 応急復旧作業の実施に際しては、補修専門業者に要請するとともに、建設業者の応援を求める。
- (3) 被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材は早急に発注する。
- (4) 上下水道班は、応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、危機管理室と連携を図りつつ、速やかに相互応援協定等に基づく応援の要請を行う。また、必要に応じて県を通じて県内市町村・厚生労働省・他府県及び日本水道協会等関係団体に対し、広域的な支援の要請を行う。
- (5) 配水支管・給水管の被害が大きい地域においては、拠点給水・運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合や、復旧に長時間を要する場合は、仮設管による通水などにより、できるだけ迅速に断水地域を解消する。
- (6) ほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。
- (7) 給水計画については、「第3章 第23節 給水計画」を参照する。

第2 下水道

1 応急措置

(1) 緊急調査

上下水道班は、地震災害の発生時に管渠について地表より目視により、また、ポンプ場の各施設については施設内を巡視により被災状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。

また、下水道に関わる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、応急復旧工事が完了するまで、生活水の節水に努めるよう周知する。

(2) 応急調査

応急調査は、施設内を直接目視することにより、施設の機能、構造の被害を把握する。また、必要に応じ、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき県等の支援を要請する。

2 応急復旧

- (1) 下水管渠の被害に対しては、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂しゅんせつ、臨時の管路施設の設置等、汚水、雨水の疎通に支障のないように応急処置を講じ、万全な排水対策をとる。
- (2) ポンプ場の被害に対しては、電源施設、揚水機能等の回復を図るための応急処置を講じて万全な下水処理の復旧に努める。また、燃料の漏えいの有無を点検し、速やかに応急処置を講ずる。
- (3) 応急復旧作業に必要な要員として補修専門業者を確保するとともに、建設業者の応援を求める。
- (4) 被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達する。また、不足する資材については早急に発注手配する。
- (5) 停電等の影響があり自家発電設備の稼働が必要になった場合は燃料が不足する事態を想定して早急に燃料を調達する。

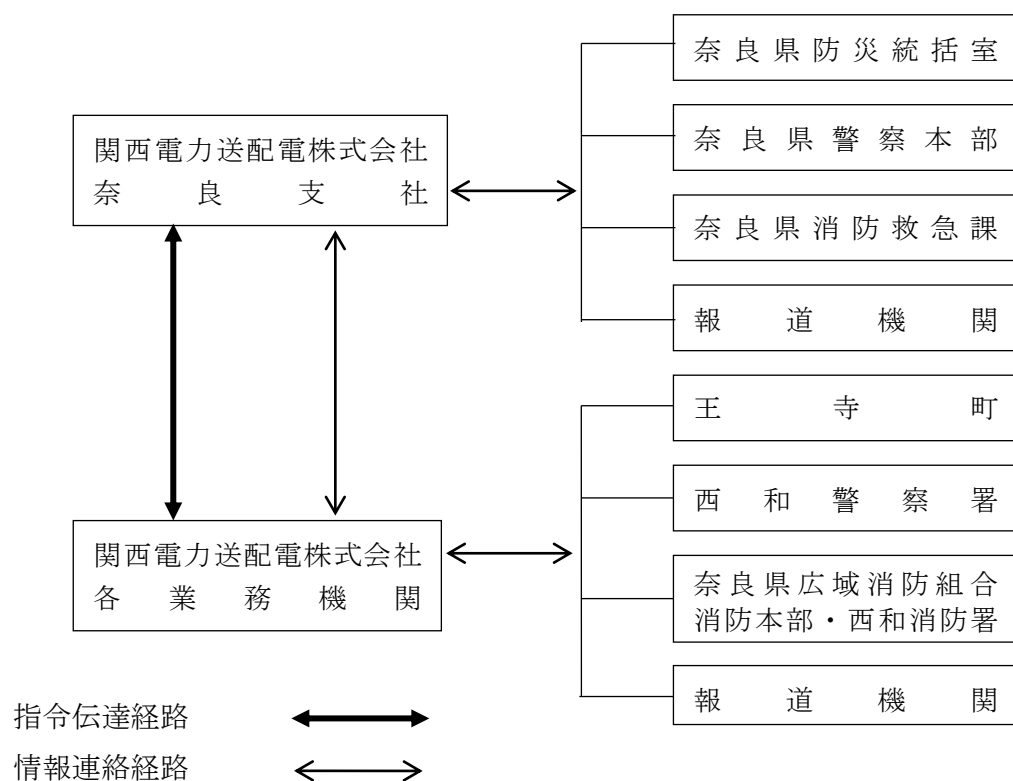
第3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

風水害をはじめとする各種災害により電力設備被害が発生した場合における、電力の早期復旧のための対策について定める。

1 通報・連絡

(1) 通報・連絡の経路

通報・連絡は以下のとおりとする。



(2) 通報・連絡の方法

通報・連絡は、第2章第15節「ライフライン施設の災害予防計画」第3「電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）」を準用する。

2 災害時における情報の収集、連絡

(1) 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、必要に応じ次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

ア 一般情報

(ア) 気象、地象情報

(イ) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報

(ウ) 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、電力利用者等への対応状況）

(エ) その他災害に関する情報（交通状況等）

イ 当社被害情報

(ア) 電力施設等の被害状況及び復旧状況

(イ) 停電による主な影響状況

(ウ) 復旧資材、復旧要員、食料等に関する事項

(エ) 従業員等の被災状況

(オ) その他災害に関する情報

(2) 情報の集約

独自に国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関及び請負会社等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

3 災害時における広報

(1) 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を必要に応じ行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を必要に応じ行う。

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと

イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターへ通報すること

ウ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと

エ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、必ず電気店等で点検してから使用すること

オ 屋外に避難するときは、ブレーカーを必ず切ること

カ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること

キ 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること

ク その他事故防止のため留意すべき事項

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 対策要員の確保

(1) 対策要員の確保

ア 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ 対策組織が設置された場合、対策要員は、速やかに所属する対策組織に出動する。

(2) 復旧要員の広域運営

他電力会社他、一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送配電ネットワーク株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

5 災害時における復旧用資機材等の確保

(1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

ア 現地調達

イ 対策組織相互の流用

ウ 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

復旧用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼する等、迅速な確保に努める。

6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

7 災害時における県への支援要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、県へ支援を要請する。

8 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

ア 水力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

ウ 変電設備

機器損傷事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

オ 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

応急工事の作業にあたっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

9 復旧計画

設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- (1) 復旧応援要員の必要の有無
- (2) 復旧要員の配置状況
- (3) 復旧機資材の調達
- (4) 復旧作業の日程
- (5) 仮復旧の完了見込み
- (6) 宿泊施設、食料等の手配
- (7) その他必要な対策

10 復旧順位

復旧計画の策定及び実施にあたっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

第4 電信電話施設

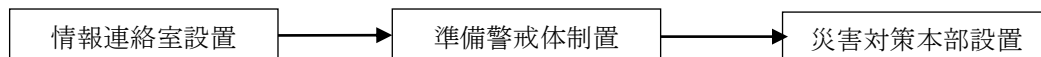
1 西日本電信電話株式会社

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しい輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施する。

(1) 発生直後の対応

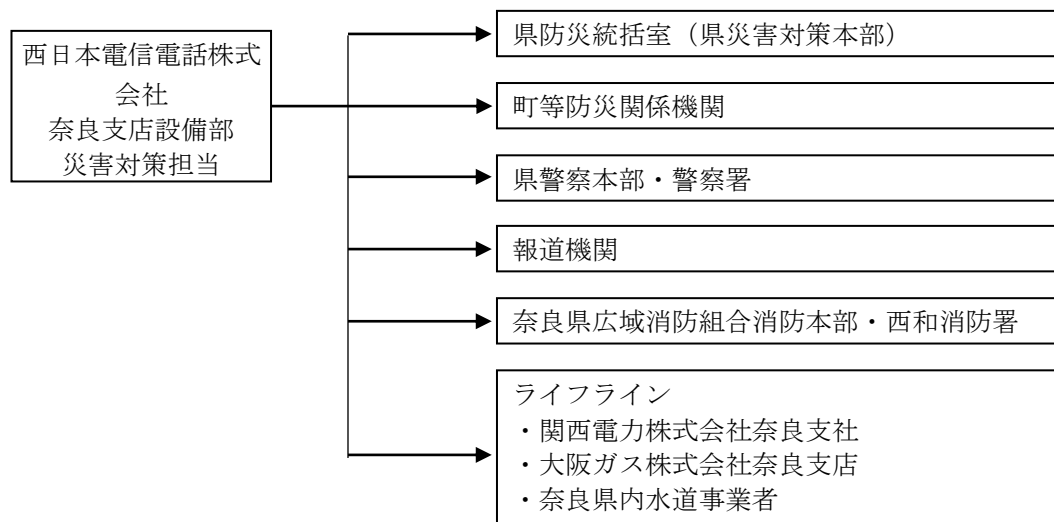
ア 災害対策本部（災害情報連絡室）の設置

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるように、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施する。



イ 災害対策情報の連絡体制

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県（県災害対策本部又は防災統括室）等の防災機関へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速かつ的確に収集し、必要な事項を情報統括班が速やかに報告する。



ウ 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- (ア) 気象状況、災害予報等
- (イ) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- (ウ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- (エ) 被災設備、回線等の復旧状況
- (オ) 復旧要員の稼働状況
- (カ) その他必要な情報

エ 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、通信設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努める。

- (ア) 災害発生のおそれがある場合、事前に復旧要員等を確保する。
- (イ) 復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。
- (ウ) 被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、西日本電信電話株式会社グループ総体として広域復旧体制を整える。

オ 防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施する。

(2) 災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報する等、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

ア 被災等の問合わせに対する受付体制を整える。

イ 被害規模・内容によっては、トーキー案内を行う。

ウ 広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。

エ 報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。

オ 有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

(3) 応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講ずる。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ別表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

■ 電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

順位	復 旧 回 線
第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 ☐ 気象機関 ☐ 水防機関 ☐ 消防機関 ☐ 災害救助機関 ☐ 警察機関 ☐ 防衛機関 ☐ 輸送の確保に直接の関係ある機関 ☐ 通信の確保に直接関係のある機関 ☐ 電力の供給の確保に直接関係のある機関

順位	復 旧 回 線
第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 ○ ガス供給の確保に直接関係のある機関 ○ 水道供給の確保に直接関係のある機関 ○ 選挙管理機関 ○ 新聞社、放送事業又は通信社の機関 ○ 預貯金業務を行う金融機関 ○ 国又は地方公共団体（第一順位となるものを除く）
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

(4) 通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施するものとする。

(5) 通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行う。

(6) 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(7) 災害対策用無線機による措置

災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生するおそれのある場合は、災害対策用無線機による措置を行う。

2 株式会社ドコモCS関西（携帯電話）

株式会社ドコモCS関西はNTTグループで「防災業務計画」を定めており、以下のとおり実施する。

(1) 社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ別に定める社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

(2) 警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置をとる。

(3) 通信の非常疎通措置

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ別に定める社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

ア 重要通信の疎通措置

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

(ア) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとること。

(イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、関連法令等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。

(ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、関連法令等の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。

(エ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。

(オ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。

イ 携帯電話の貸出し

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

ウ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板等を速やかに提供する。

(4) 社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し資材及び物資対策、交通及び輸送対策、電源対策、その他必要な事項について、応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

(5) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

3 KDDI株式会社（携帯電話）

KDDI株式会社は、KDDI防災業務計画の定めるとおり以下を実施するものとする。

(1) 情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。

ア 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。

イ 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

(2) 準備警戒

災害予報が発表された場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。

(3) 防災に関する組織

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。

イ 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

(4) 通信の非常疎通措置

ア 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

(5) 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

(6) 設備の復旧

被災した通信設備等の復旧工事は、応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づいて必要な改良事項を組み入れて設計し、実施するものとする。

4 ソフトバンク株式会社（携帯電話）

ソフトバンク株式会社は災害時において、防災業務計画の定めるとおりの措置を実施するものとする。また、基地局によるサービス提供が困難となった場合等、基地局

の復旧はもとより、通信サービスを提供するためエリアの確保を様々な手段をもって整える対策を講じている。

(1) 顧客への発災時の支援

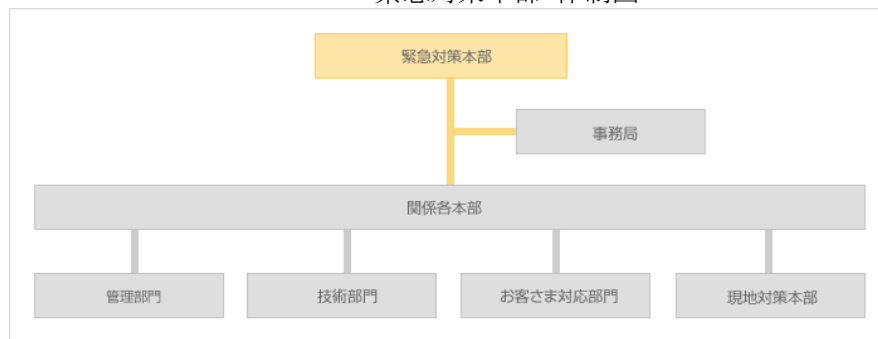
- ア 発災情報の通知
- イ 被災情報の相互連絡
- ウ 貸出用携帯電話等の配備
- エ 位置情報通知システム
- オ WEBサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知
- カ WEBサイト上での災害関連地域情報の公開

(2) 通信サービス確保の対策

ア 緊急対策本部の設置

大規模災害発生時には、ソフトバンク株式会社が被害情報の収集を行い、そのうえで、被害状況に基づき、緊急対策本部を設置し、通信ネットワークの早期復旧等の対策を講ずる。

緊急対策本部 体制図



イ 通信の確保・維持

(3) 通信エリアの復旧と確保

ソフトバンク株式会社では、基地局が災害によって被災し利用できなくなった場合、状況に合わせて主に以下の対応を実施し、早期に通信エリアが確保できるように努める。

- ア 停電基地局の発電機設備による電源確保
- イ 移動無線基地局車・可搬型衛星基地局の配備による臨時基地局の設置
 - (ア) 移動無線基地局車
 - (イ) 可搬型衛星基地局
- ウ 新規伝送路確保による既存基地局復旧
- エ 基地局の建て直し
- オ 燃料調達
- カ 移動電源車
- キ 周辺基地局によるエリア救済
- ク 代替基地局設備の導入

(4) 災害時通信サービス

- ア 緊急速報メール
- イ 災害用伝言板サービス
- ウ 災害用音声お届けサービス
- エ WEBサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

第5 ガス

1 高圧ガス・L P ガス

(1) 高圧ガス貯蔵施設等

高圧ガス事業者等は、高圧ガスによる災害を最小限にとどめ、高圧ガスの製造者及び消費者並びに周辺地域住民の安全を確保するため、消防署、警察署、県及び奈良県高圧ガス地域防災協議会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り、次の措置を講ずる。

ア 施設が危険な状態となったとき、直ちに作業を中止し関係者以外は退避させる。

また、発生した高圧ガスに係る事故等の応援活動に関して、指定された防災事業所への応援活動の要請及び関係先への通報を迅速にし、事故の拡大を防止する。

イ 高圧ガスの漏えい、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の各種弁類等の緊急遮断措置を行うとともに災害の拡大防止措置を講ずる。

また、毒性ガスについては、空気呼吸器等保護具を装備のうえ実施する。

ウ 高圧ガス関係事業者は、被災施設周辺に所在する地域住民に対し、避難誘導を行う。

エ 応援活動に必要な資材、器具等の管理を行う。

オ 関係行政機関との連携及び他地域の高圧ガス地域防災組織との連絡調整を行う。

(2) L P ガス貯蔵施設等

L P ガス事業所は、L P ガスによる災害を最小限にとどめ、L P ガスの消費者及び周辺地域住民の安全を確保するため、消防署、警察署、県及び一般社団法人奈良県L P ガス協会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り、次の措置を講ずる。

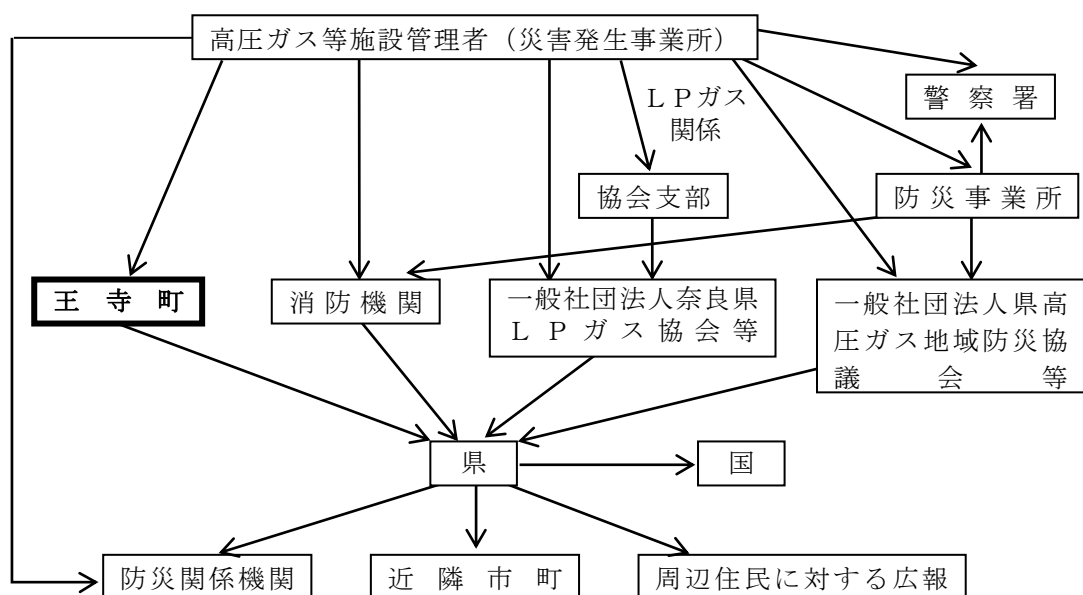
ア 事業所等は、地域のL P ガスの被害状況の把握に努めるとともに、被害状況を一般社団法人奈良県L P ガス協会等の保安関係団体に連絡及び報告等を迅速に行う。

また、一般社団法人奈良県L P ガス協会等は、被害状況を取りまとめ、県への連絡及び報告等を適切かつ迅速に行う。

イ 事業所等は、被害状況に応じて、応急処置の指示・出動による対処を迅速に行う。

ウ 事業所等は、必要に応じて、協会支部を活動単位とする地域防災組織に応援出動、防災資機材の提供を要請するものとし、併せて、受入に必要な作業を行う。

■ ガス災害応急対策に係る情報系統図



※防災事業所は、一般社団法人奈良県L P ガス協会及び保安センターを指す。

2 大阪ガス株式会社（都市ガス）

各ガス事業者は、ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏えいによる二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガス供給を確保する。災害発生時には「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連携協力のもとに応急対策を実施する。

(1) 情報の収集、伝達及び報告

ア 気象予報等の収集、伝達

ガス事業者は、気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所に伝達する。

イ 通信連絡

(ア) ガス事業者は、災害発生時に主要事業所間の通信手段を確保するため無線通信網を確保

(イ) ガス事業者は、事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡を確保

(ウ) ガス事業者は、対策本部を設ける事業所に対し、停電時対策として非常電源装置を設置

ウ 被害状況の収集、報告

ガス事業者は、管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

(2) 応急対策要員の確保

ア 待機及び非常召集に基づく動員実施

ガス事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。また、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

イ 被災をまぬがれた事業者からの協力体制の活用

ガス事業者は、大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

(3) 災害広報の実施

ガス事業者は、災害時において、混乱を防止し、被害を最小限にいとどめるため必要があるとき、顧客及び一般住民に対し災害に関する各種の情報を広報する。

(4) 危険防止対策

ガス事業者は、水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。

なお、関係機関との情報連絡を行うとともに、過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。

(5) 応急復旧対策

ガス事業者は、供給施設の災害復旧について、被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガスの供給を再開する。

また、災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、救助・救急活動の拠点となる場所等を原則として優先する等、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから実施する。

なお、供給施設及び供給区域内で施設の受けた被害状況、応急対策実施状況、その他各種の情報については、本部で収集する。

第17節 危険物施設等災害応急対策計画

町、県及び関係団体は、危険物施設、高圧ガス・LPガス及び火薬類による災害及び火災について、周辺住民等の安全を確保するため、次のような応急措置をとるものとする。

担当班	衛生班、危機管理室
主な関係機関	県、奈良県広域消防組合（西和消防署）、危険物等施設管理者

第1 危険物施設対策

町、県、消防機関及び施設の管理者は、水害・土砂災害に伴って屋外タンク等の危険物施設が破損あるいは不等沈下し、石油類等が流出又は火災が発生した場合は、次の応急措置をとる。

1 実施責任者

- (1) 危険物の所有者、管理者又は占有者は、災害時における危険物等の保安措置を行う。
- (2) 災害時における危険物等による災害の防止のために必要な措置は、本部長が行う。

2 町及び消防機関が実施する対策

- (1) 関係防災機関及び流出下流地域への通報
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導及び群衆整理
- (4) 消防活動及び被災者の救出救助
- (5) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止
- (6) 周辺住民に対する広報

3 施設の管理者が実施する対策

- (1) 関係防災機関への通報
火災の場合は消防機関に通報するが、石油類流出の場合は「異常水質対応措置要領」に基づき、消防機関のほか県景観・環境総合センター、県環境政策課に次の事項を速やかに連絡する。
ア 発生日時及び場所
イ 通報者及び原因者
ウ 下流での水道水源の有無
エ 現状及びその時点での対応状況
- (2) 消防活動及び被災者の救出救助
- (3) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

第2 火薬類施設災害応急対策

衛生班、県及び施設の管理者は、水害・土砂災害等により火薬類貯蔵施設等の付近で火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火、爆発、流出等のおそれがある場合、次の応急措置をとる。

1 事業所等の応急措置

- (1) 事業者は災害が発生した場合は、直ちに警察及び消防機関（町）に連絡する。
- (2) 事業者は、火薬庫の周辺に災害が発生した場合、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じたときは、貯蔵中の火薬類を近隣の火薬庫等に迅速に搬出する。搬出の余裕がないときは、火薬類等を水中に沈める等、安全な措置を講じる。搬出に際しては、警察、消防機関及び県に対し、連絡を取り対処する。
- (3) 火災・爆発等が発生した場合は、主に延焼防止活動を行うとともに、消防機関へ迅速に連絡し、消火活動等に必要な情報を消防職員に提供する。

- (4) 製造所においては、作業者の安全確保のため、防災関係者以外の作業員を迅速に安全な場所に避難させる。
- (5) 事業者は、状況により、防災要員以外の作業者及び周辺住民に対して避難誘導を行う。
- (6) 災害が発生した場合は、直ちに警察及び消防機関に連絡する。

2 災害場所の応急措置

- (1) 災害が発生した場合は、直ちに警察及び消防機関に連絡する。
- (2) 災害により火薬類が埋没した場合、火薬類の存在する場所が分かるよう旗等により標示し、見張人を置くとともに関係者以外は立入禁止の措置を講ずる。
- (3) 火災・爆発等が発生した場合は、作業者等を迅速に安全な場所に避難させるとともに、二次災害を防止する措置を講ずる。
- (4) 火薬類の流出があった場合は関係機関と連携し回収を行う。

3 消防機関の対策

- (1) 消防活動及び被災者の救出救助
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導
- (4) 周辺住民に対する広報

第3 毒物・劇物保管施設災害応急対策

衛生班、施設の管理者、消防機関、警察は、毒物・劇物の漏えい、流出、浸出、拡散等の事故が発生した場合、次の応急措置をとる。

- 1 施設管理者
 - (1) 保健所、警察及び消防署への通報
 - (2) 中和剤による除毒作業
- 2 消防機関
 - (1) 被災者の救出救助
- 3 警察
 - (1) 立入禁止区域の設置及び交通規制
 - (2) 避難誘導
- 4 町
 - (1) 周辺住民に対する災害発生の広報活動

第4 放射性物質保管施設災害応急対策

衛生班、県及び施設の管理者は、放射性物質の放射線災害が発生した場合は、次の応急措置をとる。

- 1 関係防災機関への通報
- 2 放射線量の測定
- 3 危険区域の設定
- 4 立入禁止制限及び交通規制
- 5 危険区域住民の退避措置及び群衆整理
- 6 被ばく者等の救出救助
- 7 周辺住民に対する広報
- 8 その他災害の状況に応じた必要な措置

救助・医療活動計画**第18節 救急、救助活動計画**

本部長は、災対法第62条第1項に基づき、応急措置としての救助を行う。
救助法が適用される大規模な災害は、同法の基準により応急救助を実施する。

担当班	消防団
主な関係機関	西和警察署、奈良県広域消防組合（西和消防署）、県、自衛隊

1 実施責任者

被害者の救出の実施責任者は下表のとおりである。

■ 救出の責任者と法的根拠

実施責任者	適用内容	根拠法令
西和警察署長 西和消防署長	災害により町民の生命、身体、財産に 危険が迫った場合、危険状態からの救出	警察法第2条 警察官職務執行法第4条 消防組織法第42条
本部長	被害者の救出	災対法第62条 救助法第2条 救助法施行令第1条

2 救出の方法

- (1) 消防団員と町職員が中心となり、救助チームを編成し、警察官、消防署員とともに実施する。
- (2) 被害が甚大で現場の人員では救出できない場合は、県に救出応援要請、又は自衛隊派遣要請を行う。

3 救急活動

- (1) 町民は、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い被害の軽減に努める。
- (2) 町は、迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。
- (3) 町は、医療機関の受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。
- (4) 町は、道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などには、県にヘリコプターによる救急搬送の実施を要請する。

4 救助活動

- (1) 自主防災組織等は、独力で救助可能な場合には自主的に被災者の救助を行う。
- (2) 町は、救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救助活動を行う。
- (3) 町は、自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

5 各関係機関の相互協力

町及び各消防防災関係機関は、救助活動等を行うにあたって、相互に情報を提供したり効率的に作業分担をしたりするための連絡調整窓口を設け、救急救助活動を相互協力して実施できるようにする。

(注) 消防機関及び県警察は消防組織法第 42 条で相互協力することとなっている。
また、消防機関及び自衛隊は「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」で相互協力することとなっている。

6 救出の対象者

救出の対象者は次のとおりである。

- (1) 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者
 - ア 増水した河川に転落したような場合
 - イ 崖崩れ、土石流、地すべり等のため土砂や家屋の下敷きになったような場合
 - ウ 流出家屋とともに流されて孤立し、又は取り残されたような場合
- (2) 災害のため、生死不明の状態にある者
 - ア 行方不明の者で、諸般の事情から判断して生存していると推定される場合
 - イ 行方は分かっているが、生存しているか否か明らかでない場合

7 救助法が適用された場合

災害発生時、救助法が適用された場合、実施される救助活動は国の責任において知事により行われるが、救助活動を迅速に実施する必要性から、救助活動の職種の一部を知事より委任された本部長が実施する。

8 救出期間

救助法に定める救出期間は、災害発生の日から 3 日以内である。救助法の適用外の時にも、それを準用する。

9 救出のための費用

救出に要する費用の範囲、額等は、救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。救助法では、当該地域における通常の実費となっている。

10 死亡の推定

期間内に生死が明らかにならない場合は、死亡と推定し、救助法に基づき「遺体の搜索」を行う。

11 自衛隊の派遣

自衛隊の派遣については、第 3 章第 12 節 「受援体制の整備」による。

第19節 保健医療活動計画

町は、災害時に、迅速な医療・助産が行えるよう、応急医療、救護、搬送体制を整備する。町は、救助法が適用されない場合においても、その水準に準じた医療・助産・救護体制を配備する。

担当班	保健班、輸送班、危機管理室
主な関係機関	県、県及び町医師会・歯科医師会・薬剤師会、県病院協会、県看護協会、県精神科病院協会、日本赤十字社奈良県支部、中和保健所、基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院、自衛隊

第1 対象者

- 1 災害により負傷し、又は救護、治療を要し医療機関へ搬送すべき者
- 2 災害発生の日以前、又は災害発生後7日以内に分娩した者で助産の途を失った者
- 3 被災現場で応急措置を施す必要のある者

第2 保健医療活動

- 1 町は、被災状況に応じて、地区医師会又は医療機関に医療救護班の派遣を要請し、医療救護活動を行う。
- 2 町は、町の対応能力のみでは不足すると認めるときは、県保健医療調整本部に保健医療活動チームの派遣を要請する。
- 3 町は、医師会等と連携して、医療救護所を設置・運営するとともに医療ニーズを把握する。
- 4 町は、地域の医療機関の被災状況及び診療継続状況を把握し、県保健所と情報共有を図るとともに、保健ニーズの把握に努め、県と協力し避難住民等への保健医療活動を行う。

第3 救護・助産体制

1 救護所の活動内容

- (1) 負傷者の重症度判定（トリアージ）
- (2) 負傷者に対する応急処置
- (3) 入院患者の移送及び病院避難の支援
- (4) 死亡の確認
- (5) 遺体の検案等の協力（状況に応じて）

2 災害派遣医療チーム（DMAT）

県と災害拠点病院による災害派遣医療チームDMATの出動が想定される場合は、県保健所保健医療対策本部内にDMAT調整班を設置する。

また、県と災害拠点病院は、DMAT活動の調整にあたって、「奈良県DMAT運用マニュアル」に基づき、災害医療コーディネーターと調整を図る。

※ 災害医療コーディネーター：災害時に県や保健所が保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に支援し、被災地の医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等を行う者

3 通行可能な道路の連絡

輸送班は、調査や救助を行っている他の班や他の機関と連携して通行可能な道路の把握を行い、適宜危機管理室に伝える。

4 町医師会の参集協力

保健班は、やわらぎ会館等に応急救護所を設け、医師、看護師、保健師等の協力が必要なとき町医師会をととして救護所への参集協力を求める。

5 応急手当・トリアージの実施

保健班は、応急救護所で、応急手当のほかトリアージを実施し、救命処置を必要とする重症患者から医療機関に迅速に搬送する。

6 県、赤十字、自衛隊等の協力

保健班のみで対応ができない場合は、県防災統括室を通じ、赤十字、自衛隊等に応援を要請する。

7 災害派遣精神医療チーム（DPAT）

保健班は、県等の協力のもとで、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等による心の対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により被災者に対する心のケアチームを組織する。災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりである。

- (1) 傷病者に対する精神科医療
- (2) 被災者及び支援者に対する精神保健活動

8 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）

保健班は、県等の協力のもとで、必要に応じ、避難所運営における健康管理に関するマネジメント業務等を支援する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）を要請する。

第4 臨時の医療施設に関する特例

著しく異常な災害において、臨時の医療施設に関する特例として、以下の事項が定められている。（災対法第86条の3）

- 1 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該災害に係る臨時の医療施設（被災者に対する医療の提供を行うための臨時の施設をいう。以下、この条において同じ。）が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定する。
- 2 前項の規定による指定があったとき、政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が開設する臨時の医療施設については、医療法（昭和23年法律第205号）第4章の規定は、適用しない。
- 3 災対法第86条の2第2項及び第3項の規定による指定があった場合において、前項に規定する臨時の医療施設について準用する。

第5 傷病者等、医療救護スタッフ、医薬品等の搬送

1 傷病者等の搬送

関係機関は、応急手当等がなされた傷病者で、後方医療機関への収容を必要とする場合の搬送を、状況に応じ次のとおり行う。

- (1) 町等の消防機関に搬送を要請
- (2) 医療機関の患者搬送車で搬送
- (3) 保健班が使用している自動車で搬送
- (4) 広域搬送等を必要とする場合

関係機関は、広域搬送等を必要とする場合、奈良県消防防災ヘリコプターによる緊急運航を要請する。

なお、消防防災ヘリコプターが出動できない場合は、自衛隊にヘリコプターでの搬送を要請する。

2 医療救護スタッフの搬送

関係機関は、医療救護班等の医療救護スタッフについて、原則としてあらかじめ確保した車両で搬送する。

3 医薬品等の搬送

関係機関は、医療救護活動に必要な医薬品、医療資機材について、原則として県医薬品卸共同組合の車両で搬送する。

4 ドクターヘリの受入体制の確保

危機管理室は、ヘリコプターを活用した医療機関への搬送活動の円滑な対応のため、ドクターヘリの受入体制を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

第6 後方医療体制

災害拠点病院（地域災害医療センター及び基幹災害医療センター）及び被災をまぬがれた医療機関は、医療救護所等からの傷病者等を可能な限り受入れ、治療にあたる。

第7 医薬品等の供給

保健班は、災害時の医療救護班用として必要な医薬品等を確保するとともに、なお不足する場合、県に支援を要請する。

第8 精神障害者対策及びメンタルヘルス対策

保健班、中和保健所及び精神保健福祉センターは、精神障害者及びメンタルヘルス対策として、次の対策を講ずる。

- 1 避難所・仮設住宅等への巡回健康相談
- 2 被災地における心身の健康維持や在宅療養者等メンタルヘルスケア

第9 保健所等による健康管理

保健班は、中和保健所とともに、保健師等により避難所等における健康相談、地域における巡回相談、その他必要な保健活動を行う。保健師の保健活動にあたっては「奈良県災害時保健活動マニュアル」を参考にする。

1 避難所での保健活動

避難所における保健活動については、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 避難所の保健活動は、環境面・運営面・町民支援・情報管理等の分類で行う。
- (2) 避難所で起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防と対策を行う。
- (3) 町は避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、中和保健所に報告する。

2 在宅被災者等への支援体制の整備

町は、避難せず自宅にとどまる被災者や避難所から自宅に戻った在宅被災者について、保健師等支援チーム等を活用し、迅速に在宅被災者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と必要な支援を行う。保健活動については、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 在宅避難の要配慮者については、必要な支援物資の配備や、適切な保健福祉サービスが継続して受けられるように手配を行う。
- (2) 在宅避難でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防に関する啓発と必要な支援を行う。

- (3) 町は在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、中和保健所を通じて保健医療調整本部に報告する。

第10 在宅難病患者に関する活動

保健班は県の協力のもと、災害時の在宅難病患者支援対策として、次の活動を行う。

1 避難誘導と安否確認

- (1) 町民の協力による難病患者の避難誘導と孤立患者の把握
- (2) 保健班、中和保健所、訪問看護ステーション等による安否確認

2 医療に関する情報発信と手段の確保

- (1) 入院や診療可能な医療機関の把握と情報の発信（奈良県広域災害・救急医療情報システム等の活用）
- (2) 医療機関受診にかかる交通手段の把握と情報の発信
- (3) 医薬品、医療用具、経管栄養剤等の不足状況の把握とその確保

3 要継続的医療支援者（人工透析患者、人工呼吸器使用者等）の支援

町は県（地域保健医療調整本部）と協力し、災害時においても継続的な医療支援が必要となる要継続的医療支援者対策として次の活動を行う。

- (1) 人工透析患者への支援

県（地域保健医療調整本部）と連携し、透析施設の被災状況、稼働状況、水、医薬品等の不足状況及び人工透析患者の状況把握に努める。透析施設に優先的に水を供給するとともに、必要に応じて消防機関と調整し、施設までの移動手段の確保及び避難誘導を行う。また、透析患者に対し、透析施設の稼働状況等の情報を提供する。

- (2) 人工呼吸器等使用者への支援

在宅難病患者（指定難病特定医療受給者証保持者等）の安否確認や被災状況の把握に努めるとともに、人工呼吸器等使用者に対応可能な医療機関の情報を収集する。

県（地域保健医療調整本部）と連携し、人工呼吸器等の電源確保・供給を行うとともに、対応可能な医療機関の情報を提供する。

緊急輸送計画

第20節 緊急輸送計画

町は、災害時の救助活動・救急搬送・緊急物資の輸送等を迅速、的確に実施するために、陸上交通路、航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、要請によるヘリコプター等を調達するなど、輸送力の確保に万全を期する。また、それに対応できる緊急輸送体制を確保する。

担当班	危機管理室、総務班、施設班
主な関係機関	西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社

第1 緊急輸送の範囲

総務班及び施設班は、緊急度に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

1 第1段階

- (1) 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資
- (2) 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
- (3) 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員及び災害対策要員並びに物資等
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
- (6) 被災者に対して災害対策本部等が供給する食料及び水等生命維持に必要な物資
- (7) 被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資
- (8) 被災者の緊急避難場所から避難所等への移送

2 第2段階

- (1) 上記1の続行
- (2) 要配慮者の保護にかかる二次的避難所への移送
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な要員及び物資

3 第3段階

- (1) 上記2の続行
- (2) 災害復旧に必要な要員及び物資

第2 輸送力の確保

1 町及び防災関係機関の措置

- (1) 総務班及び施設班は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両及び車両用燃料等の調達先及び必要数を明確にし、要員及び物資等の輸送手段を確保する。
- (2) 総務班及び施設班が運用又は調達する輸送車両等が不足した場合は、次の事項を明示して県又は他市町村等に斡旋を要請する。
 - ア 輸送区間及び借上期間
 - イ 輸送人員又は輸送量
 - ウ 車両等の種類及び台数
 - エ 集結場所及び日時
 - オ 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
 - カ その他必要事項

2 西日本旅客鉄道株式会社及び近畿日本鉄道株式会社の措置

西日本旅客鉄道株式会社及び近畿日本鉄道株式会社は、列車の特発、迂回運転、災害応急対策物資、要員の優先輸送等の必要と認められる措置をとり、万全を期する。

第3 緊急輸送体制の確立

1 緊急輸送道路の確保

道路は、災害において、消火・救急・救助活動及び緊急物資輸送等を支える施設であるため、円滑に機能するよう対策を講ずる。

また、速やかに復旧活動を行い、二次災害を最小限に食い止めるために、交通路を確保する。

- (1) 被災情報の収集及び道路啓開
- (2) 交通規制

2 航空輸送の確保

危機管理室は、緊急輸送及び陸上交通の途絶等のための孤立地帯への輸送が必要な場合、航空機（ヘリコプター）の使用を検討する。また、災害活動用緊急ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部等に報告する。

第4 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両及び立ち往生車両対策

1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

道路管理者は、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、区間を指定して次の対策を実施できる。

- (1) 緊急車両の妨げとなる放置車両及び立ち往生車両の運転者等に対して移動を命令
- (2) 放置車両及び立ち往生車両の運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動

2 土地の一時使用等

道路管理者は、1の措置のためやむを得ない場合、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行うことができる。

3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- (1) 県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置を要請することができる。
- (2) 国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示を行うことができる。
- (3) 知事は、町に対し、1の措置について指示を行うことができる。

第21節 災害警備、交通規制計画

町は、県警察本部及び西和警察署等とともに、災害時の初動体制を確立し、迅速かつ的確な災害警備活動を行う。また、交通の安全を確保し、円滑な災害応急・復旧対策を行うための交通規制等を行う。

担当班	危機管理室、総務班、輸送班、施設班、消防団
主な関係機関	県警察本部、西和警察署、県公安委員会

第1 災害警備

警察は、暴風、大雨、洪水等による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町民の生命、身体及び財産の保護並びに治安維持に万全を期すとともに、迅速かつ的確な警察活動を行う。

消防団は、県警察本部及び西和警察署等と協力し、災害の発生に際し、的確な状況把握と適正な判断により、速やかに初動体制を確立するとともに次に定める活動を行う。

- 1 気象情報等の収集及び伝達
- 2 被害の実態把握
- 3 河川、ため池その他の危険箇所の警戒
- 4 町民に対する避難の指示及び誘導
- 5 人命の救助及び行方不明者の捜索
- 6 死体の調査等及び検視
- 7 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制
- 8 災害に関する広報活動
- 9 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

また、県警察は、必要により、速やかに広域緊急援助隊の派遣等広域的な援助の要請措置をとる。

第2 輸送対象

災害時の輸送の対象となるものは、おおむね次のとおりである。

- 1 被災者
- 2 災害対策要員
- 3 救援用物資・資機材
- 4 救急医療品・衛生材料・医療器具
- 5 飲料品・食料・生活必需品
- 6 除去された障害物、ごみ、し尿
- 7 遺体
- 8 応急復旧資機材
- 9 応急復旧作業員

第3 輸送順位

総務班及び施設班は、輸送の順位について、被災の程度に応じ輸送の円滑な実施を図るため、おおむね次の順位により行う。

- 第1順位 地域住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- 第2順位 災害の拡大防止のために必要な輸送
- 第3順位 その他の人員、物資の輸送

第4 車両の確保

1 配車方法

総務班及び施設班は、車両の種類、数量、輸送の目的、必要備品・燃料等の事項を明らかにし危機管理室課長に配車要請をする。危機管理室課長は、要請に基づき、必

要車両数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を行うとともに、配車計画を作成し、実施担当責任者に配車する。

2 民間車両の借上げ

町所有の車両で不足する場合は、建設業者、水道業者、自動車運送業者等から借上げを原則とするが、確保が困難な場合は、他市町村等や県に要請し確保に努める。

自動車運送業者等の自動車の借上げ等によって緊急輸送を実施する場合は、自動車運送業者は一般貨客の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。

第5 道路の確保

施設班は、緊急物資輸送と町民の安全避難のため、必要とされる道路を優先して被害状況を調査するとともに、町道については、障害物の除去や陥没・亀裂等の応急復旧を行い、第1に啓開する。国道、主要地方道、県道は、速やかに復旧を要請する。

また、町は、関係班を町内全域に巡回させ、現状把握と二次災害防止に努める。

第6 交通規制

施設班は、災害により、道路、橋梁の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保安が必要となった場合、又は災害時における交通確保の必要があると認められるとき、以下の4つの法的根拠に基づき、通行の禁止又は制限等の規制を行う。

この場合、各実施主体は迂回道路を表示し、町は広報車による巡回で広報する。

1 法的根拠と規制内容

(1) 道路法第46条

本部長は、町道において、災害により危険を防止する必要があると認めたときは、通行を禁止又は制限（重量制限を含む）する。

なお、県や国の管理する道路、橋梁等交通施設でその管理者に通知して規制するいとまがないときは、直ちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制又は混雑緩和の措置を求める。この場合、本部長は、事後速やかに道路管理者に連絡し正規の規制を行う。

(2) 道路交通法第6、8条

警察官は、災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、歩行者若しくは車両等の通行を禁止、又は制限する。

(3) 災対法第76条

県公安委員会は、災害応急対策に従事する人員、物資の緊急輸送を確保するために、必要があると認めるとき、道路の区間を指定し、緊急輸送に従事する車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(4) 道路交通法第4条

県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑な交通を確保するため、歩行者、車両等の通行を禁止し、又は制限する。一般に行われている交通規制の根拠で、災害時にも準用される。

■ 交通規制の方法

法的根拠	規制主体	内 容	目 的
道路法第46条	道路管理者	通行の禁止、制限	交通の危険防止
道路交通法第6、8条	警 察 官	通行の禁止、制限	危険防止と交通安全
災対法第76条	県公安委員会	緊急車両以外の 通行の禁止、制限	緊急輸送確保

法的根拠	規制主体	内 容	目 的
道路交通法第4条	県公安委員会	通行の禁止、制限	危険防止と交通安全

2 規制の標識等

規制を行った場合は、道路法第45条、道路交通法第4条、災対法施行規則第1条により標識を設置するとともに、規制条件の標示を行う。

ただし、緊急のため規定の標識を設置することが不可能なときは、適切な方法により、通行禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたる。

3 災対法第76条に基づく緊急輸送車両の確認

危機管理室及び各機関は、緊急輸送車両の対象となる保有車両について、平常時に西和警察署に届出を行い、緊急通行車両事前届出済書の交付を受けている。

町は、災対法第76条に基づく交通規制が実施された場合、町有の緊急通行車両について、緊急通行車両であることの確認の手続を県公安委員会で行い、標章及び証明書を受理した後、標章を車両に掲示する。

ただし、道路交通法による緊急自動車緊急用務のため通行する場合はこの限りでない。

■ 標 章



- 注1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施するものとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

物資供給計画

第22節 食料、生活必需品の供給計画

町は、災害の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等（以下、「物資」という）の供給について、町民などそれぞれの役割分担を明確にして、迅速かつ的確・適切に行うための体制の確立を図る。

担当班	福祉班、学校教育班、危機管理室、避難所班
主な関係機関	県、自治会、自主防災組織、赤十字奉仕団、災害時応援協定締結団体、日本赤十字社奈良県支部

第1 食料供給計画

福祉班は、被災住民に対する食料品等の物資の給与を行うための計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により供給を行う。

また、町民は、個人又は地域において可能な方法・範囲での物資の相互融通に努めるなど、最小限度の被害に抑止するための相互扶助を行う。

1 実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料の供給、供給のための調達、本部長が実施責任者となり町(福祉班)が行う。ただし、救助法が適用された場合は、知事が実施責任者となるが、委任により町(福祉班)が行う。

2 供給対象者

供給の対象者は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがあるため、避難所に収容され、炊飯ができない者
- (2) 住家の被害が全壊（全焼）、流出、半壊、又は床上浸水等であって炊飯ができない者
- (3) 町内の旅行者又は一時的滞在者で食料品を入手できない者
- (4) 災害応急対策従事者
- (5) その他本部長が必要と認めた者

3 食料の調達

- (1) 調達の担当
調達担当は、災対福祉部福祉班とする。
- (2) 調達品目
調達品目は、パン・おにぎり・弁当・缶詰・カップ麺等簡単に食べられるもの及び乳児用の粉ミルクを第1に調達する。炊き出しが可能になれば、米・うどん・調味料等を調達する。
- (3) 調達先
調達先は、第1調達先が町備蓄倉庫、第2調達先として町内小売業者から購入して調達する。次いで、近隣市町村や県に、種類と数量を明らかにして要請する。その際、受入場所は、原則として王寺アリーナ及びいずみスクエアとする。
- (4) 文書申請の原則
町は、各機関に対して文書による申請を原則とし、そのいとまのないときに限り電話等で申請し、事後速やかに文書を提出する。
- (5) 米穀の供給
災害救助法又は国民保護法が適用された災害においての供給について、県は「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省政策統括官に災害救助用米穀等の直接売却を要請し、町に供給する。

町は、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省政策統括官に対して直接に災害救助用米穀等の引き渡しに関する情報を連絡することとする。町はこの連絡を行った場合、その旨を知事に連絡するとともに、災害救助用米穀等の引渡要請書により要請を行うこととする。

4 炊き出しの実施

(1) 炊き出しの担当

炊き出し担当は、学校教育班とする。

(2) 実施方法

実施場所は、小学校と中学校の学校給食共同調理場を原則とする。実施にあたり、日赤奉仕団等の協力を求める。

5 食料品の配分

食料品の配分担当は、避難所班とする。避難所班長は、受給者名を記録し、自治会長等をとおして適切な配分（1食にあたり、精米換算で被災者は200gが基準）をする。

6 配給期間

配給期間は、救助法適用の場合に準じ、7日以内とする。配給の適切な実施が困難な場合、知事は厚生労働大臣と協議し、その同意を得たうえで、配給の程度、方法及び期間を定めることができる。

7 経費の負担

経費の負担は、救助法適用の場合に準じ、1人1日あたり1,040円以内を基準とする。

救助法が適用された場合は、県が支弁する。

8 県への報告

危機管理室は、町民等の被災状況を調査把握し、状況の変化と物資を調達及び供給したとき、その状況を速やかに県に報告する。

第2 生活必需品供給計画

1 実施責任者

物資の確保、輸送、配分計画及び各世帯に対する配分は、本部長の指示により、総務班、福祉班、避難所班が行う。ただし、救助法又は県の小災害に対する救助内規が適用されたときは、物資の確保及び輸送は県がその都度供給計画を作成し行う。

2 給付対象者

次の(1)～(3)のすべてを満たす者が、対象者である。

- (1) 住家が全壊（全焼）、流出、半壊（半焼）又は床上浸水した者
- (2) 衣服、寝具その他生活上最小限度必要な家財を喪失した者
- (3) 直ちに日常生活を営むのが困難な者

3 給付品目

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 寝 具 | 毛布、布団 |
| (2) 外 衣 | 普通着 |
| (3) 肌 着 | 下着類 |
| (4) 身 廻 品 | タオル、靴、スリッパ、傘等 |
| (5) 炊事道具 | 鍋、包丁、コンロ、バケツ等 |
| (6) 食 器 | 茶碗、お碗、皿、はし等 |

- (7) 日用品 石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、生理用品、紙おむつ等
 (8) 光熱材料 ライター、懐中電灯、固形燃料等

4 調達方法

調達担当は、福祉班とする。食料品同様、町の備蓄倉庫の備蓄を第1とし、不足する場合、県又は近隣市町村に対し、原則として文書にて斡旋を依頼する。

5 輸送

輸送は、輸送班が行う。また、県で確保した生活必需品等は、県が直接町まで輸送する。

6 配分方法

(1) 配分担当

配分担当は、避難所班とする。避難所班長は、衣料、生活必需品等を給付又は貸与する必要があると認める被災者を調査し、配分計画を作成する。

(2) 配分方法

配分は原則的に給付とし、給付か貸与かをすべての物資につき、明確にする。
 物資管理者は、配分計画により、自治会長等の協力を得て被災者に配分し受領書を受け取る。

7 日本赤十字社による救助

日本赤十字社奈良県支部は内規に基づき、次の救助を行う。

(1) 全焼・半焼、全壊・半壊及び流出の場合

毛 布	1人に対して1枚（11月～翌3月は2枚）
緊急セット	1世帯に対して1個（内容は4人分）
バスタオル ※	1人に対して1枚
布 団 ※	1人に対して1組

(2) 床上浸水又は避難所等に避難の場合

毛 布	1人に対して1枚（11月～翌3月は2枚）
緊急セット	1世帯に対して1個（内容は4人分）

(3) 死亡者の遺族 弔慰金 1人 20,000円

※ただし、救助法が適用された場合、バスタオル、布団及び弔慰金については除く。

第3 救援物資対応計画

1 受入・管理体制の整備

(1) 救援物資受入場所

救援物資受入場所（輸送拠点）は、王寺アリーナ及びいずみスクエアとする。

(2) 配分方法

総務班は、救援物資の受入、記録、仕分、梱包、搬送などを実施し、避難所班の配分計画に則り、被災者に対し迅速かつ適切に救援物資を配布する。

2 県との連絡調整

県は、全国から寄せられる救援物資を受入れ、保管し、市町村の要望に応じて仕分け、配送等を行う。また、救援物資への対応が円滑に行えるよう、必要に応じて個人等からの小口支援物資等は辞退する等の広報を行い、併せて被災住民のニーズがある物資情報の発信や市町村が行う受入・管理の支援等を行う。

危機管理室は、福祉班と連携し、県と連絡調整を行う。

第23節 給水計画

町は、県及び関係機関と連携し、災害による水道施設の損傷又は飲料水の枯渇、汚染等により飲料水に適する水を得ることができない者に対する供給体制の確保を図る。

担当班	上下水道班、危機管理室
主な関係機関	県、中和保健所

第1 給水対策

1 給水主体

飲料水供給の実施は、原則として上下水道班が行う。

2 給水対象者

給水対象者は、被害を受けて飲料水を得ることができない者とする。

3 給水量

災害発生から3日以内は、1人1日3リットル、10日目までには3～20リットル、20日目までには20～100リットルを供給することを目標とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

災害発生からの日数	1人あたり水量 (リットル/日)	水量の用途内訳	主な給水方法
～3日	3	飲料等（生命維持に最小限必要）	耐震性貯水槽、給水車
4～10日	3～20	飲料、水洗トイレ、洗面等 （日周期の生活に最小限必要）	配水幹線付近の 仮設給水栓
11～20日	20～100	飲料、水洗トイレ、洗面、 風呂、シャワー、炊事等 （数日周期の生活に最小限必要）	配水支線上の 仮設給水栓
21～28日	被災前給水量 (約250)	ほぼ通常の生活	仮配管からの各 戸給水、共用栓

第2 給水の実施

1 取水・給水方法

(1) 給水担当

上下水道班は、応急給水等を実施するため、災害の態様に応じて給水チーム、上水施設チームを編成する。

(2) 取水・給水方法

水道管の破裂等により取水ができない場合は、町の貯水タンクから直接くみ上げ、給水タンク車、給水容器で各避難所へ輸送する。

また、飲料水が汚染したと考えられるときは保健所等の水質検査を受け、「生活用水」と「飲用水準の高度な処理水」とに処理し、供給する。

ア 給水に際しては、その場所・時間等について被災地の町民に周知する。

イ 給水タンク車による場合は、近くの水道施設から補給水を受けることが要件となるが、給水範囲が広いときは、必要に応じて要所に水槽を設置し、給水の円滑化を図る。

ウ 災害の規模により1戸あたりの給水量を制限し、なるべく多くの町民に公平に行き渡るようにする。

- エ 高齢者、障害者、妊婦、乳幼児及び外国人等の要配慮者や高層住宅の町民に配慮した給水方法を採用する。

2 協力要請

危機管理室は、自ら飲料水の供給の実施が困難なときは、「奈良県水道災害相互応援に関する協定」等に基づき、他市町村又は県に対し次の事項を可能な限り明らかにして飲料水の供給実施、又はこれに要する要員及び給水資機材（給水タンク等）の応援を要請する。

- (1) 給水を必要とする人員
- (2) 給水を必要とする期間及び給水量
- (3) 給水する場所
- (4) 必要な給水器具・浄水用薬品・水道用資材等の品目別数量
- (5) 給水車両借上の場合は、その必要台数
- (6) その他必要な事項

3 町民への広報

給水場所、時間及び水道復旧状況は、町防災行政無線、公式サイト、登録制メール、SNS等により町民に広報する。

保健・衛生計画

第24節 防疫、保健衛生計画

被災地の防疫は、町が保健所長の指導、指示に基づいて実施する。ただし、被害が甚大で、町で実施が不可能又は困難なときは、保健所に応援を要請し、保健所又は保健所管内の他市町村からの応援を得て実施する。

なお、保健所において実施が不可能なときは、県（福祉医療部医療政策局疾病対策課）に連絡し、他保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。

担当班	保健班、福祉班、衛生班
主な関係機関	中和保健所、奈良県立医科大学附属病院、済生会中和病院

第1 被災地の防疫・保健衛生

1 実施体制

中和保健所の協力を得て本部長が実施する。町は、保健班のうちから4～5名からなる防疫チームを組織する。

被害が甚大なときは、町消防団のほか、県保健所又は保健所管内の市町村、自衛隊等による実施を検討する。

2 防疫薬剤の調達

防疫薬剤は、いずみスクエアにある塩化ベンザルコニウム等を用い、不足する場合は、保健班が関係業者から調達する。調達不能の場合は、中和保健所に調達斡旋の要請を行う。

3 清潔方法・消毒方法

保健班は、感染症予防法第27条第2項及び第29条第2項の規定による知事の指示に基づき、病原体に汚染された場所及び飲食物、衣類、寝具その他の物件を対象として消毒を実施する。

4 ねずみ族や昆虫等の駆除

保健班は、感染症予防法第28条第2項の規定による知事の指示に基づき、病原体に汚染されたねずみ族、昆虫等が存在する区域内を対象として、ねずみ族・昆虫等の駆除を実施する。

5 患者等に対する措置

感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに隔離収容の措置をとる。交通途絶のため隔離病舎に収容することが困難な場合は、県に事前協議し、なるべく災害を逃れた地域内の適当な場所に臨時隔離病舎（一般病室等）を設けて収容する。隔離収容できないときは、自宅に隔離する。

■ 感染症指定医療機関

第1種感染症指定医療機関	奈良県立医科大学附属病院	2床
第2種感染症指定医療機関	済生会中和病院	4床
第2種感染症指定医療機関	奈良県立医科大学附属病院	7床

6 町民への検病調査や健康診断・予防接種

保健班は、避難所や浸水地区に、中和保健所の協力を得て、検病調査や健康診断・予防接種等を実施する。

第2 県からの防疫措置の指示命令

感染症予防上必要があると認めるときは、次の事項について、県からの指示及び命令に従う。

- (1) 感染症法第27条の規定による消毒の施行に関する命令及び指示
- (2) 感染症法第28条の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する命令及び指示
- (3) 感染症法第29条の規定による物件に係る措置に関する命令及び指示
- (4) 感染症法第31条の規定による生活用水供給の指示
- (5) 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する指示

第3 ペット等の災害対策

1 放浪犬猫の保護収容

衛生班は、災害後、被災により放浪する犬猫について、関係機関・関係団体と協議し、放浪犬猫を保護収容する場所の確保に努める。また、必要に応じ関係団体に支援要請を行う。

2 飼養者の責務

他者に迷惑をかけないようにペットの飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

また、町は「人とペットの災害対策ガイドライン（平成30年3月：環境省）」に沿って、適切な対応に努めるものとする。

※「人とペットの災害対策ガイドライン（平成30年3月：環境省）」は、本節末尾の「■参考事例のURL」を参照

3 特定動物の逸走対策

特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、飼養者に対し、直ちに警察官に通報するとともに、付近の町民に周知し、捕獲その他の必要な措置をとるよう指示する。特定動物の飼養者が所在不明であったり、飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、飼養者に代わって警察に通報するとともに、町は、県と連携して付近の町民への周知にあたる。また、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。

※特定動物：人の生命等に害を加えるおそれがあるため、動物の愛護及び管理に関する法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。（例：トラ、ワニ等）

■参考事例

・「人とペットの災害対策ガイドライン（平成30年3月：環境省）」
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002.html



第25節 遺体の火葬等計画

災害時には、遺体の搜索、収容、処理及び火葬等を実施する。また、町での遺体の処理及び火葬等が十分に行えない場合は、県内の他市町村、他府県の市町村及び協定を結んだ民間企業等に協力を要請する。

担当班	衛生班、消防団
主な関係機関	県、県警察本部、西和警察署

第1 遺体の収容・確認

1 実施責任者

災害時における遺体の搜索、処理及び火埋葬は、警察・消防の協力を得て本部長が行う。救助法が適用された場合は、知事の委任により本部長が行う。

2 遺体の搜索

(1) 対象者

行方不明の者で、周囲の状況から既に死亡していると推定される者とする。

(2) 搜索体制

町は、遺体を発見した場合は、速やかに警察に連絡する。また、町民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を町に提供するように努める。

町において労務者の雇い上げ、車両、その他機械器具等を借上げる。

また、町職員、警察官、消防団員等により搜索班を編成し実施する。

なお、遺体の搜索に際しては、遺体の検案等が円滑に行われるよう事前に医療機関、県等関係機関に連絡を取る。

(3) 事務処理

衛生班は、災害時において、遺体の搜索を実施した場合は次の事項を明らかにしておく。

ア 実施責任者

イ 遺体発見者

ウ 搜索年月日

エ 搜索地域

オ 搜索資機材の使用状況

カ 費用

3 遺体の処理及び安置

(1) 身元の確認と遺体の検案

衛生班は、町民の協力を得て遺体の身元引受人の発見に努める。

また、町は、警察が行う遺体及び所持品等の写真撮影、検案、遺品の保存等に協力し、身元不明者の身元発見に努める。

(2) 遺体の処理方法

遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理は、衛生班が医療機関等の協力を得て、処理場所等を借上げて実施する。

(3) 遺体安置所の開設

遺体安置場所は、公共施設を中心に、収容に適切な場所を選定し、遺体安置所を開設する。安置所の開設にあたっては、納棺用品等必要資材を確保する。

第2 遺体の火葬等の実施

町は、遺体の引き渡しが行われた後に遺体の処理及び火葬等を実施する。また、火葬相談室等の設置により、遺体の火葬等の円滑な実施に努める。

1 身元の確認・火埋葬

収容された遺体は、防腐処理をして安置し、緊急に身元の確認を行う。

身元が確認された遺体は、速やかに遺族に引き渡し、静香苑など、斎場等を斡旋をする。身元不明の場合、及び火埋葬を行うべき遺族がいないか、遺族が存在しても高齢者、幼年者等で火埋葬が困難なときは、町の責任により、火埋葬する。

その場合、次の事項を明らかにして、火葬を行う。

- (1) 実施責任者
- (2) 火埋葬年月日
- (3) 死亡者の住所氏名
- (4) 火埋葬を行った者の住所氏名及び死亡者との関係
- (5) 埋葬品等の支給状況
- (6) 費用

施設名称	所在地	連絡先
静 香 苑	王寺町畠田 1 丁目 153-1	0745-33-5301

2 期間・費用

- (1) 救助法適用の場合、遺体の収容、火埋葬を実施できる期間は、ともに災害発生の日から 10 日以内である。救助法が適用されない場合も、町はそれを準用する。
- (2) 救助法適用の場合、遺体の洗浄、縫合、消毒等のための費用は、1 体あたり 3,300 円以内で、一時保存するための費用は、既存建物利用のときで当該施設借上の実費、既存建物が利用できないときで 1 体あたり 5,000 円以内である。
- (3) 救助法が適用されない場合も町はそれを準用する。
- (4) 火埋葬に支出できる費用は、救助法適用の場合で 1 体あたり、大人 199,000 円以内、子ども（12 歳未満）159,200 円で、救助法が適用されない場合も、町はそれを準用する。

3 埋葬及び火葬のの特例

- (1) 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該災害により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となったため、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものが発生した場合には、災対法施行令第 36 条の 2 で指定する。
- (2) 厚生労働大臣は、前項の規定による指定があったときは、災対法施行令第 36 条の 2 の定めにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 5 条及び第 14 条に規定する手続の特例を定めることができる。

4 広域火葬の実施

- (1) 衛生班は、大規模災害により多数の犠牲者が発生した場合に、県等の協力を得て、遺体の火葬が速やかに実施できるように努める。
- (2) 大規模災害により多数の犠牲者が発生し、町での遺体の処理及び火葬等が十分行えない場合には、奈良県災害時広域火葬実施要綱に基づき、県内の他の市町村へ火葬等の受入を要請する。
- (3) 衛生班は、遺体の搬送等について、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。

5 遺体の保存

衛生班は、民間業者等の協力を得て、ドライアイス及び柩等を確保し、町のみで対応できないときは、県へ要請する。

第26節 廃棄物の処理及び清掃計画

町は、災害時に排出される廃棄物（浸水・倒壊家屋等から排出される木材・家具等の廃棄物や生活ごみ、し尿等）が大量に発生することから、その迅速かつ計画的な処理を図るため、県と協力して対策を講ずる。以下の記載のほか、王寺町災害廃棄物処理計画に基づく災害対応を行う。

担当班	衛生班、危機管理室、上下水道班
主な関係機関	県、高田土木事務所、奈良国道事務所、近隣市町村

第1 がれき等の処理

浸水・倒壊家屋等から排出される木材や家具等の廃棄物（以下、「がれき等」という。）が大量に発生することから、その迅速かつ計画的な処理を図るため、町が実施する対策は以下のとおりである。

1 情報の収集等

衛生班は、がれき等の処理を計画的に実施するため、浸水・倒壊家屋等の数及びがれき等の状況・発生量を把握し、県に報告する。

2 処理方針

衛生班は、次の処理方針に基づき、がれき等の処理にあたる。

- (1) がれき等の処理に必要な人員・施設・車両等を確保する。
- (2) がれき等が大量に排出された場合、できる限り生活環境に支障のない暫定的な仮置場を確保する。
- (3) 危険なもの、通行上支障があるものから優先的に撤去・処理する。
- (4) 木材やコンクリート等リサイクル可能なものは、分別等を行いリサイクルに努める。

3 広域支援

(1) 支援要請

危機管理室は、がれき等の処理に支障が生じた場合、相互支援協定に基づき、県に支援を要請する。支援要請は、使用可能な伝達手段により、次に掲げる事項をできる限り速やかに県に報告する。

- ア 災害の発生日時、場所、がれき等の発生状況
- イ 支援を必要とするがれき等の場所、性状、処理量、処理期間等
- ウ 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
- エ その他必要な事項
- オ 連絡責任者

(2) 支援

町が、被災市町村を支援する場合、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行う。

- ア がれき等の処理(収集、運搬、破碎、焼却、埋立等)
- イ がれき等の処理に必要な資機材等の提供
- ウ がれき等の処理に必要な職員等の派遣
- エ その他がれき等の処理に関し必要な行為

第2 ごみ・し尿処理

1 実施責任者

被災地における、ごみ、し尿の処理は町が行う。

ただし、被災が甚大で町で実施が不可能又は困難な場合は、県又は近隣市町村の応

援を得て実施する。

2 県への報告

危機管理室及び衛生班は、避難人員、下水道の復旧状況等から勘案し、仮設トイレの必要数、し尿の発生量、生活ごみの発生量等を予測し、県へ報告する。

3 ごみの処理

水害により発生する流木をはじめ、浸水家庭から排出される家具、家財、被災家屋、自動車等の浸冠水した各種のごみは、泥水混じりで、放置すれば悪臭を放ち、また、感染病等の発生を予防するため、緊急な処理をする必要があるので、次により処理する。

- (1) 衛生班は、被災地近くの環境に支障のない休閑地を仮置場に指定し、町民が自己搬入するよう広報し指導する。
- (2) 仮置場は、公共用地を優先して指定し、害虫等が発生しないよう適切な処置を講ずる。
- (3) 道路等に堆積したごみは、原則として管理者が収集し、仮置場へ搬入し、香芝・王寺環境施設組合の粗大ごみ処理施設で処理する。
- (4) 災害ごみは、できる限り分別及び中間処理をし、土砂や多量の水を含んだ焼却に適さないごみは、埋立処分地で処理する。
- (5) 既存の埋立処分地に余裕がない場合は、速やかに代替処分地を確保する。
- (6) 有害物等を含むごみは、別途処理する。
- (7) 事業者の被災に伴って排出されるごみは、排出事業者の責任において適正に処理する。

4 し尿の処理

- (1) し尿処理は、避難地並びに被災者収容施設を優先して処理するものとし、既存のトイレで不足する避難所については、備蓄している簡易トイレ等を活用し、必要に応じて、建設業者等から仮設トイレを手配し、設置する。
- (2) 倒壊家屋等の便槽及び仮設トイレのし尿を収集し、処理施設で処理する。
- (3) 衛生班は、その他必要に応じて委託業者と協議し処理にあたる。

5 ごみ・し尿運搬の協力体制

ごみ・し尿の運搬について、町所有ごみ収集車や委託業者・許可業者所有のごみ収集車、ごみ運搬車、し尿処理運搬車（バキューム車）で対応できない場合は、近隣市町村や近隣市町村の委託業者・許可業者所有車両借受けの要請を行う。

第3 障害物の除去計画

1 実施責任者

- (1) 住居等の障害物の除去は本部長が行う。
- (2) 道路や河川に堆積された障害物の除去は、それぞれの道路管理者、河川管理者が行う。

2 障害物除去の方法

- (1) 住居等日常欠くことのできない場所に堆積された障害物
原則として住居として半壊（半焼）、床上浸水の被害を受け、居室、炊事場等が障害物で生活上支障をきたしている世帯、母子世帯、高齢者世帯及び資力が乏しく自力で障害物を除去できない世帯を対象とし、日常生活を可能にする程度の除去を行う。
- (2) 道路上及び河川に堆積された障害物
本部長は、町道、町管理の河川について、障害物の除去をする。

高田土木事務所は、県管理の道路（県道）及び河川について、障害物を除去する。
国土交通省奈良国道事務所は、国管理の道路（国道）について、障害物を除去する。

3 県への報告

危機管理室は、ごみ処理施設の被害状況と稼働の見込みを調査し、障害物の発生量の予測とともに、県へ報告する。

4 除去した障害物の処理

- (1) 土砂等の一時集積所は、交通及び町民の生活に支障のない公有地を原則とする。ただし、災害が大きい場合は民有地についても、その所有者と協議のうえ、一時集積場所とする。
- (2) 除去した工作物等で所有者等に返還する必要があると認められるものは、必要な手続をして保管する。
- (3) 衛生班は、災害時の廃棄物処理に関して、災害時に大量に発生すると予想される「がれき」や「その他廃棄物」の速やかな処理を図る。

5 資機材等の調達

本部長は、障害物の除去に必要な機械、器具等の資機材の確保を図る。

- (1) 障害物の除去に必要な資機材は、町所有のもののほか、町内の業者等から借上げる。不足する場合は、県又は隣接市町の応援を求める。
- (2) 障害物の除去を実施するための機械操作員は、機械、器具等にあわせて確保する。必要な場合は作業員を雇用する。

6 費用

障害物の除去に必要な費用は、救助法が適用された場合、県が支弁する。適用されない場合は、救助法の基準に準じ、町が負担する。

第4 生活ごみの処理

衛生班は、災害等により避難所等から非日常的に生活ごみが多量に排出されることが予想されることから、処理計画を策定し、これに基づき対策を講ずる。

1 情報の収集等

- (1) 危機管理室は、避難所等の避難人員及び避難場所の確認を行い県に報告する。
- (2) 危機管理室は衛生班と連携し、ごみ処理施設の被害状況と稼働の見込みを把握し、県に報告する。

2 発生量の予測

危機管理室は、処理を計画的に実施するため、発生量を予測し、県に報告する。

3 処理作業

- (1) 衛生班は、ごみの早期収集及び処理を行うため、被災住民に対し集積場所及び収集日時の周知を行う。なお、集積場所については、冠水等により流出又は飛散等による生活環境に影響を及ぼさない場所の選定を行う。
- (2) 衛生班は、ごみの処理を行うために必要な人員・収集運搬車両の確保を行い、不足する場合、近隣市町村及び県に対して支援を要請する。
- (3) 衛生班は、ごみ処理施設等の点検を行い、使用不能等処理できない場合、生活環境に支障のない暫定的な仮置場の確保を行う。

第5 廃棄物処理施設の復旧

危機管理室及び衛生班は、一般廃棄物処理施設の設備に被害が生じた場合、県に報告

するとともに、迅速に復旧を図る。なお、復旧にあたっては、事故防止等安全対策に十分注意をしながら施設の稼働を図る。

受援計画

第27節 ボランティア活動支援計画

町は、県及び町社会福祉協議会と協働して、ボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体と連携を図り、ボランティアに関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティア・NPO活動への情報提供等、ボランティア・NPOの円滑な活動が図られるよう支援に努める。

担当班	ボランティア班
主な関係機関	県社会福祉協議会、関係するNPO等の団体

第1 災害ボランティアセンターの設置

ボランティア班は、県及び町社会福祉協議会と連携し、必要に応じボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体等の参画を得ながら、ボランティアへの情報提供、参加要請及びボランティアのコーディネート等のボランティア活動を支援する（仮称）災害ボランティアセンターの設置を検討する。また、奈良県災害ボランティア本部と連携・協働して被災者（地）支援を行う。

第2 ボランティア・NPOの受入対応

町が、被災した場合、県は、町社会福祉協議会と調整のうえ、専門技術を持つ専門職ボランティアや専門分野の活動を行うNPOからの派遣受入の対応を図る。

また、町は、県及び町社会福祉協議会と協働して、地元や外部から被災地入りしているボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、必要に応じて全国域で活動する中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）との連携を図りながら、被災地のニーズや支援活動の全体像を把握・調整するため、情報を共有する場を設置し、連携のとれた支援活動の展開を図る。

■ 専門職ボランティア登録分野

分 野	資格要件等
医 療	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、助産師等
建物判定	被災建築物応急危険度判定士

なお、救援ボランティアの受入業務は、以下に掲げるような活動を想定する。

1 一般ボランティアの活動内容

- ・避難所管理運営
- ・避難者リストの作成整理（50音順）
- ・給水
- ・物資の調達・運搬
- ・炊き出し
- ・安否情報や生活情報の収集・伝達等の広報、情報収集業務補助
- ・清掃等の衛生管理
- ・被災住宅等の屋内・屋外片付け
- ・引越し手伝い
- ・配食
- ・移送・運転サービス
- ・外出介助
- ・買物代行

- ・話し相手
- ・娯楽の提供
- ・災害救援専門ボランティア対策事務の補助

2 専門職ボランティア（災害救援専門ボランティアを含む。）

- ・救急・救助
- ・医師、看護師、保健師、助産師、保育士等
- ・航空機、船舶、特殊車両等の操縦・運転の資格者
- ・建築物の応急危険度判定技術者
- ・通訳（外国語、手話、要約筆記、点訳、音声訳）
- ・高齢者、障害者等の介護、看護補助者
- ・アマチュア無線技師
- ・パソコン通信等のためのコンピューター関係者
- ・ボランティアコーディネーター

第3 支援環境の整備

1 ボランティア活動支援機関の設置

ボランティア班は、町民がボランティア活動を行うための支援組織として、他の関係機関などと連携するとともに、情報の収集・発信、相談、ボランティア同士の情報交換の場や活動の場等を提供するため、ボランティア本部に総合窓口を設置する。

2 庁内における推進体制の整備

ボランティア班は、ボランティア活動を支援するための各種方策などを関係部署で協議する全庁的組織を整備する。

3 関係機関や活動団体等との連携による推進体制づくり

ボランティア班は、ボランティア活動に関する連携・協力を推進するために、関係機関や団体などの協力を得ながら、推進体制づくりに努める。

また、ボランティア班は、社会福祉領域のボランティア活動機関の連携・協力を促進し、ボランティアの情報・養成・窓口などのネットワークづくりを進める。

第4 専門職ボランティアの確保

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識、技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、災害対策本部及び関係機関と連携を密にし、受入・派遣に係る調整等を行い、専門職ボランティアの確保に努める。

また、被災建築物応急危険度判定士の派遣について、県との連絡体制を整備するとともに、早急な判定のため、町職員の資格取得促進について努めるものとする。

第5 情報収集・情報提供

町は、被害に関する情報、避難所の状況、ライフライン・公共交通機関の状況、災害廃棄物の分別・排出方法等、ボランティア活動に必要な情報を、町災害ボランティアセンターに提供し、ボランティアへの広報・周知を図る。

第28節 海外からの支援受入計画

町は、大規模災害において、海外からの支援の受入に関する計画を定める。

担当班	危機管理室
主な関係機関	国、県

第1 基本方針

危機管理室は、海外からの支援受入については、基本的には国（非常本部等）において推進されることから、国と十分調整を図りながら対応する。

第2 救援物資の受入

危機管理室は、海外からの物資提供の申出があった場合、国と連絡調整を図り、次の事項について確認のうえ対応する。

- 1 提供申出者
- 2 品目、数量（有償・無償の確認）
- 3 輸送手段
- 4 輸送ルート
- 5 搬入場所
- 6 到着予定日時

第3 救援隊の受入

1 海外から申出があった場合

危機管理室は、海外から救援隊派遣の申出があった場合、次の事項を確認し、県と連絡調整を図りながら受入を検討したうえで、迅速に対応する。

- (1) 協力内容、人数、到着場所、到着日の確認
- (2) 入国に関する規制の有無、免除の有無の確認
- (3) 警察、消防等との連絡調整
- (4) 受入の方法等の検討

2 救援隊への要請

危機管理室は、救援隊に極力、自力で活動するよう要請する。

3 救援隊の受入

危機管理室は、救援隊の受入にあたって、必要に応じて次の事項を行う。

- (1) 活動日程表の作成
- (2) 出迎え日時、場所、出迎え者の決定
- (3) ボランティアを含む案内者、通訳の手配
- (4) 宿泊場所の手配
- (5) 支援活動への同行

第29節 救助法等による救助計画

町は、各災害等の発生に際し、救助法の適用基準を明確にすることで、被災住民の保護と社会秩序の保全を図るために、迅速かつ的確・適切な対処により救助法の適用を行うための体制を確保する。

担当班	危機管理室
主な関係機関	県

第1 被害認定

被害の認定は、救助法適用時の判断資料としてだけでなく、町民等に対して救助を実施するにあたり必要不可欠であるため、迅速かつ適正に行わなければならない。

町は、平常時からこれらの専門的な知識・技術のある建築関係技術者等を確保しておくことが重要である。（資料編「被害状況判定基準」参照）

第2 適用基準

町における救助法の適用基準は、次のいずれかである。

■ 町の救助法の適用基準

1号基準	1市町村の区域内で住家の滅失した世帯の数が50以上であること
2号基準	県の区域内で住家の滅失した世帯の数が1,500以上で、かつ、1市町村の区域内で住家の滅失した世帯の数が25以上であること
3号基準	3号前段 県の区域内で住家の滅失した世帯の数が7,000以上で、かつ、1市町村の区域内で多数 ^(※) の世帯の住家が滅失したこと
	3号後段 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別な事情がある場合であって、多数 ^(※) の世帯の住家が滅失したものであること
4号基準	多数 ^(※) の者が生命又は身体危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって厚生労働省令で定める基準に該当すること

※「多数」…確定数ではなく、災害の態様や周囲の状況に応じて、その被害が市町村の救護活動に任せられない程度が否かにより個々に判断される。

1 適用申請

上の基準に該当する、あるいは該当する見込みのときは、本部長は、直ちに法の適用を知事に申請する。

2 救助の種類及び内容

救助法による救助の種類及び対象、期間は、救助法施行細則のとおりである。

3 町への委任

救助法が適用された場合における同法に基づく救助は、救助法第30条第1項の規定により県が実施機関となり、町は、その補助機関として対応を行う。

■ 救助法に基づく町への委任事務

- ① 避難所の設置
- ② 応急仮設住宅入居者の決定
- ③ 炊き出しその他による食品の給与
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ⑥ 被災者の救出
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 捜索、埋葬、遺体の処理
- ⑨ 障害物の除去
- ⑩ 医療及び助産

4 救助の実施

町への委任事務以外でも、県による救助法の活動ができないときは、町が先行して実施し、知事の指示を待つ。

5 救助の実施機関

- (1) 当該被災した町民と直接に関わっている行政体であり第一次救助の実施機関である。
- (2) 救助法第30条により、救助法施行細則第2条の救助を実施する。
- (3) 上記(2)の実施状況を県に報告する。
- (4) 上記(2)の場合を除き、県による救助の実施を待つことができないときは、自ら救助に着手することができる。また、その状況を県に報告し指示を受ける。

第3 災害報告

1 町の報告

- (1) 災害が発生し町民等に被害が生じている場合は、迅速かつ正確に被害状況を調査把握し、速やかに県に報告しなければならない。
- (2) 危機管理室は、被害状況の報告を行うための責任者（災害報告主任）及びその補助者（災害報告副主任）をあらかじめ指定し、県に報告しなければならない。交替した場合も同様とする。
- (3) 災害報告主任及び災害報告副主任は、被害状況の報告及び事後の措置に関する状況の報告に関して一切の責任を負うものとし、災害報告主任は災害救助事務を主管する班の班長をもって、災害報告副主任は所管する係の係長以上をもってこの任にあたる。

2 報告を必要とする災害

町は、おおむね次に定める程度のものをすべて報告しなければならない。

- (1) 救助法の適用基準に該当するもの
- (2) その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みのあるもの
- (3) 被害が2市町村以上にわたる広域的で大規模なもの
- (4) 災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの
- (5) その他特に報告の指示があったもの

教育施設等計画

第30節 文教対策計画

町は、園児・児童生徒等の安全確保と、災害等が起きた際の緊急避難の指示等の応急対応や、応急教育を実施するため、関係機関の協力を得て、施設・設備及び教員を確保する。

また、園児・児童生徒が教育・保育を受けることができるよう、教科書及び学用品の給与等の援助や心のケアについても対策を講ずる。

担当班	学校教育班、福祉班、保健班
主な関係機関	県、県教育委員会

第1 教育施設等の災害応急対応

1 実施責任者

- (1) 町立小中学校（義務教育学校）の応急教育は教育委員会が、保育所・幼稚園等の応急教育（保育）対策は本部長が行う。
- (2) 災害発生時の学校、幼稚園、保育所等内における園児・児童生徒等の安全確保など、必要な措置は、校長及び園長が行う。

2 学校、幼稚園、保育所等の防災計画

町立小中学校（義務教育学校）、幼稚園は、園児・児童生徒等の防災教育や、施設の消防体制、地震・浸水等災害時の避難誘導、情報収集・伝達体制、保健衛生等について定めた施設防災計画及び防災マニュアルを作成する。また、園児・児童生徒等及び職員は、防災訓練等を実施し、その周知に努める。

私立の保育所等も同様の内容を盛り込んだ施設防災計画、防災マニュアルを作成し、周知に努める。

【計画策定の留意事項】

- (1) 園児・児童生徒等及び職員の生命、身体的安全確保を最優先とすること
- (2) 町の地域防災計画等を踏まえること
- (3) 学校、幼稚園、保育所等の所在する地域の諸条件を考慮すること
- (4) 災害発生時に迅速に対応できるものであること
- (5) 園児・児童生徒等及び職員の行動基準が明確にされていること
- (6) 緊急連絡等ができない事態を想定して、特に園児・児童生徒等の引渡しについて、保護者に十分理解されるものであること
- (7) 遠足等校内外活動中に災害が発生した場合においても対応できるものであること

3 教育、訓練の実施

校長及び園長は、災害時における園児・児童生徒等の退避、保護の方法をはじめ災害応急対策について、園児・児童生徒等及び職員に対し計画的に教育、訓練を実施するとともに、保護者にも周知徹底を図る。

4 応急措置

- (1) 校長及び園長は、状況に応じて適切な緊急避難を指示する。
- (2) 災害が発生した場合、校長及び園長はその状況を把握し、速やかに被害状況を町立小中学校（義務教育学校）においては学校教育班を通じて副本部長に、保育園・幼稚園等においては福祉班を通じて本部長に報告する。
- (3) 本部長及び副本部長は、被災校・園の現地調査等を行い、事態に即した復旧計画を策定する。

- (4) 災害が発生し、授業・保育の継続が困難であるとき、校長及び園長は、本部長及び副本部長の指示により、又はそれが不可能なときは、校長及び園長の判断により次の措置をとる。
 - ア 園児・児童生徒等を安全に避難させるとともに、校長及び園長を中心に被害状況等情報を集め、明確な指示、的確な措置を講ずる。
 - イ 授業・保育継続の可否及び復旧対策を検討するなど、学校・園運営の正常化に努める。
 - ウ 被害状況に応じ、臨時休校（園）等の措置をとる。

第2 災害時の教育

1 応急教育・保育の実施

本部長及び教育委員会等で応急教育・保育計画を立て、それに沿った応急教育・保育を実施する。

- (1) 校舎の被害が比較的軽微なとき
学校・園において速やかに応急措置をとり授業・保育を行う。
- (2) 校舎の被害が相当甚大なとき
残存の安全な校（園）舎の使用により、二部授業等を行う。
- (3) 校舎の使用が全面的に不可能であるが数日で復旧の見込みがあるとき
臨時休校（園）措置をとり、その期間、家族を通じ学習内容・方法の指示、家庭訪問、生活指導等を行う。
- (4) 校舎が甚大な被害を受け、復旧に長期間を要するとき
公民館等の代替公共施設により授業・保育を行う。

2 教員の確保

校長及び園長は、できるだけ当該学校（園）の教員をもってその処理にあたるが、その実施が不可能な場合、町教育委員会及び県教育委員会は、臨時に教員を動員配備し教育に支障をきたさないように努める。

3 学用品の調達、給与

- (1) 災害により、教科書及び教材、文房具を喪失又はき損した児童生徒等がある場合、実情調査のうえ、その必要数を県教育委員会へ報告し、確保に努める。
- (2) 災害により、住家に被害を受け、必要な教材等を喪失又はき損した児童生徒等に対して、教科書及び教材、文房具が救助法の限度額内において支給されるよう県教育委員会へ斡旋手続をとる。
- (3) 支給対象者は、災害により、住家が全壊（全焼）、半壊（半焼）、流出又は床上浸水の被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学に支障のある小中学校等の児童生徒等とする。
- (4) 救助法適用のときに給与できる教科書は、「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教材で、費用は実費である。学用品は、小学生1人あたり4,100円、中学生1人あたり4,400円、高校生等1人あたり4,800円である。給与期間は教科書が1か月以内、その他が15日以内である。救助法適用外のときもこれを準用する。

4 学校給食の措置

- (1) 給食施設、設備、給食関係職員、物資納入業者等の被害状況について、速やかに調査し関係機関との連絡を密にし、復旧に全力をあげる。
- (2) 給食の実施が可能な調理場から再開するとともに、再開にあたっては、施設、設備の清掃消毒や職員の健康診断を徹底し、安全・衛生に万全を期す。

5 園児・児童生徒等及び職員に対する心のケア

学校教育班及び福祉班は、保健班と連携し、県教育委員会など関係機関と連携を取り、園児・児童生徒等や職員の状態の把握や心の健康相談活動の推進等、心的外傷後ストレス障害（P T S D）等の問題について相談窓口を設置し、その解消を図る。

第31節 文化財災害応急対策

文化財の応急対策は、文化財の安全性を確保することを第一の目的とする。

応急措置は、文化財的価値を損なわぬよう、被害の拡大を防止するよう実施する。

復旧については、将来の本格的な保存修理の方針や、今後予想される新たな災害への対策等を視野に入れた対応を検討し、専門家と十分に協議し対策を講ずる。

担当班	調査班
主な関係機関	県、文化財所有者

第1 被害状況の把握

指定文化財の所有者又は管理者は、災害が発生したときに、文化財の被害状況を直ちに町をとおして、県へ報告する。

第2 被害状況の調査と応急措置

現地調査の結果、二次災害の発生や、破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性がある判断された場合は、県と連携し所有者及び管理者とともに応急措置を講ずる。

第3 復旧対策

別表「文化財災害応急処置」により、被害状況の結果をもとに、町は、県と連携し、所有者及び管理者とともに今後の復旧計画の策定を行う。ただし、国指定文化財については文化庁の指導を受ける。

第4 大規模災害における応急対策

町域において大規模な災害が発生し、行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、県及び近隣市町村等（文化財保護関係機関を含む。以下同じ。）への支援を要請する。

別表 文化財災害応急処置

災 害 別	種 別 応 急 対 策
1. 火 災	1. 焼損 素材が脆くなっている場合が多いので取扱いは専門家の指示に従う。 2. 煤、消火剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので専門家の指示に従う。 3. 水損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ専門家の指示に従う。
2. 風水害	1. 物理的な損傷 部材・破片等はもれなく集め、別途に収納保管し、滅失や散逸のないよう注意する。 2. 水損 火災の水損を準用する。 3. 崖崩れ等による建造物の傾斜 二次災害に十分留意し、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。
3. 全 般	被害状況を写真等で記録する。美術工芸・有形民俗指定品においては、収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが危険である場合は、取扱いに慎重を期し、安全な場所に移動する。

風害応急対策計画

第32節 風害応急活動計画

災害の発生が予想されるときは、防災関係各機関との綿密な連携により、気象情報を速やかに収集、把握し、的確な初動対応をとる。

各部・各班及び防災関係機関は、所管する施設や地域に関して、被害の有無・規模及び対策実施上必要な事項を直ちに情報収集し、危機管理室に報告する。

担当班	危機管理室、総務班、施設班、各公共施設管理者
主な関係機関	奈良地方気象台、西和警察署、ライフライン関係機関

第1 町民等の身体の安全確保に向けた行動

危機管理室は、「竜巻発生に関する情報を含む竜巻注意情報」が発表された場合や、実際に台風・竜巻等暴風が迫った場合、町民等にその旨と身体の安全確保に向けた行動を広報し、安全確保を促す。

(第2章 第30節 第1及び第2 参照)

第2 情報収集方法

1 職員が参集途上で見聞した情報

職員が参集途上で竜巻等の発生や被害を見聞きしたときは、速やかに危機管理室に報告するとともに、必要に応じてカメラ付携帯電話、スマートフォン等で映像等の収集に努める。

2 現地確認

総務班、施設班、及び各公共施設管理者は、所管施設等の強風による飛散、転倒落下、倒壊物等の発生状況等を点検・巡視する。点検・巡視結果に異常があるときは、速やかに危機管理室に報告する。

また、施設班は、風倒木等による被害を防止するため、必要に応じ、道路の巡回を行う。風倒木があった場合、自らの安全を確保できる場合は、速やかな除去に努める。

危機管理室は、未確認の重要情報がある場合、各班から職員を派遣し、速やかに状況を確認する。

3 関係機関との情報交換

危機管理室は、警察、ライフライン関係機関等との情報交換を行う。

第3 異常現象発見の際の手続（災対法第54条）

1 通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を本部長又は警察官に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに本部長に通報する。

2 町長から各機関への通報

1の通報を受けた本部長は、次の機関に通報する。

- (1) 奈良地方気象台
- (2) その災害に関係のある近隣市町村
- (3) 奈良県防災統括室
- (4) 高田土木事務所
- (5) 奈良県警察及び西和警察署

3 留意事項

- (1) 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図る。
- (2) 特に発災初期の情報は、町民に直ちに通報されるよう体制を整える。
- (3) 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。
- (4) り災世帯・り災人員等の把握にあたっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確に実施する。

第4 本部長が発表する警報の伝達及び警告（災対法第56条）

1 町民その他関係のある公私の団体への伝達

本部長は、次の場合当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び町民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。

- (1) 法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき
- (2) 自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき
- (3) 法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき
- (4) 知事からの通知を受けたとき

2 立退きの準備その他の措置

1の場合において、必要があると認めるとき、本部長は、町民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

3 要配慮者の避難

本部長は、2により必要な通知又は警告をするにあたって、要配慮者が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合、円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮する。

第5 被害調査

各班及び防災関係機関は、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。

各調査項目の被害認定基準は、「被害の認定基準」によるものとし、調査にあたっては、次の点に留意する。

- 1 各部・各班及び関係機関が連携して、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違がある被害状況については、報告前に調整する。
- 2 情報の記録には地図を活用し、状況の分析等に努める。
- 3 被害状況の写真は、被害状況確認の資料として、また、記録保存上極めて重要であるので、調査担当者は、適宜被害箇所を選定し、施設被害の程度が明瞭に分かるよう撮影に努める。この場合、撮影年月日、箇所名、被害名、記録者名を記録する。
- 4 場合により、航空写真及び映像の撮影を検討する。

第6 情報のとりまとめ、報告

1 情報のとりまとめ

各班及び各防災関係機関は、所管する次の情報をとりまとめ、危機管理室に伝達する。

- (1) 被害情報
 - ア 参集途上等に収集した被害状況
 - イ 所管施設等の被害状況
 - (ア) 来所者、入所者、職員等の安否
 - (イ) 施設、設備、資機材の被害、機能障害及び災害対策上の使用の可否

- ウ 災害対策に従事中の事故等
- エ その他、各班が担当する調査項目の被害状況
- (2) 措置情報
 - ア 被害に対する応急対策の状況
 - イ 活動体制（参集者、勤務状況）
 - ウ 協力団体・事業所等の対応能力及び応援要請

2 本部長への報告

各班、防災関係機関から危機管理室への被害状況等の第一報は災害発生から1時間以内に行い、その後も当日は定期的に状況を随時報告する。

ただし、緊急情報、災害対策本部への要請事項等については、その緊急度に応じて適宜報告する。

緊急の場合を除いて、文書で伝達し、可能な限り図や画像の情報（地図、絵、写真等）を添付する。

3 県への報告

町域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、県防災統括室に報告する。

なお、県に報告できない場合は、消防庁に報告し、事後速やかに県に報告する。

第7 被災者支援の在り方

被災者支援に関する有識者検討会がまとめた「最近の竜巻等突風被害を踏まえた被災者支援の推進に関する提言」（平成25年12月）を踏まえ、以下の被災者支援対策を検討する。

- 1 総合的な相談窓口の設置、被災者台帳の整備
- 2 自宅が全壊などした被災者の早期把握に努め、迅速に被災者生活再建支援法や救助法の適応を検討
- 3 住宅・生活再建に向けたパンフレットを、広く配布するなどの広報活動の実施
- 4 救助法の的確な運用が行われるよう、県にホットラインで助言を求める等の新たな対策

地盤災害応急対策計画

第33節 土砂災害応急対策

土砂災害は、気象予・警報等により、事前に危険を予測することが可能な場合もあることから、風水害及び土砂災害の気象予・警報等の発表に注意し、情報収集や伝達等を行い、早い段階から災害に備えた体制を準備する。

また、災害の発生するおそれがある場合は、災害警戒期と災害対応期でそれぞれに必要な措置を講じ、避難、救助、救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む。）や、土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する。

なお、崩壊やその兆候がみられる箇所については、被害の拡大や二次災害防止のため、最優先で応急措置、応急復旧に取り組む。

担当班	施設班、危機管理室
主な関係機関	県、国土交通省近畿地方整備局

第1 応急措置

1 砂防施設

- (1) 砂防施設下流の人家、集落並びに関係機関への情報の提供
降雨による出水で土砂の異常流出等が生じた場合、各施設管理者は、その被災程度を砂防施設下流の人家、集落並びに関係市町村等関係機関へ情報を提供し注意を促す。
- (2) 被災地域の巡視等危険防止のための監視
砂防施設が被害を受けた場合、各施設管理者は、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。

2 地すべり防止施設

- (1) 危険区域に位置する人家、集落及び関係機関への情報の提供
地すべりにより、下方の人家集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合、施設班及び各施設管理者は、関係者及び関係機関に情報を提供し、安全の確保に努める。
- (2) 警戒避難の助言
地すべりが進行し、下方の人家、集落に危険が及ぶと推察される場合、危機管理室、施設班及び各施設管理者は、警察、消防団等関係者への警戒避難等必要な措置の助言を行う。
- (3) 危険物、障害物等の除去及び増破防止工事の実施
地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合、各施設管理者は、地すべりが進行して危険な状態になる前にこれらを除去する。また、関係機関は、地すべりの進行を抑えるための防止工事を実施する。
- (4) 被災地の巡視等危険防止のための監視
地すべりが発生した場合やその兆候がみられるときは、各施設管理者は巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

3 急傾斜地崩壊防止施設等

- (1) 危険箇所に存在する人家、集落及び関係機関への情報の提供
急傾斜地崩壊防止施設等に被害が生じたりそのおそれが生じた場合、施設班は、危険な箇所に存在する人家、集落並びに道路管理者等関係機関へ情報を提供し注意を促す。
- (2) 警戒避難の助言
急傾斜地崩壊防止施設等に被害が生じたり被害が拡大するおそれがある場合、施設班は、被害の程度及び状況の推移に応じて、警察、消防団等関係者への警戒避難等に関する助言を行う。

(3) 被災地域の巡視等危険防止のための監視

急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設等で被害を受けた場合、施設班は、被災地域での二次的被害の発生を防止するため、各施設管理者と連携して、巡回パトロール等により危険防止のための監視を行う。

第2 応急復旧

応急工事は、被害の拡大を防止するため、町及び各施設管理者は、被害の状況、本復旧までの工期、施行規模、資材並びに機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

第3 二次災害の防止活動

施設班は、県と協力し二次災害の防止のため、崩壊やその兆候が認められた箇所(point)の点検を行う。

その結果危険性が高いとされた箇所については、関係機関や町民に周知を図り、不安定土塊の除去や押さえ盛り上等により不安定斜面等への適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。

また、災害が発生した場合、情報が錯綜し混乱状態に陥ることが予想されるため、砂防ボランティアに対し適切な情報提供を行い、土砂災害危険箇所の点検等の協力要請を行う。

第4 亀の瀬地すべり地区について

現在、国土交通省近畿地方整備局による地すべり対策工事が管理用道路等を除き完了しているが、国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所から「亀の瀬地すべり情報」が発表された場合は、連絡系統により速やかに関係機関に連絡を行い、連絡を受けた機関は必要な対策を講ずる。

第34節 大規模土砂災害応急対策

平成23年9月の紀伊半島大水害で多発した深層崩壊を含む大規模土砂崩壊時の経験を踏まえ、国土交通省近畿地方整備局と連携を図りながら、大規模土砂災害応急対策を講ずる。

担当班	施設班、危機管理室
主な関係機関	国土交通省近畿地方整備局

第1 土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の通知・周知

1 大規模崩壊の検知

国土交通省が設置した大規模崩壊監視警戒システム等の活用により、紀伊半島大水害で発生したような深層崩壊をいち早く検知して被害拡大の防止に向け、国、県、町との間で情報共有に努める。

2 緊急調査の実施と土砂災害緊急情報の通知・周知

大規模崩壊監視警戒システム等により検知した崩壊が土砂災害防止法に基づく緊急調査の対象となる場合、国若しくは県が実施主体となり緊急調査を実施する。

緊急調査の結果に基づき作成した土砂災害緊急情報は、国若しくは県から町に通知され、町は、町民へ周知する。

町は、通知された土砂災害緊急情報に基づき、本部長が災対法に基づき町民への避難の指示や警戒区域の設定等を実施する。

第2 緊急工事

1 監視体制

大規模土砂崩壊地の監視体制は、国や県と連携を図りながら、下方の人家集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合、各施設管理者が関係者及び関係機関に情報を提供し、安全の確保に努める。

2 緊急対策工事

大規模土砂崩壊の緊急対策工事は、国や県と連携を図りながら、被害の拡大防止に重点を置き、被害の状況、本復旧までの工期、施行規模、資材並びに機械の有無を考慮し、緊急対策工事として適切な工法により実施する。

第35節 被災宅地の危険度判定

豪雨や大地震などにより宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、町災害対策本部が、被災宅地の危険度判定を要すると判断したとき、宅地の擁壁、法面等の崩壊による人命への二次災害を軽減・防止するために、所管班長は、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、実施計画を策定し、県支援本部に支援要請するとともに、被災宅地の危険度判定を実施する。

特に、庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地は、職員である被災宅地危険度判定士により、速やかに危険度判定を行う。その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置をとるよう施設管理者に勧告する。

その後、必要に応じて、他の宅地についても危険度判定を実施するが、被災宅地危険度判定士及び判定調整員の数が必要数に満たさない場合は、県支援本部長に対し、宅地判定士及び判定調整員の派遣を要請する。

担当班	住宅生活班
主な関係機関	県、被災宅地危険度判定連絡協議会

1 危険度判定の支援

本部長は、危険度判定が必要ある場合に、知事に対し支援要請を行い、判定士の派遣等を依頼する。

2 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

3 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下、本節において「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の策定
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに町民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

4 事前準備

住宅生活班及び県は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- (1) 住宅生活班は県に協力を求め、相互支援体制を構築し、連絡体制を整備する。

- (2) 住宅生活班は、国、隣府県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）、及び県協議会との相互支援体制を確保するため、県に連絡調整を要請する。
- (3) 住宅生活班は、県及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- (4) 住宅生活班は、県と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第36節 山地災害応急対策

町は、台風、集中豪雨及び林野火災等により発生した荒廃地、火災跡地について、町・山地防災ヘルパーと連携して、現場の被災状況を早急に点検調査し、二次災害防止措置を講ずるよう適正な指導を行う。

担当班	住宅生活班
主な関係機関	県

1 山地防災ヘルパーの設置

奈良県地域防災計画では、民有林の山地災害に対する適確かつ早急な対応を推進するために、地域に密着した山地災害等の情報収集能力の強化と支援体制の整備を図るために、山地防災ヘルパーを設置することとしている。

山地防災ヘルパーは、以下のような資質を備える者で、ボランティア的な性格を有している。

- (1) 治山事業を十分に認識している者
- (2) 地域の森林実態に詳しく、かつ、過去の山地災害や災害発生システムについて一定の認識を持ち合わせていると認められる者
- (3) 過去に治山事業に携わった者で、専門的な知識を基に災害の危険性を判断できると認められる者、若しくは森林の保全等に関し知識と熱意があると認められる者

2 山地防災ヘルパーの活動内容

奈良県地域防災計画には、山地防災ヘルパーの活動として以下の事項があげられている。

- (1) 山地災害の原因となる異常兆候の把握
- (2) 台風や地震等の原因による、山地の災害や治山施設の被災状況の把握
- (3) 台風や地震等によって山地災害を受けた箇所における、二次災害の防止のための監視活動

住宅生活班は、県や町・山地防災ヘルパーと連携して、現場の被災状況を早急に点検調査し、二次災害防止措置を講ずるよう適正な指導に努める。

第37節 ため池災害応急対策

町は、ため池施設に被害が生じた場合の応急対策について定める。

担当班	施設班、危機管理室
主な関係機関	県、水利組合

第1 計画方針

施設班は、大規模地震や台風、集中豪雨等によりため池が被災した場合に、その被害の拡大や二次災害の発生を防止するため、被害の状況を早期に調査し実態を把握するとともに、応急対策を実施し、被害の早期回復に努める。

第2 町が実施する対策

1 避難

危機管理室は、人命を守るため、ため池下流の町民を安全な場所へ避難させる。

2 安全対策

危機管理室は、危険な場所への立入りの禁止や、通行止め等の安全対策を行う。

3 県、関係機関への通報

危機管理室は、被害が生じた場合、速やかに県、関係機関へ通報する。

4 応急工事を実施

施設班は、被害の拡大を防止するため、早急に応急工事を実施する。

第3 関係機関が実施する対策

1 町へ通報

管理団体において、ため池に決壊のおそれが生じた場合、町民の避難が迅速に行えるよう速やかに町に通報する。

2 貯留水の放流

災害の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。

3 応急対策の協力

町が実施する応急対策について協力する。

4 二次災害の発生を防止

二次災害の発生を防止するため、ため池堤体の亀裂や漏水量の変化、水の濁りの有無等について、継続的に点検を実施する。

火災関係応急対策計画

第38節 火災応急対策

担当班	消防団、危機管理室
主な関係機関	奈良県広域消防組合（西和消防署）

第1 出火防止・初期消火

危機管理室及び消防団は、災害が発生した後の強風時や乾燥期における出火防止、初期消火の活動について、自主防災組織等とおして、積極的な対策を呼びかける。

このため、危機管理室は、災害発生後においても、各消防機関及び関係防災機関と連携を保ちながら、あらゆる方法をとおして、町民等に出火防止及び初期消火の徹底を呼びかける。

第2 消防活動

危機管理室及び消防団は消防活動について、被害発生規模により人命の安全確保から物的被害の軽減まで、段階的に防ぎよ対象とその範囲を定め、被害軽減のために最も効率的な消防活動計画を作成し実施する。

- 1 消防団員等の確保
- 2 消防水利の確保
- 3 段階的防ぎよ方針

- (1) 火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- (2) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防ぎよする。
- (3) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全を最優先とする。

第3 相互応援協定

個々の市町村・組合の消防力及び消防相互応援協定を締結している隣接市町等の消防力をもってしても、防ぎよ又は救助等が困難であることが予想されるので、県内の市町村等による統一的な消防広域相互応援協定に基づき、市町村等の区域を越えて必要な消防力を被災地に投入し、人命の救助を最優先し、被害の軽減を図る。

1 県内市町村相互の広域応援体制

- (1) 町は、自らの消防力では対応しきれない場合にあっては、奈良県消防広域相互応援協定に基づく協定市町村に応援要請する。
- (2) 奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請は、町等から他の協定市町村等へ行う。

2 他都道府県からの応援体制

町は、奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、知事に対し応援要請を行う。

3 応援受入体制の整備

町は応援要請をした場合、次の受入体制を整備する。

- (1) 応援消防隊の結集場所、誘導方法の明確化
- (2) 応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- (3) 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握
- (4) 資機材の手配
- (5) 応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

第39節 林野火災応急対策

林野火災や飛行機の墜落等の突発災害は、被災場所や規模、時間等によって対応が大きく異なることから、町は、通報から消防署、消防団等による消火・救出、県・自衛隊等への応援等の要請について迅速な対応を行う。

担当班	消防団、危機管理室
主な関係機関	奈良県広域消防組合（西和消防署）、自衛隊、森林管理事務所、西和警察署

第1 応急対策フロー

- 1 火災の発見・通報・・・火災発見者の義務、消防本部の対応
- 2 消火・救出活動・・・消火活動及び延焼阻止活動の実施、孤立者等の救出、現地指揮本部の設置
- 3 避難・誘導・・・森林内の滞在者の退去、地域住民の避難
- 4 広域応援等の要請・・・消防の広域応援、自衛隊の派遣要請

第2 出火の発見・通報

1 出火発見者の義務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微少な場合に限り、消防隊が到着するまでの間、町民等の協力を得て、自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動にあたる。

2 消防本部の対応

通報を受けた消防機関は直ちに出火位置を確認し、消防隊を出動させるとともに、次により関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。

- (1) 消防団
消火活動、飛び火による延焼警戒及び町民等の避難誘導のための出動
- (2) 森林の管理者（森林管理事務所等）
森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力
- (3) 県消防救急課
消防防災ヘリコプターの緊急運航
- (4) 警察署
消防車両の通行確保のための通行規制
- (5) 町
地域住民及び一時滞在者（登山者等）の安全確保

また、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶか、若しくはそのおそれがある場合は、速やかに関係消防本部に連絡し、協力を要請する。

第3 林野火災の防ぎょ

林野火災の防ぎょに関する措置は本部長が行う。

1 林野火災消防相互応援協定による応援要請

奈良県広域消防組合は、火災現場の状況により、「阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災相互応援協定」に基づき、県内・大阪府の協定消防機関に後続応援を要請する。

2 自衛隊の災害派遣要請

林野火災消防相互応援協定消防機関によっても消火困難な林野火災や飛行機墜落等の場合は、知事に「本章 第12節 受援体制の整備第1 各機関への派遣要請計画」に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

3 広報及び警戒レベル4（避難指示（緊急））の発令

林野火災は広範囲にわたり、しかも消火活動にも長時間を要するなど特殊性を考慮し、入山者に対する危険防止を図る。また、応援及び警戒レベル4（避難指示（緊急））の発令により、付近住民の不安を解消する。

さらに、消防活動への理解協力を得るため、活発な広報活動を実施する。

火災が延焼拡大し、人家集落に延焼するおそれがあるときは、「本章 第1節 避難行動計画」に基づき、当該住民の避難を指示する。

4 消火方法

(1) 地上消火

ア 注水による消火

林野火災の形態は、高低、勾配、植生の状況、水利の状況により異なるので、消防ポンプ自動車と小型ポンプの組合せ等による林野の実態に応じた消火体制をとる。

イ 叩き消し、かけ土による消火

水利が不足する場合の直接消火として、注水消火と併用して行う。

ウ 防火線の設置

火災が拡大したときの延焼を防止するため、火先の前方等に応急的に防火線を設ける。

(2) 空中消火

空中消火は、次の場合を基準とする。

ア 地形等の状況により地上の消防が困難なとき

イ 火災規模に対して、地上の消防力が不足し、又は不足すると判断されるとき

ウ 人命の救助、人家等への延焼の危険、その他重大な事態を避けるため必要なとき

第4 消火・救出活動

1 消火活動及び延焼阻止活動の実施

現場に出動した消防隊は、消防団、森林管理者、防災ヘリコプター等と協力して効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

(1) 情報収集

消防隊は、消防団とともに自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地域住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

現地に出動した防災ヘリコプターは、火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に的確な情報を提供するとともに飛び火の警戒にあたる。

(2) 消防水利の確保

林野火災では、消防水利の確保が難しい場合が多いため、最寄りの水源からの送水ルートの早期確保に努める。

また、自然水利が得られない場合は、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者へ消火用水の運搬について協力を依頼する。

(3) 消火活動の実施

消防隊は、消防ポンプ、背負いポンプ等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。必要な場合には、防災ヘリコプターによる空中消火を行う。また、通常の消火活動による延焼阻止が困難と判断される場合には、森林所有（管理）者と調整のうえ、林業関係者と協力して森林の伐開により臨時的防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

2 孤立者等の救出

現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災現場を空中から偵察し、孤立した負

傷者及び退路を断たれたものを発見したときは、直ちに他の業務に優先して救出活動を行う。

3 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、奈良県広域消防組合消防本部の消防長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動の指揮にあたるものとする。

第5 避難・誘導

1 森林内の滞在者の退去

危機管理室、警察及び消防団等は、林野火災発生の通報を受けたときは直ちに広報車により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者、林内作業者等の森林内の滞在者には速やかに退去するよう呼びかける。道に迷った者に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全な場所まで誘導する。

2 町民の避難

本部長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断した場合、町民に対し警戒レベル4（避難指示（緊急））を発令し、警察等と協力して町民を安全に避難させる。

第6 広域応援等の要請

1 消防の広域応援

消火にあたる消防本部の本部長は、当該消防本部単独での対処が困難であると判断される場合、阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災相互応援協定に基づき、他の消防本部に対して応援を要請する。

2 自衛隊の派遣要請

本部長は、消防力だけでの対処が困難であると判断される場合、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたとき、速やかに自衛隊に対し人員・車両・ヘリコプター等の派遣を要請する。

第7 鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も再発に備えてなおしばらくの間警戒にあたる。

森林所有（管理）者は、消失した林地が放置されて崩壊を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止のための措置を行う。

本部長は、そのための指導を行う。

原子力災害応急対策計画

第40節 原子力災害応急対策

町は、国内の原子力発電所からおおむね30km圏内の「原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性がある区域（原子力災害対策重点区域）」に位置しないが、国等から示される検討結果等をもとに、原子力災害の応急対策について検討を行う。

担当班	危機管理室
主な関係機関	県

第1 情報の収集及び連絡

町は、原子力発電所事故等発生時には、国、県、原子力事業者等からの正確な情報の収集に努めるとともに、防災行政無線等により県が知り得た情報を速やかに入手する。

第2 広報・相談活動の実施

1 広報活動の実施

危機管理室は、県から伝えられる情報を、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、その他の情報伝達手段等を活用し、正確な情報を町民に伝達する。

2 相談活動の実施

危機管理室は、県と連携し、町民等からの原子力災害に関する相談、問い合わせに対し、迅速かつ円滑に対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

第3 緊急時の環境放射線モニタリングの実施

1 環境放射線モニタリング体制の強化

危機管理室は、必要に応じて県が実施する環境放射線モニタリングの箇所数及び対象試料の追加等、体制の強化を図り、平常時の環境放射線モニタリングの結果と比較し、大気中の放射性物資又は放射線による影響を把握するための協力を行う。

2 環境放射線モニタリング結果の公表

危機管理室は県から情報が伝達される環境放射線モニタリングの結果を、公式サイト等により、町民等に速やかに提供する。

第4 その他の対策

危機管理室は、国の検討結果や被害想定等を考慮し、今後、その必要性や応急対策の体制のあり方等について随時検討を行う。

第5 原子力発電所立地地域からの避難者の受入

危機管理室は、県から、又は福井県等の原発立地県等から原発事故発生時に直接、避難者の受入について要請がある場合、県と連携し、可能な限り要請に応じる。

危機管理室は県と連携し、受入れた避難者のニーズの的確な把握に努め、対応にあたる。

鉄道災害応急対策計画

第41節 鉄道災害応急対策

担当班	危機管理室
主な関係機関	西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社

第1 連絡先

機 関 名	西日本旅客鉄道株式会社	近畿日本鉄道株式会社	
担当部局	施設指令	近鉄奈良駅	大阪輸送統括部運転車両部管理課
電 話	06-6376-6190	0742-26-6356(単) 0742-26-6355(代)	06-6775-3512
FAX番号	06-6376-6157	0742-22-1686 (夜間)0742-23-8219	06-6775-3604

第2 西日本旅客鉄道株式会社

1 統括本部対策本部及び現地対策本部の設置

事故等の発生又は発生のおそれがある場合は、以下により対策本部を設置するものとする。

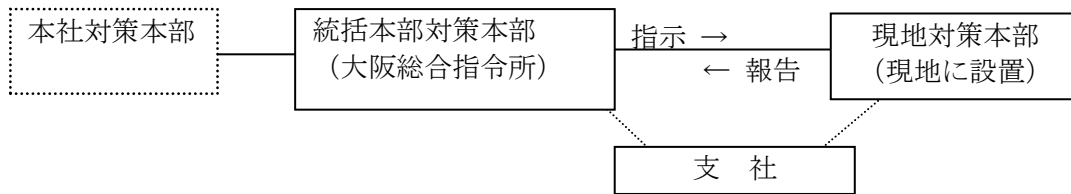
(1) 体制・招集の決定者

対策本部の体制は事故等の状況を判断し、統括本部長が決定し招集を指示する。ただし、これによれない場合は、次長、安全推進室長又は担当室長が決定し招集を指示するものとする。

(2) 事故対策本部等の種別、設置標準及び招集範囲

種 別	設 置 標 準	招集範囲
第1種体制	お客様等に死亡者又は多数の負傷者が生じたとき、そのおそれがあるとき 特に必要と認めたとき	すべての班 招集可能者の全員
第2種体制	お客様等に負傷者が生じたとき、そのおそれがあるとき 復旧等に長時間（おおむね1日以上）要するとき ・東海道本線・山陽本線（野洲～網干駅間）、大阪環状線、湖西線、JR東西線、福知山線、関西本線（平城山～JR難波）、片町線（京田辺～京橋駅間）、阪和線、関西空港線 必要と認めたとき	必要な班 招集可能者の半数程度
第3種体制	事故等の発生又は災害等のおそれにより、情報収集、復旧等が必要なとき ・東海道本線、山陽本線（京都～西明石駅間）、大阪環状線において3時間以上の運転見合わせ（見込み） ・その他の複数線区において3時間以上の運転見合わせ（見込み） ・駅間停止列車のお客様救済に3時間以上要する（見込み） その他必要と認めたとき	必要な班 必要な人数

(3) 統括本部対策本部体制図



(4) 支社、駅区所等への体制の伝達と指示

統括本部対策本部長は、大阪総合指令所を通じて旅客一斉放送、メール等により、支社及び駅区所等に対策本部の体制を伝達する。また、統括本部対策本部長は事故等の規模に応じて、関係支社及び駅区所等に対して現地への出動を指示する。

(5) 支社、駅区所等の対応

体制の伝達のほか、出動の指示を受けた支社、駅区所等の長は、直ちに関係社員を出動させること。なお、出動駅区所等以外の長は必要に応じ要員を確保し、待機させておくこと。また、第2、3種体制についても、自箇所の体制整備について、統括本部対策本部の指示を受けること。

(6) 本社、他支社との協力体制

統括本部対策本部長は、事故等の規模や状況により、本社及び他支社に支援要請を行うことができる。また、他支社から支援要請を受けた場合は、その要請に積極的に応じることとする。

(7) 現地対策本部の業務

現地対策本部長は現場の状況を把握し、乗客等の救護及び復旧の業務を総括すること。

ア 現地対策本部長は、現場の状況を把握し、被害者・被災者の救助を最優先すること。

※救助活動については、可能な限り警察・消防の指揮下に入ること。

イ 現地対策本部長は、被害者・被災者の救助状況及び事故・復旧状況を統括本部対策本部長に逐次報告すること。

ウ 現地対策本部長は、必要な作業班を適宜組織し班長を指定する。

(8) 統括本部対策本部への報告及び要請

ア 現地対策本部長は、乗客等の救護及び復旧見込時刻及び確度を対策本部長に報告すること。

イ 現地対策本部長は、乗客等の救護及び復旧に際し応援が必要と認めた場合は、必要な人員、資材等を統括本部対策本部長に要請すること。

ウ 前項の要請を受けた統括本部対策本部長は直ちに関係箇所に指示を行う。また応援が隣接支社に及ぶときは、統括本部対策本部長が要請すること。

エ 応援指示を受けた箇所長は速やかに、乗客等の救護及び事故復旧の手配をとるとともに、責任者の氏名及び出動人員・時刻、携行機材等、乗客等の救護及び事故復旧に必要と認める事項を統括本部対策本部長に報告すること。

第3 近畿日本鉄道株式会社

1 災害対策基本方針

災害が発生した場合には被害を最小限にとどめ、速やかに被害復旧にあたり旅客の安全確保を図るとともに輸送力の確保に努める。

2 災害応急対策

(1) 異例事態対策本部等の設置

災害により非常事態が発生した場合、近畿日本鉄道株式会社「異例事態対応規程」により本社に異例事態対策本部を設置し、必要により現地に復旧本部を設置して対処する。

(2) 配備態勢及び動員数

「異例事態対応規程」により災害の程度に応じた業務担当班を設置して動員する。

(3) 通信連絡体制

ア 鉄道電話、N T T加入電話及び携帯電話、スマートフォンを活用し、所定の緊急通信連絡を行う。

イ 必要に応じて携帯用無線機を所持した係員を急派し、本部との通信連絡にあたらせる。

ウ 必要に応じて各地点に連絡用電話を架設し、可搬型電話機により通信連絡の確保にあたらせる。

エ 列車無線を活用して、連絡、情報の収集に努める。

第4章 水防計画

担当部課局	危機管理室、総務課、建設課、まちづくり推進課、都市計画課、上下水道課、消防団
主な関係機関	県、大和川河川事務所、高田土木事務所、奈良地方気象台、奈良県広域消防組合（西和消防署）、西和警察署

第1節 総則

この計画は、水防法第33条の規定に基づき、洪水による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減する目的をもって、町内各河川に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及び水門の操作、水防のための消防団の活動、水防管理団体相互間における協力及び応援並びに水防に必要な資材器具及び設備と運用について実施の大綱を示したものである。

第2節 水防の責務

第1 町（水防管理団体）の責任（水防法第3条）

町は、水防法第2条第2項に定義される水防管理団体として、水防法第3条の規定に基づき、町域における水防を十分に果たすべき責任を有する。具体的には、主に次のような事務を行う。なお、町は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定する指定水防管理団体である。

第2 主な事務

- 1 水防の機関の設置（水防法5条）
- 2 消防団員の公務災害補償（水防法第6条の2）
- 3 平常時の河川等の巡視（水防法9条）
- 4 水位の通報（水防法12条）
- 5 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（水防法15条）
- 6 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（水防法15条の2）
- 7 消防団の出動準備又は出動（水防法第17条）
- 8 警戒区域の設定（水防法第21条）
- 9 警察官援助の要請（水防法第22条）
- 10 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対する応援要請（水防法第23条）
- 11 決壊の通報、決壊後の処置（水防法第25条、第26条）
- 12 公用負担（水防法第28条）
- 13 立退きの指示（水防法第29条）
- 14 水防訓練（水防法32条の2）
- 15 水防計画の作成及び公表（水防法第33条）
- 16 水防協議会の設置（水防法第34条）
- 17 水防協力団体の指定（水防法第36条）
- 18 水防協力団体に対する必要な情報の提供又は指導若しくは助言（水防法第40条）
- 19 水防に従事した者に対する災害補償（水防法第45条）
- 20 消防事務との調整（水防法第50条）

第3節 安全への配慮

洪水等の災害において、水防従事者自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。また、避難誘導や水防作業の際も水防従事者自身の安全を確保して作業を行う。

第4節 水防体制

第1 町の水防体制

町は、水防法第10条の規定による気象等の状況の通知を受けたとき及びその状況から洪水等による被害が予想されるとき、以下に定める体制により水防事務を処理する。

1 注意体制

注意体制は、大雨又は洪水の注意報が発令されたとき又は軽微な災害の発生が予想されるときに配備される体制である。災害対策本部が設置されたときは、体制を解散し、その事務が災害対策本部に引き継がれる。災害発生のおそれなくなったときは解散する。

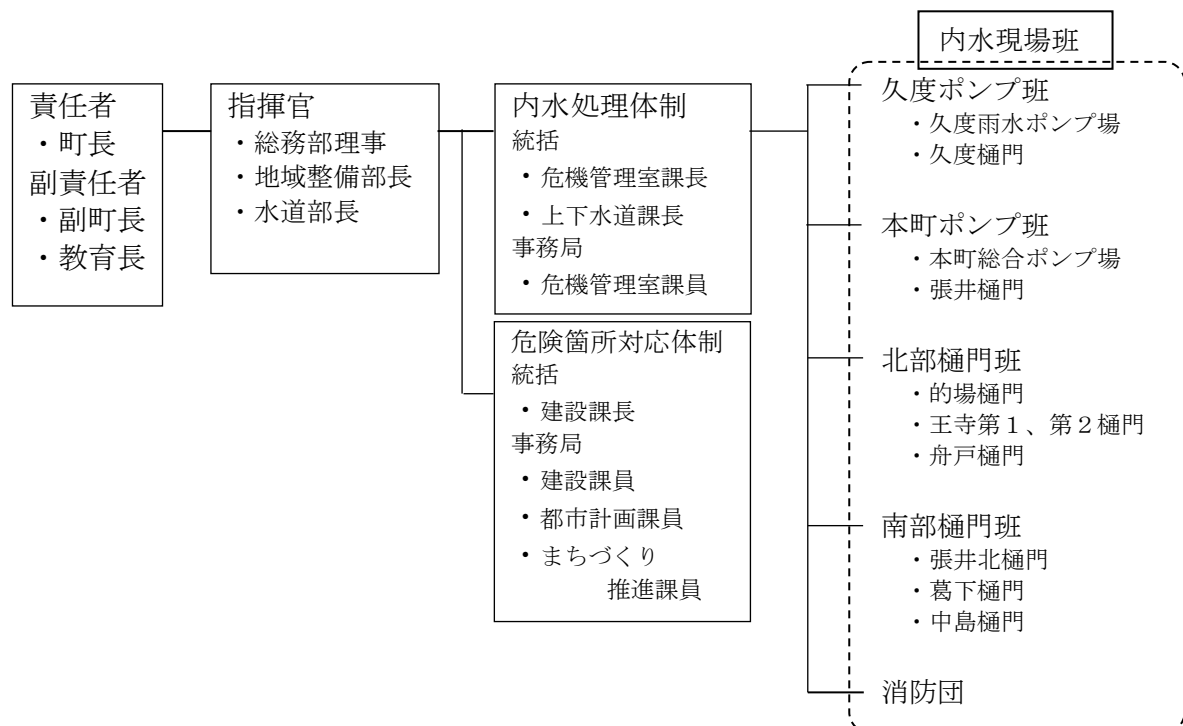
■注意体制の配備動員及び事務内容

配備動員	事務内容
- 危機管理室 課長 - 危機管理係員	- 今後の気象及び河川の状況に関する情報収集 - 必要に応じ町民、職員、関係機関への注意喚起
- 建設課長 - 建設課、都市計画課、まちづくり推進課員	危険区域の巡視、対応、状況報告

2 町災害対策本部水防班

町災害対策本部水防班体制は、大雨・洪水の警報が発令されたとき、水防警報「準備」が発令され今後も水位の上昇が予想されるとき又は樋門操作や排水ポンプの運転など水防活動実施の必要が生じたときに配備する体制である。なお、内水処理体制については、現在の状況を踏まえ検討するものとする。

(1) 災害対策本部水防班組織図



(2) 事務分担

内水処理体制

事務局・・・水防活動の総合調整、情報収集、情報伝達、指令伝達

内水現場班・・・担当水防施設の操作

スクリーン班・・・水路スクリーンの点検・整備

消防団・・・内水排水、水防工法（水防法という水防団の任務にあたる）
危険箇所対応体制・・・重要水防箇所（本節 第2）、土砂災害警戒区域、
アンダーパス等危険箇所の点検・整備

3 町災害対策本部

町災害対策本部は、町内において相当規模の災害が予想される場合、災対法第23条並びに町災害対策本部条例及び町防災計画に基づいて設置される機構である。町長を本部長とし、その所管事務としては水防、災害救助、災害警備、その他の災害応急対策活動が包括される。

第2 重要水防区域（重要水防箇所）

国管理河川、県管理河川について、洪水が公益上に及ぼす影響の特に大きい区域を重要水防区域として区分されている。

町は、国・県管理河川以外の河川について、重要水防区域（重要水防箇所）を把握しておく。

河川管理者は、施設の保全に努め、水防管理者との連携を密にし、水防活動が円滑に行われるように努める。

■ 大臣管理区間（大和川）の重要水防箇所（町内）

左右岸の別 種 別	地先名	重 要 度	備 考	対象と する流量 (t/s)	対象とする流量 を現河道に流し たときの水位 (m)	現堤防高 (m)	計画堤防 余裕高 (m)
左 堤防高	王寺町藤井	B	距離杭 24.4k～24.6k 延長 193m	3,500	38.333	38.90 0	1.50
左 堤防高	王寺町久度	B	距離杭 24.6k～31.4k 延長 6,344m	3,200	41.977	38.64 0	1.50
左 堤防断面	王寺町久度	B	距離杭 27.2k～27.4k 延長 148m	3,200	41.977	38.64 0	1.50
左 堤防断面	王寺町久度	B	距離杭 28.0k～28.6k 延長 564m	3,200	42.230	39.53 0	1.50
左 工作物	王寺町藤井	A	大正橋 距離杭 25.6k～80m	3,500	41,054	36.20 0	1.50
左 工作物	王寺町藤井	A	JR 第三大和川橋梁 距離杭 25.6k+25m	3,500	41,331	35.75 0	1.50
左 工作物	王寺町元町	A	神前橋 距離杭 26.8k+110m	3,500	41,771	39.20 0	1.50
左 工作物	王寺町久度	A	JR 第二大和川橋梁 距離杭 27.2k～35m	3,200	41,933	38.91 0	1.50
左 工作物	王寺町久度	A	多聞橋 距離杭 27.6k	3,200	42,038	39.71 0	1.50
左 工作物	王寺町久度	A	近鉄生駒線大和川橋梁 距離杭 27.8k+42m	3,200	42,084	39.27 0	1.50
左 工作物	王寺町久度	A	明治橋 距離杭 28.4k～72m	3,200	42,230	39.53 0	1.50
左 工作物	王寺町舟戸	A	昭和橋 距離杭 29.2k+111～112m	3,200	42,550	40.29 0	1.50

■ 県管理河川重要水防箇所一覧

河川名	左右岸	重 要 水 防 箇 所	
		位 置	延 長(m)
葛下川	左	自：大和高田市野口～至：大和川合流点	10,790
	右	自：大和高田市野口～至：大和川合流点	10,790

第5節 気象状況とその措置

第1 措置

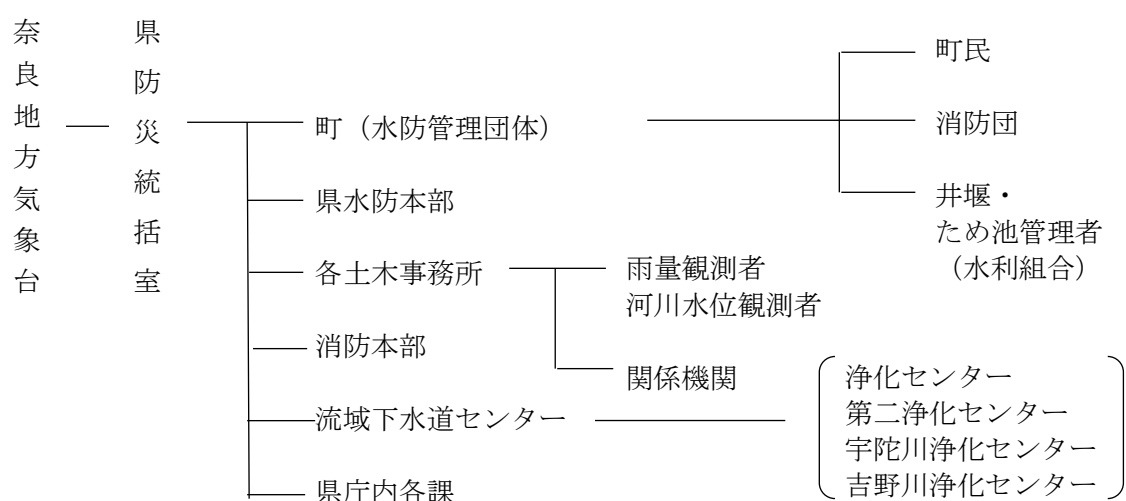
奈良県より以下の注意報、警報、特別警報及び情報の伝達を受けたとき、町災害対策本部は、常時奈良地方気象台及び奈良土木事務所との連絡を講ずるとともに速やかに水防通信連絡系統及び広報網を通じて町民及び関係機関に周知徹底する。なお、町から町民及び関係機関への周知については、報道機関による注意報、警報等の公表が行われた場合、これに変えることができる。

■ 注意報、警報、特別警報及び情報の種類

	大 雨	洪 水	台 風
注 意 報	○	○	
警 報	○	○	
特別警報	○		
情 報	○		○

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、一般の利用に適合する注意報、警報をもって代える。なお、特別警報は水防活動の利用に適合しない。

第2 気象情報伝達系統



第6節 雨量、水位の通報

- 1 町（水防管理団体）は、高田土木事務所（県水防本部現地指導班長）と相互連絡を密にし、必要な降雨、水位情報の情報交換に努めなければならない。
- 2 町（水防管理団体）は、高田土木事務所からの降雨、水位情報及び自ら観測した降雨、水位状況等について、必要な情報を町民、消防団、井堰・ため池管理者、その他関係機関に対し通知しなければならない。
- 3 町民は、異常に強い降雨、激しい水位の増加がみられた場合、速やかに町（水防管理団体）等の水防機関に通報しなければならない。

第7節 水防警報、氾濫警戒情報及び洪水予報

第1 水防警報

水防警報は、国土交通大臣又は知事がそれぞれの指定する河川（水防警報河川）で洪水等による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、国土交通大臣又は知事が発表する（水防法第16条）。

1 国土交通大臣の発する水防警報

(1) 町内対象河川

大和川（川西町吐田井堰下流端から大阪府県界まで）

(2) 水防警報の発表基準

階 級	警報の種 類	内 容	発表時期
第1段階	待 機	水防（消防）団員の足止めを行うことを目的とする。主として気象予報に基づいて行う。	氾濫注意水位（警戒水位）に達する約3時間前
第2段階	準 備	水防資材の点検、水門等開閉準備、水防要員招集準備、巡視及び幹部の出動等に対するもの。主として上流の雨量に基づいて行う。	〃 約2時間前
第3段階	出 動	水防機関の出動の必要を警告して行うもの。上流の雨量に基づいて行う。	〃 約1時間前
第4段階	解 除	水防活動終了の通知を行う。	氾濫注意水位（警戒水位）を下回り水防活動を必要としなくなったとき
適 宜	水位情報	上流の雨量、水位、流量より水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要となる水位状況を通知する。	適 宜
地震による堤防の漏水、地下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。			

※ 発表時期は大和川の対象量水標である板東での水位に基づき、その氾濫注意水位は3.0m

注）警報のうち待機と準備については省略することがある。

(3) 措置

水防警報は、大和川河川事務所（調査課）が発表し、奈良県水防本部（河川課）を通じ、防災FAXを用いて町に通知される。町は、通知を受けた場合に、町民、消防団、井堰及びため池管理者に通知する。また、状況に応じて水防活動上必要と思われる情報を管内に周知させる。

2 知事の発する水防警報

(1) 町内対象河川

葛下川（大和高田市野口大橋から大和川合流点まで）

(2) 水防警報の基準

階 級	警報の種類	内容及び発表時期
第1段階	待 機	水防機関の出動のため待機を目的とするもので、気象予報の内容又は上流の降雨状況により行う。

階 級	警報の種類	内容及び発表時期
第2段階	準 備	水防資機材の点検、排水門・取水門等の開閉準備、巡視の強化及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位（通報水位）を超えたとき、又は重大な水防事態の発生が予想されるときに出される。
第3段階	出 動	水防機関の出動の必要を警戒して行うもので、氾濫注意水位（警戒水位）を超えたとき、又は事態が切迫したときに出される。
第4段階	解 除	水防活動終了を通知する。
適 宜	水 位	上流の雨量、水位、流量より水位の昇降時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要となる水位状況を通知する。
地震による堤防の漏水、地下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

※ ただし、待機、準備の2段階は省略することができる。

葛下川の対象量水漂は上中（水防団待機水位 1.5m・氾濫注意水位 2.5m）

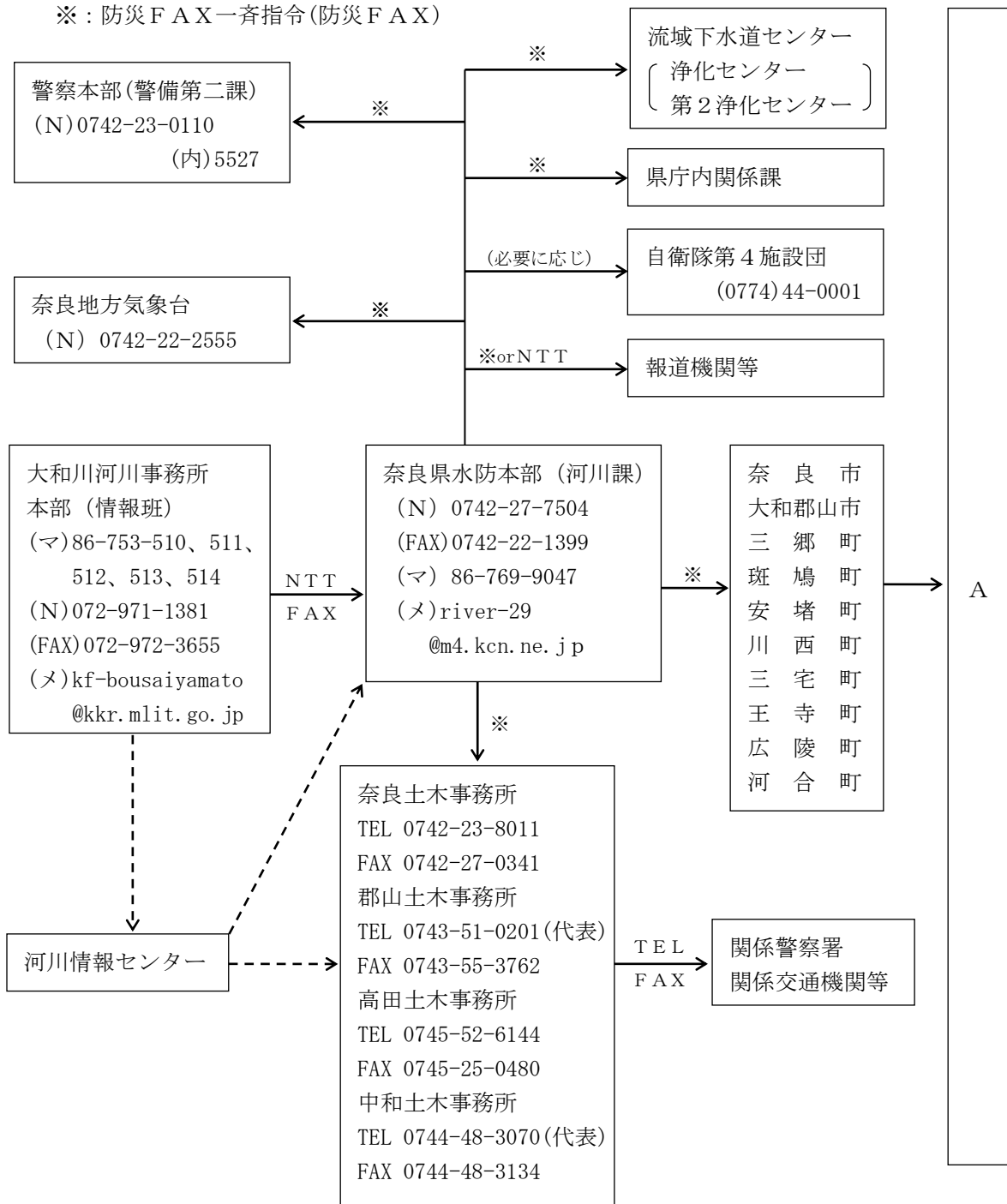
(3) 措置

水防警報は、高田土木事務所が発表し、防災FAXを用いて町に通知される。町は、通知を受けた場合に、町民、消防団、井堰及びため池管理者に通知する。また、状況に応じて水防活動上必要と思われる情報を管内に周知させる。

3 水防警報の伝達経路

(1) 大和川

※：防災FAX一斉指令(防災FAX)

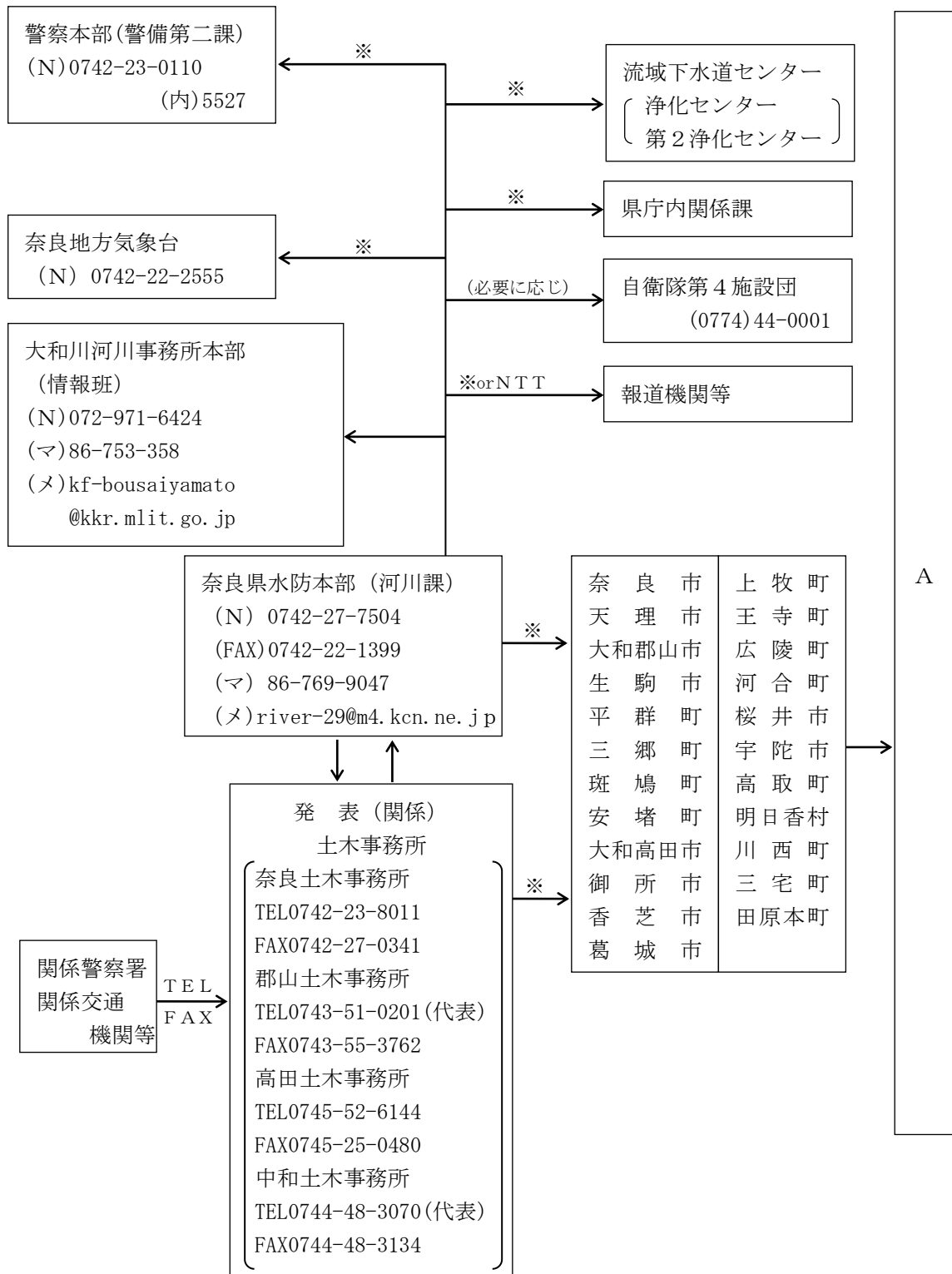


-----→ は補助通知系統

A：町民・消防署（団）・ダム・排水門・取水門扉等管理者（河川占有者）・ため池管理者
天理ダム、白川ダム、岩井川ダムについては奈良土木事務所に含む。
大門ダムについては郡山土木事務所に含む。初瀬ダムについては中和土木事務所に含む。

(2) 葛下川

※：防災FAX一斉指令(防災FAX)



A：町民・消防署（団）・ダム・排水門・取水門扉等管理者（河川占有者）・ため池管理者
天理ダム、白川ダム、岩井川ダムについては奈良土木事務所に含む。
大門ダムについては郡山土木事務所に含む。初瀬ダムについては中和土木事務所に含む。

第2 氾濫警戒情報

国土交通大臣及び知事は、それぞれが指定した河川（水位周知河川）について水位が避難判断水位（水防法第13条に規定される特別警戒水位）に達したとき、その旨を「氾濫警戒情報」として水防管理者（市町村長）に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知させる。

1 町内水位周知河川

大和川（国土交通大臣管轄）

葛下川（知事管轄）

2 伝達経路

水防警報と同様の経路で伝達する（第7章 第1の3）

第3 洪水予報

国土交通大臣は、指定した河川（洪水予報河川）について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関に協力を求めて、これを一般に周知する。また、この通知を受けた知事は、都道府県水防計画で定める水防管理者及び量水漂管理者に通知する。（水防法第10条）

1 町内洪水予報河川

河川名	予報区域名	区 域	洪水予報 基準地点
大和川	大和川上流	川西町吐田井堰下流端から大阪府県界まで	板 東

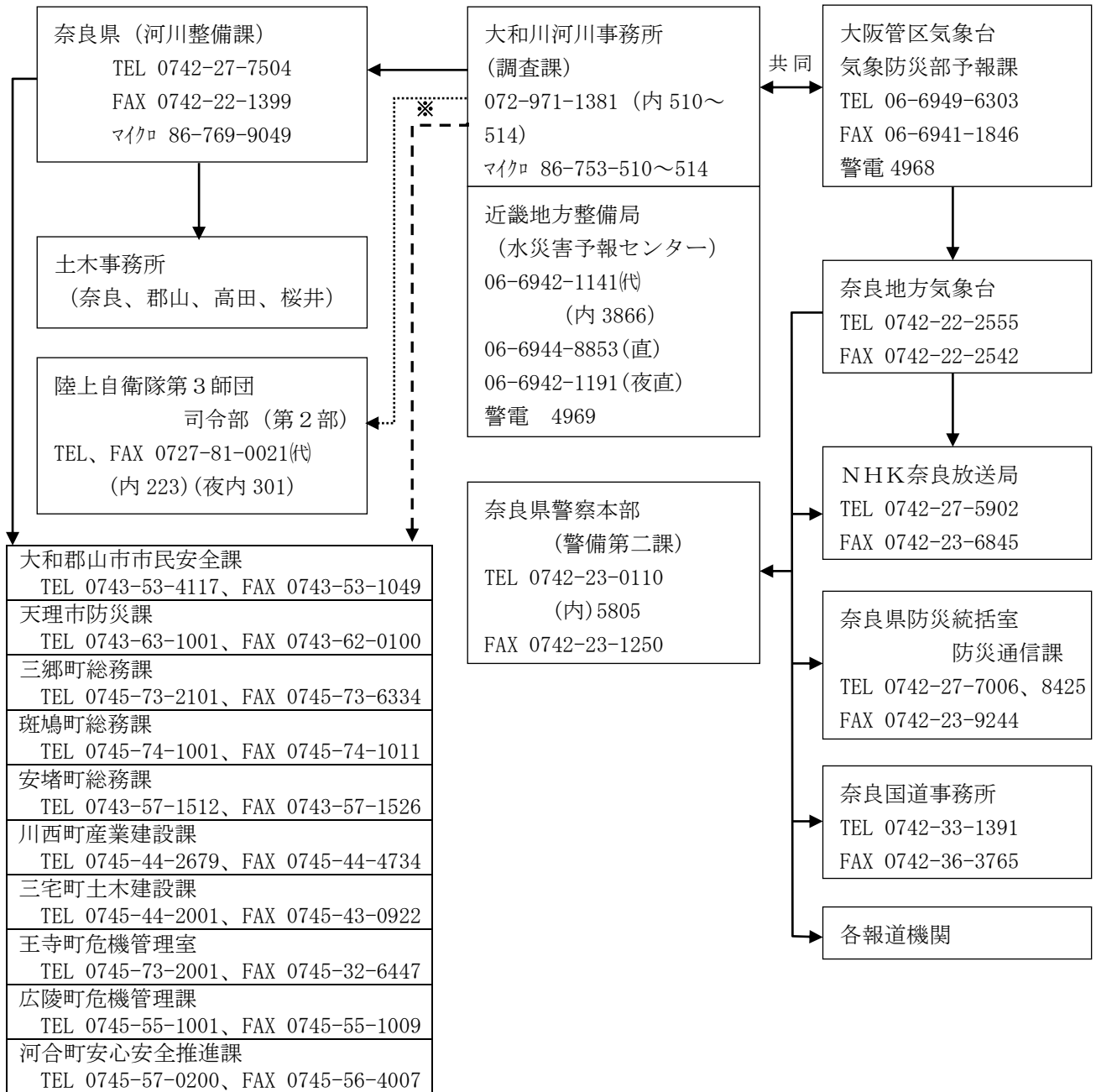
水防法第11条に基づき都道府県知事が洪水予報を行う河川は、奈良県内にない

2 発表する情報の種類及び発表基準

種 類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(板東 3.0m)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(同 4.1m)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(同 3.5m)に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき

3 洪水予報の伝達経路

大和川洪水予報通信連絡系統図（奈良県関係）



—————：専用回線

-----：専用回線以外（水防法13条の通知）

-----：専用回線以外

※：必要に応じて連絡

(参考)

町及び周辺の水位観測所と雨量観測所

観測所名	位置(km)	所在地	零点高(T.P.)	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	管轄
			(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	
板東	右岸 35.84	大和郡山市板東 (板屋ヶ瀬橋下流約50m地点)	38.30	2.000	3.000	3.500	4.100	5.640	大和川河川事務所(国)
河合	左岸 33.12	河合町川合 (御幸橋上流約130m地点)	36.00	2.000	3.000	—	—	5.960	大和川河川事務所(国)
王寺	左岸 29.22	王寺町久度1丁目 (昭和橋下流約50m地点)	31.00	3.000	4.500	—	—	7.428	大和川河川事務所(国)
藤井	左岸 25.50	王寺町藤井 (大正橋上流約70m地点)	26.40	4.000	6.000	—	—	8.293	大和川河川事務所(国)
上中	左岸 5.30	香芝市高 (大橋下流約100m地点)	40.66	1.50	2.50	3.60	4.10	—	高田土木事務所(県)
薬井		河合町薬井 (薬王橋付近)	33.30	2.00	3.10	4.00	4.50	—	高田土木事務所(県)

計画高水位…堤防などをつくる際に洪水に耐えられる水位として指定する最高の水位

氾濫危険水位…洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫が起こるおそれがある水位

避難判断水位…町民の避難判断の参考となる水位

氾濫注意水位…町民に対し氾濫に関する情報への注意を喚起するための水位

水防団待機水位…水防活動に対し準備する水位

第8節 井堰、調整池、ため池等の操作

井堰及び調整池、ため池等管理者は、以下の措置を講ずる。

- 1 あらかじめ、その操作責任者及び監視員並びに連絡員等を定める。
- 2 平常時から工作物の点検を行い、増水時の操作及び不意の増水に対して支障のないようにする。
- 3 気象警報注意報等が発表されたとき、河川が水防団待機水位（通報水位）又はそれ相応の水位に達した場合は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。
- 4 門扉等の操作状況及び危険が予想される場合は、その状況を町長に通知する。
- 5 町長は、河川管理者及び県農村振興課長（ため池の場合）、その他関係機関に通知し、相互に密接な連絡を取り、適切な措置を講ずる。

第9節 水防用設備、資材、器具

第1 水防資機材

1 水防資機材の保有状況調査

危機管理室は、水防資機材の確保のため、その区域内において水防用資機材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資機材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充する。

2 水防資機材の備蓄

危機管理室は、自ら保有し、又は直接調達できる水防資機材を使用し水防活動を行う。また、水防活動に必要な水防資機材を備蓄するとともに、必要に応じ町内業者から調達する。

3 水防用土砂の堆積

建設課は、水防活動の実施に必要な土砂を調査し、必要な箇所に土砂を堆積させる。

4 通信機の整備

危機管理室は、停電時の情報確保のための措置を講ずるとともに、水防活動時に使用する無線機等を常に適切に運用できるよう運用体制及び機器の管理を行う。

5 国・県管理資機材の使用

町長（水防管理者）は、備蓄資機材だけでは不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資機材又は県の備蓄資機材を直轄河川事務所長又は県土木事務所長の承認を受けて使用することができる。

第10節 輸送

水防に要する輸送は、あらゆる非常事態を想定し、連絡経路、資材輸送の機動力確保等について万全の措置を講じておくとともに、被害の程度、規模等により町有の車両だけで不足するときは、建設業者、輸送業者等の民間所有の車両を借上げて実施する。

第11節 水防配備と出動

第1 巡視及び警戒

1 巡視

水防法第9条に基づき、建設課は随時区域内を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、高田土木事務所に連絡する。

2 警戒

- (1) 大雨接近の情報を得たとき、水防本部スクリーン班は水防スクリーンの点検を実施し、異常がある場合はその異常を解消するよう対処する。
- (2) 建設課は水防団待機水位に達したとき堤防、ため池、調整池、井堰等を巡回し、異常を発見した場合は直ちに高田土木事務所に報告するとともに水防活動を開始する。
- (3) 水防法第22条に基づき町長（水防管理者）は、水防のために必要があると認められるとき、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

第2 水防本部員の配備

水防事務の完遂を期するために、水防本部に配備された職員は、次に留意して行動する。

- 1 水防事務が実施される時期には、でき得る限り気象情報に注意し、常に連絡が取れる体制をとる。
- 2 あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認し、水防事務に支障をきたすことのないようにするとともに、出動が必要な場合は自主的に勤務につかなければならない。
- 3 水防事務の際には、交替者と引継ぎを完了するまで又は事務局からの指示があるまでは、その勤務場所を離れてはいけない。
- 4 注意体制から水防本部配備への切替えを確実に迅速に行うとともに、水防事務が長期間にわたる場合には、勤務員を適当に交替・休養させて水防事務の完遂を期さなければならない。

第3 消防団の出動準備・出動

1 出動準備

町長（水防管理者）は、次の場合、消防団に対し出動を準備させるとともに、その旨を高田土木事務所に報告する。

- (1) 水防警報第2段階を受信したとき
- (2) 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき

2 出動

町長（水防管理者）は、次の場合、消防団に対し出動させ、配備につかせるとともに、その旨を高田土木事務所に報告する。

- (1) 水防警報第3段階を受信したとき
- (2) 河川の水位が氾濫注意水位に達し危険が予測されるとき

3 災害補償

町は、消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったとき、王寺町消防団員等公務災害補償条例により、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

第12節 水防信号

水防に用いる信号は次のとおりとする。

■ 水防信号

区 分	種 別	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	水防機関待機	○ 休 止 ○ 休 止 ○ 休 止	○ 5秒休止 15秒○ 5秒
第2信号	水防機関出動	○ - ○ - ○ ○ - ○ - ○	○ 5秒休止 6秒○ 5秒
第3信号	居住者出動	○-○-○-○ ○-○-○-○	○ 10秒休止 5秒○ 10秒
第4信号	居住者避難	乱 打	○ 30秒休止 5秒○ 30秒

第1信号指定水位を超え、なお上昇のおそれがあるため、水防機関は待機する。

第2信号水防機関は出動する。

第3信号危険区域の居住者が出動協力する。

第4信号必要と認められる区域内の居住者は避難のために立退く。

第13節 決壊の通報並びに決壊後の処置

水防法第25条及び第26条の規定に基づき、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者は直ちにその旨を高田土木事務所長及び氾濫する方向の隣接水防管理団体等に通報しなければならない。

また、決壊後もできる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

第14節 避難のための立退

- 1 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条により、知事、その命を受けた職員又は町は、必要と認める区域の居住者に対し、信号、広報網、通信、その他の方法によって、避難のための立退きを指示することができる。
- 2 危機管理室は、あらかじめ避難計画を作成し、避難場所、経路、収容人員、その他必要事項を定める。

第15節 費用負担と公用負担

第1 費用負担

町において、その管轄区域の水防に要する費用は水防法第41条の規定により町が負担する。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体が負担する。

町の水防によって著しく利益を受ける市町村は、水防法第42条の規定により、その水防に要する費用の一部を負担する。

第2 公用負担

1 公用負担の権限委任証明書

水防のため緊急の必要があるとき、町長（水防管理者）、消防団長は、水防の現場において必要な土地を一時収用し、土石、竹木その他の資材を使用若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分できる。この場合、時価により損失を補償する。

町長（水防管理者）、消防団長本人が実施するときは、自分の身分を明らかにする証明書を、代理の者が実施するときは次のような権限委任証明書を携帯し、必要がある場合はこれを提示しなければならない（県水防計画）。

■ 公用負担の権限委任証明書

第 号	
公用負担の権限委任証 職名 氏名	
上記の者に 証明する。 年 月 日	の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したることを 町長 消防団長 いずれかの氏名 印

公用負担を実施した際は、次のような証票を2通作成し、1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない（県水防計画）。

■ 公用負担命令票

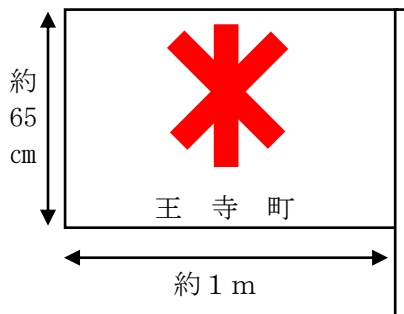
公用負担命令票				
物件	数量	負担内容（使用、収用、処分等）	期間	摘要
水防法第28条第1項により使用（収用処分）する。 年 月 日 負担者 住所 氏名 殿 命令者 氏名 印				

第16節 優先通行の標識と水防職員証明書

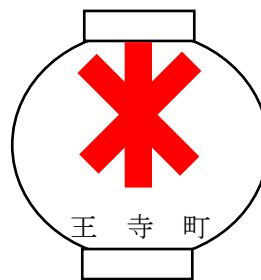
1 優先通行標識

水防法第18条の規定による優先通行の標識は次のとおりである。

標旗(昼間)

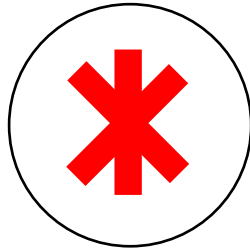


標灯(夜間)



標灯(夜間)ヘッドライト用

※白地に朱の図柄とすること



2 水防職員証明書

水防法第49条第2項の規定する水防職員証明書は次のとおりである

第 号 水防職員之証 所属機関名 _____ 職 名 _____ 氏 名 _____ 年 月 日交付 町長 印	心 得 1. 記入以外の者の使用を禁ず。 2. 本証の記載事項に変更があったときは、速やかに訂正を受けること。 3. 本証の職員でなくなったときは、直ちに本証を返還すること。 4. 本証は水防法第49条第2項の規定による立入証である。
---	--

(表)

(裏)

3 優先通行権 (水防法第18条)

以下のような優先通行標識を掲示した水防作業従事車両は、緊急車両として優先通行できる。

4 緊急通行権・水防計画作成のための立入権 (水防法19条)

消防団長、消防団員は、水防上緊急の必要がある場所におもむくとき、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空き地及び水面を通行できる。また、水防計画を作成するために、関係者に必要な資料の提出を命じることができるとともに、上記職員は、必要な土地に立ち入ることができる。その際、それぞれの職務の身分証明書を携帯し、関係者の請求があれば提示しなければならない (水防法第49条)。

第17節 水防解除

町は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、水防作業及び警戒の必要がなくなったとき、これを一般に周知させるとともに高田土木事務所に対しその旨を報告する。

第18節 水防記録と水防報告

第1 水防記録

予備動員体制以上の体制をとり、水防を行ったときは、次の記録を作成し、保管する。

■ 水防記録の内容

- 1 水防実施箇所及び日時
 - 2 水防作業の概要及び工法
 - 3 被災概要及びその具体的原因
 - 4 人的被害、家屋被害、農業施設被害、公共土木施設被害
 - 5 団体別出動人員
 - 6 現場指揮者の職、氏名
 - 7 所要経費
 - 8 使用資機材の内訳
 - 9 公用負担をした際はその場所及び理由
 - 10 立退き指示をした際はその状況及び理由
 - 11 水防従事者の死傷者の職、氏名、その原因、手当
 - 12 今後の水防活動に関する問題点
 - 13 被災写真及び水防作業写真
 - 14 水防実施箇所及び浸水区域の図面
- ただし、14 以外は箇所別に記入のこと

第2 水防報告

1 水防活動中

町長（水防管理者）は水防活動中、次の事項について、その都度、高田土木事務所長（県水防本部現地指導班長）に報告しなければならない（県水防計画）。

■ 高田土木事務所長へ報告すべきとき

- 1 指定水位、警戒水位に達したとき
- 2 水防作業を開始したとき
- 3 水防配備を解除したとき
- 4 堤防その他の施設、河川占有物、危険区域に異常を発見したとき
- 5 水防法第29条に基づく立退きの指示をしたとき
- 6 その他緊急報告をすべきとき

2 水防活動後

(1) 水防記録の作成と保管

町長（水防管理者）は、水防活動が終結したときは遅滞なく活動内容を取りまとめて、高田土木事務所長に報告するとともに水防記録を作成してこれを保管する。

(2) 活動報告

一四半期ごとの水防活動の活動内容を、町長（水防管理者）は、5日以内に高田土木事務所長に報告する。

様式 32 （県水防計画情報伝達様式、基準等8第1号様式）

様式 33 （県水防計画情報伝達様式、基準等8第3号様式）

第19節 応援の要請等

- 1 町長（水防管理者）は、水防のため緊急の必要があるとき、他の水防管理者又は市町村若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。（水防法第23条第1項）
応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行動する。（水防法第23条第2項）
- 2 町長（水防管理者）は、水防のため必要があると認めるとき、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。（水防法第22条）
なお、町長（水防管理者）は、警察と連携を緊密にし、緊急事態発生の場合の混乱を防止する。
- 3 町長（水防管理者）は、水防活動上自衛隊の応援を必要とする場合、知事に要請依頼し、高田土木事務所長にも併せその旨を通知する。

第20節 非常通報

第1 災害時優先電話

水防機関相互間、消防機関相互間又は水防機関と消防機関相互間の水防上緊急を要する通話(注)は、災害時電話が著しく輻輳したり、かかりにくい場合があるため、あらかじめ町と西日本電信電話株式会社奈良支店との間で協議を行い、指定された災害時優先電話を活用する。

(注)水防上緊急を要する通話とは、洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれのあることの通報又はその警報若しくはその予防のための緊急を要するもの。

第2 無線電話による非常通信取扱い

- 無線電話取扱規定(電波法第52条)に定める方法により運用する。

電波法第52条

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、非常通信※については、この限りでない。

※ 非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、優先通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

■ 町と奈良県間の非常通信経路

市町村	市町村役場から(km)	非常通信経路
王寺町	0	王寺町役場———県庁 (危機管理室) [地星] (防災統括室)
	0	王寺町役場~~~~奈良県広域消防組合———奈良市消防局———県庁 (危機管理室) [専] 奈良県広域消防組合(西和消防署) [消] [地星] (防災統括室)
	0.1	西和警察署——— 王寺交番
	0.7	西和警察署———[警] 県警本部.....県庁 (地域課) (通信指令課) (防災統括室)
	0.7	近畿地方整備局大和川河川事務所———県庁 王子出張所 [建] (河川課)
	1.0	J R王寺駅~~~~~J R近畿統括本部~~~~~県庁 [J] [N] (防災統括室)

(凡例) ———無線区間 ~~~~~有線区間 ~~~~有線無線混用区間 使送区間
近畿地方非常通信協議会『非常通信事務必携』

第3 警察電話の使用取扱い

- 使用の範囲は、水防の事務に限る。
- 使用方法は、県警本部又は警察署を公衆電話で呼び、水防事務であることを申し出て、県警本部交換を通じ、県水防本部又は県災害対策本部に接続を依頼する。

第21節 水防訓練

水防管理団体（町を含む）は、毎年1回以上、消防団及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るよう努める。

また、洪水ハザードマップを活用し、安全な避難路の確認等、自主防災組織等の避難訓練の充実を図る。

第5章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧

担当班	危機管理室、総務班、施設班、住宅生活班、上下水道班、学校教育班、広聴・出納班
主な関係機関	県、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、その他執行機関、指定公共機関

1 実施責任者

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

2 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧にあたっては、おおむね次の計画を作成し、これに基づいて事業を行う。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 砂防設備災害復旧事業計画
 - ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - エ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - キ 下水道災害復旧事業計画
 - ク 公園災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 水道災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (7) 公営住宅災害復旧事業計画
- (8) 防災重点ため池災害復旧事業計画
- (9) その他の災害復旧事業計画

3 留意事項

災害復旧事業の実施にあたっては、以下の事項に留意する。

- (1) 施設班は、被災施設の復旧にあたって、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- (2) 被災施設の被災状況、重要度を勘案し、計画的な復旧を行う。
- (3) 事業の実施にあたりライフライン機関とも連携を図る。
- (4) 町は、奈良県警察が行う暴力団等の動向把握を徹底し、復旧事業への参入・介入の実態把握に協力し、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行うとともに、復旧事業に関連する各種規定等に暴力団排除条項を整備する等、相互に連携のうえ、復旧事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。
- (5) 指定区間外の国道の災害復旧にあたり、高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当と認められる場合又は府県の区域の境界に係る場合においては、国の権限代行制度を活用する。

- (6) 重要物流道路（代替・補完路含む）に指定された地方道の災害復旧にあたり、高度の技術又は高度の機械力を要する工事で、国が県及び市町村に代わって実施することが適当と認められる場合においては、国の権限代行制度を活用する。
- (7) 指定区間内の一級河川における災害復旧にあたり、高度な技術又は機械力を要する工事について、適当と認められる場合は、国の権限代行制度を活用する。
- (8) 指定区間内の一級河川において、水資源開発水系内の水の安定的な供給に資する河川管理施設の災害復旧を行うにあたり、高度な技術又は機械力を要する工事について、適当と認められる場合は、独立行政法人水資源機構の権限代行制度を活用する。

4 職員の活動体制の整備

復旧事業の早期実施のため、必要な職員の配備、応援、派遣など、活動体制の整備と人員の確保を図る。

5 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

6 査定実施の迅速化

町は、復旧事業計画を早急に策定する。危機管理室、総務班及び広聴・出納班は、国、県が費用の全部又は一部を補助するものについて申請を行い、復旧事業の決定を受けるための査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、緊急を必要とする復旧工事の場合には、緊急査定が実施されるよう、必要な措置を講ずる。

7 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合、危機管理室、総務班、広聴・出納班及び県は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）による激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

(1) 激甚災害の指定に係る県の調査等への協力

町は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

(2) 指定後の関係調書等の提出

町は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、県関係部局に提出する。

第2節 被災者の生活の確保

担当班	危機管理室、衛生班、福祉班、広聴・出納班、ボランティア班
主な関係機関	県、県社会福祉協議会、金融機関、公共職業安定所、日本郵便株式会社

第1 被災者台帳の作成及びり災証明等の発行

1 被災者台帳の作成等

(1) 被災者台帳の作成

危機管理室は、被災者への支援をもれなく行うために、それぞれの被災者の被害状況、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元に集約した被災者台帳を作成する。被災者台帳は、全庁的に共有を図る。

(2) 被災者台帳の利用

危機管理室は、次のいずれかに該当すると認めるとき、災害対策本部内において被災者台帳を利用する。

ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき

ウ 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への支援に必要な限度で利用するとき

また、台帳情報の提供について申請があった場合は、不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う。

(3) 安否情報の提供

衛生班は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったとき、安否情報システム等を活用し、照会された被災者の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用し、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

(第3章 第7節 第9「被災者の安否情報」参照)

2 り災証明書等の発行

(1) り災証明書の発行

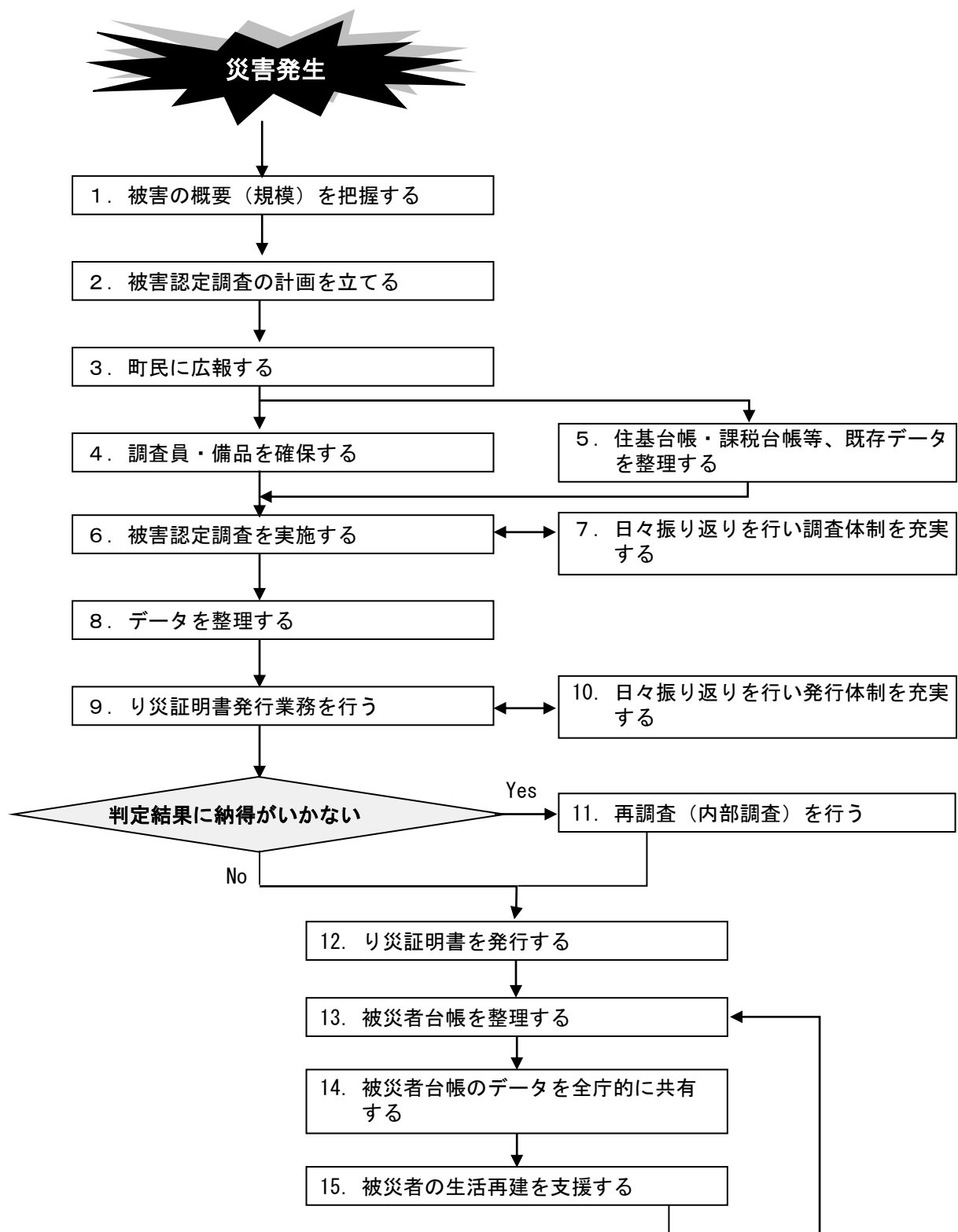
危機管理室は、家屋の被害調査の結果からり災台帳を作成し、被災者のり災証明書発行申請に対し、り災台帳で確認のうえ発行する。り災台帳で確認できない場合においても、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは、り災証明書を発行する。また、り災証明書の速やかな発行のため、町職員の研修体制の強化に努める。さらに、り災証明書の発行体制の整備にあたっては、住家被害認定調査やり災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後の応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

なお、被害認定調査を行う際は、原則内閣府が採用している様式及び手法を用いて調査するとともに、必要に応じて、航空写真や被災者が撮影した写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、効率的な手法について検討する。

(2) 被災証明書の発行

危機管理室は、災害により居住する住宅以外の建物、車両及び家財等が被害を受けたことを被災者の届出に基づき、被災証明書を発行する。

■ 証明書発行業務の流れ



第2 被災者生活再建支援金

県は、「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難なものに対し、自立した生活を開始するために必要な費用に当てるため、被災者生活再建支援金の支給を行う。（支給事務については、県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援法人である（財）都道

府県会館が行う。)

福祉班は、基金の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・とりまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。

1 制度の対象となる自然災害

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
 - ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号
町内において、住家が滅失世帯の数が50世帯以上となる自然災害
 - イ 災害救助法施行令第1条第1項第2号
奈良県内において、住家が滅失世帯の数が1,500世帯以上となる自然災害
 - (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
 - (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
 - (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
 - (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
 - (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)
- ※ (4)～(6)の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)

2 制度の対象となる被災世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)
- (5) 住宅が半壊し、室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(中規模半壊世帯)

3 支援額

(1) 複数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃貸	100	50	150
解体世帯	建設・購入	100	200	300
	賃貸	100	50	150
中規模半壊世帯	建設・購入	0	100	100
	補修	0	50	50
	賃貸	0	25	25
長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	賃貸	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃貸	50	50	100

(2) 単数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	75	150	300
	補修	75	75	150
	賃貸	75	37.5	112.5
解体世帯	建設・購入	75	150	300
	賃貸	75	37.5	112.5
中規模半壊世帯	建設・購入	0	75	75
	補修	0	37.5	37.5
	賃貸	0	18.75	18.75
長期避難世帯	建設・購入	75	150	300
	賃貸	75	37.5	112.5
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃貸	37.5	37.5	75

基礎支援金・・・住宅の被害程度に応じて支給する支援金

加算支援金・・・住宅の再建方法に応じて支給する支援金

4 支援金の支給申請

(1) 申請時の添付書面

基礎支援金：り災証明書、住民票等

加算支援金： 契約書（住宅の購入、賃借等） 等

(2) 申請期間

基礎支援金： 災害発生日から 13 月以内

加算支援金： 災害発生日から 37 月以内

第3 援助資金の貸付け等

1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け

福祉班は、「王寺町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けを行う。

■ 災害弔慰金の支給額

対 象	自然災害により死亡した町民の遺族
支給額	死亡した者が生計維持者である場合…………… 500 万円
	死亡した者が生計維持者以外の場合…………… 250 万円

■ 災害障害見舞金の支給額

対 象	自然災害により著しい障害※を受けた
支給額	障害を受けた者が生計維持者である場合…………… 250 万円
	障害を受けた者が生計維持者以外の場合…………… 125 万円

※ 災害弔慰金の支給等に関する法律 別表に掲げる程度の障害

■ 災害援護資金の貸付限度額

対 象	救助法が適用された自然災害により、 被害を受けた世帯の町民である世帯主	
限度額	世帯主の負傷※ ¹ がある場合	
	家財の損害※ ² 及び住宅の損害がない場合……………	150 万円
	家財の損害があり、かつ、住宅の損害がない場合……………	250 万円
	住居が半壊した場合……………	270 万円
	住居が全壊した場合……………	350 万円
	世帯主の負傷がない場合	
	家財の損害があり、かつ、住宅の損害がない場合……………	150 万円
	住居が半壊した場合……………	170 万円
	住居が全壊した場合……………	250 万円
	住居の全体が損壊し、若しくは流出し、又はこれと 同等と認められる特別の事情があった場合……………	350 万円

※ 1 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷

※ 2 家財について被害の金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害

2 その他の援助資金の貸付け

応急融資は、次のものがあり、迅速、円滑に交付されるよう国、県、民間金融機関等に要望するとともに、被災者に対し周知を図る。

	対 象	実 施 者 (町の窓口)	備 考
生活福祉資金	・低所得者世帯 ・障害者世帯 ・高齢者世帯	県社会福祉協議会 (町ボランティア班)	本節 3 による災害救護資金の貸付け対象となる世帯は、生活福祉資金の災害援護資金及び住宅資金の貸付け対象とならない。
母子福祉資金	母子家庭の母	県子ども家庭課 (町福祉班)	一般的な融資制度であるが、災害の場合には措置期間を延長することができる特例措置がある。
父子福祉資金	父子家庭の父		
寡婦福祉資金	寡婦		
災害復興住宅貸付	自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者等で、住宅を建設、購入若しくは補修する人	住宅金融支援機構	
災害復旧貸付	救助法が適用されるような大規模災害により、被害を受けた中小企業	・中小企業金融公庫 ・国民生活金融公庫 ・商工組合中央金庫	

農林業関係者への貸付けについては、本章 第 4 節「農林業者への融資」参照

第4 災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失、または焼失した低額所得者の被災者に対する住宅対策として、町及び県は、必要に応じて災害公営住宅を建設し、住宅の確保を図る。

この場合において、滅失または焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、町及び県は災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

第5 職業の斡旋

公共職業安定所は、地震等の災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、離職者の早期再就職の斡旋を行う。

- (1) 臨時職業相談窓口の設置
- (2) 巡回職業相談の実施
- (3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

第6 郵便事業における措置

地震が発生した場合において、日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次の対策を実施する。

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (3) 災害時における窓口業務の維持
- (4) 災害特別事務取扱、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱について、各社から要請があった場合の取扱い

第7 その他

- (1) 相談窓口

町は、必要に応じて臨時相談窓口の設置等を行い、被災者への情報提供及び生活相談に対応する。災害によって生じた夫婦、親子関係や避難所等における女性独自の悩みについて、女性の専門相談員が相談を実施する。（電話、面接相談、心の悩み、DV（ドメスティックバイオレンス）相談、性暴力被害相談、法律相談）

- (2) 税等の徴収猶予と減免等

町は、被災者に対し、「地方税法」や「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」等により期限の延長、徴収猶予、減免等、それぞれの事態に応じた適切な措置を講ずる。

- (3) 町外避難者の帰町への支援

町は、町外への避難者に対し、公式サイト等により被災後の現状や復旧・復興状況などの情報を提供するなど帰町に向けた取組を検討する。

第3節 被災中小企業の振興

町は、県が実施する次の措置に沿って町内の中小企業事業者の振興を図る。

担当班	危機管理室、避難者対応班
主な関係機関	県、政府系中小企業金融機関

1 激甚災害に対処するための特別の財政援助法に関する法律の指定

中小企業者の負担を軽減し復旧を促進するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助法に関する法律」の指定が受けられるよう必要な措置を講ずる。

2 政府系中小企業金融機関の災害特別融資枠の設定

株式会社日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の災害特別融資枠の設定のため、関係機関に対し要請を行う。

3 信用力の低い中小企業の融資を円滑化

信用力の低い中小企業の融資の円滑化を図るため、信用保証協会の保障枠の増大等を要請する。

4 中小企業向け融資の特別配慮

地元一般銀行等その他金融機関に対し、中小企業向け融資の特別配慮の協力を要請する。

5 中小企業信用保険法の指定

災害等により相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている場合は、「中小企業信用保険法」の指定が受けられるよう必要な措置を講ずる。

第4節 農林業者への融資

担当班	危機管理室、施設班
主な関係機関	県、政府系中小企業金融機関

第1 農業災害に対する融資制度

1 株式会社日本政策金融公庫からの融資

- (1) 農林漁業施設資金（災害復旧）
農林業用施設の復旧、被害果樹の改植等の復旧に要する費用を融通する。
- (2) 農業基盤整備資金（災害復旧）
災害により流失、埋没した農地等の復旧に要する費用を融通する。
（資料編「株式会社日本政策金融公庫からの融資」参照）
- (3) 農林漁業セーフティネット資金
経営の再建に要する資金を融通する。

2 経営資金等の融通

農産物、畜産物等への被害が一定規模以上である場合は、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用を受け、被害農林業者に対し経営に必要な資金の融通等の措置を講ずる。（天災資金）
（資料編「経営資金等の融通」参照）

第2 林業災害に対する融資制度

1 株式会社日本政策金融公庫からの融資

- (1) 農林業施設資金
個人施設や共同利用施設の復旧に要する費用を融通する。
- (2) 林業基盤整備資金
災害により被害を受けた森林、樹苗養成施設等の復旧に要する費用を融通する。
- (3) 農林漁業セーフティネット資金
経営の再建に要する資金を融通する。

2 経営資金等の融通（天災資金）

「本節 第1 農業災害に対する融資制度 2 経営資金等の融通」の項目を参照。

第5節 義援金の受入・配分等に関する計画

過去の災害において、多くの町民・企業等から善意による義援金が寄せられた事例から、善意を被災住民に届けるための体制等を整備し、効果的な町民・企業等の意思反映に努める。

担当班	福祉班、危機管理室、広聴・出納班
主な関係機関	県、日本赤十字社奈良県支部、奈良県共同募金、報道機関

第1 県、日本赤十字社奈良県支部等

県内外で大規模災害が発生した場合、県は、日本赤十字社奈良県支部、奈良県共同募金、報道機関等の義援金募集機関等関係団体と連携を図り、義援金の募集を行う。

県は、被災地の状況に応じ被災者への公平性に配慮して義援金の配分を行うため、学識経験者、義援金募集機関代表、被災地関係者、福祉団体代表等で構成する配分委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。委員会は、市町村から報告があった被害状況、義援金の集積状況を総合的に勘案して義援金の配分方針を決定し、被災市町村へ配分する。

第2 町に対する義援金の受入及び配分

1 義援金の受入

- (1) 福祉班は、町が被災し個人・団体から直接寄付金が寄せられた際は、受付窓口を開設し寄託される義援金を受入れる。
- (2) 銀行口座を開設し、寄託された義援金を管理するとともに、寄託者又は寄託団体の氏名・名称、寄託金額等を台帳の作成等により整理する。
- (3) 義援金の募集・受付状況等の広報を、町広報等を利用して行う。

2 義援金の配分

- (1) 県、日本赤十字社等から町に対して義援金の配分があった場合、町は委員会の方針に準じて、速やかに被災者へ配分を行う。
- (2) 個人団体から町に対して寄託された義援金の配分については、自治会長、民生児童委員その他関係者の意見を聞き、実情に応じた配分を行う。

第3 町外被災地に対する義援金の受入及び配分

1 義援金の受入

- (1) 福祉班は、他市町村で大規模災害が発生した場合、県や日本赤十字社奈良県支部等の義援金募集機関と義援金募集の実施について協議する。
- (2) 町において受付窓口設置する場合は、第2 1に準じて募集を行う。
- (3) 寄託された義援金は、義援金募集機関に直接又は振込にて送金し、その義援金額等の広報を、町広報等を利用して行う。

第6節 激甚災害の指定に関する計画

町は、激甚災害が発生した場合、速やかに災害の状況を調査し、実情を把握して、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定が受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。

担当班	危機管理室
主な関係機関	県

1 激甚災害に関する調査

本部長は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

2 特別財政援助額の交付手続等

本部長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたとき、事業の種類別に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

第7節 災害復旧・復興計画

「復旧」は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、原形復帰を基本とする活動であるのに対し、「復興」とは、災害以前の状態に戻すことにとらわれるのではなく、地域が被災前の状態に比してよりよいものとなるよう、暮らしと環境を再建する活動のことである。

町は、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復興を図るため、主役は町民であるということを念頭のもと、障害者、高齢者及び女性等の参画を求め、多様な視点から新しいまちづくりを促進する。

担当班	全班
主な関係機関	県、国

第1 復興計画の策定

町は、被災地の復興にあたり、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・町民生活を目指し、発災後、復興の主役である町民各層の意見を踏まえて復興計画を策定する。

1 復興計画

町は、被災規模等に応じて必要と認められるとき、県の示す復旧・復興基本方針（復旧・復興ビジョン）に基づき、広く町民等の意見を踏まえて、復興計画を策定する。

2 事前の復興対策

被害復興にあたり、限られた時間内に復興に関する意思決定、都市計画決定や人材の確保等の膨大な業務を実施する必要がある。町は、県と協力し、復興対策の手順の明確化や復興に必要となる基礎データの整備等、事前に確認・対応が可能なものについて整理し把握する。その際、計画的な復旧・復興を進めるため、必要に応じて国（国土地理院）から提供される計画的復興の基盤となる地理空間情報を活用する。

また、地籍調査の未実施による権利調査の遅れから復興計画の策定や事業に支障が生じることがあるため、平常時から地籍調査を実施し、特に被害が想定される地区や応急仮設住宅の候補地がある場合は、その地区を先行的に実施する。

3 町民の合意形成

地域復興の主体は、その地域の町民であることから、町は、早期にまちづくりに関する協議会等を設置する等、地域住民の意見等を反映させながら、復興計画のあり方から復興事業・施策の展開にいたる災害復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行う。また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図る。

4 技術的・財政的支援

町は、国や県その他関係機関に対し、円滑に復興対策を実施できるよう、必要に応じて、連絡調整や技術的支援等を行うための職員の派遣を要請する。

第2 復興対策体制の整備

町は、県と協力し、発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制（災害対策本部体制）から各種の復興対策を実施する体制へと円滑に移行（又は併設）できるよう、災害の規模等に応じて、適宜復興本部等の体制を確立する。

また、町は、以下の業務を必要に応じ、復興対策体制下において適宜実施する。

- 1 復興基本方針（復興ビジョン）の決定
- 2 復興計画の策定
- 3 復旧・復興対策に必要な情報及び復興状況の収集及び伝達
- 4 県その他の防災関係機関に対する復興対策の実施又は支援の要請

- 5 県の設立する復興基金への協力
- 6 復興計画の進捗管理
- 7 被災者の生活再建の支援
- 8 相談窓口等の運営
- 9 町民の精神的な安定を図るうえで必要な広報
- 10 その他の復興対策

第3 特定大規模災害からの復興

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。